

参考資料
(これまでの検討会の関係資料集)

目次

1. 議事要旨

- ・ 第1回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見…………… 1
- ・ 第2回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見……………11
- ・ 第3回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見……………21
- ・ 第4回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見……………33

2. 資料

○第1回食品産業の持続的な発展に向けた検討会

- ・ 【資料1】開催要領……………45
- ・ 【資料2】食品産業をめぐる情勢……………49

○第2回食品産業の持続的な発展に向けた検討会

- ・ 【資料】食品産業の持続的な発展について（これまでの検討状況等）……………73
- ・ （参考資料）これまでの検討会及びプロジェクトチームでの意見……………89

○第3回食品産業の持続的な発展に向けた検討会

- ・ 【資料】食品産業の持続的な発展に向けた対応方向（案）……………101

○第4回食品産業の持続的な発展に向けた検討会

- ・ 【資料】持続可能な食料システムの実現に向けた法制度等について（案）……………121
- ・ （参考資料）食品産業に対する予算措置……………137

第1回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見

令和5年8月31日

○全国農業協同組合中央会 馬場専務理事

食品産業をめぐる情勢について、大きな変化があると改めて実感した。特に食料輸入においては、世界における日本の地位が低下しており、安い農畜産物をいくらでも安定して輸入できる時代は過去のものとなったと改めて実感している。

例えば、加工業務用野菜の国産割合は約7割で、輸入割合は約3割である。今後、国産比率を一層高めることが食品産業の持続的な発展においても、また、食料安全保障の観点からも大切と考えている。

野菜の生産においては、加工業務用が6割近くを占めているため、食品産業の持続的な発展は生産現場に対しても非常に重要と考えている。再生産可能な価格の実現は、実需者から求められる品質に対応し、かつ環境・人権等に配慮した原材料を安定的に供給できる優良な産地を育てることにつながり、ひいては、多様なステークホルダーから成る食品産業の持続的な発展につながると考えている。

本検討会の委員は、それぞれ立場は異なるが、議論を通じて互いの現状や考え方をすることで相互理解が進み、協調できる点も増やすことができると考えている。

○全国農業協同組合連合会 桑田代表理事専務

食品産業の持続的な発展というゴールに対し、生産を取り巻く環境には相反する状況が散見されている。例えば、2024年の物流問題、資源・エネルギー価格の高騰、人口減少と人手不足、円安等、強い逆風が吹いている。海外のように経済成長により賃金が増加すれば、コスト上昇分が価格転嫁されても消費者がこれを負担することは可能となるが、経済停滞が長く続いた我が国においては、このような状況を短期間に作り上げることは困難と考えている。

資料に挙げられた7つの検討事項の方向性は妥当と考えている。しかし、この検討事項が世の中にしっかりと浸透し、相互にかみ合い、全体として帳尻が合うというレベルに至るのは、世の中が変わるという次元の話であり、相当の時間がかかる。7つの検討事項はよく練られたものであるが、現在の環境の中でダメージを受けつつある関係者が、世の中が変わるまで持ちこたえることができるのか危惧される。

食のサプライチェーンを構成する関係者の規模感、体力、持久力はそれぞれ異なり、一つでも無くなれば、食のサプライチェーン及びバリューチェーンが途切れる。本検討会の場が協調できる分野の協議であるということ十分に理解しているが、ダメージを受ける関係者をしっかり支えるという考え方が必要である。

○日本農業法人協会 紺野専務理事

当協会の農業法人白書によれば、近年の当協会会員の主な経営課題は、資材高騰、労働力確保、農産物の販売価格である。また、経営上の主なリスクは、生産コストの上昇、生産物価格の下落、労働力不足、為替相場である。

特に、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻、そして円安等から生産コストの高騰が会員の経営

に深刻な影響を及ぼしており、昨年はコスト高騰の緊急調査を2回実施した。調査の結果、持続的な農業生産に向けた対策として、原材料調達国の複数国化など生産資材の安定的な調達や国内の未利用資源の活用等を会員は想定している。また、安定した食料供給責任を果たすためには、利益が見込める農産物の生産や、需要に応じた生産体制の構築を挙げている。この調査結果は、マスコミ各社でも取り上げられている。食品産業において、今後国産農産物の利用が高まることであっても、減退することはないと考えている。農業生産サイドの経営実態や経営課題を理解いただくとともに、食品産業と農業がともに持続的に発展していくため、学識経験者も加えて産官学で知恵を出し合って議論が深まることを強く望む。

なお、今年3月には、本日の会議資料にある人権尊重に関して、当協会における人権方針を策定し公表している。

○食品産業センター 荒川理事長

我が国の食料産業システム110兆円の中で、食品製造業は約40兆円を占める産業であり、原材料のうちの約7割は国産の農林水産物を調達している。同時に、国内の農林水産物の需要先の6割から7割が食品産業に来ており、農林水産業と食品製造業は敵対する関係ではなく、車の両輪としてウィンウィンの関係にあるべきと考えている。この両者が発展していくことで食料システムが安定し、食品産業が発展するものと理解している。

食品メーカーの状況については、98%が中小零細企業であり、多くは地場の農林水産物を処理・加工し、付加価値をつけて販売している。残りの2%が大企業であるが、世界の食料産業という観点で見ると、国際展開をしている大企業に比べれば圧倒的に規模は小さい。このような食品産業に対して、大きな環境変化が起きており、原材料やエネルギー価格の高騰、最低賃金の引上げといったコストの増大、コロナ禍からの回復過程における労働力不足、脱炭素等の環境対応、生物多様性への配慮、人権等、新しい課題が山積している。食品製造業においても、みどりの食料システム戦略の数値目標に向かい、生産性の向上やフードテック技術の開発等に取り組んでいる。

今回の検討会では、食料システム全体の関係者が協調領域において最大利益を享受するという、大きな方向性が検討されることを期待している。政策的な支援は、一つの当事者だけが裨益するような場合、食料システム全体にひずみが生じ、持続可能性を実現できないと考えている。例えば、国産原材料の調達は各方面から求められているが、生産サイドにおいても、品質・量の両面において国産農林水産物の安定的な供給を実現する必要があるとあり、価格面においても中長期的に国際的な原材料価格として競争ができるような体制が必要である。

○明治ホールディングス株式会社 池田副部長（古田委員代理）

食品産業が直面している様々な課題について、食料システムを構成する関係者が参画して議論し、持続可能な食料システムの実現に向けて対応を検討する場が設けられたことは有意義である。

当社は自然資本が重要な経営基盤であり、事業活動を通じて生物多様性を保全し、生態系の維持に貢献することは重要な経営課題である。また、検討事項の中にある環境や人権に配慮した原材料の調達に取り組んでいるが、通常よりもコストがかかるため、その持続可能性を確保するためにはお客様のご理解が必要である。適正な価格形成に関する協議会とも連携することが非常に重要になると考えている。

本日示された様々な課題は、個社では対応しきれない課題であり、各社協調して対応すべきと認識している。

本検討会の検討結果を国際ルールメイキング等にも反映させ、主導していけるように政府として取り組んでいただくことを期待する。

○株式会社一ノ蔵 浅見相談役

50年間で清酒の消費量は5分の1に減っているが、米の使用量は5分の1に減っていない。これはアルコールを多く加える酒造りから純米酒や吟醸酒のような酒造りに切り替えていった結果であり、例えば、純米酒はこれまでの酒造りの4倍の米を使用する。現在、地酒が各地で生産されており、高品質な酒が海外にも輸出されていることから、地方メーカーとしては高品質な酒に活路を見出していくことが一つの大きな道だと考えている。

高品質な酒を造るには、高品質な米を作る必要があるが、承継される農地は良い立地でない場合もあり、課題となっている。食料自給率は38%であり、食料安全保障も話題となっているが、一方で、耕作放棄地も多く発生している。農産物の適地適作を考えた利用可能な耕作面積が分かれば、食料安全保障の考え方の基礎になると考えている。

温暖化の原因はよく分からないが、農産物に関しては、炭酸ガスが多い方が良い環境ではないかと考えており、これを上手に利用していくというプラスの発想で考えていく必要がある。

○株式会社シグマクシス 田中常務執行役員

7つの検討事項が挙げられているが、テクノロジーをうまく活用することによって、こうした課題は解決できると考えている。例えば、世界の食品市場の確保については、新しい冷蔵・冷凍技術やバイオエンジニアリングを使ったような原料の開発等が活用可能であり、まだ安全性が分からないが、いずれそのような技術が世の中に浸透してくると考えている。フードテックは、怖いとか、何か分からないと不安に思われるが、50年前も実はフードテックがあり、今まで見たことがないものから食品が開発され、生活者が求めるものとして世の中に浸透していった。テクノロジーは伝統とバッティングするという考え方ではなく、テクノロジーは時代とともに進化してきているので、世の中にどのような技術があり、どのような技術が現代の文脈に合ってくるのか、考えていくことが重要である。

テクノロジーの種は、大手企業に限らず、実は各企業に眠っている。例えば、日本のおいしさの設計技術は、世界中から求められており、日本がしっかりとナレッジ化・IT化を図り、世界に発信していくべきだが、取組を進めていく場がない。スタートアップは、大学等とともにその技術を広げていこうとしているが、孤軍奮闘の状況である。過度なインフレは良くないが、体験の価値に対して適正な対価を求めることは必要であり、そのようなことができる技術・技・文化が日本にはあるので、どのようにしたら生活者の購入につながるのかを考えていくことが重要である。重要なポイントは食の多様な価値であり、食べ物は通常、食費から支出されるという考え方だが、人とつながるための食事、自己実現の為の食事等、新しい食の価値を広げていくと、食費以外からの支出にもなる。

○株式会社スペックホルダー 大野代表取締役社長

食料分野への投資が活発なのが IT 系企業であり、google、アリババ、テンセント、ソフトバンク等も、食料の生産や物流、小売、フードテック関連、アグリテック関連の企業へ数兆円から数十兆円を投資している。このような投資による資金を得て、食の生産から流通に至るまでの領域に参入し始めている。例えば、中国では 26 階建の養豚場を建設し、120 万 t の豚を自動で生産する仕組みを整備している。

日本の生産現場は厳しい状況で、まさに国家の危機である状態にもかかわらず、コスト高騰化に対する抜本的改革や対策ができていない状態。燃料やエサ代が高騰した際の補填では抜本的な解決になっていない。今、生産者にヒアリングをしているが、畜産に関しては多くの企業が既に赤字の状態、国内トップの養殖業者でも来年には赤字に突入する見込みという厳しい状況であり、これからは新しいテクノロジーを使った育成方法等の効率化、餌の代替化を短期的・中期的に取り組む必要がある。それだけではなく、肥料、飼料、魚粉、種、エネルギーをどう確保していくかは重要であり、これから世界中で需要が増加する中、国として対策の検討を進めるべきである。

そのためには、海外の国がどんな政策を実施しているのか、どんな技術を活用しているのか、それらの状況等を分析する必要がある。また、日本国内においては、今まで地域経済を支えてきた産業クラスター分析が非常に重要であり、各地域の産業クラスターを守って行かなければ、地域が衰退してしまう。強みである産業クラスターを活かした事業を横展開できるように、分析、解析をしていくことが重要である。

出口戦略の検討も重要。例えば、原料が高騰化したときに、高騰化した部分を単純に負担するだけではなく、その値上がりした分を価格に上乗せするが、スーパーでポイント還元する場合にポイントの原資を負担するなど、需要を喚起するような出口戦略などの対策も必要である。

○ODAIZ 株式会社 杉山顧問

当社は、スタートアップとしてフードテックに取り組み、食の分野でイノベーションを起こし、社会的な課題を解決していくことを中心に据えており、食料不足の対策として、大豆をはじめとした植物の種子を発芽させて動物肉に近い味を出す技術により、この分野にイノベーションを起こす取組を行っている。

伝統ある食品産業には、非常にしっかりとした商習慣があり、例えば食品安全の部分において、大企業と組むことによって、我々のレベルを引き上げてもらっているという実態があるが、別の側面においては、従来の商習慣にスタートアップがなかなかついていけない現状もある。大方の部分において、伝統的な食品企業の動き方をスタートアップも目指すべきであろうが、合わない部分もあると思われる。特に地方のスタートアップは、人材を含めたりソースに余裕がない中で課題に取り組んでいる一方、スタートアップであるからこそスピードは非常に早く、新しいことに次々と取り組んでいるという側面がある。

こうした背景から、食品産業のサプライチェーンの主要な参加者である皆様に加えて、本検討会にスタートアップも参加することは意義深いと思われ、挙げられている検討課題の解決にスタートアップも寄与できるところは大きいと考えている。

○全国中央市場青果卸売協会 出田専務理事

国産の青果物の8割が卸売市場を經由しており、卸売市場は青果流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしているため、当業界としては、7つの検討項目のうち輸出の拡大や原材料の安定調達、特に野菜の業務・加工向け需要へ対応の面で貢献ができるのではないかと考えるが、何と申しましても物流問題に関心が高い。政府としては、農林水産省が今年の3月末に青果物流通標準化ガイドラインを取りまとめ、6月には閣僚会議で政策パッケージを策定して取組を進めており、検討段階よりも取組段階に近い状態と認識している。青果の卸売市場は全国で50市場、38都市に所在し、令和4年度は、野菜で約570万トン、果実で約160万トンもの青果が全国の産地から集荷されており、これらの物流がどうなるのか、大変強い危機感を持っている。物流問題の課題を解決するために、業種横断的な川上から川下までの全体最適を目指す取組が必要不可欠であり、特定の業界に負担を押し付けるような個別最適の取組では問題の解決にならないと考えている。

また、卸売市場を物流拠点として活用していくという意味で、施設整備に政府として力をいれていただきたい。

○食品等流通合理化促進機構 村上会長

コロナが発生して3年半が経過し、ウクライナの戦争が始まった中で、マクロ的に見ると、フードサプライチェーンは、国内でも国外でもその機能を果たしてきたと考えている。

サステナビリティには経済的なサステナビリティと、地球環境のサステナビリティがあると認識しているが、国内におけるサステナビリティだけでは成り立たず、海外を視野に入れたサステナビリティを考える必要がある。

日本経済は、非常に海外依存の高い経済であるので、海外におけるサステナビリティの動きにきちんとアプローチし、それを踏まえた活動をする必要があり、日本の農業もエネルギーや資材など様々なものを海外に依存しており、国内だけで議論しても意味がないと考えている。

消費者の視点で考えると、豊かな食生活を維持できるのかということであり、適正な価格を維持できているかということが大事であるが、市場のメカニズムを無視したやり方は難しく、長続きしないので、市場に対する介入というのはできるだけ少なくするべきである。

流通の立場から申し上げると、サステナビリティを維持する上で、川上・川下それぞれのプレイヤーに依存する部分が多々あり、物流そのものには2024年問題もあるが、その課題解決のために、流通や小売分野で合理化を図って行く必要がある。

政府でも、パレットの共通化や電子化など様々な課題対応に協力いただいているが、地道な取組が非常に重要であり、日本の食品産業は中小零細企業が多いことから、そのようなプレイヤーに対する配慮も非常に大事である。

○全国青果卸売協同組合連合会 井出専務理事

仲卸業者は小さな会社が多く、当連合会に加盟している会社は大体が10人～20人程度の規模である。

仲卸業者から挙がる課題は大きく2つであり、1つは、年々取扱高が減少していることで、頑張っているが先細りの状況である。

もう1つは、従業員の人材不足であり、それなりの金額を提示し求人を行っても中々応募者がおらず、最近では青果市場専用の求人サイトを立ち上げて求人を行っているが、思うように人が集まらない状況である。

この持続的な発展に向けた検討会が、仲卸とどう関係しているのか疑問を持っていたが、よく考えると検討事項のそれぞれが、取扱高の先細り、あるいは人材不足等、仲卸業者にも関連のある課題であると考えられる。

○日本加工食品卸協会 時岡専務理事

協調領域における全体最適の重要性について、個別企業では対応できない課題が多くなっている中、過去に競争分野であった領域が現状では協調領域となり、加工食品流通業界では、持続可能な物流の構築が大きな課題として、サプライチェーン全体の商慣行の見直し等の取組を進めている。競争と協調は、部分最適と全体最適とも言い換えることができるが、全体最適につながる企業の取組を更に促していく必要があることから、本検討会では、協調領域の特定とその領域における企業間の共同・協力のあり方を検討していく必要がある。

食品流通におけるサイバーセキュリティの重要性について、各業界でサイバーテロが頻発する中、加工食品流通業でもサイバーセキュリティの確保は重要との認識が高まっており、実際にシステムがハッキングされた場合、物流を含めた食品供給に大きな影響が生じることから、各企業とも相当なコストを掛けて防御態勢を構築している。食品流通を重要インフラと位置づけ、サイバーセキュリティに関する国としてのバックアップが必要である。

○全日本トラック協会 若林理事長

2024年問題は来年に迫っているが、この議論は以前より問題となっていた構造的な話であり、来年突然起こる問題ではない。

物流業界は、全産業平均の8割程度の賃金で、2割増程度の長時間労働であることから、当然、人がいなくなり、若い人が入らず、高齢化が進んでいる状況にある。

こうした状況の中で、労働時間の上限が厳しくなれば、労働者として供給できるサービスが減るため、このままでは従来どおりのサービス供給ができなくなることを危惧している。

他の委員からも発言があったように、人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定の際にはドライバーの過酷な労働環境の問題も盛り込むべきであり、ドライバーの労働環境改善は時間がかかる課題だと指摘されている。また、今年6月に取りまとめられた物流革新に向けた政策パッケージにおいても、ドライバーの労働環境の待遇改善や、そのための標準的な運賃・料金、いわゆる荷待ち時間、荷役作業に対する対価も含めて頂くことができるよう、議論されることとなっている。

農産物については、地方から農産物を積んで行った帰りのトラックにできるだけ荷物を積めるような形にすれば効率が上がる。また一方で、輸送時間が長くなると、2024年からの新しい労働法規に抵触し輸送できなくなるため、途中で交代要員を作る等の対策が必要である。

秋田では、県内の農産物を一か所に集めて積み替えてから、幹線輸送を別のトラックで運ぶ実証実験も始まっており、荷主と一緒に、ウィンウィンの形で2024年問題を乗り越えようと模索している。

○日本チェーンストア協会 牧野専務理事

生産性の向上と労働力確保は非常に大きな問題である。労働力確保については、特定技能を小売業でも利用できるように関係団体と一緒に検討を進めている。

当協会の会員の中には、海外展開しているところもあり、足元の大きな問題は ALPS 処理水の放出に伴う中国問題であり、政府にはしっかり対応していただきたい。

また、輸出を図るうえではこのような思わぬリスクもあることを念頭に議論を進めていく必要がある。

○日本スーパーマーケット協会 江口専務理事

生産性向上と今ある労働力をいかに活用するかが重要であり、外国人労働者の活用も考えなければならぬ。

自社だけの最適化、個別の最適化では全体は流れないことから、全体の最適化を追求して我々の業界も変わっていくように関係団体と常に意見交換と情報交換を行っている。

○全国スーパーマーケット協会 島原常務理事

スーパーマーケットの企業数は約 920 社であるが、15 年前は 1500 社あり、600 社減と寡占化が進んでいる。

また、内訳を見ると、500 億円以上の大企業は全体の約 15% で、店舗数別に見ても 10 店舗未満の中小スーパーが全体の 65% を占めており、先進国と比べると日本のスーパーマーケット業は非常に中小企業が多い。

外国人材や、物流の効率化は他の業界と協力していく必要があると考えており、特にスーパーマーケットは、人口減少の中で、持続的に発展していくのは難しい業界だと捉えているため、サプライチェーンを構成する関係者と協業ができるようなことを含めて検討していきたい。

○日本フランチャイズチェーン協会 大日方専務理事

コンビニエンスストアの店舗数は全国で 5 万 5 千店超となっており、国民の生活インフラとしての役割を担っていると考えている。

その役割を踏まえ、昨今の様々な地球環境問題に対し温室効果ガスの削減や廃棄物の削減等をはじめとする環境負荷の低減や、持続可能な商品の開発、調達として GAP 認証を受けた生産者との取引等の取組を進めている。

食品廃棄物削減では、農林水産省と連携し“てまえどり”の取組を全国の店舗で実施するとともに、日配品から冷凍食品にシフトする取組等、2024 年問題対策としても進めており、持続可能な社会の実現に向けた取組を広げていきたいと考えている。

○日本フードサービス協会 金丸専務理事

現在の外食業界の最も喫緊の課題は人手不足問題であり、サービスを伴う当業界には人材が必要だが、募集をかけても人が集まらず、またパート・アルバイトの人件費も増嵩しており、回復傾向の外食需要に対応できない状況である。今後も労働力人口の減少が続くと予想されることか

ら、労働集約型の外食産業では、労働力確保対策と店舗の自動化・機械化・省力化・省人化等に取り組んでいく必要がある。

将来に向けた労働力確保対策としては、令和元年から実施されている特定技能1号制度、今年度から実施される2号制度を活用して、外国人材でも労働力不足を補っていく。

また、店舗の自動化・省力化の対策としては、DX等を推進する中で、厨房での作業や配膳、決済等フロア作業の合理化・効率化に取り組んでいく。

外食産業の海外展開については、今後は、日本食レストランの出店を進めるために、現地での人手不足、人件費の高騰等の問題に積極的に取り組んでいく。

検討事項にもある食農連携については、当協会では、会員社のバイヤーの参加を得て産地を回る産地見学会・商談会や、バイヤー、生産者等を集めて開催するフードサービスバイヤーズ商談会を実施しており、いずれも生産者と外食事業者を新たな取引に結び付ける地道に息の長い取組として実施している。

○日本惣菜協会 今里副会長

労働力不足から作れない・運べない・売れない、その結果売上減少というのが今の状況であり、持続的な生産量・物流量・販売量の安定的な維持が必要である。

単価の議論はパイの奪い合いにしかならないため、検討会では生産量の増大に向けた議論をすべきであり、総収入の拡大に焦点を当てた議論をやっていくべきである。検討会においては、規制や法制度の見直し・再整備等の議論も必要である。

協調領域に関して行政の呼びかけもあり、業界を挙げて取り組み始めているところであり、例えば規格書データの電子化・標準化やバックアップデータの共通化は協調して推進すべきだが、特定の立場の者が声を上げるとどうしても角が立つことから協調領域の仕組みづくりについては政府の指導力を期待している。

○日本べんとう振興協会 嵯峨専務理事

コンビニエンスストア業界は日配品を扱っているため、作りだめができず、24時間365日の体制でおいしく安全・安心で価格・品質が均一化された商品を、安定的に全国津々浦々に供給しなければならない。

このような特徴を持つ大きな課題は、この検討会でも整理されているとおり、特に物流の効率化、廃棄ロスの削減、人手不足への対応も含めた生産性の向上である。

農林漁業に従事されている方の多くは人口減少が激しい地域に居住しており、食品産業の持続的な発展は日本に住む人の食生活の持続的な向上がなくては達成できないと考えられる。

○全国消費者団体連絡会 郷野事務局長

環境配慮に関する表示について、認証マーク等によって「見える化」を推進し、環境や人権に配慮した商品を提供する事業者が増えていくことは歓迎するが、環境に配慮していると見せかけて、商品やサービスを提供する「グリーンウォッシュ」も問題になっている。

エシカル消費を推進するためにも、認証ラベルの目的や意義、取得の基準等について整理し、消費者を誤認させることがない分かりやすい表示の運用が必要である。

事業者による商慣習の見直し等、食品ロス削減の取組をしても発生してしまった食品ロスについて、フードバンクや子ども食堂等への寄付が進むよう海外の事例等も参考に納品期限や品質基準、適切に商品や食材を扱った際の免責の制度やガイドラインの策定等、具体的なルールを官民協働で検討いただきたい。

栄養改善事業推進プラットフォームに海外の事例があるが、日本国内でも栄養不良の二重負荷が課題となっており、栄養改善の取組は不可欠である。フードテックの役割、必要とされる背景は充分理解できるが、消費者の不安に対応するためにも、リスク評価・リスク管理や適正な食品表示制度のルール作りが必要であり、消費者に誤認させる不当な表示の監視指導の強化も必要である。

原材料の安定調達については、消費者の行動変容も考慮し、国産と輸入のバランスのとれた原材料の安定調達や、国産切替えにあたっては、担い手の支援、食品加工技術の促進への支援等も必要である。

○主婦連合会 柿本副会長

環境配慮に関する表示の推進に関しては、有機 JAS はコーデックスのガイドラインに準拠しており、また、水産エコラベルが付されている商品は、私たちの身の回りにはまだ少ないが、どちらも環境配慮に関する表示として、消費者に対する見える化を行うことは非常に重要と考える。

食品ロスの削減に関しては、「食品ロスの削減にご協力ください」というコメントが書かれた値引きシールや、「前の商品からお取りください」という表示が書かれた棚が見られるなど、商習慣の見直し等が進んでいるが、消費者の行動変容のためにより一層の取組が必要と考える。

日本発のフードテックについては、アメリカや EU の企業が特許のほとんどを持っていると聞いている。日本のフードテックは厳しいとの見方もあるが、持続可能な食料供給の一分野として研究を進めるとともに、リスク評価・リスク管理なども平行して遅滞なく進めていただきたい。また、表示の在り方や価格等も大変重要と考える。世界における最新の知見なども収集して消費者に知らせていただきたい。

原材料の安定調達については、国内農業の強化が必要であり、食料の安全保障にもつながる非常に重要な問題である。農業と食品産業のより一層の連携強化などが必要と考える。

○日本生活協同組合連合会 二村常務理事

人権については、消費者を含めたフードチェーン全体を視野に入れる必要があり、開発途上国における児童労働等の問題に加えて、国内においても、外国人研修生の問題等、人権にかかわる課題は存在すると考えている。本検討会において人権デュー・ディリジェンスに関する論議を行う場合には、国内外を問わず生産から消費までを幅広く対象として、検討していくことが必要である。

大豆を用いた代替肉やゲノム編集食品、細胞培養肉などのフードテックについては、メディアでも注目され消費者にも認識されるようになってきているが、食の安全・安心の確保や価格・表示の在り方等について、消費者の視点を取り入れて進めて行く必要があり、双方向でのコミュニケーションを通じて、市場が醸成されていくことが望ましい。

原材料の安定調達については、国内需要が高く輸入依存度の高い小麦・大豆や飼料の国産化が

必要であり、安定生産・安定供給を支援していくことが必要である。国産農産物の積極的な利用につながるよう、多様化する消費者や実需者のニーズに応じて行われることが必要であり、フードチェーン全体での連携・協力が重要である。輸入の安定化においては、多くの消費者に向けて広く、分かりやすい情報発信に努め、消費者が過度な不安に陥らないようにすることも必要である。

食品産業における生産性向上の取組は、小売の現場における改善の取組とともに、物流の効率化等を総合的に進めていく必要がある。

第2回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見

令和5年12月22日（金）

【意見交換】（発言順）

○一般財団法人食品産業センター 荒川理事長

第1回検討会が夏に開催されて以降、3つのプロジェクトチームが設置されて8回の検討が行われたことは、誠にありがたいこと。第1回検討会でも申し上げたが、このように食料システムの関係者が皆集まって率直な議論をすること自体、これまでなかったことだと思うので、こういう形で継続していただけたらありがたい。引き続き、食料システム全体がうまく回るように、それぞれの協調領域について最大の利益が享受できるような形で行政を進めていただきたい。

最後に説明のあったP27,28の今後の進め方については、基本的には説明いただいたような方向で進めていただけると良い。最近の課題と国際競争力強化の2つに分けて意見を述べたい。

今までの食品産業政策については、基本的には我々民間部門に色々任せていただいて、行政より後押しをしていただく形で進んできたと思っているが、最近、先ほどお話があったように、環境や人権など色々と新しい課題が出てきている。このような課題については、従来の手法での支援だけではなかなか上手くいかないこともあるので、是非一步踏み込んだ形での国の支援をお願いしたい。従来、食品産業施策については、中小企業庁による中小企業向けの金融・税制のようなアプローチが多かったが、新たな課題は中小企業に限らず食品産業全般に関わるので、是非とも企業規模にかかわらず広く支援をお願いしたい。

2つ目の国際的な課題についてだが、今回大変心強く思ったのは、国際的なルールメイキングについて農林水産省がしっかり対応していただけると明らかにしていただいたこと。「国としての対応方針を示し、国がイニシアティブを取ってルール形成に関与する」という対応方針が示されたことは大変心強い。環境も栄養も現時点では、我が国は低評価となっているが、なかなか日本の実態にそぐわないようなルール化が先んじて行われていることに起因する面も大きいわけで、是非そういう面での行政としてのルールメイキングに取り組んでいただければと思う。言わずもがなだが、輸出・国際局という局もできたわけで、輸出を成功させるためにも、各種ルールメイキングが必要だと思う。新事業・食品産業部と輸出・国際局の連携を強く願います。

最後に、今日の議論とは関係しないが、先ほど話のあった特定農産加工法の延長の関係については、私どもの業界として要望をしていたもの。特に現下の国際情勢の変化に即応できていない部分について税制改正大綱でも拡充・延長の方向が検討いただけたと認識している。来年の通常国会で早期成立を期待している。

○一般社団法人日本惣菜協会 今里副会長

これまでの検討の中で、自身を含めて、業界の中から入れ代わり立ち代わり提言したことを広く拾っていただき感謝。このことを踏まえて、今まで申し上げてこなかったことも含めて少しだけ補足的に申し上げる。

食料産業の持続的な発展ということで、この会を農林水産省でやるからには、政府として農水省がやるべきことが多いのだろうと思う。政府の機能の一番は何かと問われると、規制であり、この部分の対応は期待せざるを得ないのではないかと思う。規制される側の話として、コンテナやクレートの話などは資料に記載していただいているので割愛するが、同時に必要なのは規制の緩和。私どもは農水産物のユーザーとして加工に携わっている中で、食料の原料の安定確保に四苦八苦している。皆様がすごく努力されている中で、仕組みの問題は避けて通れない。生産者の方々

を守るために作られたはずの政策が、結果として硬直的な運用になってしまい、生産者からの安定的な供給に支障をきたすばかりではなく、農山漁村の発展の障害になっている面もあるかと思う。関係者も幅広いため個別の議論はしないが、規制緩和についても検討していただきたい。

3 つ目は、省庁横断である。食料産業についての省庁横断についてはすごく書かれていてありがたいと思っているが、私ども事業者・生産者・加工メーカーとして、あくまで喫緊の課題は 2024 年問題。これは国交省が主に担当していると思う。他には、今まさに必死でお願いをしている最中の外国人雇用の話で、これは厚労省や法務省かと思う。そして何よりも少子化、人口減少対策。人口減ありきでいくら対策を立てたところで、日本の将来が明るくなる未来はなかなか描きづらいので、これに対応する必要があることは皆さま賛同いただけるのではないかと思う。このことは各省庁が連携して、日本国・日本人全体で取り組むべきだと思う。

最後に、規制だけではなく、認証制度のようなものの有効活用をお考えいただけないか。現場レベルで話が出るのが、外食産業の中の和食について、世界遺産にはなったが、和食の認証制度がない。世界中のどこに行っても和食はあるが、実際に出てくるとこれ何だと思うようなものが出てくるとというのが皆様の共通の認識だと思う。例えば認証のようなものがあれば、私どものような加工メーカーにも一次製品の生産者にも利益があり、何よりも日本そのもののブランド価値や生産性の向上にもなると思われる。規制の強化だけではなく、何か新しいプラス方向の検討もしてほしい。

○一般社団法人日本惣菜協会 今里副会長

規制緩和について一番困っているのは昆布。昆布のヨウ素の検査があり、検査を終えたものしか仕入れられないのだが、検査を実施する日が限られているので、実際に行くとなるとたくさん植わっているにも関わらず、出荷されずに手に入らない状況。

○一般社団法人全国農業協同組合中央会 馬場専務理事

7つのテーマの中から2点に絞って意見を申し上げる。

まずは原材料の安定調達について。安価な農産物を安定して海外から輸入するというのが困難になる中で、国産比率を高めていくことが、食品産業の持続的な発展においても、あるいは食料安全保障の強化の観点からも求められていくものと考えている。食料安全保障 PT に参加した際にカルビーさんからの報告を聞いた。そこで「生産者側における生産資材のコスト増の中でどうしているか」とカルビーさんに質問したところ、「2年連続で馬鈴薯の買い取り価格を上げている。消費者の理解を得ながら商品価格に反映させた。」とのことだった。我々生産者側から見ると、今は異常気象が頻発しており、なかなか難しい条件下ではあるが、県域を越えた産地間の連携なども含めて、実需から求められる安定した品質・量の農産物の供給ができるよう、食品産業の皆様と連携して、その役割を果たしてまいりたいと思っている。

2点目は物流について。物流 2024 年問題については JA グループとしても、このままでは農畜産物等を消費者に届けられないリスクがあるという認識の下で、政府の物流革新パッケージ、ガイドラインを踏まえて物流改善の取り組みを進めている。具体的には、荷待ち時間の解消や積載効率向上を図るため、JA の域を超えた「産地ストックポイント」や県域を越えた「広域のストックポイント」の設置に向けた検討をすすめている。産地における既存の物流施設は、ガット・ウルグアイラウンド等の対策を活用して建設したものが多く、いずれも建設から数十年が経っている。老朽化が進んで、再編・整備・更新時期を迎えている。これを機に、農業における物流対策においては、産地における施設の抜本的な再編・整備を進めることが不可欠ではないかと考える。農水省には強い農業づくり総合支援交付金や、産地生産基盤パワーアップ事業など、物流に係る

施設整備関連予算については一層の後押しをお願いしたい。また、物流の効率化の観点から、等級・規格の集約・簡潔化というのが文章の中に出てくるが、これは大変必要なことであり、生産現場においては、選果における省力化が図られ、流通段階においても市場における仕分け作業が簡略化されるなどの効果が見込まれる。ただ、産地サイドからすると、一部の産地だけで取り組むと買ったときなどの懸念もある。サプライチェーン全体での理解醸成、国全体として取組がすすむよう、その機運醸成も含め、国の主導についてお願いしたい。なお、物流コストについては、効率化に向けた掛かり増し経費の増加に加えて、政府が標準的な運賃水準を引き上げると言う話があるが、いずれにしても今後物流コストが上昇することが想定される。この物流コスト上昇分の負担が産地に集中することがないように、適正な価格形成の議論も含めて、フードバリューチェーン全体で負担・転嫁できる仕組みが必要だと考える。

ODAIZ 株式会社 杉山顧問

論点整理における海外展開やフードテックについて経緯や状況認識の説明の中で、「他の製造業に比べても低位」や「国際的に後塵を拝する状況」といった、やや厳しめの認識があった。一方、世界的に見て、相対的には日本の食文化・食品に対する憧れや安心・安全への評価が高いということは言えるのではないかと。食品分野は日本が競争力を持った数少ない分野であり、特に地方にとっては大事なカードと思っている。海外では「日本の食品・食べ物」というだけで、いいものと見られていると感じる。

熊本出身でサンフランシスコ在住のフードテックの専門家である外村仁さん曰く、フードテックはシリコンバレーでもせいぜい10年前に出てきた概念で、ITやバイオで成功した方が食の分野に移って活性化したことで、おいしく豊かな食文化が出来てきた。食文化は日本のお家芸として海外に対して相対的に優位性がある中、外国企業が急速にキャッチアップしてきている状況と捉えることもできる。

上記のとおり、論点整理の中では日本の食品産業に対してやや厳しめの現状評価も見られるが、もともと力を持っているものを弛まぬ努力を重ねることで磨き上げ、日本が戦えるブランドを育て、産業として飛躍させるという前向きにとらえることができる側面があるのではないかと考える。

農学部を有する東海大学熊本キャンパスと熊本県で、この夏にフード・アグリテック連携プロジェクトを立ち上げた。熊本はもともと農業県であり、従来の伝統を受け継ぐ農業に、テクノロジーや産学連携のスポットを当て高付加価値化させることができないかと考えている。価格面など難しい問題もあると思う。特に海外に行くと、食べ物が高い。一方、日本はすごく安いと感じることがあると思う。高付加価値化して適正な価格をつけていくことで全体を伸ばしていく道筋もあるかもしれない。

○明治ホールディングス株式会社 古田取締役専務執行役員 CSO

27 ページに記載のある、課題への対応については国として対応方針を示し、国がイニシアティブをとってルール形成に積極的に関与すると記載があり心強い。スピード感を持って取り組んでいただきたい。「1 環境、人権、健康・栄養」、「2 海外展開・輸出拡大」、「4 原材料の安定調達」に関係するが、我々は加工食品メーカーとしては下流部分にいる。上流部分の ESG やサステナビリティの取組についても加速していただかないと厳しいところがあると感じる。1 につい

て、現状では国際的な評価は低位と書いてあるが、ただ低位なだけでなく厳しい状況になるのではないかと危機感を持っている。我々は国産原材料、例えば酪農・生乳の調達があるが、ここにはいくつかの社会課題がある。たとえば GHG の排出、アニマルウェルフェア、外国人労働者などの課題がある。メーカーと生産者団体が連携して取り組む姿勢が必要であるが、残念ながら生産者団体に多少、温度差があると感じる。こういったところも行政でいろいろな取組を促進してほしい。

海外展開をする中では、日本の食材、加工食品は競争力があるが、環境や人権に配慮した商品にならなければ今後輸出できなくなるという危機感がある。EU では森林減少フリーの商品が始めて、森林減少にしっかりと取り組まないと輸入できないという規制ができつつある。これらへの対応も競争力の1つになっている。日本が得意なおいしいものを作って、品質も良いということに加えて、ESG やサステナビリティにも取り組んで、そこについてもクリーンな状況にしなければならぬ。こういったものをフードサプライチェーン全体で取り組んでいく必要がある。国としてご協力をお願いしたい。

○公益社団法人商品等流通合理化促進機構 村上会長

取りまとめではよく論点が整理されている。古田委員がおっしゃった問題は深刻な問題と考えている。先般、ワシントンのシンクタンクのセミナーで、森林保護に関するEUの規制によってブラジル大豆輸出ができるのかといった非常に深刻な問題があり、そういう転換期がいろんな面で見えてきているとのことであった。消費者までつながっているサプライチェーンの川上から川下までのルールメイキングに政府が強く関与したいということは非常に結構なこと。

国内における関係者の努力について話があった。政府としてのソフト面のインフラ整備、カーボンフットプリント、アニマルウェルフェアの認証規制などの国内のインフラ整備が非常に重要でないか。それに則って、国内の農業関係者や調達するメーカーが対応するという事になっていくことになろうと思う。

原材料の安定供給について書いてある2つもそのとおり。国産原材料の利用は結構なことであるが、そのためには政府あるいは農業サイドによる、ユーザーあるいは消費者が選択するための条件整備が必要。その最大のもは内外価格差でユーザーや消費者の選択にとって価格は大きい。基本法検証部会で出てきた整理の中で適正価格という話があったが、従来からガット・ウルグアイラウンド以降で言われてきた「価格は市場で決まり、所得は政策で対応する」というものがどこかにいってしまったというのが率直な印象。その辺を間違えると大変だと感じた。

海外については、コロナ渦・ウクライナ問題で多少の混乱はあったが、サプライチェーンはちゃんと機能していたというのが、大方の評価ではないか。海外に依存するものについては調達先の多角化を行い、サプライチェーンを維持することに注力することが必要ではないか。ウクライナで穀物輸出が不可になった際に、中国は南米の穀物で在庫を確保していた。日本も多角化に力を入れる必要がある。その観点で、特定農産加工業経営改善臨時措置法によって国際的な調達の多角化も併せて検討していくことは、よい方向ではないか。

物流問題については、サプライチェーンの強靱性を発揮していくために重要。民間が取組主体になると思うが、政府の役割も大きい。取引慣行、契約内容見直し、パレット統一、取引の電子化、モーダルシフト、ストックポイントのインフラ整備などの課題がある。既に整備されたもの

も活用しながら解決していく必要があるが、政府がイニシアティブを取って利害関係者の調整を行うことが大事だと思っている。その際は流通に多い中小零細への支援も政府で検討いただきたい。

○公益社団法人日本農業法人協会 紺野専務理事

本日示された今後の進め方の案と各課題について、的確に整理されていると考える。各課題へのアプローチについても、海外の動向の影響を受けやすい、あるいは、個社の判断のみに任せていては対応が進まないといった点を考慮した上で、国が関与する形で官民連携で課題解決に対応する方向性になっているという点も評価する。

これまでの会議を踏まえて、生産者サイドの団体として、本日の7つの課題のうち原材料の安定調達に関連して意見を述べたいと思う。

現在、基本法の見直しの議論が進められており、先日示された食料・農業・農村基本法の見直しの方向性の第1で、平時からの国民一人一人の食料安全保障について明記されている。新型コロナの大流行やロシアのウクライナ侵攻などにより、グローバルサプライチェーンの脆弱性が顕在化し、現在は中東情勢が不安定化しているなど、食料安全保障上のリスクが伴っていることは申し上げるまでもない。こうした中で、将来にわたって持続可能な食料システムを実現するためには、食料システムの川上である国内農業の持続性を維持・発展させていくことは不可欠であり、食品産業の国産原材料を積極的に利用拡大することも極めて重要だと考える。しかし、農業生産コストが上昇する中で、農産物への価格転嫁が進まず、農業経営を取り巻く環境の厳しさが増しており、2040年には現在の担い手が4分の1まで減少するといった試算も出てきている。

特に畜産・酪農経営は、経営すら困難になりかねない状況が差し迫っていると報道されている。したがって、本日15時に農林水産省畜産局長に「畜産・酪農経営に対する支援」というものを文書にて要請してきたところ。現在の検討会と並行して、農産物の適正な価格転嫁に関する協議会が開催されているが、そこでの知見が今後の政策にどのように活かされていくか注視してまいりたい。

農林水産省においては、検討会と協議会の連携を図っていただき、将来にわたって持続可能な食料システムの仕組みを一刻も早く構築させていくことを期待する。最後に、特定農産加工法の期限延長について話が出ていたが、この中には金融支援策も措置されており、国産原材料の利用要件も書かれていた。この仕組みは国産農畜産物の利用拡大という生産サイドにも資する有効な手段と認識しているので、生産サイドからも特定農産加工法の期限延長について、確実に措置がなされるようお願いしたい。

○一般社団法人全国スーパーマーケット協会 島原常務理事

食品産業の成長に向けた構造改革が必須な時期と感じている。社会構造の変化に即した持続可能な体制の構築が必要である。我々スーパーマーケットが今非常に困っていることは、国民に対し、第6のライフラインとしての食をしっかりと提供していかなくてはならない中で、人手不足の問題が非常に深刻であるということ。今回の進め方の課題の6番目にある、事業継続と労働力の確保について、当協会では来年度、この問題を再優先として捉えていきたいと考えている。資

料の 21 ページにおいて、食品小売業の技能実習、特定技能 1 号 2 号は全て×となっているが、食料品スーパーマーケット業界として特定技能制度への追加を要請しており、まさにこれをスーパーマーケット業として真剣に取り組んでまいりたい。人手不足を解消しつつ、国民にしっかりと食料品、生活必需品を届けるということで、スーパーマーケットの事業継続に理解をいただきながら、色々な体制の構築をお願いしたい。

○公益社団法人日本べんとう振興協会 嵯峨専務理事

食品産業の持続的な発展について、産業とは、発展とは何なのか考えながら聞かせてもらった。当然、食品産業はその業態を生業としている人、そして企業をどのように発展させていくか、海外展開や輸出について国際的な評価をどのように上げていくかを検討する必要がある。そもそも産業自体の存在価値を考えた際に、やはり日本の国内に住んでいる人たちに満遍なく美味しい食品をお届けする、それらのことが色々と規制や資源の有限性、人権をキーワードとした労働力、企業の競争に任せては中々うまくいかなくなっている。我々はコンビニエンスストアに主におにぎりや弁当などの米飯類を供給しているメーカーの集まりで、全国の 6 万店舗近くあるコンビニエンスストアに品質及び価格が均等な日配品を、国内の隅々まで供給することを使命としている。霞ヶ関の地下のコンビニエンスストアで売られる製品も、中山間地域にあるコンビニエンスストアで売られる製品も、常に同じ品質、味、価格で安心・安全で供給することを使命として、24 時間 365 日対応している。そういうことを継続していくことは個別の企業努力だけではなかなか難しく、問題が顕在化していくと思う。競争を確保しつつ、協調に向けた仕組みづくりや体制整備、規制緩和ということについて、お力を借りながら進めていかなければならないと思っている。外国人労働者の労働力の確保等をきちんと盛り込んでいただき、24 時間 365 日対応できるよう体制づくりを強化していきたい。

○株式会社一ノ蔵 浅見相談役

お酒のメーカー、そして宮城県食品産業をまとめている 2 つの立場から発言する。食品産業の持続的な発展の大前提として食料安保がある。食料安保に食品産業がどのような役割を果たすべきかを考えると、食品加工業が国産農産物をフルに活用することで、農業の振興を図ることが大きなテーマとなるだろう。日本の場合、農産物の一番大きいものはコメ。自給率低下の一番大きな要因もコメに由来するところ。コメをどう増産するか。これまでは主食用の扱いだったが、酒造メーカーでは原料米を使っている。最近ではお弁当でも加工用の使用率が上がっている。まずコメを食品産業がどう支援をしていくか。コメの生産量が上がれば、異常事態の際に主食米の生産が持続されており、食料安保に寄与する。戦時中に日本国民の食料をどうやって確保するかという際に、栽培を奨励したのがサツマイモ。糖質原料であり、我々の業界視点ではアルコール発酵もやりやすい。食料になり、一部アルコール燃料としても利用できる。食料安保の究極の形を前提に考えると、主要農産物を食品産業ができるだけ使うことになるのではないかと。

お酒の場合、少子高齢化が進む中、国内のアルコール消費量が減っており、消費拡大は難しいということで輸出を進めている。海外で和食の展開が進んでおり、それに比例するように日本酒の輸出も伸びている。しかし、最近アメリカでは和食の展開がピークに達していると言われており、そこだけでは我々の売上も先が見えている。何年か前から知の集積も活用して地元の大学と

共に、現地の食習慣に合わせた日本酒の開発に取り組んでおり、これから上市していく。日本食とは異なる現地の食事があり、そこで日本酒を飲んでくれと言うのは無理がある。現地の食事に合わせる事が重要。こういったことを戦略的にやってきたのがキッコーマン。海外の醤油は日本の醤油と味が違う。まさに現地の食に合わせた商品開発。それによって、売上を相当伸ばしている。

もう一つは、こういった情報をどうやって入れていくかという点。酒の業界で言うと、海外で日本酒を含めた食品の販売をしていることが大きく、JFC、西本貿易、宝酒造の三社では日本酒より和食の食材の扱いが大きく、5年間で倍増している状況。和食の市場は1兆円の規模であろうと、ある記事では出ていた。まだまだ努力をすれば、海外の市場は拡大できると見ている。卸会社も含め、JETRO等から食習慣等の現地情報を定期的に入れる仕組みも重要。

○株式会社スベックホルダー 大野代表取締役社長

日本全国の色々な生産者と話す中で、今の状態が続くと、もしくは2030年、2040年といった長期的な観点から考えると、生産を維持していくことが難しいという意見が非常に多いという印象を持っている。世界の人口はどんどん増えており、例えばトウモロコシ等に関しては、これまで日本にはアメリカの余剰分が入ってきていたが、バイオエタノールの燃料になって、日本に入らなくなるのではないかとといった話も出ている。

これらの課題解決を自治体や国だけの予算で抜本的な改革をするのは難しい。世界では、国だけでなく特にIT系企業のような大企業が動いている。フードテックがここまで各国で成長してきている裏側でIT系企業がかなり動いている。IT系企業は、普通の食を扱っている企業、例えば小売流通業と比べて、利益率が全く異なる。日本も利益を出しているIT系企業を巻き込んで、上手く投資を呼び込むための仕組み作りをどう進めていくかが重要。また、地域の企業と大企業をマッチングしていくことも大事なポイント。各産業で培った地域のノウハウを大企業も必要としているという仮説を立て、愛媛県、静岡県、宮崎県で、大手企業と地域企業をマッチングしており、マッチング率は今のところ89%。トヨタやソフトバンクといった大手企業が、自治体そして地元企業と新しい事業を立ち上げて、産業そのものを変えていく。例えば、養殖で輸出を変えていこうという動きをしており、実現すれば数百億円という、産業そのものが変わるような仕組みを作ってきている。地域と大手企業をどうマッチングしていくか、それを作っていくことも大事。その際、単に大手企業が一社出てきて会社を創るだけでは、地元の1社や大手企業だけが利益を得られるような仕組みになってしまう。せつかく大企業が地域に来るのであれば、それと連携して、産業クラスターをどう構築できるのかを考えるべき。例えば、静岡県では丸紅とProximarという会社が、150億円程のお金を出して、国内最大級の陸上養殖の施設を作っている。トラウトサーモンの年間流通量の約10%である5,300トンを出荷しようとしている。このように、今、静岡に陸上養殖が集まっている。さらに、NTTグリーン&フードという、100億円を投資して新しくできた会社でも、国内最大級100トンのエビを養殖する等、産業になり得るような新しいものがどんどん出てきている。陸上養殖ができるということは、たくさんの魚が加工、流通する。その周りに関係するような、例えば産業廃棄物を上手く加工してペットフードを作る等など、地元の企業と連携することで色々なことが考えられる。大手企業が入ってくるタイミングに合わせて産業クラス

ターを作れるような、世界中の企業を誘致できるような仕組み作りを整えていくことが、中長期的な観点からも必要。

もう一点、エネルギーについても中長期で検討した方が良いテーマ。今後エネルギーのとり方が色々と変わってくると思う。今の生産を維持していくためにはどのような施策を打って行けば良いか、今後検討していくと良いと感じた。

○日本生活協同組合連合会 平野政策企画室室長（二村委員代理）

フードテックについて消費者の理解促進という意見がとても重要と考える。これについて2点申し上げる。

まず1点目は、消費者の理解促進の進め方。フードテックの新たな技術について、独自のノウハウが公開されないことにより消費者の理解が進まないといったことがないように、情報をできる限りオープンにし、透明性を確保して、専門家や機関が適切に評価を行えるよう進める必要があるのではないか。特に、製品の上市を急ぐあまり、拙速な進め方になるようなことがないようにお願いしたい。また、その際にはリスクアナリシスの枠組みや、現行法令との関係でも適切な対応が必要となる。新技術のリスクアナリシスが可能な人的リソースの確保と育成、関係省庁との連携や役割分担が必要。

2点目は、用語や定義について。WHO と FAO の報告書で、各国が早い段階から、それぞれの国や言語の背景に応じて、明確で一貫性のある用語を確立し、誤解の発生を軽減することを推奨している。これは新しい食品について消費者の理解を図る上で大変重要。製品の名称や表示にも関わるといことで、重要な指摘。またフードテックに限らず、アニマルウェルフェアやフェアトレード等、エシカル消費の推進に係る世界共通の言語を消費者に浸透させていくことも、これからの課題と考えている。

○主婦連合会 柿本副会長

消費者としては情報開示が非常に気になる。情報開示がされると資料8ページの環境にも好影響となるのではないかと。消費者を巻き込んだカーボンフットプリントの取組・仕組については、丁寧な納得感のある発信をお願いしたい。

人権については、国際指標の評価を上げることが、受け入れ態勢の強化や国産原材料の安定調達に繋がると感じている。11月22日に農畜産業推進機構の主催で、JAいるま野の里芋の産地に行ってきた。これまで農家が手作業で10段階の選別をしていたが、機械化により省力化ができ、耕作面積が増えた結果、手取り収入が増えた。更には跡継ぎも増えているという話を聞いた。10段階選別は消費者には細かい選別はいらぬ、という意見も出たが、優良品と並品と分けることによって、優良品の安定的な高価格が維持できるようになったということでもあり、これは非常に難しい問題をはらんでいると考える。選別機は非常に巨大で、投資額が膨らんでいるようだが、地道な取組によって安定的な国産原料の調達は可能だと感じた。

12ページの食と健康の優良国という発言・表現があった。これはエビデンスベースでの発信ということだが、消費者としてエビデンスについては非常に興味・関心がある。是非、国内の消費者に向けても発信をしていただければと思う。

○全国農業協同組合連合会 由井参事（桑田委員代理）

食品産業の持続的な発展については、国内の農業も含めて、大きなシステムの中で回っていると感じている。システム全体としていかに持続的なシステムを構築していくかということが大きな課題ではないか。ESG やサステナビリティの取組が重要であり、多少遅れているのではないか。我々生産者団体も指摘をいただき、しっかり取り組まなければならないが、コストもかかる。再生産可能な食料システムをどう構築していくかが重要だと思う。特に、最後に労働力の話が出たが、生産現場においても人手が足りなくなってきているという状況がある。先ほどの話での選果場や、食肉センターも含めて生産現場だけでなく、消費者に食料を届ける過程の中で、いろいろな施設を稼働していかなければいけない。そういうところでも、人が足りない現状が出てきている。その労働力の確保というところでは、食品産業の物流に加えて、生産現場の観点からも是非ご検討いただきたい。

以上

第3回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見

令和6年8月29日（木）

○全国農業協同組合連合会 齊藤代表理事専務

食料安全保障の確保を実現するための農業を含む食品関連産業の価値連鎖を食料システムと捉え、その健全で持続的な発展に取り組むとする今回の改正基本法の成立に御尽力いただいた皆様に、まず御礼を申し上げたい。

基本法を踏まえた基本方針について、検討会で議論されている食料システムが直面する様々な課題への打ち手について異論はなく、明確な方向性を示していただいていると考えている。イノベーションの導入や業界内外との協調・連携強化による新たな価値創造など、課題解決のために取り組むべきフロンティアは多いと思うので、来年に向けた法制化に期待をしている。農業においても、生産者段階で環境負荷軽減などに取り組んでおり、スマート農業を含む先端技術の導入も進めているところ。全農としてもそうした生産者の取組を支援する立場にあるため、本検討会の議論と歩調を合わせていきたい。

1点、コストを考慮した価格形成について、食品産業の持続的な発展と表裏一体であるという記載についてはまさにそのとおりだと思う。持続可能、かつ、様々な課題に対応した食料の供給には、当然にコストがかかる。コスト全てを消費者に負担いただきたいということではなく、サプライサイドとしても努力をしてコストの圧縮に取り組んでいきたい。その中で、過渡的に発生するコストについては、ステークホルダーの皆様の理解を得た上で御負担をいただきたく、そのことは長期的視点でステークホルダー全体の利益に適うものと考えている。今回の議論を進める上で、必須の共通理解ではないかと考えている。

終わりに、農は国の基なりという言葉があるが、今風に読み替えれば、食料システムは国の基なりと言えると思う。競争ではなく協調によって、長期的に国家安全保障に貢献できる誇るべき日本の食料システムを皆様とともに作り上げる思いで、引き続きこの検討会に貢献していきたい。

○全国農業協同組合中央会 馬場専務理事

私からは2点申し上げたい。

1点目は、資料のP12に、「食料システムの持続性確保に向けた国としての基本方針を示す」とあるが、内容を検討する際には、改正基本法の目的に食料安全保障の確保が位置付けられていることや、食料の安定供給については国内の農業生産の増大を図ることを基本とすると記載されていることなど、改正基本法を十分踏まえて検討いただくようお願いしたい。

2点目は、資料のP19に、コストを考慮した適正な価格形成の検討と、食品産業の持続的な発展に向けた検討を表裏一体の取組として検討する旨記載されている。これまでも申し上げたとおり、コストを考慮した適正な価格形成の実現は、実需に求められる品質へ対応し、かつ環境・人権に配慮した原材料を安定的に供給できる有望な産地を育てることにつながるものと思う。ひいては、多様なステークホルダーの皆様を含めて、食品産業全体の持続的な発展につながると思っている。付加価値向上に向けた、国産原材料の活用や環境負荷低減の促進に向けた記載もあるが、これらを含めてぜひ前向きに進めていただくようお願いする。

JAグループとしても、今年3月に環境負荷低減・食料の安定供給・農業所得の確保という3つの観点からなる環境調和型農業への取組方針を決定しており、環境負荷低減等に向けた取組を進めている。農業と食品産業のいずれかではなく、それぞれが相互に連携して取り組むことで、消費者への理解促進にもつながり、持続的な食料システムの確立につながると考えている。関係者の理解の下、来年の通常国会における法制化に向けて検討を進めていただくようお願いしたい。

○食品産業センター 荒川理事長

まず総論だが、今般の基本法の改正において、食品産業を食料システムを構成する主たるものとして、農業と同じ位置付けで基盤強化をしていく必要があるとしっかり位置付けていただいたことは、大変ありがたく思っている。本日、食農審でも議論が開始されたと思うが、食品産業については、本検討会と適正な価格形成に関する協議会を立ち上げ、より専門的に議論を進めていただいていること、大変ありがたく思っている。資料のP19に今後の進め方が書いてあるが、価格形成ばかりが関係者の関心が高く心配していたところ、価格形成と本日の議論とを両輪として制度化することとしていただき非常に安堵している。我々食品産業もしっかり頑張っていくので、来年に法律を作ってください、予算・税制・金融面でしっかり後押しをしていただければと思う。従来は金融・税制での支援が主であったが、一昨年の経済安全保障推進法の策定以来、半導体や医薬品など、特定重要物資については、驚くような財政支出が行われている。私見だが、食料が経済安全保障、国家安全保障に占める位置づけは、半導体など以上だと思っているので、財政支出ということもタブーとせず、金融・税制だけでなく、ぜひそういった支援体制を構築していただきたい。

各論を3つお話しさせていただく。まず、4本柱で取組促進を進めていただけること、大変時宜を得たものと思っている。農業との連携強化については、原材料の安定調達など、しっかり我々のニーズを農業の皆様にお伝えしつつ、積極的に連携強化を進めていきたいと思っているが、生産現場の皆様方も、価格・品質・数量の面で、国産農林水産物の安定供給が図られるようお願いしたい。2点目、環境負荷低減と技術の開発については、企業規模に関わらず、食品産業にとって大変重要なことであり、農水省のみならず、経産省や環境省など、関係する省庁全体として、御指導をいただかなければいけないものだと思っている。3点目、4本柱の4つ目（地域の食品産業の中堅企業化の推進）についてはやや唐突感があり、中堅企業化という限定的な印象を受けるところ、食品産業の98%が中小企業であるため、その中小企業を元気にしていただき、引き上げていただくという意味で、改正基本法20条にあるような事業承継や新事業創出などといった面を含めて事業基盤の強化について支援をいただきたい。最後に、いつも申し上げているが、食料品は、最終的には消費者に利用いただくものであるため、消費者の理解醸成が何より重要と認識している。我々食品事業者も、消費者の皆様に対して持続的な供給の必要性やそれにかかるコストを開示して御理解をいただくことが大事だと思っているので、そういったことが促進されるような支援もぜひお願いしたい。

○全日本トラック協会 若林理事長

非常に多角的に検討いただいているものと拝見している。我々は、2024年問題をはじめとした物流関係の危機の関係で参加させていただいているところ、私も日本の農産物を愛してやまない

国民の1人として、きちんと消費者までお届けするのが我々の産業の役目だと思っているので、我々としても持続的に運ばせていただけるような体制を配慮いただけるとありがたい。その中でも、コストを考慮した価格形成について、適正な価格形成に関する協議会が別途開催され、多角的に検討いただいているといったこととお見受けしているが、今後とも議論が発展していくことを期待している。

○食品等流通合理化促進機構 村上会長

基本法改正の中で、食料システム、食品産業を位置づけてもらったことは非常に良かったと思っている。また、全体として、基本的な方向性について適正に整理されていると思っている。

いくつかコメントさせていただきたい。基本方針に関して、現在の国民の食生活、食品産業の状況を見ると、海外からの原材料・食品の安定供給の比重も大きく、それを無視して食料安全保障というのはあり得ないと思っている。国産の拡大と併せて、その点も十分位置付けていただく必要がある。その中で、農業と食品産業の連携の強化は当然のことであり、従来からも色々な政策が行われてきたところだが、それがさらに強化されることは良いことだと思う。プラットフォームや地域のコンソーシアムなど、場の提供という意味では非常に意義があると思うが、それが機能するためには条件整備が重要。農地関連の改正で、農地所有適格法人の出資割合の上限が引き上げられたと思うが、色々と要件が付いていて、きちんと機能するのかという気はしている。また、果樹関係の仕事もしているが、担い手が非常に減ってきており生産基盤が弱くなってきている中で、流通関係者も、「今後物が十分確保できるか」という非常に強い危機感を持って、自ら生産に乗り出すという動きも出てきている。このような動きは色々な分野で出てきていると思うし、食品のシステム全体を見ると、生産・流通・加工・小売の各分野の垣根が段々低くなってきていると思うので、相互に連携していくことは、今後の食料・農業システム全体の活性化のために非常に重要なポイントではないかと思う。また、中堅企業の活性化・中堅企業化というコンセプトも重要と認識しているため、中身を期待したい。

適正な価格形成について、価格は需給で決まるものであり、価格のメカニズムや、市場機能が損なわれるようなことがあってはいけない。また、各分野がコストの高止まりで、それを単に消費者へ転嫁するということでは、消費者の理解は得られないし、合理化の努力が損なわれるようなことになってはいけない。日本商工会議所の調査で、2024年問題に関連して、コスト上昇分を約7割の企業が転嫁できていないと言っているが、コストを転嫁するためには、ステークホルダー全体がコスト削減の努力をしていかなければいけない。そうでないと、持続可能性と整合性がとれないと思う。

流通の関係だが、フードサプライチェーンの維持は非常に重要だと思う。これはコロナ禍やウクライナ戦争、中東の不安定化の中で改めて認識されていると思うが、物流二法の施行に向けて議論が行われているので、そちらについても実態を踏まえて実際に機能するようなものにしていただきたい。

サプライチェーンの合理化については、国の役割が非常に大きい。生鮮農産物でいえば、パレットの導入促進、取引電子化のためのシステムの導入など、横断的に取り組まないといけない問題があるが、利害関係の対立などにより、生産現場やそれぞれの流通段階で対応が必要になる。そのような時には、国の指導的役割が非常に大きい。併せて、それを促進するための呼び水とな

る支援も必要である。

○株式会社スペックホルダー 大野代表取締役社長

私の方からは4点。

まず、原材料の安定的な調達について、他国から調達するなど色々な施策があるが、もう1点追加した方が良いと思うのが、中長期的な観点での代替化に関する研究開発。例えば、牛の餌に使われているトウモロコシも、様々な部分で課題が出てきており、他国からの調達も限界を迎える時が来るかもしれないので、そうした際に備えて代替化の開発を支援していくことが必要だと思う。例えば、木から牛の餌を作るような技術が日本で作られており、農耕飼料、粗飼料のハイブリット版のような形でトウモロコシの代替化が図れそうだとされている。そうすると、国内で量産することが可能になってくる。これだけでなく、代替化ができそうな様々なものがあるので、これらの中長期的な観点で制度や資金も含めてサポートできるようになると良いと思う。

次に、事業承継のところで、国内においてもM&Aを強化するという動きはここ数十年の間に進めていると思うが、現状として、買いたい人は非常に多いが、売り手、特に優れた技術を持っている人で売りたいという人を探すことが難しくなっている。そうした部分のサポートや、手数料の負担など、M&Aや事業承継がしやすくなる環境を整えていくことが非常に重要だと思っている。M&Aの経営者にお聞きすると、売りたいと手を上げている企業は、赤字でどうにもならない、あまり買収したとしてもうまくならないようなところばかりで、どの経営者も共通して苦労されている様子。忍者カンパニーと接点を持つのが難しい。また、手数料の部分がハードルになっている。どのような制度を作っていけばM&Aをやっている事業者が動きやすくなるのかについてヒアリングすると、この部分の政策がよいものに仕上がっていくのではないかと。

3点目として、各地域には食の産業クラスターの中から生まれた素晴らしい技術を持っている企業がたくさんあり、こうした各地域の力を持った企業を支援していくことが重要である。私はこうした企業のことを「忍者カンパニー」と命名しているが、こうした「忍者カンパニー」にどういった人がいるのかを日本全国でリスト化し、海外に情報発信していくことが重要だと思う。日本に海外から投資が集まって来ない理由として、まず海外の人は「忍者カンパニー」のことをほとんど知らないということがある。英語での情報発信が非常に弱いので、国やJETROを含めてサポートしながら、地域の中小企業が海外に出ていくサポートを今まで以上に手厚くすると良いと思う。最近、米国の大手清涼飲料メーカーのCEOが、日本のフードテック・食品産業の技術を持っている企業へ投資したいということで来日され、案内したが、こうした力のある企業のことについてほとんど知らなかった。さらに、中小企業の方達は英語の対応ができないことが多く、契約面についてなど、誰かが支援する必要があるので、そうしたところをサポートしていくことが重要。

4点目としては、農水省の管轄外かもしれないが、政策の中にエネルギーの問題をどうしていくかということを入れた方が良く考えている。持続可能な食を目指していくというときに、農水省としてエネルギーの問題に対してどう対応していくかを検討するのは非常に重要なポイントだと思っているので、エネルギーの課題、それに対する対応策を検討していくことができると、さらに良い内容になるのではないかとと思う。

○明治ホールディングス株式会社 松岡常務執行役員 CSO

食品産業が抱えている課題についてよく整理されていると理解している。食品メーカーの立場として、具体論も含めて意見を述べさせていただく。

まず、持続可能な食料システムの構築に向けて、企業としては、株主や投資家からサプライチェーン全体における環境や人権への配慮を非常に強く求められている。明治グループとしても、例えば、カカオ生産地での児童労働や森林減少、酪農業における呼気メタンをはじめとする GHG 排出量の削減、外国人労働者の人権課題、アニマルウェルフェアの向上などといった、原料生産地での様々な社会課題について、外部パートナーと連携しながら取り組んでいる。また、生産工程においては、省エネ活動や太陽光発電による創エネ、再生可能エネルギー由来の電力の利用、プラスチックの使用量削減などといった活動に取り組み、環境負荷の低減や人権課題への対応を実施している。

ただ、こういった活動をするにあたっては、かなりのコストが発生するというのが事実で、企業努力によってそれを吸収しているのが実情である。こうしたコストを製品価格の方になんとか転嫁していきたいが、正直言ってそういう地合いではない。サステナビリティ活動によって作り出された社会価値を、お客様価値にどうやって変換できるのかということ常々社内でも議論しているところ。我々としては、環境や人権の活動を、ストーリー性をもってお客様に伝えて共感してもらうことによって、お客様にとっての付加価値になれば、お客様価値に変換されるのではないかと考えている。お客様が商品を購入する際の判断基準として、価格や品質以外に、企業が人や社会、環境に配慮したことも加えていただければ、お客様価値に変換されやすいのではないかと考えており、いわゆるエシカル消費をもっと浸透させれば、市場環境が変わってくるのではないかと思う。将来世代に影響を与えるエシカル消費の重要性について、農水省をはじめとする省庁、業界団体、食品メーカーが連携して普及啓発に取り組み、お客様のエシカル消費に関する理解・浸透を図って、行動変容を促進することを、資料 19 ページの最後のところでも意図されて書かれたものと理解している。

2 点目、明治グループとしてもサステナブル調達アンケートというものを実施しており、その結果に基づいて、一部サプライヤーとサプライエンゲージメントを実施している。今までに 30 社ほど実施してきたが、その中で感じているのが、脱炭素や人権に関する取組には、企業間でかなり温度差があるということである。かなり取り組んでいるところと、まったく取り組んでいないところがあるというのは、市場での競争という観点では非常に不公平感があるのではないかと感じており、競争条件を揃えるという意味では、政府の方で、義務化をある程度進めていただくことも必要なのではないかと思う。カーボンプライシングの導入などで GX リーグにも参画しているが、こういったところで取組を本格化していくことや、人権デューデリジェンスについても、早い時期にある程度義務化していくということが必要だと考えている。

3 点目、16 ページの CFP 算定のガイドラインの策定について、農水省にご指導いただきながら進めていただき感謝申し上げます。明治グループとしても製品別の CFP 算定のシステム化を検討しており、より多くの商品で CFP 算定をシステム化しようとしているが、かなりのコストがかかる。こういった部分については、補助金などの支援策をぜひお願いしたい。

○日本チェーンストア協会 牧野専務理事

先ほどから皆様が言及されている資料 19 ページについて、これは今後の政策の全体像という形でまとめられていると思う。非常に分かりやすいが、適正な価格形成に関する協議会でも何度も申し上げているとおり、コストを考慮した価格形成自体は当たり前のことではあるものの、それを制度に乗せていく場合には、あらゆるものが対象になるのではなくて、まさに生産供給の持続性が本当に危ぶまれているものが対象だというのが議論のスタートだと理解をしているため、この場でも申し上げておく。一方で、食品産業の持続的な発展は全方位的な取組だと思料しており、ご紹介いただいた政策の方向性については非常に良いことだと思う。

その上で質問になるが、まず 12 ページ、『協調』の取組への計画的な支援」とある下に、競争と協調モデルという図があるが、この上の「協調」の取組というのは、協調領域に限られるのか。例えば、農業者と食品産業が連携して新商品の開発をするということは当然あり得る話で、そこは資料の図中では競争領域に入っているわけだが、そういった取組は支援の対象にならないのか。そういったものも絶対に対象にすべきだと思う。もう 1 つ、農業と食品産業の連携強化について、その例として 14 ページに白ハト食品工業株式会社の例があるが、説明を読む限り白ハト食品工業株式会社自身が農業に参入したということで、食品事業者と農業者の連携ではない事例のように読めるが、食品産業自身が農業に参入することもこの連携に含まれるのか。含めるべきだと思うが、その点について確認したい。

○日本生活協同組合連合会 平野政策企画室室長（二村委員代理）

資料について、今後の課題の重要なポイントを 4 点挙げられており、この取組に期待をしていきたいと思っている。また、これまでにご発言された各委員の内容に対しても大変共感する部分が多かった。消費者の理解を得ながら取組を進めていくことが、新しい改正法の中でも重要なポイントとなってくるものと思っているが、そこについての具体的な要望や問題点の提示は今回行われるには至ってないかと思う。価格形成のところでは、消費者の理解という部分に非常に期待されている。また、改正基本法の中でも第 2 条において、食料の供給は多様化する国民の需要に即して行っていなければならぬというのが前提だということが確認されているため、そうした点を十分に考慮して、4 つの新しい取組の方向性を詰めていただきたい。

例えば、資料 15 ページの農業と食品産業との連携強化の話について、様々な技術をもったメーカーがまだまだ地域にあって、その力をプラットフォームやコンソーシアムのような形で活かしていくという提案をいただいている。消費者の理解を得るために、商品を開発する段階で、一度消費者モニター活動を行い、商品の特徴やストーリー、味、コスト、環境への配慮などを伝えた上で、どこまで消費者が価格について許容するのかをきちんと検討していくというプロセスは、消費者が参画する食料システムの新しいあり方になるのではないかと思う。生協でも多くの P B を作らせていただいているが、各メーカーに尽力いただいて、100 人単位で厳しくモニター活動を行い、本当の意味でこれが上市されて受け入れられるのかということを見極めて売り場に出すということをやっている。商品開発にはものすごくコストがかかる上、売れなかった場合に大きなロスになるため、こうしたことを防ぐことにもつながる。地域で新しい食品を作っていくときに、上市する前に消費者とコミュニケーションをとるということ、今後検討していく中で織り込んでもらえると良いのではないかと思う。そのような場が地域ごとに増えていくことが、消費者の理解を促進する良い機会になるのではないかと思っている。

○日本惣菜協会 清水専務理事（今里委員代理）

今、コメが大変なことになっていて、スーパーマーケットや我々の業務用のコメもない。また、新米の価格も相当高く、去年1万4千円程度であったものが今、2万4千円になるのではという状況。食の外部化がどんどん進み、外食・中食の消費は今でも伸びていることから、事業者がコメを消費・利用しやすい環境を作っていただくということが、生産者にとっても重要なことだと思っている。そういった観点から、生産性をあげていくこと、経営を考えること、自立する農業という点を、明確にすべきだと思う。例えば、年間40日程度の労働日数でコメの生産をされていると思うが、1年間を考えて、どのように他の品目を含めてやっていくかということについて、農業生産法人であればしっかり考えていくと思う。単位当たりのコメの単価がどの程度が良いのかということを見ると、農業生産法人がしっかり生産性を考えていくことが重要で、そうなれば、食料安全保障にもつながり、また輸出競争力もついていき、私どもも納得価格で買えることとなり、生産者も我々も儲かる。このあたりをしっかりと考えていく必要がある。

資料14ページの、改正農業経営基盤強化促進法、これは大変良いことだと思うが、障害が発生するようなことがないようにしてほしい。先般、兵庫県の養父市が、農業特区をやられていたが、継続できなかったという例がある。こういうことがないように、しっかりと農業経営を考えていただいて、生産性の向上を考えた農産物の生産をぜひお願いしたい。

もう1点は、今、外食も食品産業も大変な人手不足である。食品産業の従事者120万人程度の中で、50～60万人が、惣菜製造業、それも盛り付けに従事している。資料17ページで、盛り付けのロボット化を紹介いただいたが、資料にあるものは3年前に設置したもので、今はさらにその4分の1の大きさのものができているということだが、まだまだ単価が高く、普及が大変な状況である。現在は、いかに安くするかということに取り組んでいる状況。

また、規格の統一による生産性向上もしていかなければならない。クレートやパレット、商品規格書の統一、このようなことが生産性向上のためには重要だと思っている。

さらに、外国人労働者の拡大をお願いしたい。現在、高齢者や障害のある方の雇用を進めており、75歳から80歳を超えた方にも、惣菜工場の中で働いてもらっているが、それでも人が足りないというような状況。年金適用拡大、3号制度、働き方改革といったことで、ますます働く時間が短くなっており、働く人たちが少ないという状況である。そういう点では、様々な打ち手を考えなければならないと思っており、色々な形で、行政からの支援をお願いしたい。

○株式会社 UnlocX 田中代表取締役 CEO

私の方から4点申し上げたい。

まず、11ページに施策の現状と展開方向とあるが、産業化という言葉 키워ドにあげていくことが重要かと思う。例えば、技術基盤を作って、海外や世界に展開していくなど、食の産業のグローバル産業化ができないか、あるいは場合によっては培養肉や精密発酵など、今までの生産方法と違う新しい技術基盤や、環境課題解決をするような技術基盤など、この先日本という国を守りながら、どのような産業を作っていくかといけないうかといった議論があったら良いと思う。食品メーカーの方とお話すると、本気を出せば売り上げを2倍にできる、と言われることがある。本気を出せばとは何か、ということを分解していくと、実は組織間での縦割りを解消し

と一緒に議論して考えていくと新しい価値が生まれてくるということがある。企業の中だけではなくて、例えば中小企業間、あるいは中堅企業間、あるいはスタートアップ等、今まで協業をとっていなかったところが協業していくと、新しい価値が産まれたり、新しい産業になったりするということで、産業化の方向性の1つになるのではないかと思う。

2点目は、「共創」についてである。協調の目的として、縦割りをなくし、コストをシェアするという形の取組は進めやすいと思う。他方で、そういった協調と異なり、共に価値創造する「共創」というモデルもある。ぜひ、このモデルも使い、複数社で海外に行くなど、攻めの共創拠点といったものが必要だと思う。海外展開するのが個社となると、特許の問題等や交渉力等の関係で、実は立場が弱くなってしまうということがあり、そういった意味で、攻めの共創領域が必要だと思う。

また、民間の方と話していると、皆さんこの国をなんとかしたい、世界をなんとかしたいという視点は、国家や地球レベルだが、実際にビジネスに落とし込んで、自分たちでやれるところから始めようとした時との間にギャップがあるという課題がある。1社で解けない課題の解決手段としての共創拠点は、海外では出てきているので、このような業態・業種を超えた一段上のレイヤーで課題を考えられる座組、中間組織体のようなものが、必要ではないかと思う。

3点目として、コストを反映した売価、付加価値化といった話があるが、鍵を握っているのは、新しい顧客設定の開発だと思う。例えば、アメリカだとスタートアップ向けのコンビニのようなものがあり、スタートアップの新しい技術を紹介するようなチャンネルが出てきている。もちろん日本でもそういった動きも出て来てはいるが、今までと違った売り方や接点の持ち方といったところまで含めて検討すると、コストを反映して最後、どこにもっていくのかということを考えやすいと思う。

最後に4点目として、補足資料の中にスペインの取組があるが、日本が目指す価値創造のイノベーションのモデルはどこを参考にするのかというのは考えてみても良いと思う。アメリカ型やヨーロッパ、東南アジア、中国などがあるが、私たちが今、非常に面白いと思っているのはスペインのモデル。スタートアップが各地域の産業クラスターのような人たちに守られていて、各農地の農産物を活用して、そこにシェフの方々が入るようなモデルであり、こうしたモデルは日本の参考になるのではないかと思っている。我々が一体どういったモデルをベンチマークにするのかといったことも重要だと思うので、もちろん全ては取り入れられないと思うが、1つの参考の視点として述べさせていただく。

○DAIZ 株式会社 杉山顧問

大きく2点申し上げたい。

まず、資料17ページの「技術の開発・利用の推進」について、DAIZというスタートアップの顧問としての観点から発言させていただければと思う。

技術の開発といった場合、スタートアップが1つの大きなプレイヤーとして位置づけられると思うので、従来の食品産業の中核になっておられる会社に加えて、スタートアップという言葉も入ってくると良いと思う。食品にかかる技術という領域であるので、それなりに研究開発に時間を要し、スタートアップとしては、お金を集めてそれなりの期間、いわゆるJカーブで、赤字を掘って売上がつかない中でもじつくりと研究開発を進めていく、いわゆるディープレックという

ような領域になると思う。食品産業においては、売上が立つ時点で技術開発が到達しても、どうしても価格について比較的厳しい中でのビジネスという側面があるが、その中でも、投資家から資金を集めながら研究開発をしていくスタートアップが、食品産業において重要な役割を果たしているという認識はあってもよろしいのかなと思う。また、資料に、「先端技術の研究開発」と書いてあるが、技術が食品産業で生かされるためには、必ずしも最先端のものだけを作っていくということではない。価格についてシビアな業界なので、例えば、原価低減を図る技術や、運送の時に軽くなるとか圧縮されるとか、そういった様々な分野における工夫もまた、技術が生かされ、食品産業の発展に貢献している場だと思う。そういう意味でこの技術というところはもう少し広めに認識することも必要ではないかと思う。

それから、資料 15 ページの左下に、地域コンソーシアムという言葉があるが、DAIZ も熊本県に立地をしている。地域連携という観点で、最近では、熊本に東海大学の農学部が立地しているが、同大学の熊本キャンパスが産学連携センターを作り、金融機関、行政、企業等と連携協定を結んだという事例がある。資料に記載をされているようなコンセプトでプラットフォームを作り、この場を広げていこうということを今取り組んでいる。そういう意味でも地域コンソーシアムの核として、大学というのも 1 つの主体として捉えても良いと思う。例えば、熊本空港や東海大阿蘇くまもと臨空キャンパスもある益城町では、益城町の名産品を使って、これを商品化していくというようなプロジェクトがある。これは日本航空さんと一緒に取り組んでいて、東海大の学生もアイデアを出しており、このような地域の連携というのは、それぞれのステークホルダーと協力しつつ、今後も進めていくことが必要だと思っている。

○日本農業法人協会 紺野専務理事

資料 19 ページについて、バランスよくまとめていただいた。是非、今後具体的な施策の充実・実現について、基本計画の詰めと併せて、よろしくお願ひしたい。私からは具体的なことを 2 点申し上げたい。

1 点目は、農林水産省の資料の中で、基幹的農業従事者が 2040 年には 1/4 の 30 万経営体まで減る、という非常に厳しい数字が公表されている。国内の食料生産を 4 倍にしなければ食料が供給できないということになり得る。我々としてはコスト削減や生産性の向上のために、大規模化が必要だということで、農地の集積・集約化に加えて、大規模化と基盤整備をもっと強調して欲しい。例えば、北イタリアの稲作地帯ではすでに 500ha を 4 人で生産しているという事例もある。

2 点目は、中長期的には円安傾向が続くことは常識だと思われる中で、海外からの安定的な原材料調達の懸念があり、国産原材料の生産の強化が必要になる。そうしたときに、政策実現のツールとして、日本政策金融公庫農林水産事業本部の食品産業向けの融資制度がある。食品企業が国産農畜産物を計画的に使用し、更に増加させることを含む支援制度である。資料の中堅企業や地域先導食品事業者の内容を見ると、融資制度の充実強化は 1 つの施策として十分活きると思われるので、予算や制度の充実、運用の改善・柔軟化をお願ひしたい。

○日本スーパーマーケット協会 江口専務理事

中堅企業化の推進については、中小を引き上げていくということだと思っているが、他方で、

18 ページには「中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在」という記載があるように、既に中堅企業となっているところに支援するイメージにもとれるがどうなのか。競争環境を阻害するような支援は避けたい。

また、協調の取組は絶対に必要だと思っている。スーパーマーケットの取引上の課題として、中小企業のデジタル化が進まないという課題がある。我々も人手不足のため、そういったデジタル化が進んでいないところとの取引は難しくなっている。そういった領域を協調して標準化していくことを少しずつ進めていくということ、ぜひやっていただければと思っている。

価格形成について、最近、コストアップ分を 100%転嫁することが正しいといった話をよく聞くようになっている。確かに、生産性向上等で努力をしても吸収できない部分を転嫁しようという意見は正論であると感じるが、自由競争が基本であり、売り手側にも最終的には競争領域・競争環境があり、買い手側はより条件がいい商品を選択するということは、しっかりと認識していただいた方が良く思う。

○日本べんとう振興協会 嵯峨専務理事

私たちはコンビニエンスストアに、お弁当やおにぎりといった米飯類を日配品として提供する事業者の集まり。やはり、ご飯は炊きたてが美味しいため、ご自宅でご飯を毎日炊いて食べるということが難しい方に、コンビニエンスストアを通じて日配品を提供しているビジネス。各事業者は、作りだめや送りだめができず、日配品として 24 時間 365 日恒常的に日夜作り、作り立てを食べていただくことを基本にしている。したがって、企業規模は、数や鮮度の問題でどうしても一定の範囲を超えることができず、中小企業が大半の担い手となっている。その中で、担い手の持続的な発展ということ考えた時に、例えば今日出ているような自動化・ロボット化、冷凍の技術、それから流通のシステムについて、一定の企業規模を前提として考えられていると感じており、中小事業者とミスマッチが起きているため、中小事業者の手も届くような仕組みづくり・支援をぜひお願いしたい。

競争と協調は重要なキーワードだと思う。中小企業が競争と協調していくことによって、中堅企業レベルとして地域でますます活性化できるような仕組みをつくっていただければと思う。

○全国消費者団体連絡会 平井事務局次長（郷野委員代理）

コストを考慮した価格形成の検討と、国産原材料の活用や有機農産物などを通じた環境負荷の低減等による付加価値の向上を併せて促進するという事は非常に重要なことだと考える。ただし、生活が苦しくなっている消費者が増えてきている中で、付加価値が向上するという事だけで消費者の理解が必ず得られるわけではなく、様々な状況の消費者がいるということにも配慮が必要だと思う。その中で、持続的な食料システムの確立に向けた取組を進めていく際に、消費者に理解していただくことが重要になると思っている。ただコストの指標化や見える化をするだけでなく、環境や人権、フードテックなどを例に挙げると、世界的にどういった動きがあり、日本は今どういう状況なのか、実際にどういったことに取り組んでいるのかなど、そういった点の情報発信や説明等を行っていただき、消費者と密なコミュニケーションをとって進めていただければありがたいと思っている。

消費者の視点で見た時に、様々な立場、多様な消費者が、商品の背景を知って自ら選択できる

市場に向けた持続的な食料システムの確立を要望する。

最後に、今現在、コメの供給不足が起こっており、需給バランスが崩れただけで、結果として価格の上昇などの変化が起きてしまっているという状況。消費者感覚としては、そのような不測の事態の対応も念頭に置きながら、生産者を支え、消費者が安心できる持続的な食料システムのあり方を考えていただければ幸いです。

○主婦連合会 柿本副会長

子ども食堂やフードバンク活動等が盛んに取り組まれていることからわかるように、食事に困っている方も多くおられる。生活者として、無い袖は振れないという状況がある。基本的な方向性としては説明していただいた内容で良いと思うが、3点申し上げたい。

まず、環境負荷の低減に関してはあらゆる場面において必要だと考える。レンタルパレットの活用が始まっていることをニュースで知った、工夫をしていただければと思う。

エンカル消費について、多くの消費者はエンカル消費をしたいと思っているので、行動変容のためには、情報開示をしていただくことが非常に重要なのではないかと思います。

農業と食品産業の連携強化について、共同出資の形等による事業者の連携のあり方があるのではないかという説明をいただいたが、農業者を守る形で進めていただきたいと思う。利益の追求も大事だが、それぞれの地域で大事に育てられてきたものをうまく活用していけたら良いのではないかと思います。

合理的な価格形成については、消費者としては、情報開示を頂けなければ難しいということ、環境負荷低減の取組を進めてほしいということを重ねてお願いしたい。

以上

第4回食品産業の持続的な発展に向けた検討会の主な意見

令和7年1月21日（火）

○食品等流通合理化促進機構 村上会長

まず、改正基本法の条項を踏まえ、農業者から消費者に至るまでの食料システム全体の視点から持続可能性を図るといふ法制度をしっかりと作っていただいた点を高く評価したい。

また、本日のテーマではないが、もう一つの柱として、適正な価格形成について、これまでも何度か話をしてきたが、卸売市場の本来の機能を損なうようなことがないよう、御配慮いただきたい。

それから、今回の制度にも流通の合理化があるが、依然として物流問題は食料システム全体に関わる大きな問題。今回、複数の計画の制度が導入され従来の流通合理化計画一本と異なり複雑になるかと思うので、関係者の理解を得ながら進めていただきたい。

さらに、消費者の選択への寄与との関係で、環境配慮のラベリングや認証システム等は色々なものが存在。これは製造業にも通じる話であるが、それぞれの関係者、当事者が選択するものであるため、このラベルや認証は良い、悪いとは言いにくいとは思いますが、全てを一律で支援していくかどうか、考えるべきだと思う。

最後に、全国プラットフォーム、それから地域のコンソーシアム、これは非常によい内容。食品産業コンソーシアムやクラスター制度など、これまでも類似の取組をやってきたものの、財政的支援などの国の支援があれば動くが、それが無ければ進まないことが多い。今回、法的に位置づけをしていただいたということは、こうした取組を重視されているということであり、非常によいと思う。

○明治ホールディングス株式会社 松岡常務執行役員 CSO

本日御説明いただいた持続可能な食料システムの実現に向けた取組と支援策について、食品産業として取り組むべき社会課題がほとんど網羅されており、内容的には問題ないと思う。このような広範囲な支援、特例措置を取りまとめていただき、我々としても、さらに色々な課題に対して取組を進めることが出来るのではないかと感じている。私からは、食品メーカーの立場として、5点ほどお話をさせていただきたい。

1点目について、資料10ページの具体的な取組のイメージについて、温室効果ガスの削減の取組として、色々と記載はされているが、例えば冷蔵・冷凍設備での特定フロンから自然冷媒や代替フロンへの転換や、工場での太陽光発電設備の設置あるいは再生可能エネルギー由来電力の活用なども含まれるのではないかとと思う。また、プラスチック資源循環の取組の中には、再生プラスチックやバイオマスプラスチックの使用なども含まれると理解している。記載の取組以外でも、どのような取組を考えられているかということをお聞かせいただきたい。

2点目は資料11ページの持続可能性に配慮した原材料調達について、これは食品メーカー共通の課題であり、特に原料生産地における森林減少や、児童労働、強制労働、生物多様性の損失などは、非常に重大な社会課題であると我々は捉えている。その解決策の一つとして、RSPO 認証パーム油のような認証された原材料が挙げられ、もちろん我々もそういった調達はしているが、例えばこうした第三者機関による認証を取得しなくても、明治グループとしては、外部パートナ

一と連携しながら、カカオ農園を実際に訪問し、森林減少や児童労働等の実態を確認して、問題があれば是正・改善するというも行っている。この辺りも是非御理解いただければと思う。明治グループでは、独自の明治カカオサポートという取組があり、今お話ししたようなことをイラスト化してマークを作って、商品に表示していくということにも取り組んでいきたいと考えているところ。

3点目も資料11ページについてであるが、企業のサステナビリティ活動によって社会課題を解決することで、社会価値を創出することが出来るということだが、これが消費者にとっての付加価値として受容されなければ、企業の自己満足に終わってしまうと常日頃考えている。消費者に対し、社会課題の背景や、消費者にとってのベネフィットなど、これらを含めてストーリー性をもってお伝えし、消費者が理解・共感し、価値として感じてもらうことで初めて付加価値に変換出来ると思っている。サステナビリティと事業の融合は、そう簡単なことではないが、具体的な取組のイメージ②で示されているように、食品メーカーと小売業が協力し、ストーリー性のあるサステナビリティ情報を店頭からも発信して消費者に伝えていくことが非常に重要であり、我々も是非これに参画させていただきたい。

4点目は資料20ページに示されている、カーボンニュートラル投資促進税制の活用について、これにより中小企業でのGHG排出量削減の推進を是非後押ししていただきたい。なぜかというところ、スコープ3の削減策の一環として、GHG排出量削減をテーマとしたサプライヤーとのエンゲージメントを実施している最中であるが、こうした施策があれば、サプライヤーにおいて、脱炭素活動が促進されるため、我々にとっても間接的ではあるが非常に役に立つと感じる。

最後5点目について、資料24ページに示されているように、食品産業の抱えるサステナビリティ課題の中には、個社だけでは解決できない社会課題が非常に多くある。官民あるいは複数の企業が連携して取り組む仕組みづくりが重要。例えば、プラスチック資源循環の自主回収・再資源化といった取組については、正直個社だけでは難しいところであり、地方自治体も含めて、食品メーカーと小売業が連携していかなければ解決はできないと考えている。引き続き、官民連携の場があれば積極的に参画していきたい。

○全国農業協同組合連合会 齊藤代表理事専務

今回の持続的な食料システムの確立に向けた施策の法制化について、大変お忙しい中、とりまじめに御尽力いただき感謝。施策の中身について申し上げたい。

まず1点目は、具体的な施策に関して、資料8ページのとおり、農林漁業者との安定的な取引関係の確立として、国内の生産者と地域JAを経由した契約取引や、輸入小麦から国産米粉への切替、また、資料9ページの流通の合理化において、青果物流通における高度な品質管理が可能な施設等の使用を促すなど、意欲的な支援策を盛り込んでいただき、一次産業に携わる生産者サイドとしてとてもありがたいことだと感じている。我々JAグループ、全農グループとしても、今回の支援策を食品産業の皆さまとともに活用させていただき、国産農畜産物を付加価値の高い状態で、持続的に消費者にお届けする仕組みの確立に貢献してまいりたい。

2点目として、適正な価格形成に関して、資料6ページにもコストを考慮した商品の価格形成について、食品産業の持続的な発展と表裏一体であるという記載があるが、生産者の期待も非常に大きいテーマ。今回御提案の取組とあわせて、広く消費者に理解をいただけるよう、我々も訴

えかけていくので、国による広報活動についても更に強化をお願いしたい。

○主婦連合会 柿本副会長

社会課題の抽出が網羅されているように思うが、これからはいかに法制度に従って具体化していくかというところが問題になるかと思う。4点お話をさせていただきたい。

まず、資料 10 ページの環境負荷の低減について、日本企業の環境対応への国際的な評価の向上が課題と書いてあるが、日本の食品会社の国際的な評価があまり高くないということかと思う。努力はされていると思うので、具体的な取組のイメージなどが世界的標準にマッチしたものかどうかをきちんと評価しながら進めていただけたらよいのではないかと。

それから、資料 14 ページのプラットフォームの構築だが、とても重要だと認識しており、具体的にはどのようにしたらよいのか一消費者にはまだ想像がつかないが、図上の関係者の3つの円が重なったところを重視して進めていただきたい。

次に、資料 11 ページに関して、消費者の選択への寄与ということで、従前から申し上げているが、正確な情報提供というのを是非お願いしたい。その際には、具体的な取組のイメージで記載されているラベルなどの情報表示について、これからは QR コードなどにより消費者が情報を得るなど、そうした方法も同時に研究していただきたい。EU などでは、コロナ前にはもう既にあらゆる商品に QR コードがついており、子どもたちは小学生のうちから、QR コードで情報を得る訓練をしているとドイツの消費者団体から聞いた。電子ポップなどが進んでいるスーパーマーケットなどについては、私も利用するが、便利だと感じているので、併せてお伝えする。

また、資料 22 ページについて、これからは専門性のある公的機関との連携というのが非常に重要になると感じている。民間企業が施設等の供用を受けようと思った場合に、利用可能な施設等が一目でわかる一覧表のようなものが必要だと感じるので、是非御準備いただきたい。

○日本チェーンストア協会 牧野専務理事

何人かの委員の方の御意見で非常に網羅的な支援だというお話があったが、私からは、網羅的であるが故に、何が支援対象になるのか、ならないのかを分かりやすくしていただきたい旨申し上げる。制限等をはっきり出していただかないと、せっかく相談したのに使えないというような話になってしまう。例えば、食品工場の屋上への太陽光パネルの設置も支援対象になると思うが、これが新しい制度の対象になるのか、ならないのか、について教えていただきたい。

また、どのような取り組みが支援の対象になるかは、基本方針で大臣が定めることになるようだが、例えば流通の合理化に含まれることになるであろう納品期限については賞味期限が長期のものを対象とするという方向性が定まっており、こうしたものについて、誤解が生じることのないよう具体的かつ分かりやすい記載をお願いしたい。

○株式会社スペックホルダー 大野代表取締役社長

コスト構造の透明化やフードテック支援、環境負荷低減などの新しい取組が入っており非常によいと思う。

まず総論として、食品産業を持続可能なものにするというのは、ビジネスとして成立させ、利益を出していくことが非常に重要。新しい技術を導入し、それに対して金銭的に支援するだけで

はなく、今まで以上に目利きをした上で支援をしていく事が必要だと感じる。それによりスムーズに支援を受けられないという批判はあるかもしれないが、ビジネスにしていくことを鑑みれば、しっかり目利きをした上で支援をしていかなければ、支援を受けても、結局事業が上手く回らないというケースが起こり得る。

また、食品産業は人手不足、原価高騰、経営悪化といった、一社だけではなかなか難しい様々な課題を抱えており、業界を動かしていくためには大手企業や業界団体との連携が必要であり、これには国主導の交通整理が必要。その中で、知恵の集約をいかに最大化していくのかということが重要だと思っており、今までもコンソーシアムやプラットフォームというものはあったが、今回意識した方がいいのは、単なる集まりではなく、どうやってビジネスにしていくのかという部分であり、ここをハンドリングしていくことが必要。なぜかという、各企業にメリットがなければ自社で変革は起こさないし、新しいことに取り組まないのが常であり、逆に新しい技術があって、課題が解決出来るとしても、自分たちにメリットがなければ、取り組まないことが当たり前になっているのがビジネスの世界。このような点を加味した上で、各企業や業界団体でどのようなメリットを打ち出していけるのかということが重要である

そのほか、大企業は資本力が大きいので、例えば大企業がフードテックに参入した際に、何か投資を活発化させるような仕組みだったり、大企業の巨額なプロモーション予算に乗せられるような、ブランド価値に繋がる仕組みを導入し、大企業の強みも組み込んだ取組を進めると、更により施策ができるのではないかと思う。

また、やはりどんなに業界や企業が頑張っても、消費者の考え方が変わらないと難しい部分があり、私も色々と啓蒙活動を行っているが、人の考えを変えることは非常に大変なこと。地道に続けていくしかないが、各企業の啓蒙活動をサポートするような仕組みを政府が後押しできるとさらによいと思う。

他にも、色々な物の原価が高騰しているが、単に高騰部分に金銭的な支援を行うのではなく、需要を喚起するような仕組みが必要なのではないか。例えば、価格が上がった際に、牛乳が 400 円、500 円に値上げしないと持続的な供給が難しくなった場合、消費者の買い控えが発生する可能性があり、今度は小売の事業が厳しくなる。そのため、価格が上がった場合には、需要喚起に向けて、値上がり分はポイントとして還元する仕組みを導入するなどもあると思う。

全体的に非常によい施策だと思うが、各企業、団体にとってメリットがあり、利益が出せ、これまでと比べてしっかり売上が維持できるような仕組みを入れていくと、さらによい施策になると感じる。大きな変革や課題の解決には、企業や団体の協力が不可欠だと思うので、様々な関係者が集まり、知恵の集約を最大化できるような仕組みの導入が必要だと思う。

○全国消費者団体連絡会 郷野事務局長

私からは4点ほど意見を申し上げたい。

1点目は資料6ページのコストを考慮した食品の価格形成について、ここ最近の物価高騰に消費者はついていけておらず、消費者が理解したとしても、生活全般の様々なところで物価が上昇しているため、食品に限らず、何を選ぶか取捨選択をせざるを得ないのが現状。例えば段階的な値上げなど、物価上昇分の所得の向上に至っていない状況なども考慮して、価格の形成については検討していただきたい。それから資料8ページにおいて、国産原材料の安定調達については、

農林漁業者との安定的な取引関係の確立だけではなく、多様化する消費者のニーズに応じて、食料システム全体での連携・協力のもとに行われることが重要。また、物流の効率化についても、総合的に進めていく必要があると考える。

2点目について、資料11ページについて、様々な取組における消費者への正確な情報提供が課題とあるが、消費者の行動変容へ繋がるためには正確な情報提供はもちろん、自分事として考えられるような参加型の取組、自分がその商品を選ぶことで社会がどう変わるのか実感できるような見える化なども必要。従前から言っているが、普段からの生産者との顔が見える関係作りも重要であると考え。

3点目として、同じく資料11ページの具体的な取組のイメージに記載のある、サステナブルな商品についても、適正な価格転嫁が必要ではあるが、例えば、認証取得や情報開示のためのコストが転嫁されている部分もあり、消費者の負担がより大きくなってしまいう実態があるが、そうすると直接消費に結び付きづらく、理解するだけではなかなか難しいのが現実。認証ラベルの表示だけではなく、持続可能性に配慮した製品を選択してもらうために何ができるかというところまで踏み込んだ取組が必要。

最後4点目について、資料12ページと資料25ページに「技術の開発・利用の推進」があり、その中でフードテックへの支援が記載されているが、代替肉や細胞培養肉などのフードテックについては、食の安全、価格、表示のあり方等について、消費者の視点を取り入れて進めていく必要がある。新技術やイノベーションが独り歩きし、消費者が置き去りとならないよう、双方向でのコミュニケーションを通じた市場の醸成が必要。

○日本農業法人協会 紺野専務理事

3点申し上げたい。

資料6ページについて、コストを考慮した食品の価格形成やコストの把握・見える化とある。これには、農畜産物の生産コストの見える化が前提であることはもっともである。農業法人の場合は、株式会社形態がほとんどであり、B/SやP/Lなどが必要となるため、売上原価、製造原価など原価計算をしっかりと行っており、既に生産・製造コストの見える化は図られていると認識している。食品産業との取引を深化するためにも、損益財務の透明性を高めていく取組は、農業法人サイドにおいても必要であるという認識がある。これに対して、個人の場合は、農業所得用の青色申告が一般的であり、食品産業と安定的かつ一定のロットを取引しようとしても食品産業サイドで見た場合、青色申告の記載では生産コストが分かり難いのではないかと確認を要する点だと思う。業種によって勘定項目が異なるため、一概には比較が難しいが、一般用のものでは、青色申告や売上原価という勘定はセットされている。

2点目は、資料8ページにおいて、基幹的農業従事者数と農地面積が20年間で大幅に減少するとの記載があるが、国産の農畜産物供給が不足する事態が想定される。基幹的農業従事者に含まれていない農業法人は増加傾向にあるため、国産農畜産物の安定供給を担保するためには比較的規模の大きい農業経営体、あるいは農業法人へ、生産基盤である農地がより一層集約化されていくことが政策上配慮されるべきであり、基本法改正における議論から継続して何度も申し上げてきたことを強調したい。

3点目について、資料17ページの日本政策金融公庫の食品流通改善資金の一部改正等について

は、申し上げるまでもなく公的資金制度は政策実現のツールであるため、食品事業者の使い勝手のよい制度及びわかりやすい運用になっていること、加えて、加工原材料である国産農畜産物の需要増加に繋がるような制度の設計及び運用を、日本政策金融公庫とも連携・協力しながら、是非お考えいただきたい。

○株式会社 UnlocX 田中代表取締役 CEO

私の方からは多少ニュアンスが違うかもしれないが、全体的な取組の網羅性は具体的でよいと思う一方で、色々な場に参加する中で、今回の支援対象となるコスト削減や環境への対応、高付加価値化について、横断的に世界で起きているのが、AI の活用と食の領域がどう関わっていくのかというところ。もちろんデジタル化というものがあるが、最終的に消費者が何を選ぶか、どう環境に配慮していくのかといったことにおける可視化も含めて、産業横断で AI をどのように使っていくのか、生成 AI や、画像解析がある中で AI をどのように食品産業の中で使っていくのかは非常に重要。

その観点から 2 点目として、この数年間、情報の可視化が進んだことにより、何を食べるのかは、人が主観的に選ぶところから客観的に選ぶような環境ができてきている。例えば、生体情報の可視化により、ほぼ瞬間的に 12 の臓器の状態を可視化するようなデバイスが生まれてきたり、ストレスホルモン検査デバイスや血糖センサー等が普及期に入ってきている。この 5 年間ほどでとんでもなく進んできて、そうなってくると人々が自分が何を食べるべきのかということ、客観的に選ぶようになる可能性が高い。例えば、本当に水が必要な方とか本当に機能性食品が必要な方は、価格が高くてそういう物を購入する可能性が高いので、高付加価値化を考える際には、現在世界で進んでいる生体情報の可視化の動きを意識し、生活者が何を選ぶのかをしっかりと考えることが重要。

3 点目について、資料 3 ページの農業・食品関連産業の国内生産額が 114 兆円ということであるが、これをもっと広げることができないかと考えている。コスト削減や高付加価値化という話もあるが、今後世界でますます AI が進展してくると、AI が多くの課題が解決されたり日常の雑務やペインをプロダクトやサービスが先回りして代行ないしは解決してしまう。そうすると、人間の役割そして人間は「何をしたい」のかをますます問われる時代になってくる。その時に「食の多様な価値の存在」をもう 1 回忘れずに考えるということが重要。食の多様な価値を発揮できると、この農業・食品関連産業は、観光業やエンターテインメント、教育産業等他産業の予算・市場も取り込むことができる。これら周辺産業と連携しながら成長していくことができる。

最後にもう一つ考えたいのが、国内の需要を喚起して、あるいは世界の産業基盤となるような仕組みをこの枠組みから何か作れないかということだ。各国から色々な方々が日本に来て、日本と一緒に取組を進めたいという話を聞いたりするが、例えば食品加工の技術やその施設の利用にも需要があるので、海外の方が来た際に日本の技術をライセンス的に使用可能とするような仕組みも共創の枠組みの中で考えられたらいいと思う。

○日本スーパーマーケット協会 江口専務理事

全体で「流通全体の合理化、技術の活用、新たなマーケットの創出」の 3 点についてお話しさせていただきます。

まず初めに、資料9ページの製配販を含めた流通全体の合理化についてだが、我々も物流については、製配販で色々と話し合う場を設けている。1/2、1/3ルールや、発注の時間を伸ばすこと、特売のリードタイムをしっかりとることなど、確定数値に基づいた配送を進めたり、待機時間を減らすために何ができるかなどを考え、具体的に成果を出して、全て1時間以内に収まるようにやってきている。しかしながら、結局、自社にとってはこのやり方が実は一番よく、製配販全体の前にまずは自社があるという企業もあり、こうしたことがどうしてもネックになってしまいうため、国にも一緒に進めてもらう必要があり、具体的には標準化をもっと進めた方がよいのではないかと思う。

2点目の技術の活用については、スーパーで言えば、人手不足の中で、AI発注という需要に基づいた発注など、機械に替えるというのが実際に現場で起きている。もう一つ、資料11ページに持続可能性に配慮した原材料調達とラベリングの記載があるが、パッケージにラベルを表示するのもよいが、デジタル化を進めて当たり前にしていくことが重要。商品そのものにラベル等が色々と貼られていても目立ちづらく、何を意味しているのかよく分からないというもことも多いので、デジタルとうまく連携した方がよいと思う。

3点目は、資料12ページの具体的な取組のイメージ②のような新しい食品について、新しいものを育てていき、新しいマーケットを創出することは絶対に必要であり、官民一体となって進めていくことが重要だと思うので、しっかりと御支援いただきたい。

また、資料16ページの支援や特例措置については、ほとんど中小企業が対象なのかをお伺いしたい。

○日本生活協同組合連合会 平野政策企画室室長（二村委員代理）

提示いただいた案については、基本的に全て賛成。是非こうした取組が広がってほしいと思うが、運用についても意見が欲しいとのことだったので、うまく実現していくために、是非検討していただきたいことについて発言したい。

今回の提起の中で、地域、都道府県を意識したプランも提示されているところがとてもよいと感じた。地域の中で、資料14ページの地域コンソーシアムという形で、新しい取組が推進されるということだが、大学、地方公共団体、商工会議所などのステークホルダーの先に、消費者がいる。地域の企業等が、協調事例を作っていく際に、消費者がどう関わっていくのかについてデザインすることが重要。今回の改正基本法で、消費者の役割も明記されたところ、生産・流通等の段階への理解が非常に重要で、どう取り組んでいくのかが大きな課題でもある。地域コンソーシアムの運営にあたり、どういう形で消費者の意見や暮らしの実態を反映させるのか、上手くデザインしていただきたい。

また、少々気になったのが、資料7ページの農林漁業者との安定的な取引関係の確立についてである。ここは今非常に重要。例えば、昨年コメが不足した問題もあるが、他にも、生産者が高齢化で引退したことにより、手頃な価格で普段の暮らしに必要な果物等が手に入りにくくなっているといった意見等も消費者から聞かれる。是非、生産と消費の好循環のためにも、消費者サイドでは、賃上げが早く追いつく状態を作ること、生産者サイドでは、生産力をキープし、消費者が商品を手に入れることができるように、持続可能な事業が展開されていく必要がある。

そして、参考資料において輸出の強化に向けた予算措置の記載があるが、参考資料 3 ページについて、生産地で十分な消費、食文化、ブランドが存在してこそその輸出だと思う。輸出を目指すあまり、自給率が低下したり、国内の食料価格が高騰するなど、予期せぬ方向につながらないように、輸出支援については、どの品目を伸ばしていくのか等を検討する必要があるのではないかと。

また、今回、地域という切り口で支援がなされている部分で言えば、国内資源を活用した、地域循環型農業の促進も、重要なベースづくりとなるため、力を入れてほしい。

そして、最後に 2 つ、災害時の卸売市場の防災対策にも触れられていたが、大規模災害への備えが非常に重要になってきていると感じる。食品システム全体で協力することには、BCP 対策も含まれるべきではないか。法制度には直接関連しないとは思いますが、そうしたところでも是非協調できるとよいと感じる。資料 31 ページの女性の活躍推進については、生産から食品産業まで、重要な部分だと思うので、こちらも是非進めていけたらと思う。

○日本惣菜協会 清水専務理事（今里委員代理）

生産性向上と、コストに考慮した食品の価格形成の 2 点について、お話をさせていただきたい。

資料 14 ページの生産性向上支援について、カリキュラムの作成や、セミナーの開催等、具体的にはどのようなことを行うのか。食品工場の自動化の観点では、惣菜製造業、つまり弁当・おにぎりなどの製造において最も生産性が低く、110~120 万人の食品製造業の労働者の中の 40~50 万が従事していると推計できる。食品工場の自動化は、我々にとっても喫緊の課題であり、現在も農水省の SBIR の補助を受けてベンチャー企業にも一生懸命自動化に係る開発に取り組んでいるところであり、支援に感謝。一方で、デジタル化の観点で、来年でも再来年でも、取り組んでいただきたいのが、食品規格。原材料の調達やその中身に関する食品の商品規格書はバラバラであり、多くの労力がかかっているため、このあたりも国にリードをしていただきたい。パレットについてはこうした取組が行われ、成果を出されているが、プレートの統一についても、合理化に非常に役立つので、国のリードをいただけないかと思う。

また、コストに考慮した食品の価格形成について、今の想定では、生産者が経営できないような価格に陥った際に、しっかりと値上げをして、農業の持続的な発展につなげていくということであり、これには大賛成。ただ、逆に価格が高くなった場合の対策も打たないと、上がった時には放っておいて、下がった時には問題があるとするのは、消費者から見ても製造業者から見ても片手落ち。例えば、コメの価格が異常な今、生産者が 1 万 9000 円~2 万円で供給し、実際に買う段階では 2 万 5000 円~3 万円になって売られている。喫緊では、3 月分のコメが無いと言われ、3 万円であれば売ると言われるなど、異常な状態となっており、これは一時的なことかもしれないが、このままでは消費がどんどん下がる。そうなるも農業にとっても問題となると思うので、このあたりも考慮いただきたい。

○食品産業センター 荒川理事長

この 2 年近くの間、役所の方で参加者の議論をしっかりと拾い、今回、法案に向けての説明をしていただいたことに感謝。食品・食料システムの中核を占めると自負している食品製造側であるが、我々を巡る色々な課題を漏れなく取り上げていただき、そこに一定の方向性を出していただけるとのこと、国会において成案にさせていただけるようお願いする。次に、各論についていくつ

かお話しさせていただきたい。

まず、1点目として、法案の中身という意味では、私ども食品産業に限っても、最近このように計画認定制度となっている法案が沢山あるところ、実はその多くは規制法における計画認定制度であり、直近の例でいうと、物流効率化法、プラスチック資源循環促進法、食品リサイクル法などが挙げられる。従わなければ氏名の公表や罰則という仕組みも多い中で、それらとは異なる計画制度・支援法だと思うので、是非とも現場の製造業者が使いやすい、役に立つ計画制度にしていなければありがたい。

次に2点目について、別の会議でも申し上げたが、持続可能な食料システムの実現のためには、消費者の理解が最も重要。資料15ページに計画上の取組と各支援・特例措置の関係一覧があり、(4)消費者の選択への寄与ということで、消費者の選択に資する、我々がやらなければならないことにおける支援措置の記載がある。こちらも重要であるが、やはり一番重要なのは、予算的な支援等も含めて、消費者へ直接訴えるような取組についての支援をいただけるとありがたい。我々食品メーカーサイドからも、消費者に向けて働きかける努力をしているが、業界全体として、コストの話も含めて、情報発信をさせていただこうと思っているので、様々な形での御支援をいただきたい。

3点目は、プラットフォームの関係について、資料14ページに図があるが、法律ができた暁には、円滑な運用のため、こういったプラットフォームを構築するというのは、大変素晴らしいこと。食品産業センターも31の都道府県食品産業協議会を傘下に抱えているので是非この地域コンソーシアムには都道府県レベルで参画し、また、全国プラットフォームについても積極的に参加したい。

最後に、今の国会情勢は大変厳しい状況だと思うが、修正などにより、食料システムのどこかにしわが寄るような制度にならないようお願いしたい。

○DAIZ 株式会社 杉山顧問

まず、今回の議論は、国内での産業を中心とした議論になると思うが、海外から見れば、日本には手頃な値段で魅力的でおいしい食品がたくさんある。外から見るとむしろ、既に日本の食品産業は良いものであり、日本に行っておいしいものを食べたい、学びたいという意欲の湧く、素晴らしいもの。資料6ページの価格形成と付加価値の向上という大きな柱は非常に分かりやすく大事であり、水面下で事業者が値段や納期などで大変な思いをしているために持続可能性が危ぶまれているという問題意識が表れていると思う。しかし、それを、国内の視点でさらに頑張っていこうというだけでなく、既に日本の食品産業には十分に価値があるものであり、海外からは、日本の食品は価値が高いのに値段が安いと見えているので、同じような視点を日本の消費者にも持ってもらえるようにすることも重要なのではないかと。また、テクノロジーや環境負荷の低減など、日本ならではの強みにおいて新たな付加価値が出てくることもあると思うので、そういった価値をどのように外に見える形にするか、伝えていくかも大事なのではないかと。食品産業は日本の成長産業として、海外に売り出せる産業だと思っているので、エンタメ、観光等の他産業との連携も重要であり、それによって、より適正な利潤が取れていくこともあると思う。

2点目は、資料14ページのプラットフォームの構築について、私は普段、熊本と東京を行き来しており、地方の観点で言うと、小規模な生産者や食品事業者が多い。その中で、こうしてプラ

ットフォームの形になることにより、巨大な食品産業の中で地方の生産者や食品事業者も存在感を出していけるのではないかと思います。実際に、地域のステークホルダーで連携し、新たな価値を創造しようとやる気を持っている方も多く、国としても食品分野で後押しをしていただけるのは、ありがたい。私の所属する熊本にある東海大学も産学連携センターというものを作り、地元の自治体や金融機関、企業と連携協定を結んで、具体的な取組をやろうとしている。自戒を込めて言えば、連携協定を結んで、セミナー等でやった気になり満足するのではなく、具体的に動いていく必要があると思っている。そういう意味で、資料 14 ページの今後のプラットフォームの事業等について、具体的なイメージがあれば御教示いただきたいが、これからモデルを作っていくフェーズであるということならば、参加者に具体的なメリットが出せるような、フレキシビリティがあり、新たなアイデアに対してオープンであることを強調した形にしていきたい。

3 点目は公的研究機関の施設等の供用について、非常に重要なものだと思っている。先週、台湾の食品関係の研究施設を訪問したが、非常に立派な施設があり、人が集まっていた。立派な設備があるとそこに人が集まる。そうするとコンソーシアムなり、連携が自然と取れていく。また、新しいものを作らなくても、大学の施設のような既存のものがあると思うので、それをオープンにすることで人も集まるので、こうした供用を前提とした補助のようなものを考えていただくと、ネットワークないしプラットフォームの核として役割を果たしていけるかと思う。

○日本フードサービス協会 坂本専務理事

私からは意見というよりも、何点か確認をさせていただきたい。前回 8 月時点では、税制上の特例・優遇があるというだけで、具体的にはどういう特例になるかも分からなかったが単なる繰り延べではなく、実際に税額の控除や即時償却ができるという、企業にとって節税になるような特例になっており良かったと思う。政府内での調整はご苦労されたかと想像するが、改めて調整にあたった担当の方々のご努力に敬意を表したい。

その上で、この特例措置というのは主に、これらの取組を促進するために設備投資をした際に、税制等の特例が受けられるという理解でよいか。

なお、外食は、基本は店舗で消費者に食事を提供するもので、中にはセントラルキッチンを整備したり、野菜も米も全部国産品を使用する事業者もいるが、外食事業者の利用機会は、他の食品産業と比べると、限られてくるだろうと思う。また、外食事業者は、地方に行けば行くほど規模が小さくなり、地域コンソーシアムなどへの参画が難しいところもあると思う。この制度は希望する企業のみ取り組めばいいという、完全に手上げ方式のものという理解でよいか。

農林漁業者との安定的な取引関係の確立について、先ほど申し上げた通り、既に実施している外食事業者もある。このような取引を継続的に実施するといっても、そのために何か新しく設備投資等を行う際にのみ、初めて支援が受けられるという理解でよいか。例えば、資料 8 ページの具体的な取組のイメージ②について、何か取引をしていれば助成があるわけではなく、輸入小麦から国産米粉への切替に伴い、新たに設備投資を行う場合に何らかのメリットが受けられるという理解でよいか。

○日本加工食品卸協会 時岡専務理事

中間流通の立場で、流通の合理化について述べさせていただきたい。今回の制度の趣旨や方向

性について違和感はないが、サプライチェーン全体の観点から流通コストをいかに下げていくかという議論が必要。その中でも大きな課題は、物流と情報流だと思っており、この物流と情報流においてスムーズな流れを作っていくことが非常に重要。

物流に関しては、既に改正物効法ができ、これは3省合同の取組で非常によい方向性なので、これを運用することで大きな成果が期待できるのではないかと考える。一方で、情報流については、やはりまだ手付かずなところがあるため、いわゆる標準化とデジタル化は進めていただかないといけないテーマ。標準化であれば、JANコードなどのコード体系や、バーコードやQRコード等のデータキャリアなどの伝達手段があるが、コード体系1つとってもまだまだ十分な形になっておらず、今、私ども加工食品業界でもきちっと取り組もうとしているが、加工食品分野だけでなく生鮮品分野の皆様と一緒に、標準化、あるいはデジタル化という方向に進んでいくことが必要ではないかと感じている。その中で、これは経産省の取組であるが、商品情報連携標準に関する検討会が進められている。物流も、3省合同の取組で大きな成果が出たように思えるので、情報流に関しても、農水省のみならず、経産省等とも連携して進めていただくことが重要ではないか。

○全国農業協同組合中央会 馬場専務理事

今回、食品産業の持続的な発展に向けた法制度案について、本検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、計画制度や支援策の全体像を提起いただいた。我々としては、特に、同計画の選択肢の一つ目に「農林漁業者との安定的な取引関係の確立」が位置付けられたことについて、国産原材料の安定調達・活用等に向けた取り組みを一層促進し、食品産業の持続的な発展及び食料安全保障の強化につながるものと評価しているところ。

また、同様に計画に位置づけられた流通の合理化や環境負荷低減についても、それぞれ国産農産物の安定供給や付加価値向上等に向けて重要な要素と認識しており、合理的な費用を考慮した価格形成に向けて不可欠である消費者への理解促進も含め、農業を含む一次産業と食品産業が連携した取組を一層推進することで、バリューチェーン全体に渡る関係者の持続的な発展、さらには持続的な食料システムの確立につながるものと考えます。

引き続き、今次通常国会における法制化に向けた検討、また、法案成立後の計画の策定及び取組の実践を後押しするための事業・予算の検討・確保等に向けた御尽力をお願いしたい。

以上

食品産業の持続的な発展に向けた検討会 開催要領

1 趣旨

現在、農林水産省では、食料・農業・農村基本法の見直しに係る議論が進められており、昨年からの食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会における議論を経て、本年5月に中間取りまとめが公表され、6月に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、食料・農業・農村政策の新たな展開方向が決定されたところである。

その中で、食品産業について、その原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性の向上、輸出拡大、海外進出、事業承継の円滑化を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原材料調達や製造工程等において持続性に配慮した食品産業への移行を一層推進していく方向が示されている。

あわせて、健康維持・増進に寄与する食品等の機能性や、環境配慮等の持続可能性など、食に関する価値観の多様化が今後も進むと見込まれることを踏まえて、食品産業や観光業等の食にかかわる多様な業態との連携やDXの推進など、新たな価値や市場の創造に向けた取組を推進することや、バイオテクノロジーやデジタル技術等といった新しい技術の活用や新しいビジネスモデルの育成を促進し、新たな需要を開拓していくことも、方向として示されている。

一方で、食品産業に関しては、

- ・ 環境や人権等のマーケットをめぐる国際的な動き
- ・ ビジネス機会の拡大
- ・ 食料輸入をめぐる情勢の変化
- ・ 人口減少、高齢化等に伴う業界構造の変化

等に直面している。

そこで、食品産業をめぐる情勢の変化への対応や、中間取りまとめ、食料・農業・農村政策の新たな展開方向で示された方向も含めて、食料システムを構成する関係者が参加して議論し、将来にわたって持続可能な食料システムの実現に向けた具体的な食料施策を整理することを目的として、「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2 検討会の招集

検討会は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が招集する。

3 構成

- （１）検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- （２）農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- （１）検討会は、原則として非公開とする。
- （２）配付資料は、公表する。また、議事要旨は、開催後、委員等の確認を経た上で公表する。公表の方法は、農林水産省のホームページに掲載する方法とする。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの又は検討会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、この限りでない。
- （３）検討会の事務局は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループにおいて行う。
- （４）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が定める。

食品産業の持続的な発展に向けた検討会 委員名簿

【委員：24名】

あさみ	としお	株式会社一ノ蔵 相談役
浅見	紀夫	
あらかわ	たかし	(一財) 食品産業センター 理事長
荒川	隆	
いで	よしひさ	全国青果卸売協同組合連合会 専務理事
井出	禎久	
いでた	やすとし	(一社) 全国中央市場青果卸売協会 専務理事
出田	安利	
いまぎと	ありとし	(一社) 日本惣菜協会 副会長
今里	有利	
えぐち	のりお	(一社) 日本スーパーマーケット協会 専務理事
江口	法生	
おおの	やすのり	株式会社スペックホルダー 代表取締役社長
大野	泰敬	
おびなた	よしてる	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会 専務理事
大日方	良光	
かきもと	あきこ	主婦連合会 副会長
柿本	章子	
かなまる	やすお	(一社) 日本フードサービス協会 専務理事
金丸	康夫	
くわた	よしふみ	全国農業協同組合連合会 代表理事専務
桑田	義文	
ごうの	ちさこ	(一社) 全国消費者団体連絡会 事務局長
郷野	智砂子	
こんの	かずなり	(公社) 日本農業法人協会 専務理事
紺野	和成	
さが	てつお	(公社) 日本べんとう振興協会 専務理事
嵯峨	哲夫	
しまはら	やすひろ	(一社) 全国スーパーマーケット協会 常務理事
島原	康浩	
すぎやま	ひろし	DAIZ 株式会社 顧問(戦略・海外担当)
杉山	浩司	
たなか	ひろたか	株式会社シグマクシス 常務執行役員
田中	宏隆	
ときおか	こうへい	(一社) 日本加工食品卸協会 専務理事
時岡	肯平	
ばば	としひこ	(一社) 全国農業協同組合中央会 専務理事
馬場	利彦	
ふたむら	ちかこ	日本生活協同組合連合会 常務理事
二村	睦子	
ふるた	じゅん	明治ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 CSO
古田	純	
まきの	つよし	日本チェーンストア協会 専務理事
牧野	剛	
むらかみ	ひでのり	(公財) 食品等流通合理化促進機構 会長
村上	秀徳	
わかばやし	ようすけ	(公社) 全日本トラック協会 理事長
若林	陽介	

(五十音順、敬称略)

食品産業をめぐる情勢



令和 5 年 8 月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部



目次



- 1. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 食品産業をめぐる現状と情勢の変化
 - 1. 国内産業における農業・食品関連産業の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2. 国内外のマーケットの変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 3. マーケットをめぐる国際的な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 4. ビジネス機会の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 5. 食料輸入をめぐる情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 6. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 7. 競争モデルから競争と協調モデルへの転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3. 食品産業の持続的な発展に向けた現在の取組
 - 1. 国際的なマーケットに向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 2. 世界の食市場確保の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 3. 新たな需要開拓の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - 4. 原材料の安定調達取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - 5. 食品産業の生産性向上の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - 6. 食品産業の事業継続の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - 7. 食品産業の労働力確保の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 8. 食品分野の物流効率化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - 9. 業界横断的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4. 検討事項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向



2

1. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向（食品産業関連の抜粋）

（令和5年6月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）



II 政策の新たな展開方向

1 食料安全保障の在り方

（8）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品産業が食料システムの重要な構成員であることを明らかにした上で、その持続的な発展を図るため、

- ① 産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、**産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組み**
- ② G H G の排出抑制等の環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による**持続可能性に配慮した取組を促進する仕組み**

を構築し、国内資源の活用に積極的に取り組む企業に対して後押しを行う。

特に、**食品ロスの削減**に向けては、製造段階での**製造の効率化、賞味期限延長**のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の**商慣習の見直し**とともに、食品廃棄量の情報に加えて新たに**フードバンクへの寄附量の開示**を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、

- ③ **食料システム全体で環境負荷低減**の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
 - ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
 - イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用
 - ウ) **食品事業者等の実需者との連携**や消費者の理解の醸成

7 関係団体等の役割

食料安全保障の確保と食料・農業・農村の振興に向けて、農業関係団体のほか、川中・川下の食品事業者・団体、消費者団体、地方自治体等、**食料システムの幅広い関係者の連携強化**を促す。

3

第2部 分野別の主要施策

1 (3) 食料施策の見直しの方向

③ 食品産業の持続的な発展

食品産業の原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性の向上、輸出拡大、海外進出、事業継承の円滑化を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原材料調達や製造工程等において持続性の配慮した食品産業への移行を一層推進していく。

④ バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓

健康維持・増進に寄与する食品等の機能性や、環境配慮等の持続可能性が新たな価値として認識され、そういった価値観の多様化は今後も進むと見込まれることを踏まえ、食品産業や観光業等の食に関わる多様な業態との連携やDXの推進など、新たな価値や市場の創造に向けた取組を推進する。

また、持続可能な食料供給の実現に資するバイオテクノロジーやデジタル技術等が発展していることを踏まえ、このような新しい技術の活用や新しいビジネスモデルの育成を促進し、新たな需要を開拓していく。

4 (3) 環境に関する施策の見直しの方向

③ 持続可能な食品産業

有機農産物の分別管理や履歴管理等の加工流通段階での取組、環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減とともに、2030年度までに食品ロス量を半減させるという政府目標（「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」2020年3月閣議決定）の着実な達成に向けて、（中略）企業の様々な情報開示において、食品廃棄量の情報に加えてフードバンクへの寄付量の開示の促進、賞味期限延長のための技術開発、物流における納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）等の商慣習の見直し等の施策を講ずる。

第4部 関係者の責務、行政機関及び団体その他

5 食料システムを機能させるための団体の役割

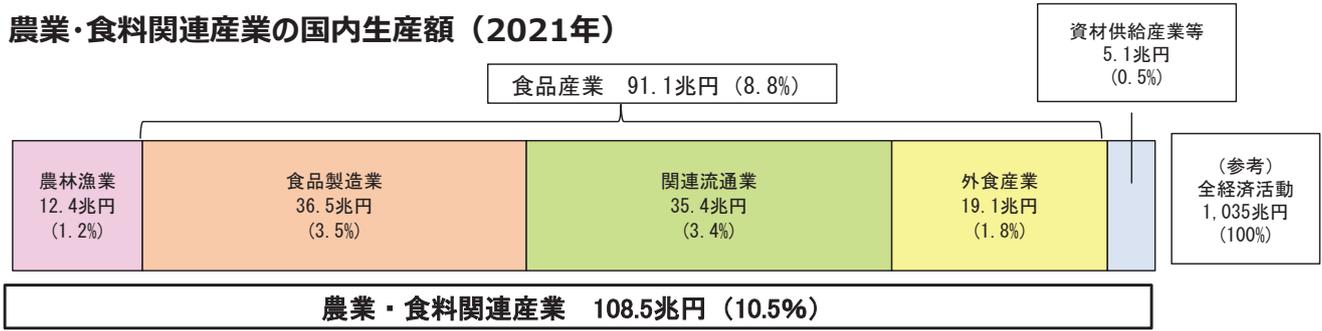
我が国においても、団体間の連携を推進するとともに、垂直的な取組を行う仕組みの有効性や可能性についても検討する必要がある。

2. 食品産業をめぐる現状と情勢の変化

2-1. 国内産業における農業・食品関連産業の位置付け

○ 2021年における農業・食料関連産業の国内生産額は108.5兆円。全経済活動の国内生産額の約11%を占める。

○ 農業・食料関連産業の国内生産額（2021年）



○ 農林漁業、食品産業の市場規模比較（国内生産額ベース、2021年）

産業	国内生産額 (億円)	就業者数 (万人)
電子部品・デバイス	163,146	58
金属製品	124,648	93
農林漁業	123,502	208
パルプ・紙・紙加工品	77,686	25
窯業・土石製品	66,287	30
製造業	3,215,507	1,037
卸売・小売業	1,215,660	1,062
食品産業	910,720	753
不動産業	800,336	112
専門・科学技術、業務支援サービス業	700,322	281

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」

注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。

注2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

注3：農林漁業の林業は食用の特定林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

注4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食品に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できないため含めていない。

6

2-2-1. 国内外のマーケットの変化（国内のマーケットの縮小）

- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 総世帯の食料支出総額の推移を品目別にみると、生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度（100から75）に減少。また、加工食品への支出額は増加（100から111）するが、一人当たり支出額が支出総額を上回っていることから、加工食品の消費量は減少する見込み。
- 急速な需要の減少が、日本の食品産業に大きな影響を与えることは不可避であることから、新たなビジネスの創出が重要。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

○ 一人当たり食料支出額（単位：%）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合計	100	103	105	108	112	116
生鮮食品	100	99	95	93	91	89
加工食品	100	105	110	117	124	132
外食	100	104	106	108	110	113

○ 食料支出総額（単位：%）

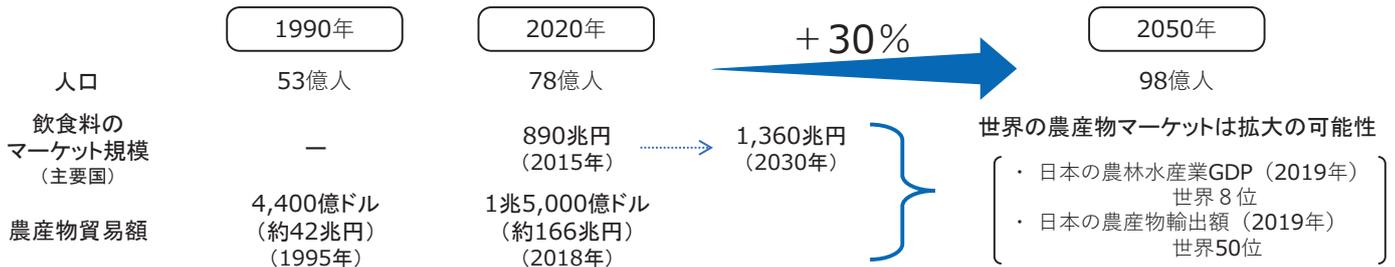
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合計	100	101	100	100	99	98
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外食	100	102	100	99	97	95

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

7

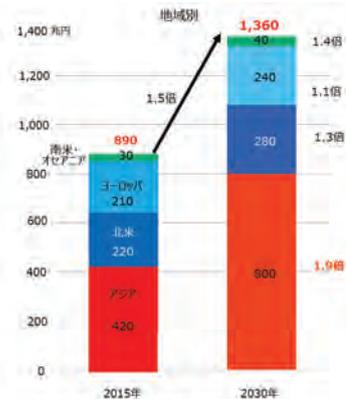
2-2-2. 国内外のマーケットの変化（海外のマーケットの拡大）

- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 日本の食品産業の持続的な発展を図るためには、世界の食市場、特にアジアの食市場を獲得していくことが重要。



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

○ 世界の飲食料市場規模



資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

○ 国別・部門別の飲食料市場規模

単位：兆円

	2015年				2030年			
	生鮮品	加工品	外食	合計	生鮮品	加工品	外食	合計
アジア	221	146	57	424	409	292	93	794
北米	47	93	83	223	55	105	125	284
ヨーロッパ	53	97	60	211	62	105	75	242
南米・オセアニア	12	12	9	32	15	16	14	45
34か国・地域計	333	348	210	890	541	518	306	1,364

資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

8

2-3-1. マーケットをめぐる国際的な動き（SDGs（持続可能な開発目標））

- SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として採択された。貧困、飢餓、不平等、気候変動、平和と公正など、人類が直面するグローバルな諸課題に対して17のゴールを設定。
- 17のゴールは、「飢餓」、「水・衛生」、「雇用」、「生産・消費」、「気候変動」、「生物多様性」など、環境保護などの生物圏に関するゴールだけでなく、経済・社会に関するゴール・ターゲットも包括しており食料や農業に関連する目標は中核をなす。

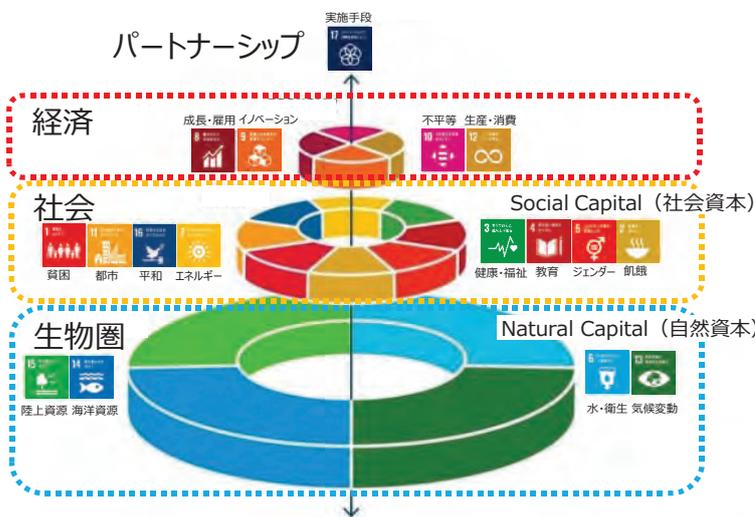
○ 食料・農業に関連するSDGsのゴールとターゲット（例）

目標2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2.1	飢餓を撲滅
2.3	小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増
2.4	生産性向上、生産量増大、生態系維持、気候変動への適応、土壌の質の改善をすような、持続可能な食料生産システムを確保
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場の適正な機能を確保
目標6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
6.3	有害な化学物質や物質の放出の最小化
6.6	水に関連する生態系の保護・回復
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
8.7	強制労働を根絶
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する
12.3	小売・消費レベルにおけるフードロスの半減、収穫後損失の減少
12.4	化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出削減
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
13.1	気候関連災害へのレジリエンスと適応力の強化
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略、計画に盛り込む
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.3	土壌を回復
15.9	生態系と生物多様性の価値を、国や地方の戦略に組み込む

資料：外務省HP「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」より抜粋

9

○ SDGs



※自然資本（ナチュラキャピタル）：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。

2-3-2. マーケットをめぐる国際的な動き（人権デュー・ディリジェンスの動向）

- 国際的に企業への人権尊重を求める声が高まる中、2011年、国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」が、我が国を含む全会一致で支持され、企業活動における人権尊重の指針として用いられている。
- こうした動きの中、各国は行動計画の策定に着手し、日本を含む26か国が策定済み。また、農林水産省は、国連ビジネスと人権作業部会のヒアリングで食品産業向けの人権ガイドラインを策定することを説明し、作業部会から評価を受けた。

「ビジネスと人権に関する指導原則」概要

1 人権方針の策定	企業は、人権を尊重するというコミットメントを企業方針として発信する。	指導原則 16
2 人権デュー・ディリジェンスの実施	企業は、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する。	指導原則 17-21
3 救済メカニズム	人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する。	指導原則 22

注) 「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

各国の行動計画と法制度

	行動計画	法令・ガイドライン
米	2016年公表	・ウイグル強制労働防止法（2021年）
英	2013年公表 2016年改定	・現代奴隷法（2015年）
独	2016年公表	・サプライチェーン法（2021年）
仏	2017年公表	・企業注意義務法（2017年）
EU	未策定	・非財務情報開示等に関するEU指令（2014年） ・企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案（2022年） ・EU市場における強制労働産品禁止規則案（2022年）
加	未策定	・サプライチェーンにおける強制労働および児童労働との闘いに関する法律の制定と関税率の改正に関する法案（審議中）
日本	2020年公表	・責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（2022年） ・食品産業向け人権デュー・ディリジェンスガイドライン（策定作業中）

国連ビジネスと人権作業部会ステートメント（2023年8月4日）

作業部会は、農林水産省が食品業界のサプライチェーンにつき、人権デュー・ディリジェンスガイドラインの策定を予定していること、……など、積極的な取組を知ることでき、嬉しく思います。

（事例）パーム油の生産現場における人権問題

パーム油の原料であるアブラヤシの生産現場における森林保護や人権保護等の観点から、2004年に「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」が設立され、2007年に、RSPOによってパーム油の国際認証制度が制定された。また、主要生産国のインドネシア政府及びマレーシア政府は、小規模農家を含めた全生産者を対象とした国際認証制度（ISPO及びMSPO）を制定している。

10

2-3-3. マーケットをめぐる国際的な動き（サステナビリティ情報の開示義務化等）

- ESG投資の判断材料となる、企業の非財務情報（サステナビリティ情報）の開示義務化等が、国内外で急速に進展。
- 国内産業の持続的な発展を図るためには、ESGに対する正確な理解の下、企業の取組を進めていくとともに、その取組内容を効果的に開示し、第三者機関等の適切な評価等を確保していくことが重要。

情報開示枠組み策定及び義務化等の動き

	TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)	TNFD(自然資本関連財務情報開示タスクフォース)
枠組み策定の目的	気候変動が組織に与える影響を開示することにより、投資家が組織の重大なリスク・機会を適切に理解できるよう支援することを目的とする財務当局主導の枠組み。	生物多様性に係る企業情報開示を通じて資金の流れをネイチャー・ポジティブに変えることを目的とする民間主導の枠組み。
開示枠組の概要	4つの主要分野（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）	
	財務への影響のみを評価（シングルマテリアリティ）。モノの流れ（サプライチェーン）に沿って評価。温室効果ガス排出量を用いて地球規模、世界共通の尺度で測定。	財務への影響に加えて、環境への影響も評価（ダブルマテリアリティ）。バリューチェーン全体のすべての事業活動が対象。事業活動を行う生態系の種類（バイオーム）によってリスク・機会が異なる。
開示の義務化（海外）	EU、英、米において、TCFDやそれと同等（EUではそれ以上）の情報開示の義務化が予定または検討されている。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がS1基準（全般）及びS2基準（気候変動）を公表（2023年6月）。	EUにおいて義務化が予定されている。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が基準を検討予定（時期未定）。
開示の義務化（国内）	東証プライム市場の上場企業を対象にTCFD又はそれと同等の情報開示を要求（2022年4月）。ISSBが2023年6月に公表したS1基準およびS2基準について、日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）で国内基準を検討中。	未定

※国際的に人権や人的資本にかかる情報開示の議論が進行中であり、ISSBの今後の検討テーマにも挙げられている。

TIFD（不平等）とTSFD（社会関連）が統合（2023年4月）。2024年の春ごろまでに基準案を公開予定。

※S1基準はESG課題共通の全般的な開示要求事項を規定、S2基準は気候変動の情報開示に独自の開示要求事項を規定。

農林水産省の取組

- ・【TCFD】TCFD手引書（入門編、実践編）を策定。官民円卓会議GHG見える化作業部会においてScope3算定にかかる課題等の整理と対応方向を議論中。
- ・【TNFD】環境省・金融庁・国交省に続き、農林水産省がTNFD（自然資本財務関連情報開示）フォーラムに参加（2023年4月）。
- ・【サステナビリティ全般】官民円卓会議ESG／人権作業部会において意見収集を行い、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス(2023年3月)」を策定。「ビジネスと人権」に係るガイダンスを策定中。

2-3-4. マーケットをめぐる国際的な動き（健康・栄養に関する企業評価の動き）

- オランダの非政府組織であるAccess To Nutrition Initiative(ATNI)は、世界大手食品・飲料製造企業の健康と栄養に係る企業方針や取組、実績等について指標として評価（Global Index）しており、本指標への機関投資家の注目度は高い。
- 農林水産省においては、ATNIに対し、日本の調理文化等も踏まえたGlobal Indexの評価手法の見直しの可能性を確認し、ATNIから、将来的に日本向けの評価について協力する余地がある旨、回答を得たところ。

【2021年の総合評価】



【2021年の企業評価のカテゴリーとウェイト】

カテゴリー	評価対象	基準
A ガバナンス 12.5%	企業戦略、マネジメント、ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 企業の栄養戦略 栄養ガバナンスとマネジメントシステム 報告の質
B 製品 35.0%	適切な製品の構成	<ul style="list-style-type: none"> 製品プロファイルの結果 (20%) 製品構成 (7.5%) 健康的で適切な製品の定義づけ (7.5%)
C 入手可能性 15.0%	手頃で入手しやすい製品の流通	<ul style="list-style-type: none"> 製品価格 製品流通
D マーケティング 20.0%	責任ある市場価格とコンプライアンスの鑑査	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なマーケティングポリシー 子どもへのマーケティングポリシー ポリシーに係る監査とコンプライアンス
E ライフスタイル 2.5%	健康的な食事と活動的なライフスタイルの支援	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康とウェルネスの支援 職場での母乳育児の支援 健康的な食事と活動的なライフスタイルプログラムの支援
F 表示 10.0%	製品表示、健康と栄養の強調表示の使用	<ul style="list-style-type: none"> 製品表示 健康と栄養強調表示
G エンゲージメント 5.0%	政府や政策立案者、ステークホルダーのエンゲージメントへの影響力	<ul style="list-style-type: none"> 政府や政策立案者へのロビイングと影響力 ステークホルダーエンゲージメントとパートナーシップ

【ATNIと農林水産省の今後の評価への協力に関する意見交換】

（農林水産省）ATNIの現在の評価手法は、製品ベースのアプローチに焦点があたっている。日本人の多くは食材を使って調理をしており、食事パターンや食文化は他の地域と異なる特徴がある。このような日本の調理のアプローチも踏まえた栄養評価を導入することは検討可能か。

（ATNI）ATNIは、Global Indexに加え、各国における栄養の課題や栄養のトピックに応じて評価手法を修正するという国別の評価も実施している。これまで日本向けの評価は行っていないが、将来的に協力する余地がある。

12

2-3-5. マーケットをめぐる国際的な動き（環境影響表示）

- 消費者の理解・行動変容等を促進するため、サステナビリティの確保に向けた生産者の努力と工夫について、ラベルを含めた「見える化」の取組が進められている。
- 統一的な食品環境ラベルの制度化に向けて、欧州を中心とした各国政府や民間イニシアチブが取組を進めている。多くのラベリングは、信頼性が高く比較可能な情報としてライフサイクルアセスメント（LCA）による定量的な数値をスコア化した表示を軸としている。
- また、気候変動だけでなく、生物多様性、動物福祉等を含めた複数の指標を統合したラベルも存在。

海外における主要な食品環境ラベル

	EU	フランス	民間イニシアチブ
	Farm to Fork戦略	気候変動対策・レジリエンス強化法	Foundation Earth、Foodsteps等
スケジュール	2024年までに消費者が持続可能な食品を選択可能な食品ラベルの枠組を提案 ※EUの農産物に適用する環境基準を輸入農産物にも適用する可能性	2020年～2021年に実証事業実施済み 2023年1月より本格始動を目指す	（Foundation Earth） 2021年秋に実証事業を実施済み 2023年3月LCA方法論を公表
対象	気候変動、動物福祉等	気候変動、農業、生物多様性、動物福祉等	気候変動、水使用量、水汚染、生物多様性

<実証事業が行われている食品環境ラベルの例>

【Eco-Score】（フランス）

総合評価を、AからEの5段階のスコアでカラー表示。

仏政府のデータベースとLCAで評価しつつ、補完的にボーナス（例：有機栽培）やペナルティを付与。

【Planet-Score】（フランス）

総合評価と個別評価を、それぞれAからEの5段階のスコアでカラー表示。

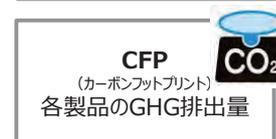
仏政府のデータベースとLCAの指標を生物多様性等の観点から一部補完・改定し評価。

【Eco Impact】（英国）

総合評価を、A+からGの8段階のスコアでカラー表示。



国内のラベル例



13

2-4-1. ビジネス機会の拡大（食産業の海外展開）

- 我が国の食品産業の海外展開は、今世紀に入ってからアジア市場を中心に本格化し、現地法人数は、2021年で1,303社。
- しかしながら、国内法人数に対する現地法人数の比率をみると、食品製造業の割合は、その他製造業と比較して、約3分の1と低い状況。

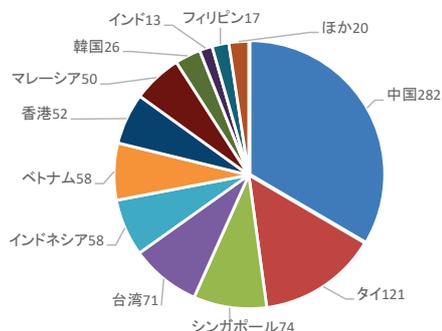
○ 食品産業の世界における現地法人数(業種別)



	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
食料品製造業	518	552	570	577	591	598	607	640	631	630
小売業	287	303	320	328	349	383	411	431	426	436
飲食・外食	121	129	161	166	183	210	222	234	241	237
計	926	984	1,051	1,071	1,123	1,191	1,240	1,305	1,298	1,303

出所：東洋経済新報社「海外進出企業総覧2022」(2021年10月現在)を基に農水省作成

○ 食品産業のアジアにおける国別現地法人数(2021年)



出所：東洋経済新報社「海外進出企業総覧2022」を基に農水省作成

○ 国内法人数に対する現地日系法人数の比率(2020年)

	国内法人数 (a)	現地日系法人数		比率	
		世界 (b)	アジア (c)	(b/a)	(c/a)
食品製造業	26,789	640	413	2.4%	1.5%
その他製造業	155,088	11,936	8,484	7.7%	5.5%

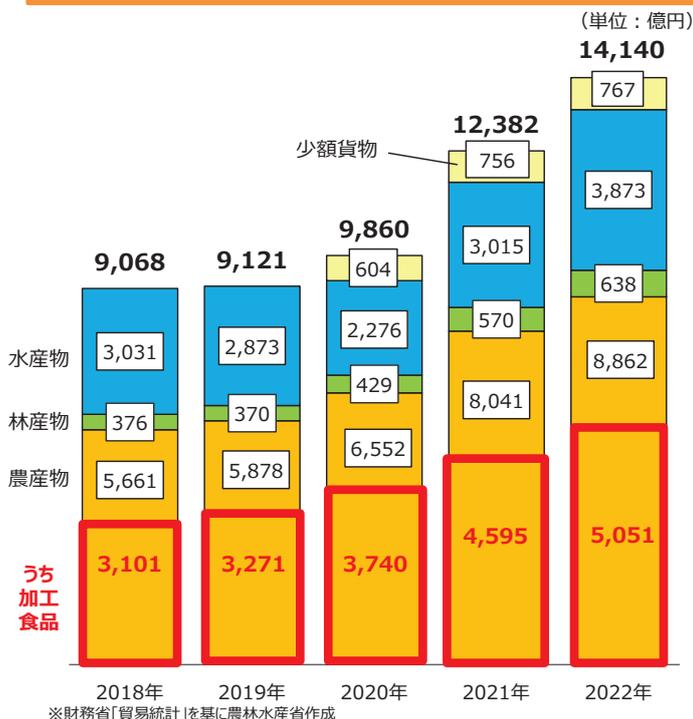
出所：国内法人数は、経済産業省「工業統計調査 2020年産業別 統計表(概要版)」を基に農水省作成
現地日系法人数は、東洋経済新報社「海外進出企業総2020」を基に農水省作成

14

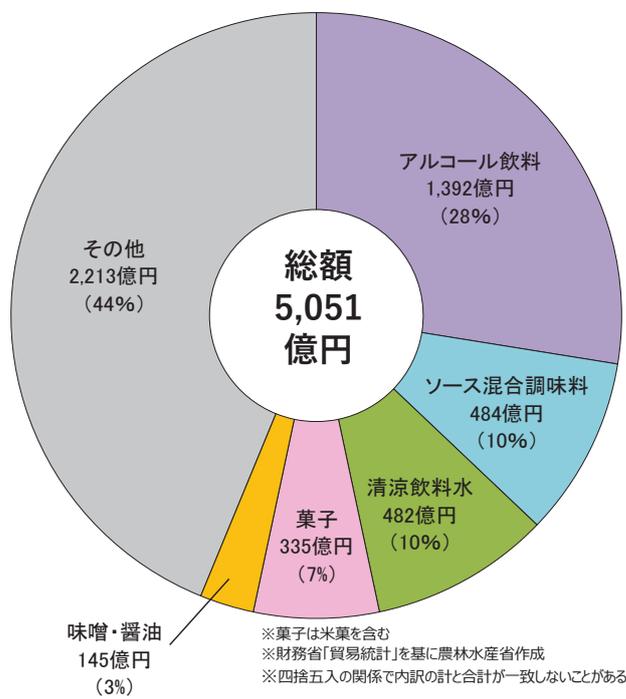
2-4-2. ビジネス機会の拡大（加工食品の輸出拡大）

- 2022年の農林水産物・食品の輸出額は14,140億円。そのうち加工食品は5,051億円。
- 加工食品の輸出額を品目別にみると、ウイスキーや清酒等のアルコール飲料が1,392億円と28%を占め、ソース混合調味料が484億円と10%、清涼飲料水が482億円と10%と続く。

農林水産物・食品 輸出額の推移



加工食品の品目別輸出額（2022年）



15

2-4-3. ビジネス機会の拡大（フードテックを活用した新たなビジネスの創出）

- 世界的な人口増加等による食料需要の増大や、SDGsへの関心の高まりを背景に、食品産業においても、環境負荷の低減など、様々な社会課題の解決の加速が求められている。また、健康志向や環境志向など、消費者の価値観が多様化している。
- こうした多様な食の需要に対応し、社会課題の解決を加速するための、フードテックを活用した新たなビジネスの創出への関心が高まっており、フードテック分野への投資も増加している。

世界の食料需要見通し（2050年）

- ◆ 世界の食料需要量は、**2050年には2010年比1.7倍**（58億トン）になる見通し。
- ◆ 畜産物（1.8倍）と穀物（1.7倍）は増加率が大きくなっている。



1. 穀物は、小麦、米、とうもろこし、大麦及びワルガムの合計である。油糧種子は、大豆、菜種、パーム及びひまわりの合計である。砂糖作物はサトウキビ及びテンサイの合計である。畜産物は牛肉、豚肉、鶏肉及び乳製品の合計である（以下の各国において同じ）。

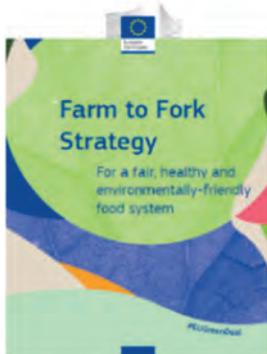
2. 基準年次の2010年値は、毎年の気象変化等によるデータの変動影響を避けるため、2009年から2011年の3年平均平均値としている（以下の各国において同じ）。

3. 2015年値は、USDAのPSDCにおける2014年から2016年の3年平均の実績値を基にした参考値である（以下の各国において同じ）。

出典：2050年における世界の食料需給見通し（農林水産省）

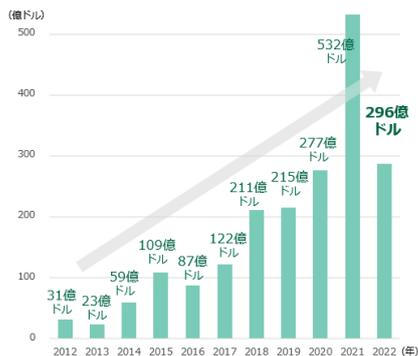
Farm to Fork 戦略（欧州委員会）

- ◆ 2050年の温室効果ガス排出ゼロの実現に向け、欧州委員会が「公平で、健康的な、環境に優しい食料システム」を目指す戦略として発表（2020年5月）
- ◆ 植物、藻類、昆虫等の代替タンパク質・代替肉分野を重要な研究開発分野と位置付け、グリーン化・デジタル化への移行の推進を提唱



世界の投資額の推移

- ◆ 投資額は過去10年で約10倍に増加。
- ◆ 2021年はコロナ禍においてフードデリバリーやデジタルサービス等への投資が増加。2022年はウクライナ侵攻に伴う影響によりスタートアップ投資の市況が悪化。



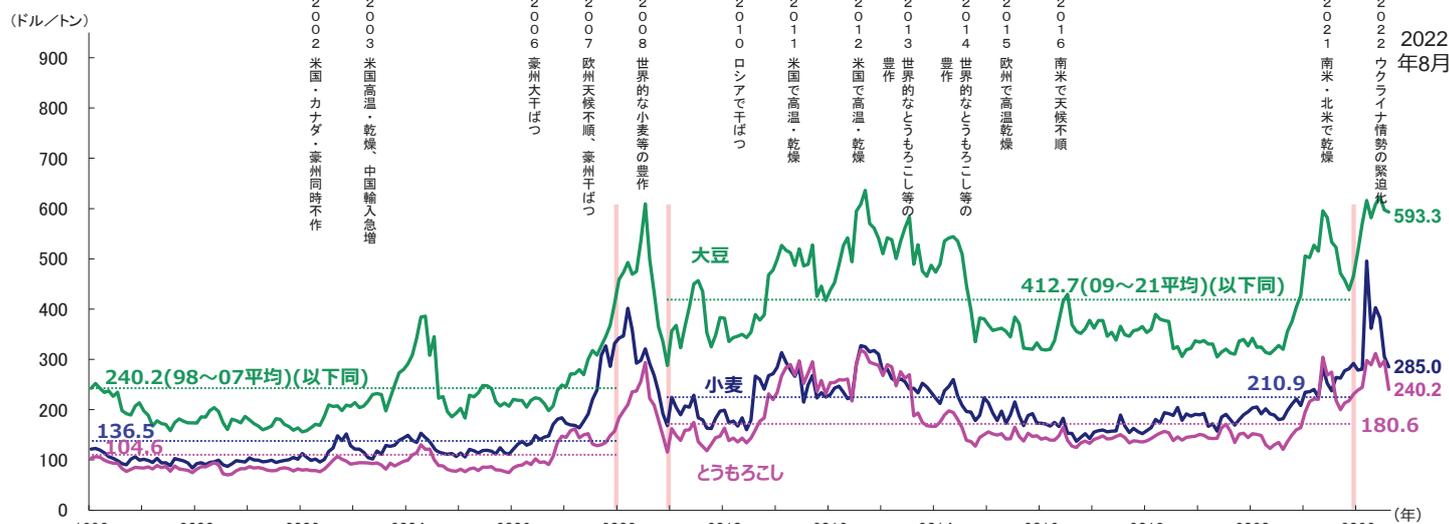
出典：AgFunder “2023 AgFunder AgriFoodTech Investment Report”, “2023 Asia-Pacific AgriFoodTech Investment Report”

16

2-5-1. 食料輸入をめぐる情勢の変化（輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇）

- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の不安定性が増しているところ。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に高くなっている。

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）



	1998~2007年平均価格	2009~2021年平均価格
大豆	240.2	412.7
小麦	136.5	210.9
とうもろこし	104.6	180.6

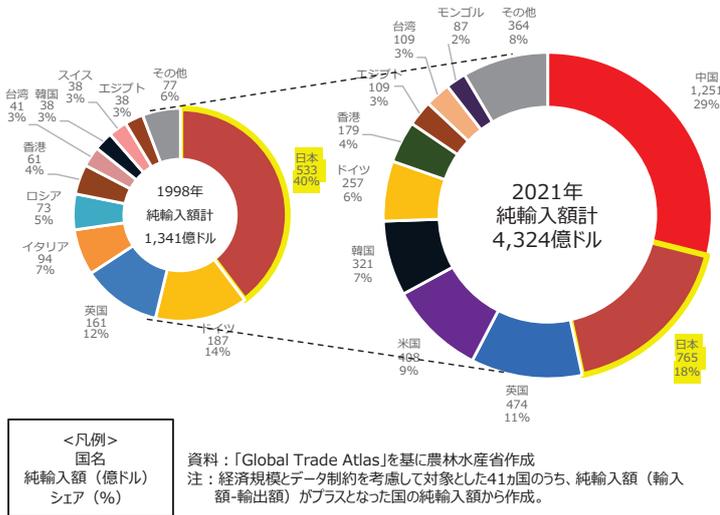
資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。
注：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

17

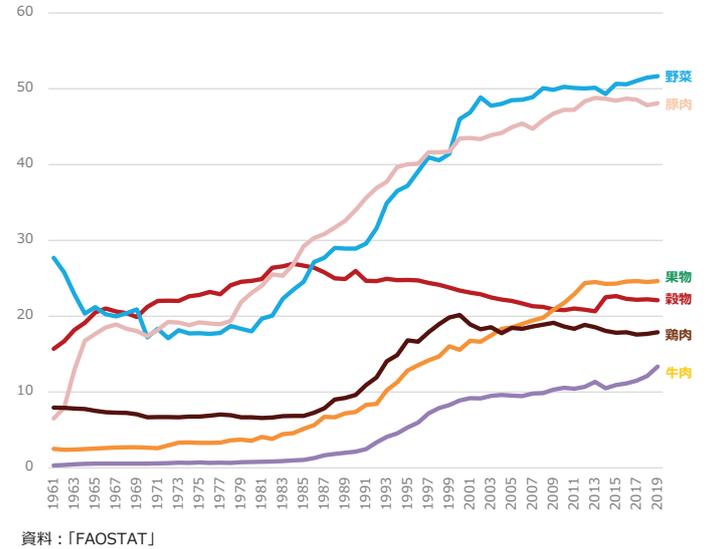
2-5-2. 食料輸入をめぐる情勢の変化（我が国のプライスメーカー的な地位の低下）

- 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下。現在は中国が最大の純輸入国となっている。
- 20年前は、食料自給率は低くとも諸外国から購入できていたが、近年、中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

○ 農林水産物純輸入額の国別割合



○ 世界の食料消費量に占める中国の割合

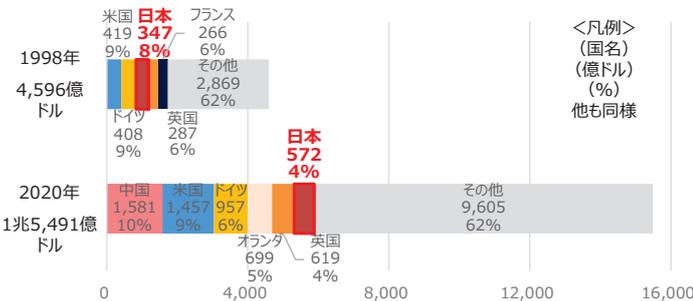


18

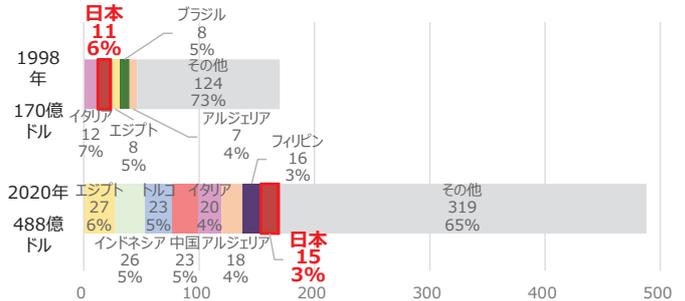
2-5-3. 食料輸入をめぐる情勢の変化（我が国のシェア低下）

- 20年前は、輸入全体に占める日本の割合は、大豆・とうもろこしで1位、小麦でも2位であったが、近年その割合、順位は低下。

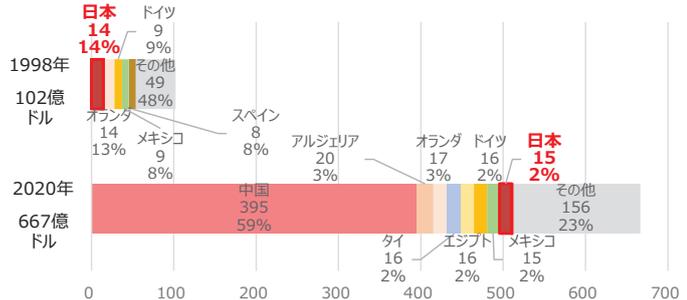
○ 農産物（全体）



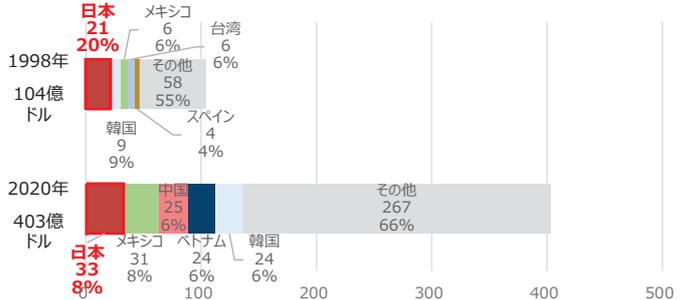
○ 小麦



○ 大豆



○ とうもろこし



資料：FAOSTAT
注：農産物（全体）は、FAOSTATの統計上のCrops and livestock products(穀物および畜産物)の全品目の合計。

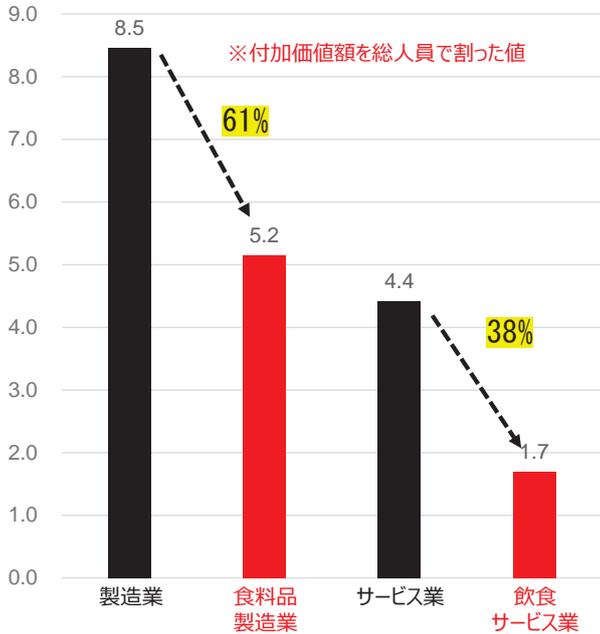
19

2-6-1. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化（他産業と比べて低い労働生産性）

- 食品産業の労働生産性は他産業と比べて低い状況であり、また欠員率も高く、食品産業の人員確保は依然として厳しい状況。
- 産業全体と食品産業を比較すると、食品産業の賃金が安い。

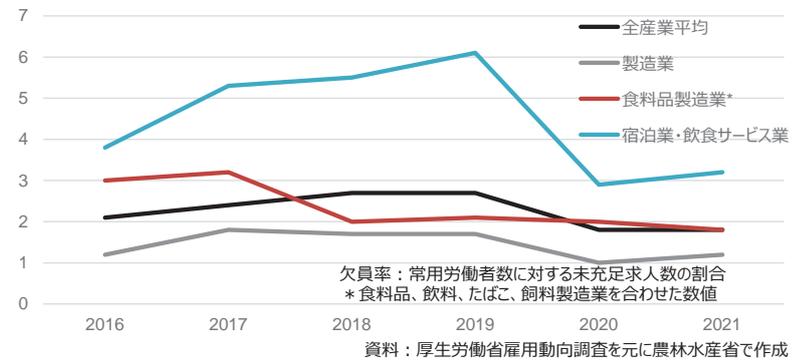
○ 食品産業の労働生産性（2021年）

（1人当たり年間付加価値額 単位：百万円）



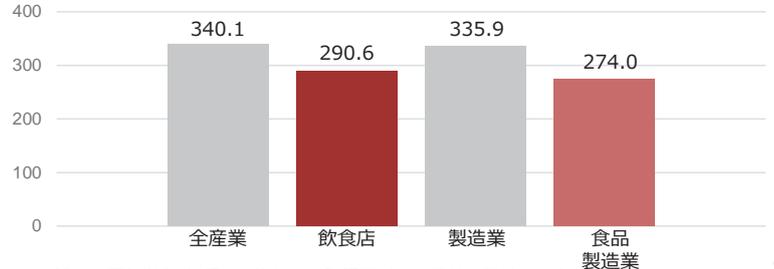
資料：財務省法人企業統計（令和3年度）を元に農林水産省で作成

○ 各産業の欠員率（2021年）



○ 各産業の賃金（2022年）

（千円）

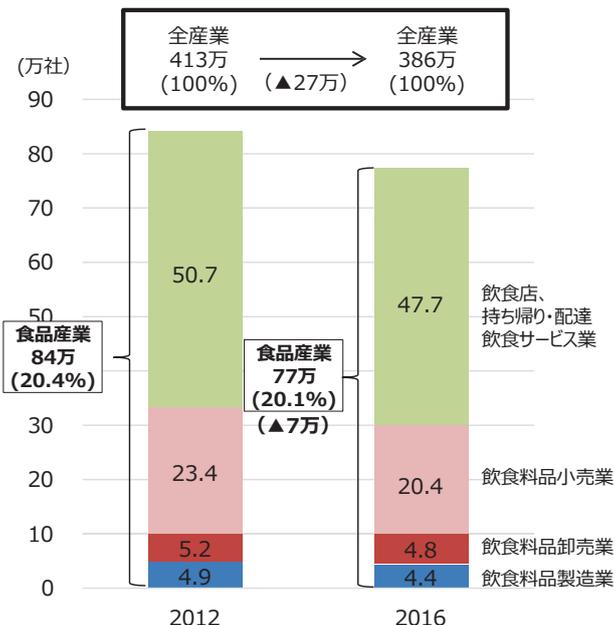


20

2-6-2. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化（企業数の減少と小規模企業が大半）

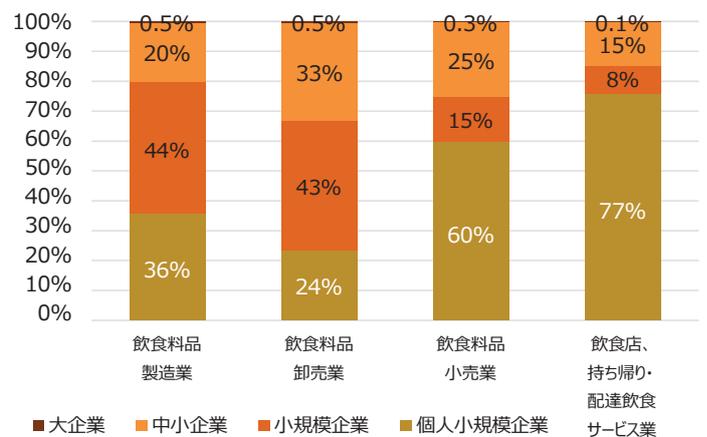
- 食品産業の企業数は過去4年間で7万減少し77万。全産業の総企業数386万の20.1%。
- 飲食品の製造業、卸売業、小売業、及び外食業のいずれにおいても、小規模企業が大半。

○ 企業数（2012、2016年）



資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
注：「企業数」とは事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所の数。

○ 食品産業の企業の規模別構成（2016年）



業種	中小企業	業種	小規模企業
製造業 その他	資本金3億円以下 又は従業員300人以下	製造業 その他	従業員20人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下	商業・ サービス業	従業員5人以下
小売業	資本金5000万円以下 又は従業員50人以下		
サービス業	資本金5000万円以下 又は従業員100人以下		

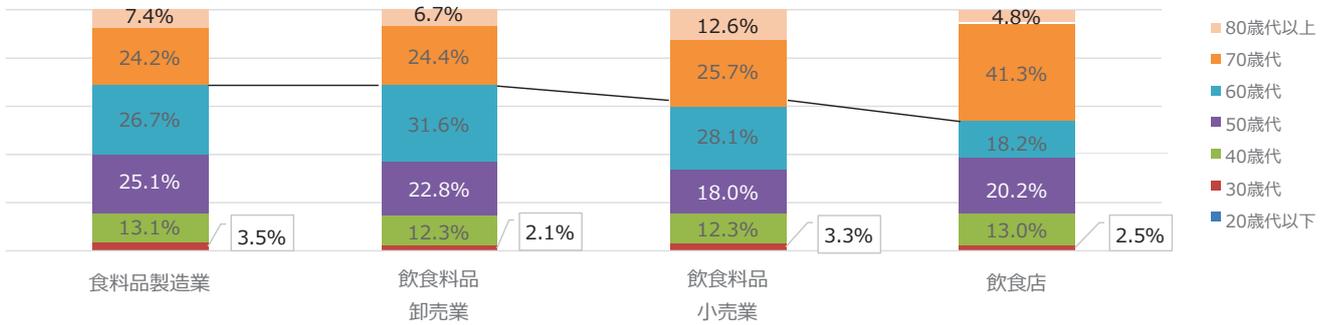
※個人小規模企業とは、小規模事業者のうち、個人事業者を指す。
注：会社以外の法人は除く。
注：飲食料品製造業はたばこ・肥料製造を含まない。

21

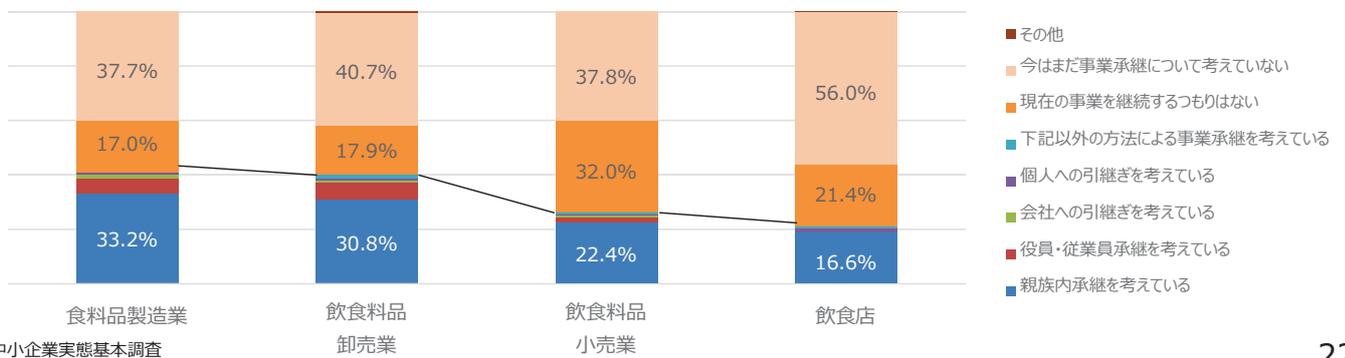
2-6-3. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化（経営者の高齢化・後継者の不在）

- 小規模な食品関連事業者の社長は、3～5割程度が70歳以上。
- 一方、事業承継について、「今は考えていない」、「その意向はない」事業者の割合は5割以上。

○ 社長（個人事業主）の年齢別割合



○ 事業承継の意向



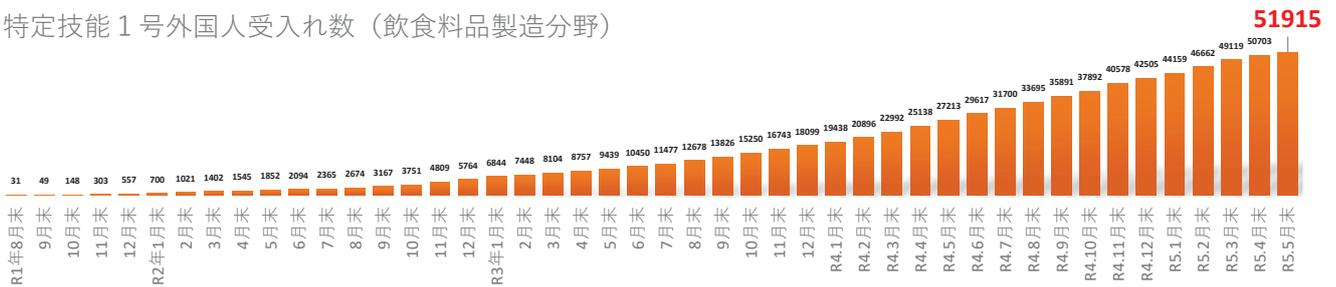
資料：R3中小企業実態基本調査

2-6-4. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化（外国人労働者数の増加）

- 食品産業分野の特定技能1号外国人数は、増加。他方で、国内外での人材獲得競争が激化し、継続的な外国人労働者の確保が課題。

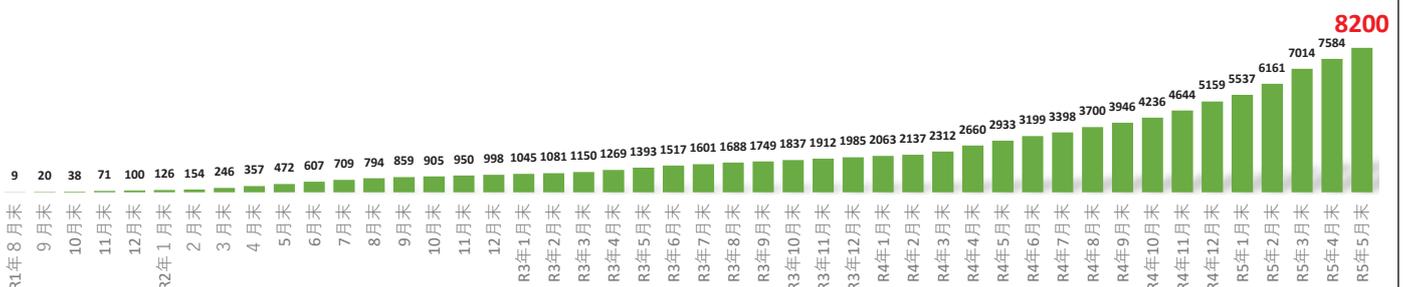
<飲食料品製造業分野> 令和5年5月末現在、51,915人。

特定技能1号外国人受入れ数（飲食料品製造業分野）



<外食業分野> 令和5年5月末現在、8,200人。

特定技能1号外国人受入れ数（外食業分野）



※出入国在留管理庁からの聴き取りにより農林水産省で作成

2-6-5. 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化（物流の2024年問題）

- トラックドライバーの長時間労働は正のため、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用。
- 物流効率化に取り組みなかった場合、労働力不足による物流需給がさらに逼迫するおそれがあり、コロナ前の2019年比で最大14.2%（4.0億トン）の輸送能力不足※が起これと試算されている。（物流の2024年問題）
- さらに、2030年には、34.1%（9.4億トン）の輸送能力不足※が懸念される。 ※株式会社NX総合研究所試算（2022年11月11日）

○ トラックドライバーの働き方改革

法律・内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
時間外労働の上限規制 （年720時間）の適用 【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用				
時間外労働の上限規制 （年960時間）の適用 【自動車運転業務】							適用
月60時間超の時間外割増賃金引き上げ （25%→50%）の 中小企業への適用						適用	

	現行	2024年4月以降（原則）
年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
1日の拘束時間	13時間	13時間
休憩時間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、 9時間下限

○ 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算（NX総合研究所）

○全体

不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）
14.2%（4.0億トン）

○ 発荷主別（抜粋）

業界	不足する輸送能力割合
農産・水産品出荷団体	32.5%
紙・パルプ（製造業）	12.1%
建設業、建材（製造業）	10.1%
自動車、電気、機械・精密、金属（製造業）	9.2%

○ 地域別（抜粋）

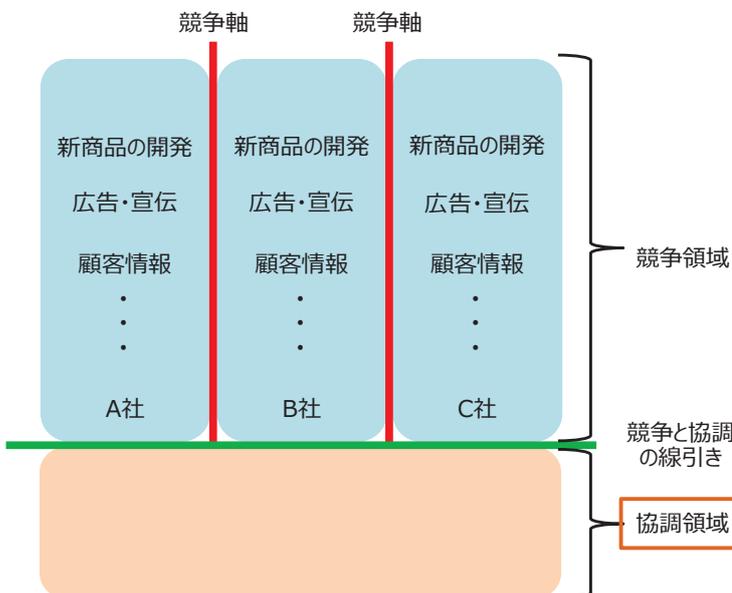
地域	不足する輸送能力の割合
中国	20.0%
九州	19.1%
関東	15.6%
中部	13.7%

24

2-7. 競争モデルから競争と協調モデルへの転換

- 次世代の経済社会の主導権を握るための競争モデルは、これまでの企業間の競争から、新たな価値観に基づく社会ニーズの実現に向けて、企業が「競争」と「協調」を繰り返すモデルに転換しつつある。

○ 競争と協調モデル



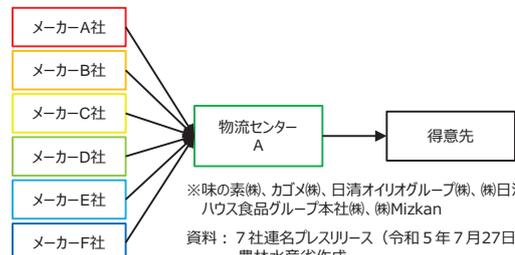
資料：産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会「イノベーション力を強化する産業技術政策の在り方（中間報告）～出口を見据えた競争と協調～」(平成21年8月)を基に農林水産省作成。

【食品産業分野での想定される協調領域】

- 基礎技術の開発
 - 環境負荷低減の「見える化」
 - 輸出促進
 - 人権対応
 - 物流の効率化
- 等

【協調の事例 共同保管・配送】

- 食品メーカー6社(※)とF-LINE社の取組「共同配送の推進」において、北海道地区では、これまで2箇所としていた保管・配送拠点を令和5年10月に1箇所に集約する。
- 共同保管・共同配送により車両1台当たりの積載効率を高めるとともに配送回数を削減。また、得意先における荷受時においても、配送車両台数が削減され、負担軽減となる。



25

3. 食品産業の持続的な発展に向けた現在の取組

3-1-1. 国際的なマーケットに向けた取組（持続可能な原材料調達）

- 世界的なSDGsの取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す（みどりの食料システム戦略）。

現状と課題

【現状】

- 一部の大手食品企業が、国際的な認証を取得した輸入原材料の調達に取り組むことを表明。
- 農林水産省では、「ESGに係る食品関連企業勉強会」を開催し、民間企業の先進事例の収集・横展開を図った。また、官民の対話の場である「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」の中に「ESG／人権部会」を設置。
- 令和3（2021）年度に認証システムについての調査・分析委託事業を実施し、国際認証の概要・経緯、それに基づく調達状況や課題等について整理。

【課題】

- 売上向上に繋がりにくく、認証取得済み原材料への切替によるコスト増加等の企業の負担が増える分を、社会全体でどのように負担していくかが課題。



アブラヤシ（パーム油）



カカオ豆

当面の対応

【国内の対応】

- 経済産業省における「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」のとりまとめを踏まえ、団体への注意喚起や外部の専門家からの情報提供を受けて、**食品産業の実態調査及び食品産業向けガイドラインの策定を開始。**
- 生産国における国際認証取得支援やトレーサビリティの確立に向けた支援等を通じ、現地生産者の所得向上、持続可能な原材料の調達等を目指すため、**令和4（2022）年度から、日本のチョコレート業界関係者や専門家をガーナに派遣し、現地サプライヤー、カカオ生産者、ガーナ政府、NGOとのワークショップを開催するとともに、現地の生産農家に対して技術講習会を実施。**
- パーム油・カカオ豆等に関し、**海外事例調査により小規模農家支援やトレサの取組状況等**について、また**国内事業者の対応状況調査により目標設定や社内体制の整備等**について、それぞれ取りまとめるとともに、それらに係るシンポジウムの開催、優良事業者の表彰等を令和4（2022）年度に実施。



- 2023年7月、2025年開催の大阪万博の調達コードに**パーム油に係る持続可能な認証（ISPO,MSPO,RSPO）が盛り込まれた。**

3-1-2. 国際的なマーケットに向けた取組（食品産業向け人権ガイドライン）

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和4年度中に実態調査及び骨子案の策定を行い、令和5年秋頃を目途に食品産業向け人権デューデリジェンス（D D）ガイドラインを策定する予定。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 中小企業が多く（約99%）、使用する原材料の種類が多い食品関連企業が円滑に人権対応を進められるよう、食品産業向けに特化したガイドラインを策定する必要がある。

（参考）食品企業からの要望（聴き取り）

- ・ 人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばいいかわからない。
- ・ 輸入原材料について、一社だけで全てを確認することは難しい。
- ・ 原材料が多岐にわたるが、どこまで追えば十分なのかかわからない。
（2次原材料以降や、少量しか使わない原材料まで把握するべきか、等）

2. スケジュール

- 食品関連企業の人権対応の実態や、人権対応の際に抱えている課題を調査。
- 調査結果や食品関連企業からの意見聴取を踏まえ、ガイドラインを策定し、令和5年秋頃を目途に公表。
- ガイドライン公表後は、全国でのセミナー実施等により企業に周知し、活用を促進していく予定。

食品企業の取組の例

アサヒグループホールディングス株式会社

<https://www.asahigroup-holdings.com/csr/> [外部リンク]

アサヒグループは、世界人権宣言などで定める基本的人権を尊重し、人種、国籍、思想信条、宗教、身体障がい、年齢、性別、配偶者の有無及び性自認・性的指向による差別は一切行わないことを、アサヒグループの指針として明示しています。

企業の統合報告書から

「人権を尊重した労働慣行の推進」

現代奴隷リスクをはじめ、人権に関する国や企業の状況、社会からの期待は時とともに変化しており、現時点でリスクが低いと評価された国や原材料であっても、将来的にリスクが顕在化する可能性があります。当社グループでは常に状況を踏まえつつ、取組を透明性をもって継続的に開示していく必要があると考えています。その一環として、2017年には英国現代奴隷法へのコミットメントを契機に自社の工場及びサプライチェーンにおける現代奴隷リスクの分析を行いました。分析結果については、今後、当社の現代奴隷リスク特定に向けて活用していきます。

〔英国現代奴隷法のポイント〕

- ▶ 企業は毎年「人権（強制労働と人身取引）に関する声明」を作成する
- ▶ 声明は、取締役会で承認されなければならない
- ▶ 声明は企業のウェブサイトの目立つ場所でご公開すること
- ▶ 公表義務であり、実行義務ではない

28

3-1-3. 国際的なマーケットに向けた取組（NJPPPを通じた栄養改善）

- 健康・医療戦略に基づき、2016年に、官民連携で栄養改善事業を推進する「栄養改善事業推進プラットフォーム」（NJPPP）が設立。NJPPPは、開発途上国・新興国の人々の栄養状態の改善に取り組みつつビジネス展開を目指す日本の食品企業を支援しており、農林水産省はNJPPPの活動を支援。
- これまでにNJPPPは、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、アフリカ諸国で職場給食の栄養改善や栄養教育による行動変容等の12のプロジェクトを実施。

【NJPPPの主な活動】

- ・ 栄養改善に関する国内外の情報収集、国際機関や途上国政府等とのネットワーク構築
- ・ 食品企業向けセミナーの開催（先進事例の紹介、最新の情報提供等）
- ・ 会員企業のビジネス案件形成のための調査・実証への支援

【会員企業・団体】

味の素（株）、キッコーマン（株）、（株）サカタのタネ、（株）明治、日清食品ホールディングス（株）等 100企業・団体（令和5年8月時点）

【プロジェクト実施例①】

野菜を使用したミールキットによる栄養改善プロジェクト（インドネシア）

- ・（令和3年度）インドネシアの人々の野菜摂取に関する調査を実施。①消費者が良質の野菜を安価に入手することが困難であること、②野菜摂取の重要性に対する認識が低い人の割合が多いことが示された。
- ・（令和4年度）野菜を使用したミールキット（レシピ・栄養教育サービス付き）を配布して、野菜摂取の行動変容への影響とミールキットの受容性を調査。調査の結果、野菜の摂取頻度・摂取する食材の種類が増加傾向が見られ、ミールキットの嗜好性も高い評価を得た。



提供されたミールキット



試食の様子

【プロジェクト実施例②】

微生物土壌活性剤を使った野菜生産促進プロジェクト（リベリア）

- ・（令和4年度）汚泥から抽出した微生物を使って製造した土壌活性剤（有機JAS使用可能資材）を現地の事業者者に販売・製造委託し、アフリカにおける野菜生産促進への貢献を検討。
- ・（令和4年度）学校菜園で微生物土壌活性剤を使用することにより、生徒が農薬や化学肥料を使わずに自分たちで野菜を栽培し、自分たちの給食に収穫した野菜を取り入れることで栄養改善に貢献する可能性を確認。今年度以降、試験栽培、本格栽培につなげていく予定。



現状の学校菜園



現状の給食（野菜がほとんど含まれていない）

3-1-4. 国際的なマーケットに向けた取組（環境配慮に関する表示の推進）

- 消費者に対して、生産者等の環境負荷低減の努力を理解してもらうため、有機JASや水産エコラベルなどの認証制度により、その「見える化」を推進。
- また、国内の新たな取組として、コメ、トマト、キュウリほか計23品目を対象に温室効果ガス簡易算定シートを作成するとともに、ラベルを用いて温室効果ガス削減を消費者に分かりやすく表示する実証を実施中。

有機JAS

- JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者が「有機JASマーク」の使用を認める制度。
- 諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。
 - ・ 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培 など



農産物のGHG簡易算定シートの作成

生産者の栽培情報を用いて、農地でのGHG排出を試算。化学肥料・化学農薬削減や中干し延長などによる排出削減量と、たい肥やバイオ炭施用による吸収量を簡易に算定し、その地域での慣行栽培と比較して、当該生産者の栽培方法でGHG排出が何割削減されたかを評価。

排出（農薬、肥料、燃料等）
- 吸収（バイオ炭・堆肥）

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域又は県の標準的栽培での排出量(品目別)}} = \text{削減率(\%)}$$

水産エコラベル

- 水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できる商品にラベルを表示するスキーム。
- 日本で主に活用されている水産エコラベルは3種類。
 - 日本（MEL認証）、イギリス（MSC認証）、オランダ（ASC認証）
- 水産エコラベルの国内外への普及方策について各種施策に位置づけ、その普及を推進。



消費者等にわかりやすい表示・広報

温室効果ガスの削減効果を等級ラベル表示した農産物（令和5年度はコメ、トマト、キュウリほか計23品目）を販売実証。脱炭素技術をPOP等を書くことにより消費者に訴求。（2023年8月4日時点で全国30者のべ195か所で実施）



実証では、削減率5%以上で★1つ、削減率10%以上で★2つ、削減率20%以上で★3つを付与

30

3-1-5. 国際的なマーケットに向けた取組（食品ロスの削減）

- 食品ロスは、外見や規格に拘る製造・消費習慣や1/3ルールに代表される厳しい納品期限などの商慣習も要因の1つ。このような習慣を見直すとともに、賞味期限の延長や需要を予測するAI技術の開発、消費者への啓発により更なる削減を推進。
- 以上の取組を行った上で発生する賞味期限内食品については、フードバンクや子ども食堂への寄附が進むよう企業とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進。
- 納品期限緩和に取り組む事業者の数は年々増加し、2019年3月時点では39事業者だったものが、2021年10月には186、2022年10月には240事業者と、着実に増加。

事業系食品ロス量の削減に向けた課題と対応

課題

- ・ 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の残存
- ・ 賞味期限を延長する技術の普及
- ・ フードバンク等におけるインフラ（倉庫、車両、人員等）の不足
- ・ 製造事業者や物流事業者とフードバンクとのマッチングとネットワークの構築

主な対応

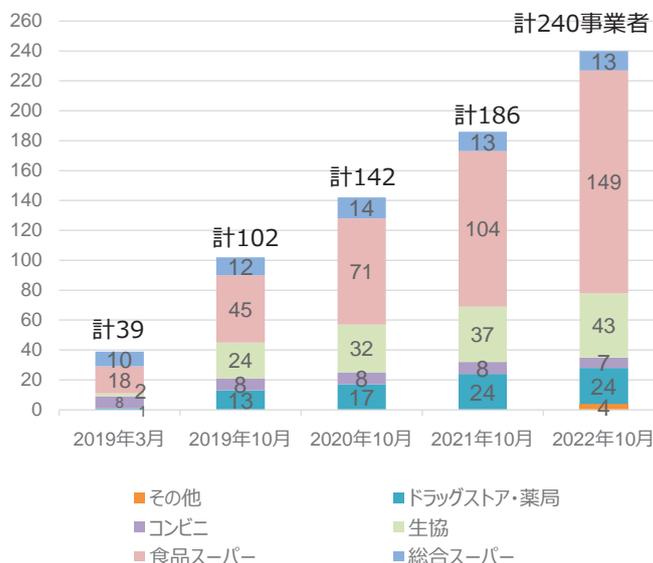
《商品化後のロス削減の取組》

- ① 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直しを経営層に強力に要請
- ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載を経営層に要請
- ③ 消費者の行動変容を官民協働で啓発
- ④ 賞味期限の延長、AIを活用した需要予測の精緻化等民間等が保有する新たな技術・手法の導入、新商品の開発促進

《上記を実施しても発生する期限内食品ロスへの対応》

- ⑤ 製造事業者や物流事業者とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進
- ⑥ フードバンク等における保管、運搬、人員の確保方策の収集・共有

納品期限緩和に取り組む事業者数



31

3-2-1. 世界の食市場確保の取組（食産業の海外展開支援）

- 2014年6月、産学官の連携の下に、フードバリューチェーンの構築を通じた日本の食産業の海外展開を推進するため、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会を設置。
- 2022年3月、海外展開を進める事業者のスムーズな事業に資するよう、これら事業者向けのガイドラインを策定。

○ GFVC推進官民協議会の概要

メンバー数：874社・団体（2023年8月1日現在）

- 民間企業、関係機関・団体、学識経験者、地方自治体、関係府省が参加。
- 農業生産者から、流通、外食、金融企業など川上から川下まで様々なセクターの企業等が加入。

主な活動

1. FVC構築に関する情報収集・分析・共有・発信

協議会、地域別部会、分野別研究会、地方セミナーなど、民間企業の関心等を踏まえて様々な会合を開催し、情報提供を実施。

2. 二国間政策対話等への参加

官民参加の二国間対話、フォーラム、官民ミッション等を通じて、日本企業の参画によるFVC構築を相手国政府・民間企業と議論。

3. 民間企業への支援

農林水産省及び政府関係機関が実施している様々な支援メニューを紹介。また、海外展開に関する相談の対応。

○ 食産業の海外展開ガイドラインの策定

海外進出のパターンやステップごとのリスク・リターンを示すとともに、典型的な注意点と海外展開のベストプラクティスについて整理したほか、代表的な契約ひな形をとりまとめた。



○ 民間企業の海外展開への支援の例

カゴメ（トマト加工品（インド））

2018年10月の日印首脳会談の際、同社と食品加工省とのMoU締結を支援。2019年4月からマハラシュトラ州でトマト加工品（トマトソース、ピューレ等）の生産・販売を開始。

亀田製菓（米菓（カンボジア））

カンボジアのLYLY FOODS社の要望に応じて、農林水産省が亀田製菓を紹介したことにより、現地にて合弁会社を2018年に設立。2019年1月から工場を稼働、商品は主に豪州に輸出。

鈴与フィリピン

（3温度帯倉庫・2温度同時配送車両（フィリピン））

2016年3月に開催された第1回日比農業協力対話以降、積極的に対話に参加し、現地日系企業とのマッチングが実現。契約農家の生産した新鮮で安心な野菜を3温度帯倉庫、2温度同時配送可能な新車両を活用し、フィリピンにおいて日本クオリティの安心と安全を提供中。



32

3-2-2. 世界の食市場確保の取組（加工食品の輸出促進①：品目団体の認定）

- 改正輸出促進法に基づき、令和4年度中に17品目9団体を認定。認定品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を強力に展開。
- 加工食品関係では、（一社）全日本菓子輸出促進協議会が認定されたほか、3団体が認定に向けて取組中。

（一社）全日本菓子輸出促進協議会の概要及び主な取組

【団体の概要】

（一社）全国菓子輸出促進協議会（TACOM）は、輸出に取り組む菓子メーカー等で構成される協議会で、会員数は48（令和5年6月23日時点）。

【主な取組】

- 海外の展示会等に会員企業を取りまとめて出展（米国、東南アジア、香港など累計10か国・地域で50回以上出展）。
- 複雑な海外の規制に対し、会員企業とともに対応を検討、実証等を実施。
- 大規模な日本菓子のPR、アンテナショップ設置による現地消費者調査等を実施。

【米国における取組事例】

- ① 栄養表示などの規制等に対応するための商品の現地化
- ② 展示会への出展
- ③ アンテナショップなどでの消費者調査
- ④ プロスポーツ会場でのPR



◀ Sweets & Snacks Expoへの出展



◀ 現地コストコに並ぶ商品

会員企業が現地コストコとの契約を成立させ、販売量を伸ばすなど、米国での販路開拓・拡大を実現

認定に向けて取組中の3団体の主な取組

加工食品関係では、以下の3団体において、品目団体認定申請に向けた具体的な取組が進められており、各団体における今年度の主な取組は、以下のとおり。

【全日本カレー工業協同組合】

- 海外展示会2回（ドイツ、シンガポール）に出展するとともに、日本食レストラン等での「日本式カレー」の試食等イベントを開催予定（米国、英国、ドイツ）。また、学校給食へのカレー導入・定着に向けた「日本式カレー」の提供や調理実習等を実施予定（フランス）。

【全国味噌工業協同組合連合会】

- 海外展示会（ドイツ）に出展予定。

【全国醤油工業協同組合連合会】

- 国内展示会2回、海外展示会3回（ドイツ、米国）に出展予定。

33

3-2-3. 世界の食市場確保の取組（加工食品の輸出促進②：加工食品クラスター）

- 加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい輸出拡大に向けた活動を実施。
- 複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、構成員として食品製造業者、行政機関及び地域商社などが参画しているところ。

加工食品クラスターの取組内容

共同での海外プロモーション

- 単独での海外展示会への参加はハードルが高い
- 共同して、国内外の見本市・展示会への参加。
 - 海外バイヤーの招聘



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用

ブランドの確立に向けた取組

ブランドの明確化による国際競争力の強化

- GI、地域団体商標等の取得
- 有機JASの取得



海外規制情報等の共有

単独では海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外のニーズ・規制（特に添加物、包材）等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

愛知県食品輸出研究会【複数品目、地域単位】

愛知県の加工食品メーカーが、定例会において輸出スキルを高める勉強会や情報交換をするとともに、海外現地での「愛知フェア」や商談会の開催のほか、現地シエフによるプロモーション等の実施により「愛知県産食品」の海外販路開拓を進める。

構成員



- 輸出支援策の紹介
 - 各種規制等の情報提供
- 東海農政局
愛知県
JETRO名古屋
金融機関ほか

播州乾麺輸出拡大協議会【単一品目、地域単位】

兵庫県播州地区の乾麺メーカーが連携して「播州ブランド」を確立し、乾麺のさらなる輸出拡大を目指す。

地域性品目

乾麺



構成員

兵庫県手延素麺協同組合	兵庫県乾麺協同組合	東亜食品工業	輸出商社・自治体
406社加盟	15社加盟	事務局	

3-3-1. 新たな需要開拓の取組（日本発のフードテック）

- 世界的な食料需要の増大やSDGsへの関心の高まりを背景に、日本においても、大豆等の植物性タンパク質を用いた代替肉の開発・販売や、昆虫を活用した飼料の国産化など、新たなビジネスが進められている。

大豆を用いた代替肉で増大するタンパク質需要へ対応

DAIZ株式会社

- ・大豆の発芽技術を活用することで、風味や食感を食肉に近づけた代替肉を開発した。
- ・世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。



発芽大豆素材を用いたタコス

昆虫テクノロジーで飼料の国産化に貢献

株式会社ムスカ

- ・イエバエの卵と家畜糞尿を混ぜることによって、1週間で家畜糞尿をイエバエが分解し、肥料と飼料を生成する技術を開発した。
- ・輸入に頼る飼料の国産化への貢献を目指している。



細胞性食品で増大するタンパク質需要へ対応

インテグリカルチャー株式会社

- ・独自の細胞培養システムを構築し、コストダウンを実現。あひる肝臓由来のペースト食品を研究開発している。
- ・世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。



細胞性食品の製造ライン（湘南ヘルスイノベーションパーク）

AI調理ロボットで人手不足を改善

TechMagic株式会社

- ・自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ・外食産業では人件費がコストの3割を占めるなか、人手不足が飲食店の経営をさらに圧迫。ロボットで飲食店の経営改善を目指している。



パスタ調理ロボット

3Dフードプリンターを用いた介護食

山形大学

- ・柔らかい食材をきれいに積み上げていく3Dフードプリンターを開発した。
- ・高齢者個人の体調などに応じた味や食感の食事を自宅で簡単に用意できるよう、実用化を目指している。



実と皮を別々のノズルから抽出し、カボチャを造形

「AI食」で健康的な食を実現

株式会社ウェルナス

- ・個々人の食と体のデータをAIが解析し、健康や美容などの目的ごとに個人に最適化した栄養が摂れる食事の献立（AI食）を設計する技術を開発した。
- ・アプリ上でAI食を提案するサービスの提供を目指している。



AI食によるPDCAサイクル

血圧改善AI食事例

3-3-2. 新たな需要開拓の取組（フードテック推進ビジョン（令和5年2月フードテック官民協議会））

- 令和5年2月のフードテック官民協議会で、現状を踏まえた目指す姿、将来に向けた課題と必要な取組を内容としたフードテック推進ビジョンを策定。

目指す姿		課題と必要な取組	
日本発のフードテックビジネスを育成することで、日本と世界の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、日本を活性化化する新しい産業を創出し、日本経済の発展に貢献する。		（1）プレーヤーの育成（フードテック企業を生み出すための環境整備）	
（1）世界の食料需要の増大に対応した持続可能な食料供給を実現する		① オープンイノベーションの促進	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> 増大する食料需要や地球環境への負荷、生産資材の価格高騰等のリスクに直面している中、持続可能な食料供給を実現する必要がある。 プラントベースドフード、ゲノム編集育種、昆虫や微生物の活用、細胞性食品、AI等を活用したフードロスの削減などの研究開発が進展している。 	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップと大企業、大学等の研究者と企業、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションを実現することで、新たな技術の創造を促進する。 テーマごとのコミュニティを形成し、連携先のマッチング、協調領域の課題解決、設備・販売網・知見の共有等を促進する。 	
【将来】	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への対応や生物多様性保全など地球環境への負荷低減と、タンパク質源等の食料供給の増大を両立する。 食肉・食用水産物と細胞性食品は、今後も増加する食料需要を共に担うものであることを踏まえ、既存の産業との両立を図る。 	② スタートアップの育成	
（2）食品産業の生産性の向上を実現する		<ul style="list-style-type: none"> ルール整備や消費者理解の確立等に時間を要する新技術を導入するフードテックの事業化の課題を解消するため、構想から事業化まで適切な資金供給を行う。 フードテック分野に関心を持つ機関投資家への情報開示の在り方を検討する等、民間投資を活性化するための環境を整備する。 	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化や原材料価格高騰等により、食品産業が厳しい状況にあるため、スマート化により生産性向上を図る必要がある。 AI・ロボットについて現場環境に応じたカスタマイズや対応範囲の拡大が進められている。 	（2）マーケットの創出（新たな市場を作り出すための環境整備）	
【将来】	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける過重な労働負担・人手不足を解消し、食料の持続可能な供給を実現する。 	① 戦略的なルール作り	
（3）個人の多様なニーズを満たす豊かで健康な食生活を実現する		<ul style="list-style-type: none"> 新たな技術を事業化するために必要となるルール整備について、国や民間による対応方針を決定する。 海外市場へ進出するコスト増大を防ぐため、国際整合性を踏まえたルールを整備する。 	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> 健康やアレルギー対応等、様々なニーズに最適化した食品やサービス等の開発が必要である。 機能性成分含有量の多い作物、完全栄養食、各個人に最適な食事の提案を行うアプリ、食に制限のある者に対する製品等の開発が進展している。 	② 消費者理解の確立	
【将来】	<ul style="list-style-type: none"> 個人の嗜好、信条、ライフスタイル、健康状態等を踏まえて個別最適化した食体験を提供することで、心身の健康を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食経験の少ない食品について安全確保の取組を進めるとともに、適切な表示、消費者への情報開示やコミュニケーションを実施し、消費者の信頼を確保する。 目に触れ口にする機会の提供や、社会課題への理解を増進する。 	

36

3-3-3. 新たな需要開拓の取組（FOOD 4 FUTUREへの参加）

- FOOD 4 FUTUREは、スペインのバスク地方（ビルバオ市）で開催されるフードテックに特化した展示会であり、2023年は、34か国から8,372人が来場し287社が出展。
- スペイン政府が提供したジャパンブースには、日本からスタートアップ等の8社が出展し、試食展示を通じて多数の問い合わせを受けるなど、出展による成果があった。

ジャパンブースでの出展

企業名	出展内容
AGRIST 株式会社	AIを活用した野菜（ピーマン）自動収穫ロボットとそれに最適化されたビニールハウス等設備の紹介。
株式会社クオテクノロジー	人工光、空調、水光栽培等により大型で高品質なレタスの安定栽培を可能とする、新型水光栽培™システム AN の紹介。
マルコム株式会社	大豆ミート食品等の紹介。
Morus 株式会社	カイコをパウダー状にしたタンパク質原料と、カイコパウダーを使ったプロテインバーの紹介。
合同会社シーベジタブル	30種以上の海藻の種苗生産技術、陸上及び海面での栽培、新たな加工品／調理方法の開発を行っていることなどを紹介。
株式会社セツロテック	ゲノム編集技術を用いた品種改良・新規商材の研究開発受託サービスの紹介。
早川しょうゆみそ株式会社	ペースト状味噌の他、伝統的な製造方法をベースにその時代にあった美味しさを追求して開発した粉末化味噌を紹介。
株式会社 Sydecas	日本古来の植物性ヘルシー食材である蒟蒻に着目して開発した、粘着成型機能を持つ次世代蒟蒻素材 NinjaPaste を紹介。

ジャパンブース



37

3-4-1. 原材料の安定調達の実施（過度な輸入依存からの構造転換）

- ウクライナ情勢等の影響により、幅広い輸入食品原材料の価格高騰等が進むなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化。
- 食品事業者においては、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題になっている。
- 農林水産省としては、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策として、食品事業者における原材料の国産切替えの取組を支援し、食料の安全保障の強化を図っている。

<原材料切替えの事例①>



- **取組概要**
外国産小麦を使用していたクリスマスケーキ全9アイテム、ケーキスポンジを100%国産小麦に切替。
- **取組効果**
国産小麦100%利用を訴求したことで、取引先からの評価が良く、取り扱いに繋がった取引先もあった。また、機器分析を通し、ケーキスポンジが柔らかくなる食感改良の効果もあった。自社で2030年までの国産小麦使用比率20%を目指しているところ。

<原材料切替えの事例②>



大豆パテ

大豆ミート

- **取組概要**
大豆パテ・大豆ミートの原料大豆をインド産から国産へ切り替え、国産大豆を使った新商品を開発。
- **取組効果**
原材料を国産へ切り替えると同時に、生産能力向上のための製造ライン一式を新規導入し、搾油から粉碎、検査に至る生産能力を向上することに成功。取引先からは「これまでの大豆パテとは一線を画する美味しさ」と評価。

<関連事業>

- 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業
- 食品原材料調達安定化対策事業

【令和4年度一般予備費
【令和4年度補正予算

10,013百万円の内数
10,000百万円の内数

38

3-4-2. 原材料の安定調達の実施（農業と食品産業の連携強化）

- 輸入原材料の価格高騰や供給不安が見られる中、原材料調達先の安定化が課題。
- 農林水産省としては、農業者と食品事業者との連携強化やマッチングを支援し、国産原材料の利用促進を図る。

○ 農業と食品製造業の連携事例 ①

- **事業実施者**
エム・ヴィ・エム商事株式会社
- **事業概要**
カット野菜等の製造、販売
- **連携した取組内容**
生産者からの要望を受け、かぼちゃの種・栽培資材の調達及び生産者への提供、重労働となる収穫作業を自社で担う**収穫用大型農業機械の自社調達**、自社による**収穫作業の実施**に加え、生産したかぼちゃの品質に応じて**買取価格を高くするインセンティブ**を設けるとともに、品質の高位平準化に向けて優良農家から他の農家への指導・講習によるかぼちゃ栽培の技術的指導等を通じ、栽培契約農家への支援を実施



収穫用農機具を調達し、生産者の負担となる収穫作業を自社で実施



独自に基準を策定した高品質かぼちゃの栽培技術を生産者へ指導

○ 農業と外食の連携事例 ②

- **事業実施者**
株式会社 まるい（飲食店）
- **事業概要**
地元農水産物を活用したピザの開発
- **連携した取組内容**
コロナ禍で来店客が減少。また、地元生産者等からも苦境の声を聞き、**地元産の魚や野菜、果物、ジビエ等を載せた冷凍ピザを開発**。キズ野菜の一部や刺身用の端など、無駄になりそうな部分も含めて余さず使えるメニューとしてピザを選択。
冷凍販売用の設備を整備し、食品スーパー等での**小売り、ECサイトや冷凍自販機を活用した時間を問わない販売等、複数の販売形態を展開**。



地元産の農水産物を使ったピザ



冷凍自動販売機で、24時間販売

39

3-5. 食品産業の生産性向上の取組

○ 食品産業の生産性向上を図るため、AI、ロボット、IoT等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術等を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組等を支援。

モデル実証例：AI導入によるたらこ選別作業の自動化

- 食品原料は個体間差が大きいので、たらこの品質（色形、破れの有無等）や、重量に応じた選別を作業員が目視により判断していた。
- 選別の工程にAI画像認識システムを導入し、選別作業を自動化することで作業の精度・効率を向上。



○ 導入効果

導入前	導入後	労働生産性の向上
46.9kg/人・時	68.2kg/人・時	145.4%

モデル実証例：ロボット導入・改良によるそば工場・店舗での生産性向上

- 店舗に原料を供給する工場では、人手により作業しており、品質のばらつきや生産性向上が課題となっていた。店舗で使用している調理ロボットについて、原料をうまくつかめない、ダメになるなどの課題があった。
- 工場での麺詰め込みを自動化することで、店舗に供給するそばを均一に並べることが可能となった。店舗でのロボットアームの調整・改良も合わせて実施し、ロボットでそばをつかむ動作がよりスムーズになり、工場・店舗両方で生産性が向上した。



○ 導入効果

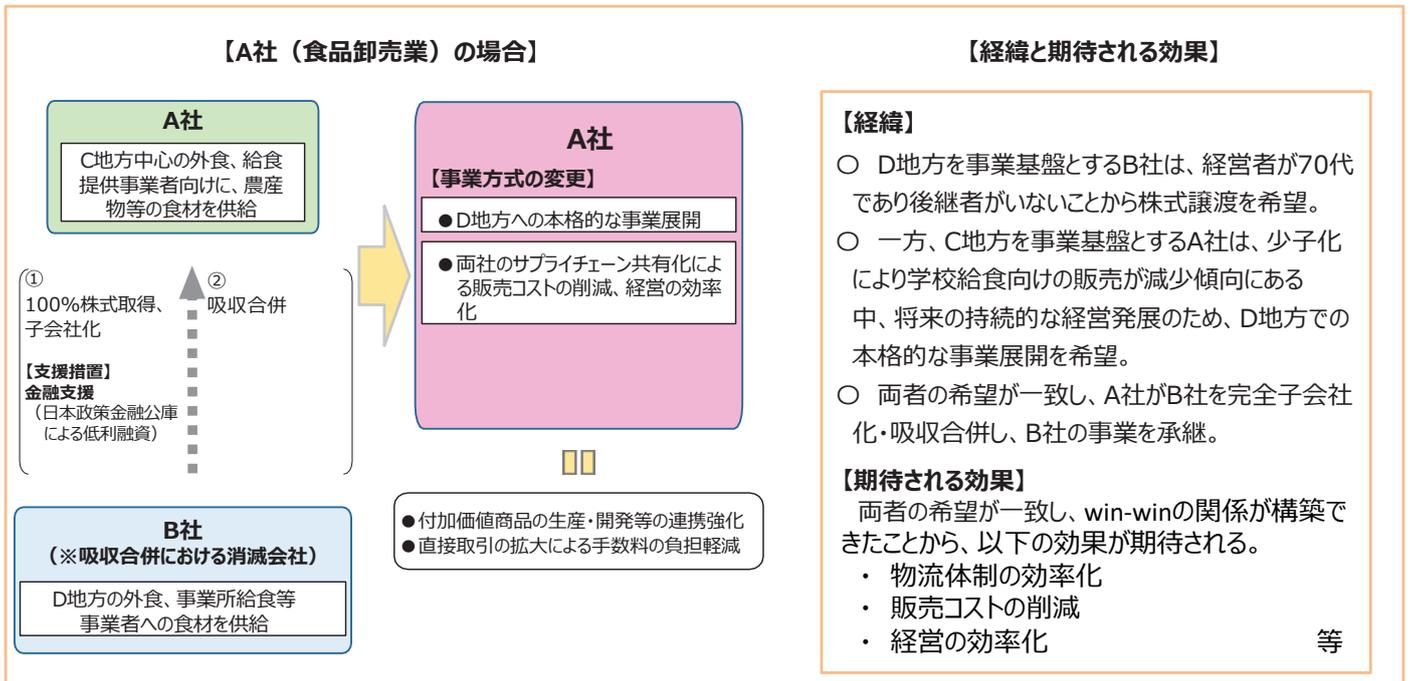
	導入前	導入後	労働生産性の向上※
工場	4人	2人+そば詰め装置	110.3%
店舗	3人	2人+そばゆでロボット	115.9%

※労務費、ロボット費用を金額換算して計算

3-6. 食品産業の事業継続の取組（農業競争力強化支援法による支援）

○ 平成29年5月に成立した農業競争力強化支援法は、農業生産関連事業の再編による、農産物流通・加工の合理化の実現であり、国はその施策の一環として、完全子会社化・吸収合併による事業承継等を支援。

農業競争力強化支援法による支援例



3-7. 食品産業の労働力確保の取組（技能実習制度及び特定技能制度）

- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が2022年6月に取りまとめた「総合対応策」において、技能実習制度については、一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題がある旨、指摘がなされている。
- 政府において、技能実習制度・特定技能制度の見直しに向けた検討を2022年12月より開始。

■ 食品産業分野（飲食物品製造業、外食業）における現行制度の概要

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」(⇒ 実習目的)	「特定技能1号」(⇒ 就労目的)
在留期間	最長5年(1号:1年、2号:2年、3号:2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長5年
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食物品製造業全般(酒類を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> 「医療・福祉施設給食製造」 	<ul style="list-style-type: none"> 外食業全般
技能水準	—	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」(一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(食品製造企業等)	<ul style="list-style-type: none"> 食品製造企業等(飲食物品製造業) 飲食店等(外食業)

■ 制度の見直しに向けた検討

- 2022年2~7月にかけて、両制度の問題点を把握するための法務大臣勉強会「特定技能制度・技能実習制度に係る勉強会」を開催し、論点を整理。

論点

- 政策目的・制度趣旨と運用実態に乖離のない、整合性のあるわかりやすい仕組みであること
- 人権が尊重される制度であること
- 関係者いずれもが満足するものとする
- 外国人の受入と共生社会づくりがどうあるべきか考え、考えに沿った制度にすること等

< 技能実習制度 >

- 人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態の乖離
- 実習実施者と実習生の間の事前情報の不足によるミスマッチ
- 実習生の日本語能力不足による意思疎通の困難性 等

< 特定技能制度 >

- 特定技能1号人材の有効な確保
- 特定技能1号を終えた者が円滑に2号に移行できる環境の整備 等が求められる

- 有識者会議を立ち上げ、現在、具体的な見直しについて議論中。

3-8-1. 食品分野の物流効率化の取組（物流の標準化）

- 「物流の2024年問題」により輸送力の不足が懸念されており、伝票、データ、外装、パレット等の標準化による業務の効率化が重要。
- 加工食品分野では、令和2年3月、物流標準化に向けた手順をまとめたアクションプランを策定し、その後も年に1回フォーラムを開催しながら業界の取組を推進。

ソフト面（データ・システム仕様）、ハード面（パレット等の資機材）における標準化項目・事例

伝票の標準化

○ 各社ごとに伝票のサイズ、記載内容等がバラバラであり、検品・事務作業時の負担が増大

様々な種類の伝票 → 統一伝票

伝票種類、記載項目がバラバラ → 記載項目等を標準伝票に統一

検品・事務作業の効率化

外装の標準化

○ 企業・商品ごとに外装のサイズ・形状が異なることにより、パレットへの積載効率等が低下

様々なサイズ → 標準化されたサイズ

パレットへの積載効率、物流倉庫での保管効率の向上

コード・用語の標準化

○ 同一住所の届け先でも発荷主ごとに納品先コードが異なっていたり、商品の出発地を意味する用語が「発荷主」や「発拠点」等の複数用語が存在するなど、共同輸配送やデータ連携の障壁に

SIP物流標準ガイドライン

【標準化項目例】

- ・物流業務プロセス（集荷、入出庫等）
- ・メッセージ形式（出荷情報、運送計画情報等）
- ・コード（車荷、事業所、商品等）

「SIPスマート物流サービス」物流・商流データ基盤

共同輸配送、デジタル化・データ連携の推進

パレットの標準化

○ 様々なパレットサイズが混在しており、積替え作業や保管コストが発生するほか、積載効率が低下

様々なパレットサイズ → 標準パレットによる一貫パレチゼーション

積み替え作業の発生 → メーカー → 卸 → 小売

荷役作業の効率化、トラックへの積載効率の向上

3-8-2. 食品分野の物流効率化の取組（物流革新に向けた政策パッケージ）

- 令和5年6月に我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を示し、中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化^(※)も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制措置等の導入^(※)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上に向けた適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組み^(※)
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進（バス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「物流GX」の推進
（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「物流DX」の推進
（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ タブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進^(※)
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

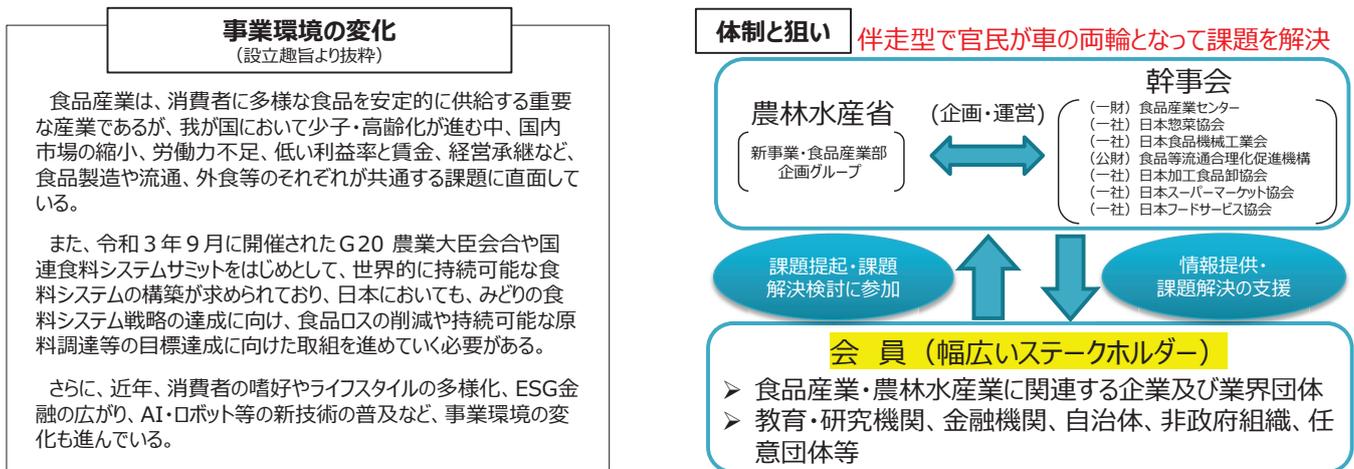
- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入^(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達削減に向けた取組み（再配達率「半減」に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る広報の推進

3. 当面の進め方

2024年初	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常国会での法制化も含めた規制措置の具体化
2023年末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」の改正等 ・ 再配達率「半減」に向けた対策 ・ 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表 ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表
速やかに実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年における規制措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等
<p>2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ</p>	

3-9. 業界横断的な取組（FSPPPを通じた共通課題の解決）

- 気候変動など食料システムを巡る環境が変化中、フードサプライチェーンにおける様々な共通課題の解決のため、官民が連携して課題とその解決策を検討するとともに、幅広い関係者が課題解決策の知見を共有することを目的とし、令和4年8月にフードサプライチェーン官民連携プラットフォーム（FSPPP）を設立。



主な取組み 食品産業の共通課題の解決策を官民連携して検討し、解決策を共有 (脱炭素他 ESG、物流改善、地方の食品産業の発展など)

- セミナーの開催（オープン）
- 課題解決策検討のための会議の開催
- HPを開設し食品産業の課題解決に必要な情報を発信
- 調査の実施

4. 検討事項（案）



食品産業の持続的な発展に向けた検討会での検討事項(案)

食品産業をめぐる現状と情勢の変化

- 国内外のマーケットの変化
 - ・ 我が国人口の減少
2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 世界人口の増加
約60億人(1999年) → 80億人を突破(2022年)
 - ・ 主要国の飲食料マーケット規模は、2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測
- マーケットをめぐる国際的な動き
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- ビジネス機会の拡大
 - ・ 我が国農林水産物・食品の輸出の拡大
3,402億円(2003年) → 1兆4,140億円(2022年)
 - ・ 食品産業の現地法人数
926社(2012年) → 1,303社(2021年)
 - ・ フードテックを活用した新たなビジネスの創出
- 食料輸入をめぐる情勢の変化
 - ・ 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
 - ・ 世界の農林水産物輸入における我が国のプライスメイカー的地位の低下
 - ・ 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化
 - ・ 他産業と比べて低い労働生産性
 - ・ 食品企業数の減少、小規模企業が大半
 - ・ 経営者の高齢化・後継者の不在
 - ・ 外国人労働者数の増加
 - ・ 物流の2024年問題

検討事項(案)

- 国際的なマーケットに向けた取組(環境等配慮)
環境や人権に配慮した原材料調達、栄養や健康に配慮した食品の供給、製造等における環境負荷低減 等
- 世界の食市場の確保(安保)
日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出拡大 等
- 新たな需要の開拓(安保)
新技術の活用、新ビジネスの育成、多様な業態との連携 等
- 原材料の安定調達(安保)
国産原材料の利用促進、農業と食品産業の連携強化、原材料調達の多角化 等
- 食品産業の生産性向上(人口減少)
AI、ロボット等の活用、付加価値の向上 等
- 食品産業の事業継続・労働力確保(人口減少)
事業承継の円滑化、中堅規模以上の企業の育成、外国人労働者の確保 等
- 食品分野の物流効率化(人口減少)
パレット、トラック予約システム等の活用 等

食品産業の持続的な発展について (これまでの検討状況等)



新事業・食品産業部

2023年12月22日

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

目次

I. 検討事項	2
II. 検討状況	6
1-1. 環境	7
1-2. 人権	9
1-3. 健康・栄養	11
2. 海外展開・輸出拡大	13
3. フードテック	15
4. 原材料の安定調達	17
5. 生産性・付加価値の向上	19
6. 事業継続・労働力確保	21
7. 物流	23
III. 今後の進め方（案）	26

I. 検討事項



2

検討事項①

食品産業をめぐる現状と情勢の変化

- 国内外のマーケットの変化
 - ・ 我が国人口の減少
2008年をピークに減少、高齢化率29% (2020年)
 - ・ 世界人口の増加
約60億人 (1999年) → 80億人を突破 (2022年)
 - ・ 主要国の飲食料マーケット規模は、2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測
- マーケットをめぐる国際的な動き
 - ・ SDGs (持続可能な開発目標) 等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- ビジネス機会の拡大
 - ・ 我が国農林水産物・食品の輸出の拡大
3,402億円 (2003年) → 1兆4,140億円 (2022年)
 - ・ 食品産業の現地法人数
926社 (2012年) → 1,303社 (2021年)
 - ・ フードテックを活用した新たなビジネスの創出
- 食料輸入をめぐる情勢の変化
 - ・ 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
 - ・ 世界の農林水産物輸入における我が国のプライスメイカー的地位の低下
 - ・ 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化
 - ・ 他産業と比べて低い労働生産性
 - ・ 食品企業数の減少、小規模企業が大半
 - ・ 経営者の高齢化・後継者の不在
 - ・ 外国人労働者数の増加
 - ・ 物流の2024年問題

検討事項

- 1 国際的なマーケットに向けた取組 (環境等配慮)
環境や人権に配慮した原材料調達、栄養や健康に配慮した食品の供給、製造等における環境負荷低減 等
- 2 世界の食市場の確保 (安保)
日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出拡大 等
- 3 新たな需要の開拓 (安保)
新技術の活用、新ビジネスの育成、多様な業態との連携 等
- 4 原材料の安定調達 (安保)
国産原材料の利用促進、農業と食品産業の連携強化、原材料調達の多角化 等
- 5 食品産業の生産性向上 (人口減少)
AI、ロボット等の活用、付加価値の向上 等
- 6 食品産業の事業継続・労働力確保 (人口減少)
事業承継の円滑化、中堅規模以上の企業の育成、外国人労働者の確保 等
- 7 食品分野の物流効率化 (人口減少)
パレット、トラック予約システム等の活用 等

3

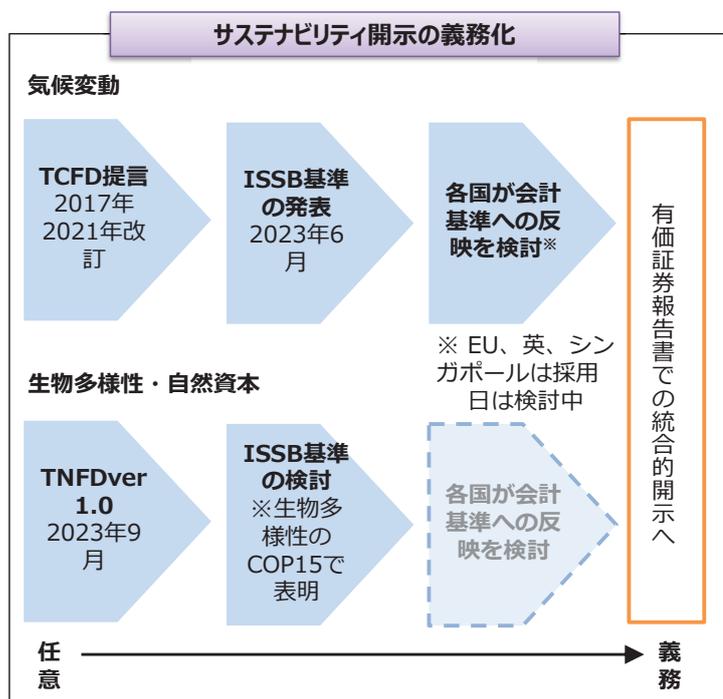
検討事項②（開催実績）

会議名	日時	テーマ	有識者
検討会	8月31日	検討事項（案）	
食料安全保障プロジェクトチーム	9月26日	原材料の安定調達	農林水産研究所 星野物産株式会社 カルビー株式会社
	10月24日	フードテック①	株式会社スベックホルダー TechMagic 株式会社 キュービー株式会社 株式会社NTTデータ経営研究所
	11月17日	日本の食産業の海外展開 加工食品の輸出促進 フードテック②	株式会社 UnlocX 合同会社シーベジタブル ZERO CO 株式会社 愛知県食品輸出研究会 株式会社トリドールホールディングス マルコム株式会社
環境等配慮プロジェクトチーム	10月6日	人権や栄養等に配慮した食品産業の取組	株式会社オウルズコンサルティンググループ 株式会社ニッスイ ILO駐日事務所 株式会社三菱UFJ銀行 味の素株式会社 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	11月2日	食品産業における環境負荷軽減の取組	株式会社ニューラル オイシックス・ラ・大地株式会社 明治ホールディングス株式会社
人口減少社会プロジェクトチーム	10月13日	食品分野の物流効率化	公益財団法人流通経済研究所
	11月10日	食品産業の生産性向上 事業継続	株式会社日本能率協会コンサルティング 相模屋食料株式会社 株式会社ベイシア 順天堂大学大学院医学研究科緩和医療学研究室 一般社団法人日本惣菜協会
	11月24日	食品産業の労働力確保	公益社団法人 国際人材革新機構 株式会社デリモ 株式会社ゆで太郎システム

II. 検討状況

1-1. 環境①（めぐる情勢）

- 気候変動に係る情報開示は、各国の会計基準に順次適用される予定。生物多様性・自然資本に係る情報開示も同様の流れの中、金融機関や大企業を中心に環境課題に関する非財務情報開示に対応。
- 中堅・中小を含めた食品企業の持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を進めるため、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス」を策定。（2023年3月）



食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス

章	概要
I. はじめに	✓ サステナブル経営が必要とされる背景や、サステナブル経営を実践する際の重要なポイントを解説
II. サステナブル経営の重要なポイント	✓ 下記7つのESG課題別に、なぜ取り組むのか（課題と食品企業の関わり）、何に取り組むのか（目標の設定）、どうやって取り組むのか（取組の方法）を解説
III. ESG課題別目標設定と取組の方法	入門～応用編 <多くの食品企業に共通して特に重要なESG課題> ①気候変動 ②人権尊重
	応用編 <法令によって対応が求められているESG課題> ③食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル ④脱プラスチック、容器包装リサイクル
IV. ESG課題別情報開示の方法	入門編 ✓ 顧客企業である大手食品企業向けの情報開示の考え方を解説
	応用編 ✓ 社内外の幅広い利害関係者向けの情報開示の考え方や上記7つのESG課題別の特徴的な開示項目を解説
付録：目標設定・開示事項参考表	応用編 ✓ 国内外の基準・イニシアチブ等が定める、ESG課題別の目標設定・情報開示項目の例を記載

1-1. 環境②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 環境を含むサステナビリティ課題の国際的な評価の向上

（主な意見）

- 日本企業の環境課題に関する評価が世界的企業に比べて劣後する中、**気候変動**については、生産現場まで含めた**バリューチェーン全体で対策**を打っていくことが必要ではないか。また、**生物多様性**についても、TNFD（自然資本関連財務情報開示タスクフォース）が提言を公表したことで、一番に投資家から開示を求められるのは農林業・食品業界であることから、気候変動と同様に、**バリューチェーン全体での対策と情報開示への対応**を早急に始めることが必要ではないか。

2. 中小企業における対応の遅れ

（主な意見）

- 中小企業は、人的な限りもあり、自ら率先して環境問題等への理解や取組を進めることが困難であることから、サステナブル経営に関するガイダンス等の普及に向けた地方でのセミナー開催など**行政のサポート**が必要ではないか。
- 環境分野について、地域でフォーラムを開催するなど、金融機関の取組が進んでいることから、中小企業の取組を進めるためには、**地方の金融機関への働きかけ**や、日本商工会議所や地方の食品産業協議会等の**ネットワークを活用した啓発**等が重要ではないか。

3. CFP（カーボンフットプリント）等による消費者への理解の促進

（主な意見）

- 環境等への配慮の取組するなどを浸透・定着させていくためには、CFPのような**消費者を巻き込んだ取組・仕組**が重要ではないか。
- CFPについて、表示等の基準が国内にはないことから、フードサプライチェーンの環境コミュニケーションの実効性を高めるための**算定ルール、表示の在り方等の検討・標準化**が必要ではないか。また、乳製品のCFPの計算方法については、既に算定に挑戦している企業がいることが、ルール形成に日本が入っていく近道であり、こうした挑戦を**農林水産省がサポート**していくことが必要ではないか。

8

1-2. 人権①（めぐる情勢）

- 国際的に企業への人権尊重を求める声が高まる中、2011年、国連人権理事会において、「**ビジネスと人権に関する指導原則**」が、我が国を含む全会一致で支持。
- 食品産業における人権配慮の取組を推進するため、2023年12月に**食品企業向け人権手引き**を公表予定。

「ビジネスと人権に関する指導原則」概要

1 人権方針の策定

企業は、人権を尊重するというコミットメントを企業方針として発信する。

指導原則 16

2 人権デュー・ディリジェンスの実施

企業は、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する。

指導原則 17-21

3 救済メカニズム

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する。

指導原則 22



注）「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

国連ビジネスと人権作業部会ステートメント （2023年8月4日）

作業部会は、農林水産省が食品業界のサプライチェーンにつき、人権デュー・ディリジェンスガイドラインの策定を予定していること、……など、**積極的な取組を知ることでき、嬉しく思います。**

食品産業向け人権手引きの策定

1. 概要

- 食品関連企業から、「人権対応について、何から取り組めばいいのかわからない」との声。
- こうした声を踏まえ、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、食品企業向けに特化した手引きを策定。

2. スケジュール

- 食品関連企業への人権対応調査や意見聴取を踏まえ、手引きを策定し、**12月に公表予定。**
- 手引き公表後は、全国でのセミナー実施等により企業に周知し、活用を促進していく予定。

9

1-2. 人権②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 国際的指標で日本企業が低評価

（主な意見）

- 人権への対応が遅れると、企業の業績や価値にも重大な影響が及ぶが、**CHRБ**（Corporate Human Rights Benchmark）での**日本企業の多くは低評価**となっていることから、人権侵害を防止・軽減する具体的な取組も含めて、**企業における人権の取組を推進**することが必要ではないか。

2. 食品産業特有の問題が存在

（主な意見）

- 食品のサプライチェーンは長くて複雑であることから、業界団体やサプライチェーン全体で取り組んでいくことが課題であり、農林水産省が策定する食品企業向けの**手引きの周知**を広く行うとともに、実践面で先行した企業の事例等の**情報提供**を行っていくことが重要ではないか。
- 食品産業は、国内外の原材料の調達先に対して、人権尊重の目を向けていかざるを得ない現状にあることから、農業・食品産業の業界団体が主導し、商社・NGO等のサプライチェーン上のステークホルダーともそれぞれ連携しながら、**個々の調達先事業者に対して人権尊重の取組を推進**していくことが必要ではないか。

3. 中小企業における対応の遅れ

（主な意見）

- 中小企業は、人権の取組に対応するリソースや人材も不足していることから、大企業の参加も促しつつ、業界団体として、ガイドラインの策定など**人権尊重の理解促進**、社会保険労務士と提携した**サポート体制の整備**等が必要ではないか。

4. 消費者理解の促進

（主な意見）

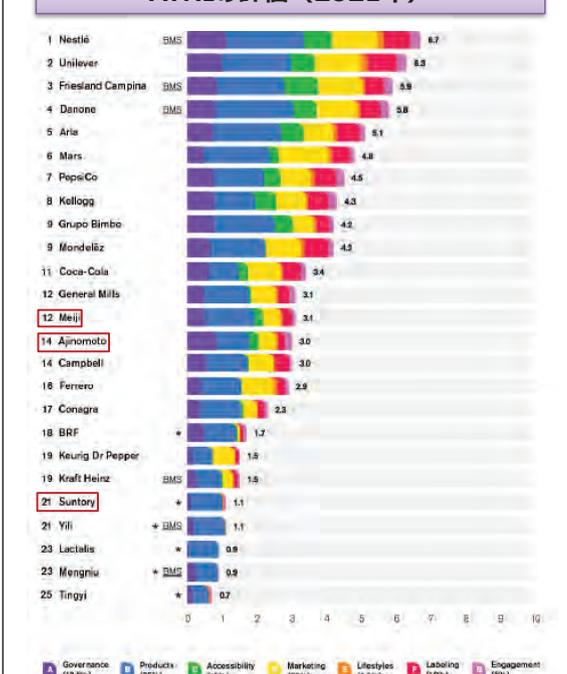
- 手引きや対話等の政策的なものも必要だが、消費者の製品選択の推進などの取組との連携が必要ではないか。

10

1-3. 健康・栄養①（めぐる情勢）

- オランダの非政府組織が、Access To Nutrition Initiative(**ATNI**)として、世界大手食品・飲料製造企業の**健康と栄養に係る企業方針や取組、実績等**について指標として**評価**。本指標への機関投資家の注目度は高い。
- 2016年に、官民連携で栄養改善事業を推進する「**栄養改善事業推進プラットフォーム**」(NJPPP)を設立。NJPPPは、開発途上国・新興国の人々の栄養状態の改善に取り組みつつビジネス展開を目指す日本の食品企業を支援。

ATNIの評価（2021年）



NJPPPの取組

1. NJPPPの主な活動

- ・ 栄養改善に関する国内外の情報収集、国際機関や途上国政府等とのネットワーク構築
- ・ 食品企業向けセミナーの開催（先進事例の紹介、最新の情報提供等）
- ・ 会員企業のビジネス案件形成のための調査・実証への支援

2. 会員企業・団体

味の素（株）、キッコーマン（株）、（株）サカタのタネ、（株）明治、日清食品ホールディングス（株）等 100企業・団体（2023年8月時点）

3. 野菜を使用したミールキットによる栄養改善プロジェクト（インドネシア）

- ・（2021年度）野菜摂取に関する調査を実施。野菜摂取の重要性への認識が低い人の割合が多いことなどが示された。
- ・（2022年度）野菜を使用したミールキットを配布して、野菜摂取の行動変容への影響とミールキットの受容性を調査を実施。野菜の摂取頻度・摂取する食材の種類が増加傾向が見られ、ミールキットの嗜好性も高い評価を得た。



提供されたミールキット



試食の様子

11

1-3. 健康・栄養② (検討状況)

検討会・PTでの主な意見

1. 栄養分野における日本企業の国際的な評価の向上

(主な意見)

- オランダのATNI (Access to Nutrition Initiative) での**日本企業の評価は低い順位**にあり、企業評価にも影響するおそれがあることから、**日本は食と健康の優良国**であることをしっかりとエビデンスベースで**発信**することが必要ではないか。
また、食は非常に地域性が高いため、日本の食生活の実態を考慮した日本版の栄養プロファイリングシステムなど、**日本の地域性に基ついた仕組や枠組**をエビデンスベースで**発信**しつつ、グローバルに**相互認証**させることも重要ではないか。
- ATNIの評価基準の見直しについて、農林水産省から**ATNIへの働きかけ**を引き続き実施すべきではないか。
- 食がグローバル産業になってきている中、健康・栄養を含めた国際的なルールメイクの動向にアンテナを張ることや、こうした**ルールメイク**に**インサイダー化**していくことが重要ではないか。

2. 官民連携による食と健康・栄養に関する情報収集・発信

(主な意見)

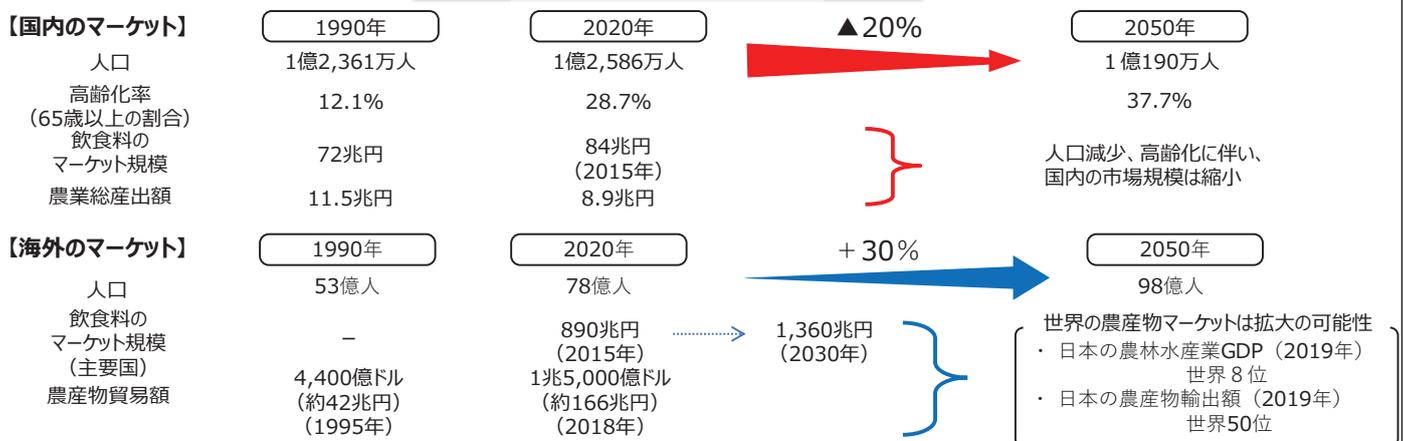
- 民間では入手することが難しい国連等の情報について、**農林水産省が先進的に情報**を取り、**民間に共有**すべきではないか。
- 栄養改善事業推進プラットフォームの活動を通じて、日本の食と健康に関するエビデンスや企業の取組について**情報発信**を行っていくべきではないか。

12

2. 海外展開・輸出拡大① (めぐる情勢)

- 国内の食市場は、人口減少や高齢化に伴い、縮小する一方、**世界の食市場**は、人口増加等に伴い、**拡大**する可能性。
- 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、14,140億円であり、そのうち加工食品の輸出額は、5,051億円。また、我が国の食品産業の**海外展開**は、今世紀に入ってから**アジア市場を中心に本格化**し、現地法人数は、2021年で1,303社。

国内外のマーケットの変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」、農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」、国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

農林水産物・食品の輸出額



食品産業の世界における現地法人数



13

2. 海外展開・輸出拡大②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 業界一体となった輸出の取組など中小企業でも取り組むことができる環境整備

（主な意見）

- 加工食品の多様性を生かし、地域商品の一体的な輸出など**関係者が協調**して取り組むことができる仕組みが必要ではないか。また、オールジャパンで海外での販路開拓等を行う**団体の組織化**等が必要ではないか。
- 農林水産物・食品の輸出額目標 2兆円の達成に向けては、中小企業の掘り起こしが必要であるが、通関手続き、現地での流通、代金決済等が問題となってくることから、**商社を紹介できるサポート人材**等が重要ではないか。
- 中小・ベンチャー企業は、人的な限りもあることから、中小企業等が海外展開を行う際は、相手国の規制、通関時のトラブル、**現地でのマイナールール等への対応**のサポートが必要ではないか。

2. 相手国の規制やニーズ等への対応

（主な意見）

- 各国の規制に対応した**国内での施設整備**や**商品開発**、各国の**食品添加物の規制**や**商習慣の情報提供**等が必要ではないか。
- 成田地方卸売市場は、国内初の農林水産物・食品のワンストップ輸出拠点機能を備えた施設であることから、農林水産・食品業界の**利用を促す施策**、香港等の**バイヤーが施設に常駐する仕組み**等が必要ではないか。

3. 現地での対応

（主な意見）

- 海外ではコールドチェーンが未整備であることから、日本として、**冷凍技術**や**車両管理等のシステム**を輸出すべきではないか。
- スムーズな海外展開を図るためには、現地のコネクション・ノウハウを持つ**現地パートナーと一緒に**、立地戦略、店舗設計、マーケティング、商品開発等が必要ではないか。

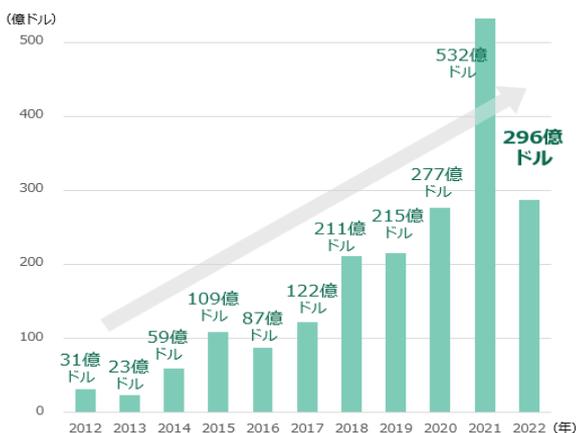
14

3. フードテック①（めぐる情勢）

- 新技術を活用した新たなビジネスの創出への関心が高まっており、**フードテック分野への投資**も増加。
- 日本においても、大豆等の**植物性タンパク質**を用いた食品の開発・販売や、**AI調理ロボット**の開発など、新たなビジネスが進められている。

世界の投資額の推移

- ◆ フードテックの投資額は**過去10年で約10倍に増加**。
- ◆ 日本への投資額は6,780万ドルに留まっている（米国：124億ドル、インド：27億ドル、中国：13億ドル）。



※2022年はウクライナ侵襲に伴う影響によりスタートアップ投資の市況が悪化。

出典：AgFunder “2023 AgFunder AgriFoodTech Investment Report”, “2023 Asia-Pacific AgriFoodTech Investment Report”

日本発のフードテック

大豆を用いたタンパク質需要へ対応 DAIZ株式会社

- ◆ 大豆の発芽技術を活用することで、風味や食感を食肉に近づけた植物肉を開発。
- ◆ 世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。



発芽大豆素材を用いたタコス

AI調理ロボットで人手不足を改善 TechMagic株式会社

- ◆ 自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ◆ 外食産業では人件費がコストの3割を占めるなか、ロボットで飲食店の経営改善を目指している。



パスタ調理ロボット

15

3. フードテック②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 関係機関の連携によるオープンイノベーションの推進

（主な意見）

- フードテック分野は奥が深く、幅も広いことから、新たな製品やビジネスモデルを作るためには、企業、研究機関、大学、病院などの様々な機関と連携することが重要ではないか。
- オープンイノベーションの推進においては、人材の発掘と育成、資金源の確保、知財の取扱、中立的な推進母体、社会実装までの支援、オーナーシップを持ったプレイヤーの確保等が課題ではないか。

2. 日本のフードテック企業への投資の加速化

（主な意見）

- 日本のフードテック企業は、生産規模が小さく、効率化できていないため、黒字化が厳しいことから、他国を参考にしながら、海外から資金を集める仕組み作りが必要ではないか。
- 農業法人がフードテックやスマート農業を更に推進していく際の資金調達において、農林水産系投資ファンドの積極的な活用、国内外の投資家とのマッチング等を推進していくべきではないか。

3. 地域の有望な中小企業の掘り起こし及び大企業等との連携

（主な意見）

- 各地域の企業には、世界に通用する技術があり、こうした企業を発掘し、大企業や資本家とマッチングしていくことが重要ではないか。
- スタートアップについて技術はあるが、ビジネスになるまでの時間がかかり、特に地方のスタートアップは、人材を含めたりソースに余裕がないことから、事業会社からの出資や、事業会社との生産技術、原価低減といった分野での協業等が必要ではないか。

4. 日本の強みを活かした海外展開

（主な意見）

- 日本食のグローバル化に向けては、先端技術と伝統技術を掛け合わせ、共創プロジェクトや地域単位での新たなバリューネットワークなど新しいことに挑戦できる場と仕組み作りによって、日本のスタートアップの海外展開や加工食品の輸出等を図ることが必要ではないか。

5. 消費者理解の促進

（主な意見）

- ゲノム編集等の新技術に対しては、消費者への適切な情報提供を行い、不安解消を図るためにも、双方向のコミュニケーション、適切な表示、行政からの発信等が重要ではないか。

16

4. 原材料の安定調達①（めぐる情勢）

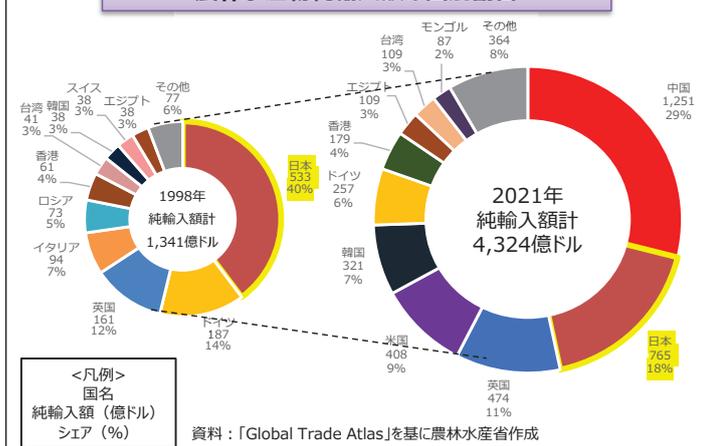
- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の不安定性が増加。世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に上昇。
- 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下。現在は中国が最大の純輸入国となっており、輸入全体に占める日本の割合も低下。

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）

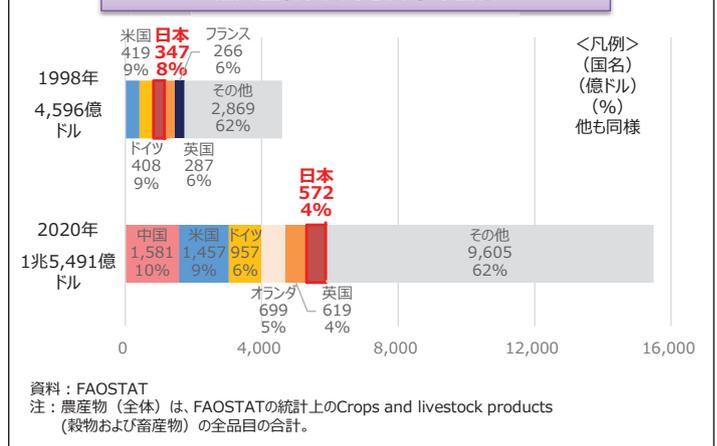
	1998～2007年平均価格	2009～2021年平均価格
大豆	240.2	412.7
小麦	136.5	210.9
とうもろこし	104.6	180.6

資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。

農林水産物純輸入額の国別割合



輸入全体に占める日本の割合



17

4. 原材料の安定調達②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 企業による農業者支援など農業と食品産業の連携強化

（主な意見）

- 持続的な馬鈴薯調達においては、契約栽培による安定調達、生産支援やコントラクターの展開等による企業の農業者支援など、**生農工商一体となった取組**が必要ではないか。
- 国産原材料の一層の調達にあたっては、生産サイドにおいても、品質・量の両面において**国産農林水産物の安定的な供給**を実現し、価格面においても中長期的に**国際的な原材料価格として競争できるような体制**が必要であり、こうした課題解決につながる**食品事業者と農業との連携強化**の取組を一層推進することが重要ではないか。
- 原材料の安定調達に向けては、例えば、全量買取や規格外商品の購入のような生産者のリスクを軽減する仕組みなど、**生産者と安定的な契約をできる仕組み**を作ることが重要ではないか。

2. 安定的な国産原材料の調達

（主な意見）

- 国産小麦等については、豊凶により質と量が大きく変化することから、製粉・製麺メーカー等においては、乾燥施設の整備等により**品質の変化に対応**するとともに、保管場所や資金の確保により**在庫を活用して量の安定**に対応することが必要ではないか。
- 使いやすい1次加工済みの国産農産物を流通させるためにも、中小企業が共同利用できる国産農産物を**洗浄・加工・保管する施設を導入**すべきではないか。
- 国産農産物を無駄なく消費者に届けるためにも、保管・保存・流通において、技術開発や必要な施設整備、システム投資が必要ではないか。

3. 今般の国際情勢の変化への対応

（主な意見）

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法については、2024年6月30日に適用期限を迎えるが、**今般の国際情勢の変化に対処できていない**という課題を踏まえた検討が必要ではないか。また、**国産原材料の安定調達**とともに、**国際的な調達の多角化**も併せて検討することが必要ではないか。

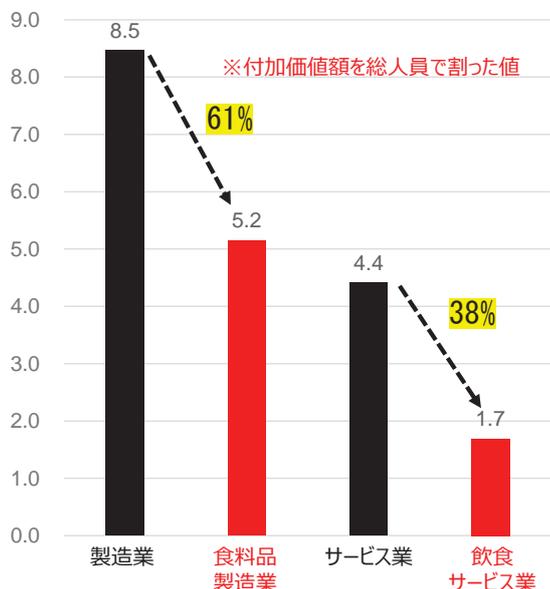
18

5. 生産性・付加価値の向上①（めぐる情勢）

- 食品産業は、一般的に労働集約型産業であることから、他産業と比べて**労働生産性が低い状況**。また欠員率も高く、食品産業の人員確保は依然として厳しい状況。
- 産業全体と食品産業を比較すると、食品産業の**賃金が安い**。

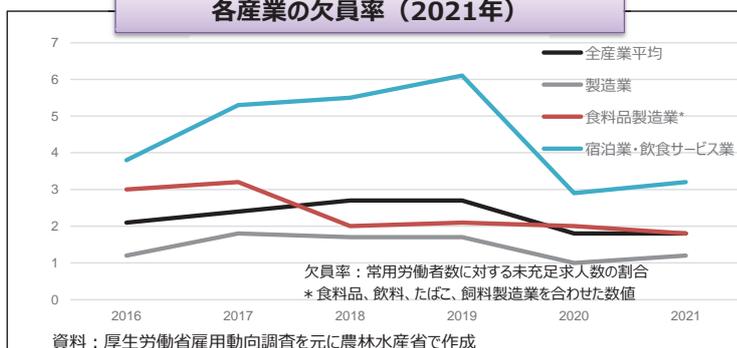
食品産業の労働生産性（2021年）

（1人当たり年間付加価値額 単位：百万円）

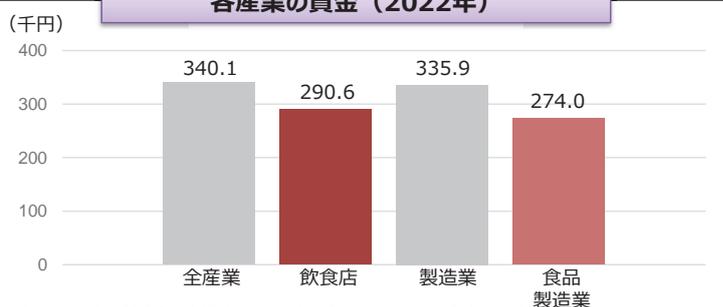


資料：財務省法人企業統計（2021年度）を元に農林水産省で作成

各産業の欠員率（2021年）



各産業の賃金（2022年）



19

5. 生産性・付加価値の向上②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 業界・業種を超えた連携の推進

（主な意見）

- 食品業界は個社対応が進む傾向があるため、**業界横断的な課題は、垂直・水平の考え方**で対応策を検討・検証していくことが必要ではないか。
- 人手不足が進む中で事業経営を続けていくためには、**ロボットやAI技術の活用**、自社だけでは実現できない**物流部門**への投資など、同業他者同士で**協調する領域**を見出していくことが必要ではないか。
- ものづくりと同様、物流配送においても省力化・共同運用を行っていく必要があるが、中小企業も多すぎて設備投資に至らないことから、利他の連鎖により**関係者全員で設備投資の開発や投資**を行っていくことが必要ではないか。

2. 作業の標準化・汎用化

（主な意見）

- 自社作業を特殊なものせず、**安価で標準化されたロボット**の導入、ロボットが使いやすいクレートの統一、食品規格書の**電子化・標準化**等が必要ではないか。

3. 新たな技術や手法の活用

（主な意見）

- 流通全体の**工数削減**などの効率化と**産地情報の提供**などを両立しながら、QRコード・RFIDタグシステム、情報提供フードチェーン、AIカメラによる需給予測システムの導入を図ることが必要ではないか。

4. 中小企業への投資の促進

（主な意見）

- 人手不足が深刻化する中、生産性向上に向けての投資は欠かせないことから、地方の中小企業向けの補助金や税制、金融が措置されているが、これらの**支援措置の継続**が必要ではないか。

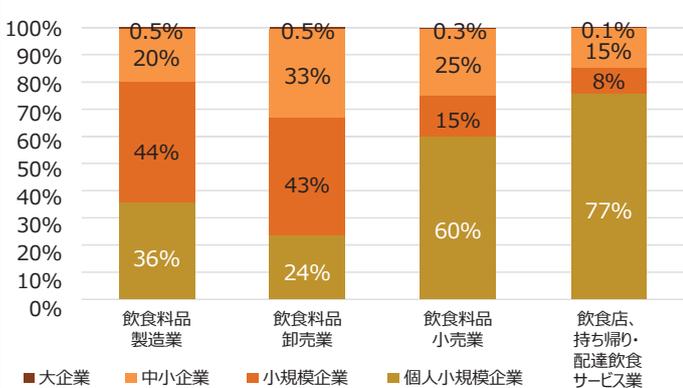
20

6. 事業継続・労働力確保①（めぐる情勢）

- 飲食品の製造業、卸売業、小売業、外食業のいずれにおいても、**小規模企業が大半**。また、**経営者の3~5割程度が70歳以上**であり、事業承継についても、「今は考えていない」、「その意向はない」事業者の割合は5割以上。
- 技能実習生約33万人(2022年6月)のうち、食品製造関連は約6.4万人。特定技能者約19万人(2023年9月末)のうち、飲食品製造業分野は約5.6万人、外食業分野は約1.1万人。食品産業においても**外国人材の活用が進行**。

食品産業の業界構造

【食品産業の企業の規模別構成（2016年）】



【事業承継の意向】

	食料品製造業	飲食品卸売業	飲食品小売業	飲食店
今は考えていない	37.7%	40.7%	37.8%	56.0%
その意向はない	17.0%	17.9%	32.0%	21.4%
その他	45.3%	41.4%	30.2%	22.6%

資料：R3中小企業実態基本調査

食品産業における技能実習及び特定技能の活用状況

	技能実習	特定技能		各業界における外国人材の考え方
		1号	2号	
飲食品製造業	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上や国内人材の確保をしてもなお、人手不足が深刻であり、技能実習や特定技能の外国人材が重要。 今後、外国人材の採用コストや育成コストがかさみ、新制度下において人材の奪い合いが起こる可能性への懸念がある。
外食業	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上や国内人材の確保をしてもなお、人手不足が深刻であり、特定技能の外国人材が重要。 技能実習制度への職種追加に向けて検討中。
食品小売業	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 現状、正社員、パート・アルバイトとも、24%程度の人員不足。(バックヤードの「そう菜製造」及び「パン製造」は、食品製造関係の技能実習として外国人を受入れ。) スーパーマーケット業界は特定技能制度への追加認定を要請中。
食品卸売業	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能制度の対象業種になっていないが、倉庫での仕分けやピッキング等について、今後、特定技能対象業種として検討。

21

6. 事業継続・労働力確保②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 事業構造の見直し

（主な意見）

- 中小企業の生産性が悪い1つの要因は、**間接部門**がそれぞれの会社にある点であり、事業承継等により、間接部門を本社に集約する一方、各工場は生産に特化するなど、生産性向上を図るために、**事業構造自体を変えていく**が必要ではないか。

2. 労働安全への対応など労働環境の改善

（主な意見）

- 日本人と外国人に関係なく、**労働の安全性を平等に確保**していくことが必要ではないか。また、食品産業は決して危険な職場というわけではないが、若い人であれば問題の無い作業でも、高齢者は反応が遅れて事故につながるため、**高齢者向けの安全対策**が重要ではないか。

3. 外国人材の確保に向けての業界一体となった受入体制の強化

（主な意見）

- 国土交通省の所管の建設業が参考になるが、業界として、**共通の行動規範**を立てるとともに、外国人材が安心して働けるよう、**受入体制の整備**を図ることが重要ではないか。

4. 外国人労働者への教育

（主な意見）

- 日本人アルバイトの採用が難しくなっていることから、日本人と一緒に働ける職場環境の整備を図るためには、**外国人材の日本語能力の強化**が必要ではないか。
- 事故が起きないように外国人向けのマニュアルを母国語で作成しているが、思い込みにより、日本人では考えられないような事故が起きていることから、**マニュアルを無視した事故への対応**が課題ではないか。

5. 外国人材の確保に向けての地方自治体との協力

（主な意見）

- 食品産業は労働力を一度に同じ地域に集める必要があり、多くの外国人を雇用することは地域の抵抗が大きいことから、**地方自治体との協力体制**を持って外国人材の受入を実施していくことが課題ではないか。
- 転籍が可能になることで、都市部に外国人労働者が流出し、格差がさらに広がる可能性があることから、地方自治体と一緒に**地方や企業の魅力を発信**することが必要ではないか。

22

7. 物流①（めぐる情勢）

- 物流の中でも、農産物・食品流通は**物流事業者の負担が多い**物品。
- 輸送力不足に対応するため、「**物流革新に向けた政策パッケージ**」に基づき、物流の適正化・生産性向上に関する「**自主行動計画**」を2023年内に作成中。（業界・分野別）

農産物・食品流通の特徴

- 農産物・食品流通は、**トラックによる輸送が97%**。
- 特に、生鮮食品の輸送では、次のような特徴。
 - ① 手積み、手降ろし等の**手荷役作業が多い**。
 - ② 出荷量が直前まで決まらないこと、市場や物流センターでの荷降ろし時間が集中することにより、**待ち時間が長い**。
 - ③ 品質管理が厳しいこと、ロットが直前まで決まらないこと等により、**運行管理が難しい**。
 - ④ 産地が消費地から遠く、**長距離輸送が多い**。
→ 輸送費の引上げだけでなく、**取扱いを敬遠**される事例が出てきている。

荷主事業者による「自主行動計画」の策定（～2023年12月）

○ これまでの経緯

2023年

- 6月 「物流革新に向けた政策パッケージ」策定
「ガイドライン」策定
農林水産省所管業界向け説明会（2回開催）
- 7月 加工食品分野の自主行動計画モデルを提示
- 9月 青果物分野の自主行動計画モデルを提示
花き分野の自主行動計画モデルを提示
- 10月 「物流革新緊急パッケージ」策定

○ 取組状況

- ・ 荷主団体等に対し、自主行動計画の取組状況についてアンケート調査を実施。2023年10月時点では、29団体から「年内に作成見込」（団体、会員事業者等において作成見込）、18団体から「検討を開始」との回答。
- ・ 2023年12月11日時点で、即席食品、パン、菓子、植物油、醤油、砂糖、でんぷん、食肉加工、乳製品、外食流通、食品卸、食品小売、肥料等の業界において「自主行動計画」を作成済み。

○ 今後のスケジュール

- 2023年12月末 政府HPにおいて公表
- 2024年初（予定）ガイドラインの遵守状況に関するアンケート調査

23

7. 物流②（検討状況）

検討会・PTでの主な意見

1. 業界・業種を超えた連携の推進

（主な意見）

- 物流改革を進めていくためには、国や業界団体が関与しながら、同業他社や製配販が連携して物流標準化等を進め、**全体最適な物流を構築**することが必要ではないか。そのためには、多様な専門領域・考え方を持つ人材が必要であり、**業界での人材育成・人事交流**が重要。
- 生産者・メーカー・卸売業者・小売業者それぞれの間の**垂直の業務連携**と、同業者の間の**水平の業務連携**を図ることが必要ではないか。

2. 物流情報の完全なペーパーレス化とデータ連携

（主な意見）

- 配送について、ペーパーレス化は困難な課題であるが、製造メーカー、小売業者が個々で取り組むのではなく、各省庁等も連携して、**国全体で推進**していくことが必要ではないか。
- アナログから**デジタル化を推進**するとともに、個別に導入されたシステムをつなぎ、データが供給できる**業界標準エコシステムを構築**することが必要ではないか。

3. 物流作業の標準化・省力化・自動化

（主な意見）

- 流通分野での標準化については、通い箱や**データ交換方式の標準化**がすべてのスタートになっていることから、データ交換方式、コンテナやクレート、ドーリー等の**物流資材の標準化**が必要ではないか。
- 物流の効率化を進める際には、生産現場のみならず、食品メーカー、卸、小売等の**サプライチェーン全体での理解醸成**や、**シンプルな流通・物流の実現**、具体的には、等級・規格の集約・簡潔化が必要ではないか。

4. 新たな流通ネットワークの再構築

（主な意見）

- 今後は、市場流通の重要性という点を活用して、**全国的なネットワークの再構築、施設整備**が必要ではないか。
- 消費地である関東圏・関西圏での**物流拠点の整備**、鉄道やフェリーへの**モーダルシフト**を推進していくべきではないか。

Ⅲ. 今後の進め方（案）



今後の進め方（案）①

- 食品産業をめぐる課題は、**環境、人権**のように**国際的な評価**に関わる、**海外展開、フードテック、原材料の安定調達**等のように**中長期的に影響**を及ぼす、**生産性の向上、事業継続、物流**等のように**関係事業者間の協調**等が必要等、多様な状況。
- 課題の性格や進捗状況等も考慮しながら、**各課題にどのようにアプローチしていくのか**、合意形成できるよう議論。

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
<p>1 環境、人権、健康・栄養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動・生物多様性や人権、健康・栄養は、食料システム全体で取り組む必要。国際的にも評価・資金調達等、影響の裾野が大きい課題。 ○ 現状では国際的な評価は低位。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の軽減、食料安全保障等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。 ○ 加えて、これらの課題（左記1～4）は海外の動向（国際的なルール形成など）が大きく影響するものであり、企業価値を含めた国際的な我が国の評価、食料安全保障の確保を含めた中長期的な影響等への考慮が必要。 ○ これらの課題への対応については、国としての対応方針を示し、国がイニシアティブをとって、ルール形成に積極的に関与することが必要ではないか。 ○ その上で、国内の食品企業に対して、必要な支援を講じつつ、自主的な取組を促していくこととしてはどうか。
<p>2 海外展開・輸出拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各国の規制等への対応は政府レベルでの取組が不可欠。食料安全保障を進める上では、海外市場の取込みは必須。 ○ 特に海外展開は、他の製造業に比べても低位。 	
<p>3 フードテック</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各国での投資が活発化。研究、商品化等のオープンイノベーション、資金面での関係業界との連携等、中長期的な対応が必要。 ○ 現状では国際的に後塵を拝する状況。 	
<p>4 原材料の安定調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業との連携強化、国産原材料の利用促進等、食料安全保障を強化する上で不可欠な取組。 ○ 輸入原材料調達の多角化と併せて、今後強力に推進することが必要。 	

今後の進め方（案）②

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
<p>5 生産性・付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少が進む中、ロボット・AI、デジタル化、物流効率化等、関係業界が協調して開発・投資を進める取組が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料安全保障、人口減少社会等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。
<p>6 事業継続・労働力確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営層の高齢化、人口減少が進む中、中小企業から中堅企業への関係業界の構造強化、外国人材を含む労働環境の透明化等が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加えて、これらの課題（左記5～7）は、個社の判断のみに任せては対応が進まないものであり、関係業界での協調した投資・将来展望、物流業界との利害調整・協調した取組等の必要性への考慮が必要。
<p>7 物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品産業のみならず物流業界を含めた「全体最適」が求められる課題。その実現のためには、今後、計画的で大きな投資が不可欠。 ○ 物流2024年問題を端緒に、取組が始まったばかりの状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの課題への対応については、食料システムの持続性を確保する観点から、国も一定の関与をしつつ協調して対応する食品企業の取組を評価し、必要な支援を講じつつ、自主的な行動や取組を促していくこととしてはどうか。

参考資料

(これまでの検討会及びプロジェクトチームでの意見)



目次

これまでの検討会及びプロジェクトチームでの意見

1. 第1回検討会での意見	2
2. 第1回環境等配慮プロジェクトチームでの意見	5
3. 第2回環境等配慮プロジェクトチームでの意見	7
4. 第1回食料安全保障プロジェクトチームでの意見	9
5. 第2回食料安全保障プロジェクトチームでの意見	11
6. 第3回食料安全保障プロジェクトチームでの意見	13
7. 第1回人口減少社会プロジェクトチームでの意見	15
8. 第2回人口減少社会プロジェクトチームでの意見	17
9. 第3回人口減少社会プロジェクトチームでの意見	19

1-1. 第1回検討会での意見 ①

議題：検討会での検討事項（令和5年8月31日開催）

意見

- 今後、**国産比率を一層高める**ことが食品産業の持続的発展においても、また、食料安全保障の観点からも大切。
- **再生産可能な価格の実現**は、原材料を安定的に供給できる優良な産地を育てることにつながり、ひいては、食品産業の持続的な発展につながる。
- 食のサプライチェーンを構成する関係者の規模感、体力、持久力はそれぞれ異なり、一つでも無くなれば、食のサプライチェーンが途切れることから、本検討会が協調できる分野の協議であることは十分理解しているが、**ダメージを受ける関係者をしっかり支える必要**。
- 農業生産サイドの経営実態や経営課題を理解いただくとともに、食品産業と農業がともに持続的に発展していくため、**学識経験者も加えて産学官で知恵を出し合って議論が深まること強く望む**。
- **食料システム全体の関係者が協調領域において最大利益を享受**するという、大きな方向性が検討されること期待。
- 国産原材料の調達は各方面から求められているが、生産サイドにおいても、**品質・量の両面において国産農林水産物の安定的な供給を実現し、価格面においても中長期的に国際的な原材料価格として競争できるような体制が必要**。
- 検討会の検討結果を**国際ルールメイキング等に反映**させ、主導していけるように政府としても取り組んでいくことを期待。
- **高品質な酒が海外にも輸出**されていることから、地方メーカーとしては高品質な酒に活路を見出していくことが大きな道。

2

1-2. 第1回検討会での意見 ②

意見

- **テクノロジーをうまく活用**することによって、食品産業が対応すべき課題を解決できる。**テクノロジーの種は、大手企業に限らず、実は各企業に眠っており、どのような技術が現代の文脈に合ってくるのかを考えていくことが重要**。
- **新しいテクノロジーを活用**した家畜の育成方法等の効率化、餌の代替化を短期的・中期的に取り組む必要。海外の国がどのような政策を実施しているのか、どのような技術を活用しているのかなど、**海外の状況を分析する必要**。
- 各地域の産業クラスターを守っていかなければ、地域が衰退してしまうことから、**強みである産業クラスターを活かした事業を横展開できるようにしていくことが重要**。
- スタートアップであるからこそスピードは非常に早く、新しいことに次々と取り組んでいるという側面がある一方、**特に地方のスタートアップは、人材を含めたリソースに余裕がない**。
- 物流課題の課題を解決するためには、特定の業界に負担を押し付けるような個別最適の取組では問題の解決にならず、**業種横断的な川上から川下までの全体最適を目指す取組が必要不可欠**。
- 卸売市場を物流拠点として活用していくという意味で、**施設整備に政府として力を入れていくべき**。
- **流通や小売分野の合理化**を図っていく必要があるが、日本の食品産業は中小零細企業が多いことから、そのようなプレイヤーに対する配慮が非常に大事。
- 仲卸業界では、**取扱高の先細り、人材不足等に取り組んでいくことが課題**。
- 競争と協調は、部分最適と全体最適とも言い換えることができるが、**全体最適につながる企業の取組を更に促していくことが必要**であり、本検討会では、**協調領域の特定とその領域における企業間の共同・協力のあり方を検討していく必要**。

3

1-3. 第1回検討会での意見 ③

意見

- 農産物については、地方から農産物を積んで行った帰りのトラックにできるだけ荷物を積めるような形にすると効率上がる。
- チェーンストア業界では、生産性の向上と労働力確保が大きな課題。輸出は、リスクもあることを念頭に置く必要。
- 自社だけの最適化では全体は流れないことから、全体の最適化を追求していくべき。
- 外国人材や、物流の効率化は他の業界と協力していく必要があると考えており、サプライチェーンを構成する関係者と協業できるようなことを含めて検討していく必要。
- 食品廃棄物の削減をはじめとする環境負荷の低減、持続可能な商品の開発など、持続可能な社会の実現に向けた取組を広げていくことが必要。
- 外食産業では、労働力確保対策と店舗の自動化・機械化・省力化・省人化等に取り組んでいく必要。
- 規格書データの電子化・標準化やバックアップデータの共通化は協調して推進すべき。
- ベントウ業界では、特に物流の効率化、廃棄ロスの削減、人手不足への対応も含めた生産性の向上が課題。
- 食品ロスは、海外の事例等も参考に納品期限、ガイドラインの策定等、具体的なルールを官民で検討すべき。
- 環境配慮に関する表示として、消費者に対する見える化を行うことは非常に重要。
- フードテックについては、消費者の視点を取り入れて進めていく必要があり、双方向でのコミュニケーションを通じて、市場が醸成されていくことが望ましい。

4

2-1. 第1回環境配慮等プロジェクトチームでの意見 ①

議題：人権や栄養等に配慮した食品産業の取組（令和5年10月24日開催）

意見

【人権】

- 世界的に見ると、確実に人権への取組に向けた機運が高まっており、人権への対応が遅れると、企業の業績や価値にも重大な影響が及ぶが、CHRB（Corporate Human Rights Benchmark）での日本企業の多くは低評価となっていることから、人権侵害を防止・軽減する具体的な取組も含めて、企業における人権の取組を推進する必要。
- サプライチェーンが非常に長くて複雑であり、1次サプライヤーから人権の確認を進めているが、2次、3次と川上に行くほど複雑になるため、関係するサプライチェーン全体について、どのように人権の確認を行っていくのかということが非常に大きな課題。
- どこに1番リスクがあるかを確認し、そこから取り組むことが重要。また、個社での取組は限られているため、業界で連携して取り組んでいくべき。
- 中小企業は、人権尊重を「自分ごと」として理解することが難しく、また、人権の取組に対応するリソースや人材もないことから、大企業の参加も促しつつ、業界団体として、ガイドラインの策定など人権尊重の理解促進のための仕組み作りや、社会保険労務士と提携したサポート体制の整備等が必要。
- 大手企業を中心に、人権方針の策定や人権の重要なリスクを特定し、その運用や実践の段階に移っていく企業が多いと思うが、実践面で先行した企業の事例など、情報の提供を並行して進めていくことが大事。
- 人権尊重はサプライチェーン全体で取り組む必要があることから、業界団体やサプライチェーンごとの取組が重要と考えられるが、個社ごとの取組にとどまらず、業界やサプライチェーンに取組を拡げていくことが必要。
- 手引きや対話等の政策的なものが必要と思う一方、例えば、バリュープライシングの仕組みの導入、消費者の製品選択の推進など、他の取組とのコンビネーションが必要。
- 業界やサプライチェーン全体で取り組んでいくというのは非常に重要であり、農林水産省が策定する食品産業向けの手引きについて、広く周知を行っていくべき。

5

2-2. 第1回環境等配慮プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- 食品産業の持続的な発展のためには、国産原材料の利用促進が必要とされる中、食品産業は国内の原材料の調達先に対しても、人権尊重の目を向けていかざるを得ない現状あることから、**農業・食品産業の業界団体が主導し、それぞれ連携しながら、個々の事業者に対して人権尊重の取組を推進していくことが必要。**

【栄養】

- この10年間で、健康・栄養に関するグローバルな合意がなされ、食と栄養が世界的に大きな潮流となっているが、オランダのATNI（Access to Nutrition Initiative）での日本企業の評価は低く、企業評価にも影響するおそれがあることから、**日本は食と健康の優良国であることをしっかりとエビデンスベースで発信することが必要。**食は非常に地域性が高いため、**日本の地域性に基じた仕組や枠組をエビデンスベースで発信しつつ、欧州と相互認証させることも大事。**
- 民間企業では、国連関係の情報等を取ってくることは難しいので、**農林水産省等が先進的な情報を取り、民間に共有すべき。**
- 投資の観点から、食品企業に対し健康・栄養への関心が高まっている状況にあることから、**日本の食品産業は、健康・栄養の観点から日本食の優れた面をアピールしていく必要。**
- 日本の栄養課題を解決するためには、**日本の食生活の実態を考慮した日本版の栄養プロファイリングシステムの策定は必要であり、グローバルに相互認証されることが大事。**
- ATNIがどう基準で評価するのか我々の疑問点の1つであり、**農林水産省からATNIへの働きかけ等が引き続き必要。**また、栄養改善事業推進プラットフォームの活動を通じて、**栄養状況など日本の良いところについて情報発信を行っていくべき。**
- **食がグローバル産業になってきている中、栄養・健康を含め指標づくりは欧米が強いが、栄養・健康以外にどのようなルールメイクが行われているかなどについてアンテナを張るとともに、こうしたルールメイクにインサイダー化していくことが大事。**
- 日本の食は世界でも評価が高く、期待されている部分がありつつも、ビジネス面で他の国に負けていることから、**日本企業が海外に出ていく際のサポートを早く展開していくべき。**

6

3-1. 第2回環境配慮等プロジェクトチームでの意見 ①

議題：食品産業における環境負荷軽減の取組（令和5年11月2日開催）

意見

- WBA（World Benchmarking Alliance）において環境課題に関する評価が30%という大きな割合を占める中、**気候変動**については、自社だけでなく、**生産現場まで含めたバリューチェーン全体で対策を打っていくことが重要な産業政策になってきている。**また、生物多様性については、9月にTNFDが完成したことで、一番に投資家から開示を求められるのは、**農林業・食品業界になる。**
- 地元に進んだ地方銀行がある場所では、積極的に地方銀行のサポートを受けられるので、**環境問題等に取り組む先進的な地方銀行を増やしていくことが大事。**
- 我が社は、サブスクリプションを活用した需給データのマッチング、廃棄箇所のアップサイクル商品化、食のスタートアップ企業への投資など、**ビジネスモデルとテクノロジーの力で、フードロス、GHG排出量削減等の食に関する社会課題の解決を進めている。**
- 食品企業においても、適正な取引と責任ある調達を行うことが国際的に求められていることから、**自社のみならず取引先を含むサプライチェーン全体で児童労働や森林減少等の原材料産地における社会課題の解決、カーボンフットプリントの算定、J-クレジットを活用したビジネスモデルの構築などにより、責任あるサプライチェーンの構築が必要。**
- 気候や食文化等が他国と異なる我が国の状況を踏まえたルールが形成されるよう、**官民で連携して、我が国の主張を反映するよう働きかけを強める必要。**
- 対応が遅れている中小企業を主な対象として、**地域で環境関連の情報収集・共有等を行うことができる仕組が必要。**また、**環境等に配慮した商品の価値観を浸透・定着させ、こうした商品を選択してもらえる環境整備が必要。**
- 気候変動、生物多様性、人権など、いずれもいかにサステナビリティを確保していくかということが問題であり、**様々な課題をサプライチェーンが連携して一体的に取り組んでいくことが必要。**
- 中小企業は、人的な限りもあり、自ら率先して環境問題等への理解や取組を進めることが困難であることから、**サステナブル経営に関するガイダンス等の普及に向けた地方でのセミナー開催などが必要。**

7

3-2. 第2回環境等配慮プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- 児童労働等に胸を痛めている消費者は多くいるが、実情を知らない市民も多いと思うので、**情報を伝えることにより、意識の醸成を図っていくことが非常に重要。**
- 環境に配慮した商品を取り扱うスーパーマーケットが増えているが、これはそのような**顧客ニーズを把握しているため。**
- WBAによる日本企業の環境の評価が世界的企業に比べて劣後しているが、これは**サプライチェーンをカバーできている原材料の範囲の差と、生物多様性に関する目標設定というガバナンスと環境の双方の視点で差が出ている。**
- 中小企業においても、工場の利益率の改善にもつながることから、廃棄ロスの削減やビニールシートの効率的な利用等に取り組んでいるが、**社会的に評価を受けるためには、どのような目標に向かってどのように取り組んでいくかが課題。**また、環境等への配慮を浸透・定着させていくためには、**カーボンフットプリントのような消費者を巻き込んだ取組・仕組が大切。**
- カーボンフットプリントについて、表示等の基準が国内にはないことから、**フードサプライチェーン全体の環境コミュニケーションの実効性を高めるための算定ルール、表示ルールの在り方等の検討・標準化が課題。**
- 乳製品のカーボンフットプリントをどう計算するかは、国際的にも指標が確立されていない状況。**日本で既に算定に挑戦している企業がいることは、ルール形成に日本が入っていく一番の道だと考えており、農林水産省がサポートしていくことが必要。**
- 有機農業の取組やGHG排出量の把握にあたっては、労働力や設備投資など、これまで以上のコストがかかることから、**農産物価格への一定の転嫁が不可欠であり、引き続き適切な支援が必要。**
- 環境や人権等の課題にどのように取り組んだらいいのかわからない中小企業がほとんどであることから、**引き続き、行政のサポートが必要。**
- 環境分野については、地域でフォーラムを開催するなど、金融機関の取組が進んでいることから、**中小企業の取組を進めるためには、地方の金融機関からの働きかけや、日本商工会議所等のネットワークを活用した啓発等も大事。**
- 一律に働きかけるのではなく、**まずは環境に関心のある中小企業への働きかけが大事**であり、一歩動いていただければ、それを見た他の中小企業も動くようになる。

8

4-1. 第1回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ①

議題：原材料の安定調達（令和5年9月26日開催）

意見

- **世界の食料需給**については、足元の大きな価格の高騰に加えて、変動というのがあるが、中長期的には実質価格が下落傾向を示すということで、**短期的な視点と中長期的な視点で非常にアンバランスな状況となるのが大きな課題。**
- 国産小麦については、豊凶により質と量が大きく変化することから、製粉・製麺メーカーにおいては、**乾燥施設の整備等により品質の変化に対応するとともに、保管場所や資金の確保により在庫を活用して量の安定に対応することが課題。**
- 持続的な馬鈴薯調達においては、契約栽培による安定調達、生産支援やコントラクターの展開等による企業の農業者支援など、**生農工商一体となった取組が必要。**
- 国境措置の変更に対応するための**特定農産加工業経営改善臨時措置法**については、指定された業種のみが支援対象であり、**今般の国際情勢の変化には対処できていないことが課題。**
- 食料安全保障の観点で議論する時に、**エネルギーというものが非常に重要な観点になってくると考えるべき。**
- 原材料の調達においては、様々なリスクがあるが、**気候変動のリスクをもう少し考えるべき。**
- 加工・業務用農産物の産地化においては、**実需のニーズに合った品種、生産技術の確立、労働力の削減のための機械化、集出荷・流通の効率化、一時保管するための倉庫・予冷库の整備が必要。**
- 特定農産加工法については、国際情勢が変化する中、この法律と資金制度の必要性はますます高まっており、**法律の延長は、政策の推進の上でも現場での経営上も非常に重要な意味を有するので、特段の配慮が必要。**

9

4-2. 第1回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- 人口の増加や環境問題も含めた対応を考えると、輸入の原料は、争奪争いが厳しくなるとみており、**航空燃料の再エネルギー化を図るSAF（持続可能な航空燃料）の動きも注視していくべき。**
- 国産原材料の一層の調達にあたっては、生産サイドにおいても、品質・量の両面において国産農林水産物の安定的な供給を実現し、価格面においても中長期的に国際的な原材料価格として競争できるような体制が必要であり、こうした課題解決につながる**食品事業者と農業との連携強化の取組を一層推進することが重要。**
- **特定農産加工業経営改善臨時措置法**については、**今般の国際情勢の変化には対処できていないことが課題**であり、課題を踏まえた検討が必要。また、**国産原材料の安定調達とともに、国際的な調達の多角化も併せて検討する必要。**
- 国産農産物は生ものそのまま買わざるを得ない状況にあるが、より使いやすい1次加工済み農産物を流通させるためにも、**中小の方々が一緒になって使えるように洗浄加工した上で保管しておく施設を導入すべき。**
- 生産ロスを削減し、より最適な生産計画、流通計画、小売計画を実現するためにも、**AIやDXを活用して天候予測や需要予測により、川上から川下の中でできるかぎり最適な供給網、体制を作るべき。**
- 国産原材料の利用促進が重要であることは言うまでもないが、日本は大量の原材料を輸入しているということも事実であることから、**国産原材料をどのような時間軸でどの程度増やしていくかを議論する必要。**
- 国産農産物を無駄なく消費者に届けるためにも、**保管・保存・流通において、技術開発や必要な施設投資、システム投資が必要。**
- 原材料の安定調達に向けては、例えば、全量買取や規格外商品の購入のような生産者のリスクを軽減する仕組みなど、**生産者と安定的な契約をできる仕組みを作ることが重要。**

10

5-1. 第2回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ①

議題：フードテック①（令和5年10月24日開催）

意見

- 日本のフードテック企業は、生産規模が小さく、効率化ができていないため、黒字化が難しいが、これは世界中から投資を集めることができていないため。**シンガポールなど他の国を参考にしながら、海外から資金を集める仕組み作りが必要。**
- **各地域で育ってきた企業があり、その中で生まれた技術には、世界に通用するものもたくさんあることから、こうした企業をどう発掘していき、大手企業や資本家とマッチングしていくことが非常に大事。**
- シンガポールでは、我々のロボットを店舗に導入するにあたって、半額以上が補助金で賄えそうだという話があり、**新しい取組においては、金銭的なところを含めてハードルが生じるところがあることから、利用者のハードルを下げる仕組みが必要。**
- 産業化までの課題としては、**同じビジョンに向かう優秀な人材をどれだけ集められるか、実際に成果に結び付けるスピードをいかに早めていくかというところが課題。**
- アレルギー低減卵の実現に向けては、応用研究において、安全性評価、有効性評価、加工適正評価等がそれぞれ必要であることから、**企業、大学、医療機関等がコンソーシアムを組んで推進していくことが必要。**
- もう一つの大きな切り口として、安心感があり、ゲノム編集というどうしてもネガティブなイメージがあるが、**丁寧なリスクコミュニケーションをして、消費者の理解に向けた取組が大変重要。**
- フードテック企業を生み出すための環境整備においては、**国内の有望な小規模事業者・中小企業の技術の発掘や大企業等とのマッチング機会の拡大が課題。**
- 東京のベンチャー企業より、熊本のベンチャー企業では、**なかなか人材が集まらないというところが課題。**

11

5-2. 第2回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- 卵は身近な商品であり、アレルギーも非常に気になるところではあるが、遺伝子組み換え食品ではないとはいえ、消費者への適切な情報提供を図るためにも、表示をしっかりと行うことが非常に大切。
- 日本の強みは、製造現場の製造管理やハード製造であり、海外勢が強い最終製品で勝負していくのであれば、国内市場が縮小していくことから、**海外のマーケットを視野に入れるべき。**
- フードテックの分野は奥が深く、幅も広いことから、新たな製品やビジネスモデルを作るためには、**企業、研究機関、大学、病院などの様々な機関と連携することが大事。**
- スタートアップについて技術はあるが、ビジネスになるまでの時間がかかることから、**事業会社からの出資や、事業会社との生産技術、原価低減といった分野で協業が必要。**
- 技術的な強みがあれば大企業とも対等にわたっていけることから、**強みを磨いていく、磨けるようなスタートアップを支援するカリキュラム、教育研修の実施が必要。**
- オープンイノベーションの推進においては、**官、大学、研究所も取り込んだ産学官の連携が大事。**また、新しい技術・商品への消費者理解については、**国を中心としたアウトリーチ活動も大事。**
- **食品表示の規格書の電子化**について、民間主導ではルール化できないことから、**政府の主導的な役割が必要。**
- 農業法人がフードテックやスマート農業を更に推進していく際の資金調達において、**農林水産系投資ファンドの積極的な活用、国内外問わず投資してくれる事業者とのマッチングを政府や農林水産省のリードで推進していくべき。**
- オープンイノベーションの推進においては、**人材の発掘と育成、資金源の確保、知財の取扱い、中立的な推進母体、社会実装までの支援、オーナーシップを持ったプレイヤーの確保、民間の協業を後押しする国の支援等が課題。**

12

6-1. 第3回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ①

議題：フードテック②、日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出促進（令和5年11月17日開催）

意見

【フードテック】

- 食に起因する社会課題の解決が急務となっており、**こうした課題を解決するための技術の開発や、その技術を使っていくためのコラボレーション等が必要**であり、また、サイエンスやテクノロジーの普及により、ウェルビーイングや社会的検討等の領域が市場として可視化してきたことから、**食の多様な価値を開放するためには、多様な観点で食を見ていくことが重要。**
- 課題先進国としてのポジショニングや日本企業の技術力、日本の食文化など、日本には世界に発信できる価値が存在するが、**これらを再編集・言語化して国内外に発信すること、そして価値創造できる状態にしておくことが必要。**
- 食分野での日本への期待は高いことから、日本食のグローバル化に向けては、**共創プロジェクトや地域単位での新たなバリューネットワークなど新しいことに挑戦できる場と仕組作りが必要**であり、**先端技術の活用と伝統技術の応用・再価値化で、日本のスタートアップの海外展開や加工食品の輸出等を図っていくことが必要。**
- 海藻は、海の栄養と太陽の光だけで育ち、たんぱく質の含有量も高いことから、サステナブルな食材であり、EUが産業育成に動くなど、世界中で注目されているが、日本は海藻の食文化で圧倒的な先進国である一方、生産量や消費量が落ちていることから、**海藻の栽培技術を確立し、美味しい海藻商品を提供していくことで、世界の需要やニーズに対応していくべきではないか。**
- 雪下野菜からヒントを得て、新たな保管技術を開発したが、日本には食という資産があり、おいしくて健康的でサステナブルである日本の食には、世界の食の課題を解決できる叡智が詰まっており、**日本の伝統的な技とテクノロジーを掛け合わせていくことが必要。**また、リジェネラティブな食産業の育成に向けては、**各業界が全員参加型で共に作っていく、共創していくようなプラットフォームが必要。**
- 国内外の新たな市場を作り出すための環境整備としては、**日本の強みや優位性の把握、フードサプライチェーン関係者間の協力体制の構築等が必要。**

13

6-2. 第3回食料安全保障プロジェクトチームでの意見 ②

意見

○ 酪農や農産物の利用は、非常にサステナブルな感じになるが、一方で、牛のゲップや土壌問題等の課題もあることから、技術だけでなく、各業種のベースの部分にも様々な社会課題があることを認識しながら、フードテックに取り組んでいくことが必要。

【日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出促進】

○ 加工食品の多様性を生かし、ワンストップで愛知の食を輸出できる環境作りを図るためには、海外での販路開拓に熱心な食品の異業種が県単位でまとめることが必要。

○ 海外展開については、現地のコネクション・ノウハウを持つ現地パートナーと一緒に、立地戦略、店舗設計、マーケティング、商品開発等に取り組んでいくことが必要。

○ 相手国の規制、通関時のトラブル、現地でのマイナールール等に対応する必要があることから、海外展開する中小・ベンチャー企業に対しては、こういった点でのサポートが必要。また、海外ではコールドチェーンが未整備であることから、日本として、冷凍技術や車両管理等のシステムを輸出すべき。

○ 日本の基礎調味料である味噌をそのまま海外の家庭に持っていても難しいことから、顆粒の味噌や糀みつなど塩や砂糖の代わりとなる素材として発酵食品の認知を高め、その発酵食品の選択肢として味噌というものがあるというようなアプローチが必要。

○ 各国の規制に対応した国内での施設整備や商品開発、各国の食品添加物の規制や商慣習の情報提供等が必要。また、オールジャパンで海外での販路開拓等を行う団体の組織化、海外展開等を可能とする企業の規模拡大や経営の強化等が必要。特に中小の食品企業が取り組む場合、地域商品の一体的な輸出など関係事業者が協調して取り組むことができる仕組みが必要。

○ 農林水産物・食品の輸出額目標 2 兆円の達成に向けては、中小企業の掘り起こしが必要であるが、通関手続き、現地での流通、代金決済等が問題となってくることから、商社を紹介できるサポート人材等が重要。

○ 成田地方卸売市場は、国内初の農林水産物・食品のワンストップ輸出拠点機能を備えた施設であることから、農林水産・食品業界の利用を促す施策、香港等のハイヤーが施設に常駐する仕組みを国が積極的に支援する必要。

14

7-1. 第1回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ①

議題：食品分野の物流効率化（令和5年10月13日開催）

意見

○ 持続的な食品供給を実現するためには、物流作業の省力化・自動化、物流情報の完全なペーパーレス化・データ連携によるオープン化、そして生産者・メーカー・卸売業者・小売業者間の垂直の業務連携と同業者の間の水平の業務連携が必要。

○ 物流改革を進めていくためには、国や業界団体が関与しながら、同業他社や製配販が連携して物流標準化等を進め、全体最適な物流を構築する必要。そのためには、多様な専門領域・考え方を持つ人材が必要であり、業界での人材育成・人事交流が重要。また、システムの連携、データの共有による業界標準エコシステムを構築することが必要。

○ 物流効率化を進める際には、生産現場のみならず、食品メーカー、卸、小売等のサプライチェーン全体での理解醸成やシンプルな流通・物流の実現が重要。具体的には、等級・規格の集約・簡素化が考えられるが、国全体としてこの取組が進むよう、機運醸成も含めて、国が主導していくべき。

○ 流通分野での標準化については、通い箱やデータ交換方式の標準化がすべてのスタートになっていることから、データ交換の方式、コンテナやクレート、ドーリー等の物流資材の標準化が必要。また、製造・配送・販売という流通全体で、どうすることが効率化につながるのかという認識を一つにすることが重要。

○ 農林水産省からフードサプライチェーン官民連携プラットフォーム（F S P P P）を受託して、サプライチェーン全体の課題について広く情報発信しているが、取り組んでいない企業には、できるだけ取り組んでもらえるように情報を提供し、取り組んでいる企業であっても、物流担当以外にもきちんと情報を届けることが必要。

○ サプライチェーン上のデータ連携をできるようにしていくことが一番大事であり、生産者から流通業者まで共通のデータでやりとりができ、可視化されている世界を実現することが必要。

○ データ連携にしても、農林水産省の力だけでは難しいことから、関係省庁が連携して施策を進めていくべき。

15

7-2. 第1回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- フードテックの領域で最も投資をされているのが物流で、世界中の大企業が数十兆円を投資して物流の新しい仕組みを整えようとしていることから、**日本においても、業界団体等を交通整理しながら新しい制度を作っていくことが大切。**
- 青果物自体の取扱高が下がっているという事実は承知しているが、今後は、市場流通の重要性という点を上手く活用して、**再度全国的なネットワークを作り直していく必要。**
- 現在、卸売市場には、複数のシステムが混在している状況であるため、プラットフォームを作り、データ連携を図っていく必要があると考えており、**このような統一的なシステムの構築が必要。**
- 卸売市場においては、価格は需給で決まり、コストを価格に転嫁することは非常に難しいことから、その他のコストアップも含めて、**価格転嫁が困難な場合の政策的な支援とセットで議論する必要。**
- 配送については、まだまだアナログでデジタル化できていないのが現状であり、デジタル化は困難な課題であるが、製造メーカー、小売業者が個々に取り組むのではなく、**各省庁等も連携して、国全体で一挙に推し進めることが重要。**
- 2024年問題に際しては、標準化に向けた取組を行っていく必要があるが、これに伴うコストアップをどう吸収していくかということが課題であり、**市場との協力も呼びかけているが、一方で消費者に対するアプローチ等の必要であり、行政との連携が重要。**
- 農業法人が小売の流通センターへ納品する際、センターフィーの負担が取引条件となっているケースがあるが、**生産者側がセンターフィーをすべて負担するのではなく、小売側と折半して生産者側の負担軽減を図ることが必要。**
- 物流コストについて、加工食品ではどう価格反映させていくのか、コストダウンしていくのかを話し合える環境にあるが、これは、物流DXによる連携で商品と物流がつながっているからであり、**物流効率化はDX等を活用して商流とつなげていくことが重要。**
- **消費地である関東圏・関西圏での物流拠点の整備、鉄道輸送とトラック輸送の組み合わせを考えていくべき。**
- **農林水産省として、フェリーへのモーダルシフトをもっと推進していくべき。**

16

8-1. 第2回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ①

議題：食品産業の生産性向上・事業承継（令和5年11月10日開催）

意見

- 業種別に生産性の実態を踏まえた上で、**高付加価値化又は量産能力の強化を図ることが必要。**食品業界は個社対応が進む傾向があるため、**業界横断的な課題は、垂直・水平の考え方で対応策を検討・実証していくことが必要。**また、自社作業を特殊なものせず、**標準化・汎用化の取組を継続していくとともに、そのための人材育成（教育カリキュラム）の整備が必要。**
- 生産性の向上を図るために生産設備を導入する場合、木綿豆腐や油揚げなどのスタンダード商品は自動移管生産ラインを導入し、堅豆腐やからし豆腐などの独自性商品は手作業を残す前提で部分的な設備の導入を図るなど、**商品特性に応じた生産性の向上を図ることが必要。**
- 中小企業の生産性が悪いと言われる1つの要因は、間接部門がそれぞれの会社にあるためであり、事業再編により、間接部門を本社に集約する一方、各工場は生産に特化するなど、**事業構造自体を変えていくことで生産性の向上を図ることが必要。**
- 流通全体の工数削減などの効率化と産地情報の多彩な提供などの体感・人の縁の補完を両立しながら、**QRコード・RFIDタグシステムや情報提供フードチェーン、AIカメラによる需給予測システムの導入を図ることが必要。**
- 食品製造業は中小企業が多く、正確な要求仕様の作成等ができないため、食品製造のシステムインテグレーターは赤字となることから、ロボットシステムを大きく横展開するため、**これまで関わったことのないシステムインテグレーターでも食品製造分野に参入できるような対策が必要。**
- 惣菜企業の生産性向上に向け、**ハンド系ロボットシステムの研究開発・社会実証化や、その低価格化等の実現を図るため、国の支援が必要。**また、DX化を中小企業で活用するため、**入力フォーマットの定型標準化やフォーマットへのコンバート・システムが必要。**

17

8-2. 第2回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- より少ない労働力で事業が行えるよう、**ロボットやAIなどの新たな技術や手法の導入**により、生産性を向上させていくとともに、**事業承継により**、強みを活かせる事業部門や付加価値を生む収益性の高い事業部門へ特化するなど、**事業の選択と集中を図ることが必要**。また、自社だけでは実現できない投資を行おうとする場合、**同業他社との協調領域を創るなどの取組が必要**。
- 弁当の盛り付けラインは、多くの方がトッピングごとに1人働いており、こうした点を安価で標準化されたロボットの導入等により合理化を図ることが重要であることから、**行政の支援が引き続き必要**。また、**ロボットが使いやすいクレートの統一や食品規格書の統一等も必要**。
- 人手不足が深刻化する中、生産性向上に向けての投資は欠かせないことから、**地方の中小企業向けの補助金や税制、金融が措置されているが、これらの支援措置は引き続き必要**。
- EUでは商品情報をQRコードで読み取って手に入れるという教育が行われており、小売でのQRコードの読み取りによる産地情報の提供などが有用なものとなるためにも、**関係省庁が協力して、子供の教育でQRコードを読む練習を行うことが重要**。
- ものづくりと同様、物流配送においても省力化・共同運用を行っていく必要があるが、中小企業も多くて設備投資になかなか至らないことから、**利他の連鎖により関係者全員で設備の開発や投資を行っていくことが必要**。
- 人手不足が進む中で事業経営を続けていくためには、ロボットやAI技術の活用、自社だけでは実現できない物流部門への投資など、**同業他社同士で協調する領域を見出していくことが必要**。
- ある領域では物足りないことが転用すればうまくいくこともあり、また、様々な会社が集まるだけでも意味があるとの声もあることから、**情報共有のプラットフォームや意図的な機会場を作っていくことが有用**。

18

9-1. 第3回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ①

議題：食品産業の労働力確保（令和5年11月24日開催）

意見

- 外国人材について、**手数料等の負担軽減、安全基準等の違反事項への対応、日本語教育の充実など適正な教育・育成プログラムの提供・開発、悪質な管理団体や登録支援機関のチェック・排除、業界総体としての規範・ガイドラインの設定、転籍・転職の際のハローワーク的措置などの各種支援が必要**。
- 日本人アルバイトの採用ができなくなってきたことから、日本人も一緒に働ける職場環境の整備を図るためには、**外国人材の日本語能力の強化が必要**。また、外国人材が安心して働けるよう、**労働環境の改善、地域での生活環境の整備等が必要**。
- 円安で給与も他の先進国に比べて低く、東南アジアの人々が日本はモノが安いと爆買する時代において、日本が外国人材に選ばれる国となるためには、**労働環境のチェック体制、外国人材が使いやすい相談ホットラインの設立等が必要**。
- 日本人、外国人を問わず、労働者が安心して働くことができる職場となるよう、**福利厚生充実など健康経営の推進、労働安全の向上等が必要**。
- 外国人材については、**相談窓口の充実等の受入体制の強化や、特に中小・零細企業等に対して、特定技能制度等の趣旨、優良事例の周知、法令順守の啓発等が必要**。また、特定技能制度等により、高度な技能を持つ外国人材を育成し、**インバウンドに対応可能な人材の確保等が必要**。
- 企業の海外進出において、中核人材の早期確保等のため、帰国した技能実習生や特定技能者等の活用を図るなど、**受け入れた外国人材の戦略的な活用が必要**。
- 高齢者の活用を進めると労災が増えることがはっきりしており、決して危険な職場というわけではないが、若い人であれば問題の無い作業でも、高齢者は反応が遅れて事故につながることから、**高齢者向けの安全対策が重要**。

19

9-2. 第3回人口減少社会プロジェクトチームでの意見 ②

意見

- 事故が起きないように外国人向けのマニュアルを母国語で作成しているが、日本人では考えられないような事故が起きていることから、**マニュアルを無視した事故への対応が課題。**
- 外国人の事故は自分の判断で作業を行ってしまう点にあることから、**母国語の先生を入れて防災や安全衛生の指導を行うなど、国民性等も踏まえた教育が課題。**
- 食品産業の持続的な発展のためには、労働力の確保が不可欠であり、**外国人材の確保に際しては、人権への配慮等に取り組んでいくことが必要。**
- 日本人と外国人に関係なく、**労働安全の平等を確保していくことが必要。**また、諸外国との人材獲得競争に対抗していくため、**政府として健康、福祉、子どもの就学等について、受入体制の整備を図っていくべき。**
- 外国籍の労働力を確保することは必要であるが、**日本国籍を持っている外国人を労働力として掘り起こしていくことも重要。**
- 外国人材に選ばれる企業となるためには、**労働環境や給与等の待遇面の充実、日本語教育の提供、結婚や妊娠等の生活面でのサポート等が必要。**
- 外国人材を受け入れるにあたっては、**我が国の労働者とできるだけ近い制度運用をすべき。**
- 国土交通省が参考になるが、**業界として共通の行動規範を立てるとともに、受入体制の整備を図ることが重要。**
- 食品産業は労働力を一度に同じ地域に集める必要があり、多くの外国人を雇用することは地域の抵抗が大きいことから、**地方自治体と協力体制を持って外国人材の受入を実施していくことが課題。**
- 転籍が可能になることで、都市部に外国人労働者が流出し、格差がさらに広がる可能性があることから、**地方自治体と一緒に地方や企業の魅力を発信することが必要。**

食品産業の持続的な発展に向けた対応方向（案）



新事業・食品産業部
2024年8月29日

目次

1. 食料・農業・農村基本法とこれまでの検討	2
2. 今後の対応方向（案）	10
3. 参考資料	20

1. 食料・農業・農村基本法改正とこれまでの検討

1-1. 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）

背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ① 「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
 - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
 - ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ② 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業者の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

1-2-1. 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①

改正前	改正後
<p>（食料の安定供給の確保） 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>（事業者の努力） 第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>（食料安全保障の確保） 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。</p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>（事業者の努力） 第十一条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p>

4

1-2-2. 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>（食品産業の健全な発展） 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>（農産物の価格の形成と経営の安定） 第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（食料の円滑な入手の確保） 第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（食品産業の健全な発展） 第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（食料の持続的な供給に要する費用の考慮） 第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（農産物の価格の形成と経営の安定） 第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>

5

1-3. 食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
令和6年6月12日

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

<p>食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）</p>	<p>関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）等</p>	<p>令和7年中の 法案国会提出</p>	<p>食料・農業・農村基本計画の改定</p>									
<p>人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）</p>	<p>人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加等</p>	<p>令和7年中の 法案国会提出</p>										
<p>環境負荷低減の取組推進</p>	<p>農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中） 更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） 消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用等</p>	<p>令和6年～ クロスコンプライアンス実施 令和9年目途 環境関係の交付金の在り方見直し</p>										
<p>令和6年通常国会に法案を提出</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="79 680 268 840"> <p>食料供給困難事態への対応</p> </td> <td data-bbox="268 680 1086 840"> <p>民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化等</p> </td> <td data-bbox="1086 680 1198 1081" rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>法案の成立状況を踏まえて対応</p> </td> <td data-bbox="1198 680 1426 840"> <p>令和7年中 国の基本方針策定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="79 840 268 965"> <p>人・農地の確保</p> </td> <td data-bbox="268 840 1086 965"> <p>令和7年3月未までの各地における地域計画の策定 地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化等</p> </td> <td data-bbox="1198 840 1426 965"> <p>令和7年3月未まで 地域計画の策定 令和7年中 国の基本指針策定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="79 965 268 1081"> <p>スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革</p> </td> <td data-bbox="268 965 1086 1081"> <p>令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） 農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進等</p> </td> <td data-bbox="1198 965 1426 1081"> <p>令和6年中 国の基本方針策定</p> </td> </tr> </table>	<p>食料供給困難事態への対応</p>	<p>民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化等</p>	<p>法案の成立状況を踏まえて対応</p>	<p>令和7年中 国の基本方針策定</p>	<p>人・農地の確保</p>	<p>令和7年3月未までの各地における地域計画の策定 地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化等</p>	<p>令和7年3月未まで 地域計画の策定 令和7年中 国の基本指針策定</p>	<p>スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革</p>	<p>令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） 農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進等</p>	<p>令和6年中 国の基本方針策定</p>	<p>食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施</p>
<p>食料供給困難事態への対応</p>	<p>民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化等</p>	<p>法案の成立状況を踏まえて対応</p>	<p>令和7年中 国の基本方針策定</p>									
<p>人・農地の確保</p>	<p>令和7年3月未までの各地における地域計画の策定 地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化等</p>		<p>令和7年3月未まで 地域計画の策定 令和7年中 国の基本指針策定</p>									
<p>スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革</p>	<p>令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） 農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進等</p>		<p>令和6年中 国の基本方針策定</p>									

1-4. 経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）（抜粋）

令和6年6月21日 閣議決定

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

（中略）食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・**食品産業の生産基盤の強化**とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等**食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す**。買物困難者、経済的困窮世帯のこども等への食料提供を円滑にするため、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」に沿った取組を推進する。

（中略）農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業者の活動の促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や**食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化**、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、家畜疾病対策等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。

1-5-1. 2023年12月22日検討会①（今後の進め方）

- 食品産業をめぐる課題は、**環境、人権**のように**国際的な評価**に関わる、**海外展開、フードテック、原材料の安定調達**のように**中長期的に影響**を及ぼす、**生産性の向上、事業継続、物流**等のように**関係事業者間の協調**等が必要等、多様な状況。
- 課題の性格や進捗状況等も考慮しながら、**各課題にどのようにアプローチしていくのか**、合意形成できるよう議論。

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
<p>1 環境、人権、健康・栄養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動・生物多様性や人権、健康・栄養は、食料システム全体で取り組む必要。国際的にも評価・資金調達等、影響の裾野が大きい課題。 ○ 現状では国際的な評価は低位。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の軽減、食料安全保障等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。 ○ 加えて、これらの課題（左記1～4）は海外の動向（国際的なルール形成など）が大きく影響するものであり、企業価値を含めた国際的な我が国の評価、食料安全保障の確保を含めた中長期的な影響等への考慮が必要。 ○ これらの課題への対応については、国としての対応方針を示し、国がイニシアティブをとって、ルール形成に積極的に関与することが必要ではないか。 ○ その上で、国内の食品企業に対して、必要な支援を講じつつ、自主的な取組を促していくこととしてはどうか。
<p>2 海外展開・輸出拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各国の規制等への対応は政府レベルでの取組が不可欠。食料安全保障を進める上では、海外市場の取込みは必須。 ○ 特に海外展開は、他の製造業に比べても低位。 	
<p>3 フードテック</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各国での投資が活発化。研究、商品化等のオープンイノベーション、資金面での関係業界との連携等、中長期的な対応が必要。 ○ 現状では国際的に後塵を拝する状況。 	
<p>4 原材料の安定調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業との連携強化、国産原材料の利用促進等、食料安全保障を強化する上で不可欠な取組。 ○ 輸入原材料調達の多角化と併せて、今後強力に推進することが必要。 	

8

1-5-2. 2023年12月22日検討会②（今後の進め方）

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
<p>5 生産性・付加価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少が進む中、ロボット・AI、デジタル化、物流効率化等、関係業界が協調して開発・投資を進める取組が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料安全保障、人口減少社会等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。 ○ 加えて、これらの課題（左記5～7）は、個社の判断のみに任せては対応が進まないものであり、関係業界での協調した投資・将来展望、物流業界との利害調整・協調した取組等の必要性への考慮が必要。 ○ これらの課題への対応については、食料システムの持続性を確保する観点から、国も一定の関与をしつつ協調して対応する食品企業の取組を評価し、必要な支援を講じつつ、自主的な行動や取組を促していくこととしてはどうか。
<p>6 事業継続・労働力確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営層の高齢化、人口減少が進む中、中小企業から中堅企業への関係業界の構造強化、外国人材を含む労働環境の透明化等が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。 	
<p>7 物流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品産業のみならず物流業界を含めた「全体最適」が求められる課題。その実現のためには、今後、計画的で大きな投資が不可欠。 ○ 物流2024年問題を端緒に、取組が始まったばかりの状況。 	

9

2. 今後の検討方向（案）

10

2-1-1. 今後の検討方向①

- これまでの検討会での議論等を踏まえ、農業と食品産業との連携強化、環境負荷低減等の促進等を通じて、食品産業を中核とした**食料システムの持続性の向上**を図る**計画的な取組への支援**を検討。

国内外の経済社会情勢の変化

1 食料の輸入リスクの顕在化

- 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
- 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 輸入原材料等に大きく依存した原材料調達体制

2 環境問題等への関心の高まり

- 環境負荷軽減に向けた取組・情報開示の要請
- 各国における人権等に関する規制の強化

3 世界的な技術革新の進展

- 新技術への世界的な投資の増加
- 日本企業の海外展開の遅れ

4 脆弱な業界構造の見直し機運の高まり

- 小規模な中小企業が大宗を占める業界構造
- 他産業と比べても低い労働生産性

施策の展開方向

1 農業と食品産業の連携強化

- 農業との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（**地域先導食品事業者**）の取組を促進
- 地域の農業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加する**プラットフォーム等を構築**

2 環境負荷低減等の促進

- **環境負荷低減**や**人権への配慮**等に取り組む食品事業者の取組を促進

3 技術の開発・利用の推進

- 先端技術の開発研究とその成果を利用した**新たな事業の創出**に取り組む食品事業者等の取組を促進

4 地域の食品産業の中堅企業化の推進

- 事業承継、M&A等による地域の食品事業者の**事業基盤の充実**を促進

計画制度に基づく取組を促進するため、総合的な支援を検討

11

2-1-2. 今後の検討方向②

○ 検討会でのこれまでの議論を踏まえつつ、今後の法制化を見込みながら、課題を整理。

今後の検討方向（案）		
1 環境、人権、健康・栄養	国によるイニシアティブの発揮	
2 海外展開・輸出拡大		
3 フードテック	「協調」の取組への計画的な支援	
4 原材料の安定調達		
5 生産性・付加価値の向上		
6 事業継続・労働力確保		
7 物流		
<p>○ 競争と協調モデル</p> <p>資料：産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会「イノベーションを強化する産業技術政策の在り方（中間報告）～出口を見据えた競争と協調～」(平成21年8月)を基に農林水産省作成。</p>		
<p>○ 食料システムの持続性確保のため、原材料の安定調達等の各課題について、国としての基本方針を示すことを検討。</p>		
<p>○ 基本方針に即し、各課題に対応するため、計画的に取組を推進する事業者を総合的に支援することを検討。</p> <p>① 農業と食品産業の連携強化</p> <p>② 環境負荷低減等の促進</p> <p>③ 技術の開発・利用の推進</p> <p>④ 地域の食品産業の中堅企業化の推進</p>		

12

（参考）食品産業の協調事例

【協調事例①】ラベル to ラベル実証

○ 伊藤園は、熊谷市、フジシール、三菱ケミカルグループと協働し、資源循環と温室効果ガス削減に向け、ペットボトルのラベルを回収し、新しいラベルへリサイクルを行う実証実験を開始。

【協調事例②】未来型食品工場コンソーシアム

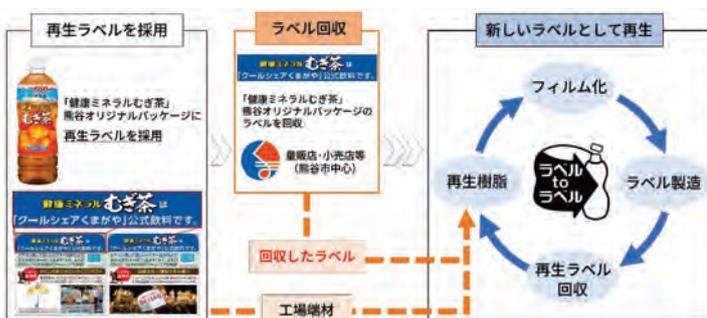
○ AIやロボティクスなどの先端技術を活用した調理ロボット等を開発しているTechMagicは、食品企業5社（カゴメ、キューピー、永谷園、ニチレイフーズ、日清製粉グループ本社）と共同で**食品製造工程の自動化**等による課題検討・解決を目指す『未来型食品工場コンソーシアム』を結成。

○ ラベル to ラベル実証

- ・ 現在、ペットボトルを除く容器包装プラスチックは、多くがサーマルリサイクル（焼却廃棄する際に発生する熱エネルギーを回収して再利用）されている。
- ・ サーマルリサイクルに比べ、水平リサイクルは**ラベル資源の使用量削減**と**GHG削減**にも寄与することが期待されることから、熊谷市を中心とした量販店や小売店などで回収し、水平リサイクル「ラベルtoラベル」を行う。

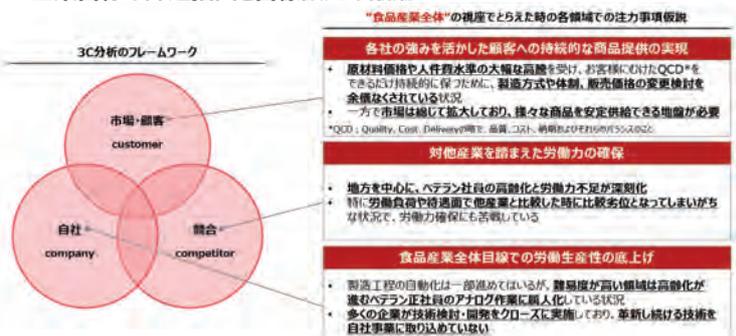
○ 未来型食品工場コンソーシアム

- ・ 原価高騰や人件費等の**コスト増加**、深刻な**人手不足**などの**共通課題**の解決に向けて、TechMagicがコンソーシアムの組成を主導。
- ・ **個社ではない産業目線**の課題のヒアリング及び議論を通じ、非競争領域における**共同開発プロジェクト**を立ち上げ。まず、各社とも**手作業の多い原材料の計量工程の自動化装置**等の開発に着手。



（出典）国内資源循環の実現に向けて、シュリンクラベルの水平リサイクル「ラベルtoラベル」の実証実験を実施（ニュースルーム 伊藤園 企業情報サイト (itoen.co.jp)）

産業目線の課題抽出と目標設定の議論



（出典）TechMagicから提供

13

2-2-1. 農業と食品産業との連携強化①

- 農業と食品産業は地域の主要産業。**地域経済の活性化**を図るためには、農業と食品産業の連携強化が重要。
- 農業経営基盤強化促進法が改正され、**食品産業から農業への投資環境**が整備される中、地域を先導する意欲ある食品事業者（**地域先導食品事業者**）を見出し、農業者と**連携・協業**する取組を促進。

○ 農業と食品産業の連携

	概要
農工商連携型	農業者と農業以外の企業が連携。それぞれの経営資源を有効活用し、新たな商品やサービスを開発・提供。
6次産業化型	農業者が、生産だけでなく、 加工・販売を一体的に行うよう展開 。農産物の付加価値を向上。
地域先導食品事業者型	地域を先導する意欲ある食品事業者が、農業者と連携・協業。地域に雇用・所得を創出。

○ 改正農業経営基盤強化促進法

農地所有適格法人が、出資により**食品事業者等との連携措置**を通じて農業経営を発展させるための計画について、**議決権要件の特例を措置**

<議決権要件の特例のイメージ>



○ 農業と食品産業との連携事例

(企業事例) 白ハト食品工業株式会社

(取組内容)

- 1947年創業。国内販売シェア80%の冷凍大学イモの販売と、駅ナカや百貨店を中心に実演販売で「魅せる」商品を提供する「芋スイーツ専門店らぼっぼ」を展開。
- **2000年からは農業に本格参入し、原料となる芋の育苗・品種改良、生産・加工・販売と一気通貫で事業を展開。全国各地に農地所有適格法人「しろはとファーム」を展開。**



14

2-2-2. 農業と食品産業との連携強化②

- 地域の食プロジェクトの創出を図るためには、**食品事業者と農業者が中心となった多様な関係者が連携した新たなビジネス創出の場を構築することが重要**。
- 各地域の食品事業者、農林漁業者、関連企業等と連携した**コンソーシアム**やその推進・支援する**プラットフォーム**を形成し、地域を先導する意欲ある食品事業者（**地域先導食品事業者**）が核となる**新たなビジネス等の創出**を促進。

○ 農業と食品産業との連携強化に向けたプラットフォームの構築



○ 関係者の連携による地域の食プロジェクトの推進事例

地産地消×SDGs 滋賀県産小麦の活用促進

琵琶湖等の環境保全に寄与するため、**生産者、食品産業を中心に多様な産業の参画のもと、県産小麦「びわほなみ」**をまるごと使った**中華麺**といった**新商品・新サービス**を展開。



琵琶湖の環境保全(MLGs)の普及につながる中華麺を開発。

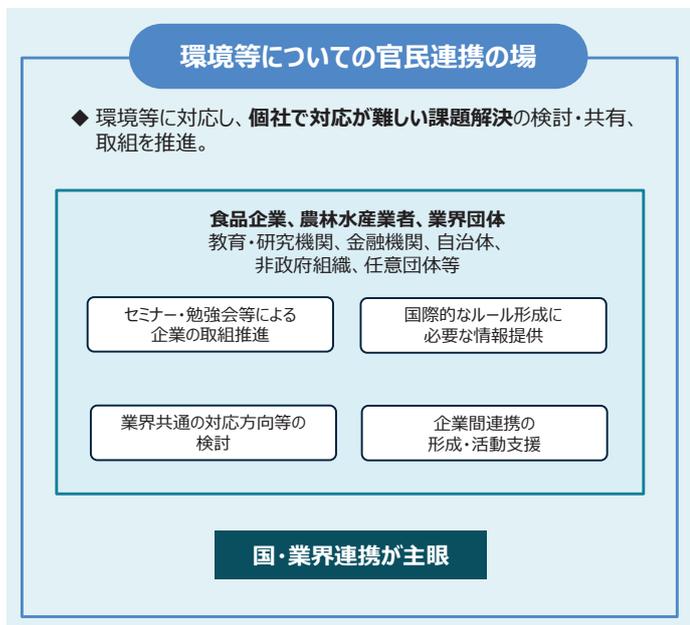


15

2-3. 環境負荷低減等の促進

- 世界的に環境等への関心が高まる中、**海外展開**や**輸出促進**等の展開のためには、**環境負荷の低減等が不可欠**な状況。
- **関係する食品事業者が協調**して取組を進められるよう、**官民連携の場**を構築し、業界を挙げての取組を促進。

○ 環境負荷低減等に向けた官民連携の場の構築



○ 食品事業者の連携の事例

カーボンフットプリント（CFP）の算定実証を実施

- 持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議の下に「**温室効果ガスの見える化作業部会**」を設置。
- フードサプライチェーン全体での**脱炭素化**の実践と、その「**見える化**」を進めるための取組を推進。
- 作業部会の食品関係事業者等が中心となって、加工食品共通の**CFP算定ガイド案**を策定。
- 算定ガイド案を用いて実際に算定した場合の**課題等を検証**するための**実証**を実施。

参加企業・算定対象製品

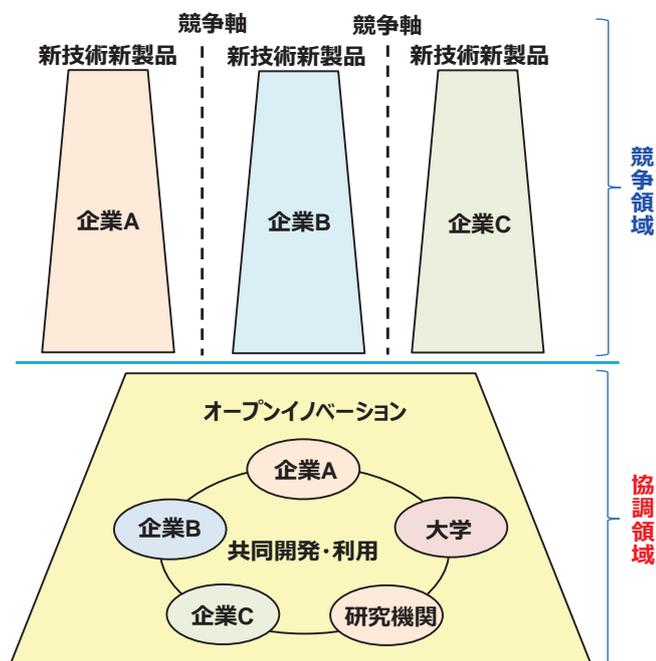
参加企業 (店+団体)	算定対象製品
イオン株式会社	株式会社セブン&アイホールディングス
株式会社セブン&アイホールディングス	明治ホールディングス株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	
AEON	meiji
商品名 キャノーラ油ハーフ(500g)	明治おいしい牛乳(900ml)
製品名称 食用なたね油	牛乳
製品イメージ	

16

2-4. 技術の開発・利用の推進

- 健康志向等の多様な食の需要、環境負荷低減等の社会課題等に対応するため、**先端技術の研究開発・利用**を促進することが必要な状況。
- このため、**産官学の研究機関等が協調**した「**オープンイノベーション**」の推進のほか、**幅広い民間事業者の参画**を促進。

○ オープンイノベーションの推進



○ 幅広い民間事業者の参画による事業創出の事例

惣菜盛付工程の全ロボット化

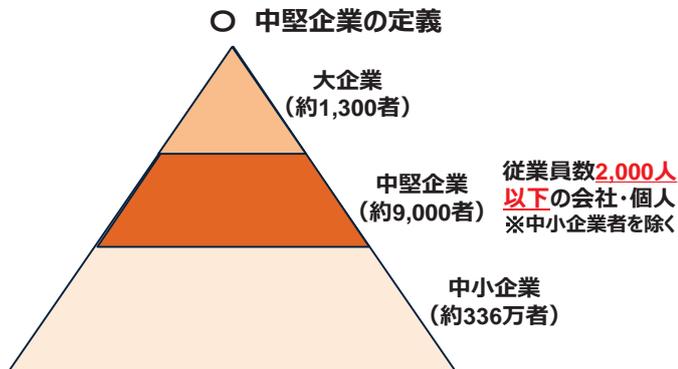
- 一般社団法人日本惣菜協会は、**小売・惣菜製造企業9社**と、課題解決のための**トップ技術を持つ産業用ロボット製造企業等の15社**とともに、惣菜盛付工程のロボット化を推進。
- 機械化が遅れている惣菜製造の中でも、最も人手のかかる**惣菜盛付工程（容器供給、盛付、製品検査、シール貼り、容器蓋閉め、容器移載、運搬容器移載）**において、世界で初めて**全工程のロボット化の現場実装**に成功。



17

2-5. 地域の食品産業の中堅企業化の推進

- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の成長を促進するため、各府省庁における中堅企業が活用可能な施策を取りまとめた「中堅企業成長促進パッケージ」を策定。
- 食品産業分野においても、関係省庁と連携して、事業承継、M&A等による事業基盤の強化や輸出拡大・海外展開の促進を図り、地域の食品産業の中堅企業化を推進。



○ 中堅企業成長促進パッケージ

各省庁における中堅企業に特に効果的な18事業を掲載



○ M&Aと輸出拡大に取り組む食品企業の事例

(企業事例) イートアンドグループ (外食)

(取組内容)

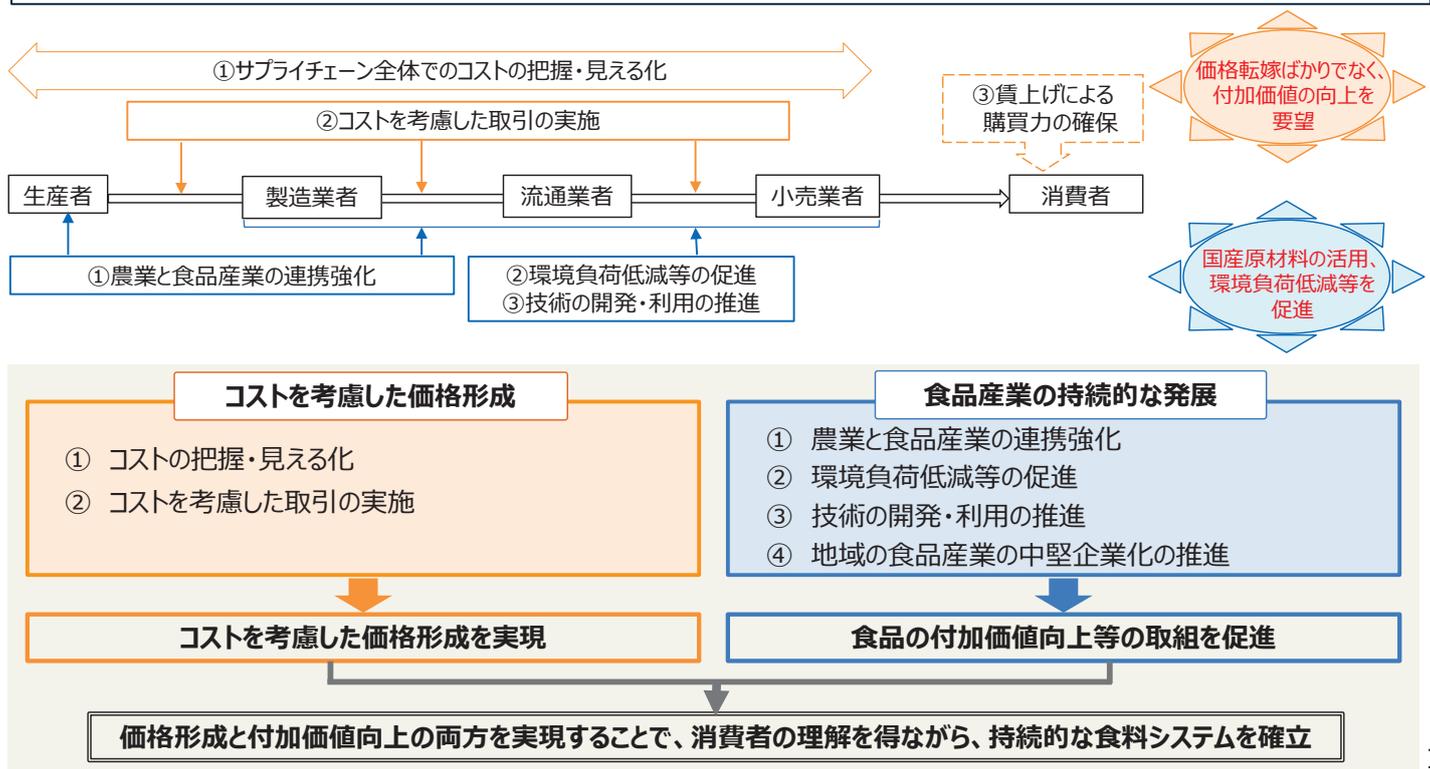
- 創業以来、M&Aや冷凍食品事業への参入など事業拡大により、持続的に成長。
- アジアを中心とした海外展開にも積極的に取り組んでおり、台湾・中国を中心にアジアでの店舗拡大を加速し、現在、4か国31店舗 (2023年8月末現在) を展開中。



18

2-6. 持続的な食料システムの確立に向けて

- コストを考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、国産原材料の活用や、有機農産物等を通じた環境負荷の抑制等により付加価値の向上を併せて促進することを求める声。
- このため、コストを考慮した価格形成の検討と、食品産業の持続的な発展に向けた検討を表裏一体の取組として併せて検討。



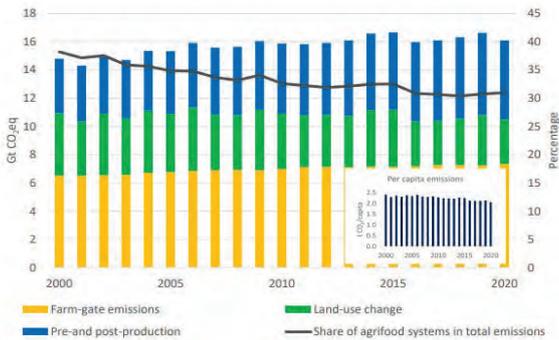
19

3. 参考資料

3-1. 環境

- 世界の温室効果ガス（GHG）総排出量の約3割が食料供給に由来する中、中小企業が大半を占める我が国の食品産業は、
 - ① 多岐にわたる原材料を国内外の幅広いサプライヤーから調達しており、地球温暖化に伴う調達リスクを有すること、
 - ② 国内外のサステナビリティ情報の開示要請の高まりにより、取引及び資金調達に係る企業評価の維持が必要となることから、脱炭素化等の環境負荷低減の取組の加速化が求められている状況。

○ 世界での食料供給由来のGHG排出量



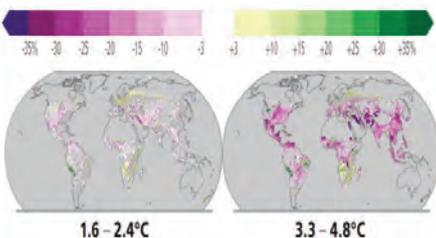
(出典) FAO「Greenhouse gas emissions from agrifood systems Global, regional and country trends, 2000–2020」

○ サプライチェーンにおける気候関連リスク及び対応策との関係



(出典) 農林水産省「食料・農林水産業の気候変動リスク・機会に関する情報開示（入門編）【第2版】」に一部加筆

○ 温暖化によるとうもろこしの生産量への影響（増減率の予測）



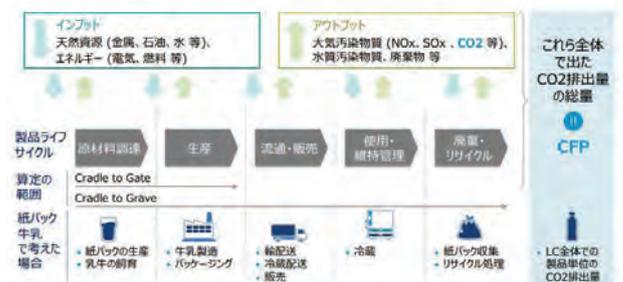
(出典) IPCC AR6（気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書）の一部抜粋

○ 温暖化による国内農業への影響（品質悪化、被災）



(出典) 農林水産省 みどりの食料システム戦略

○ カーボンフットプリント（GHG見える化の取組）

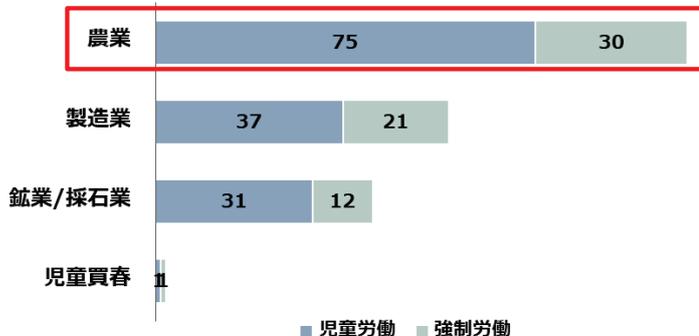


(出典) 経済産業省カーボンフットプリント検討会

3-2. 人権

- 農業セクターは、世界で児童労働や強制労働が最も多く指摘されている状況。児童労働のうち、農業セクターの占める割合は7割（1億1,210万人）。
- 日本の食品産業においても、原材料輸入国の生産現場を含めたサプライチェーン全体を管理することが必要。

○ 児童労働と強制労働による生産が確認されているセクターと品目数



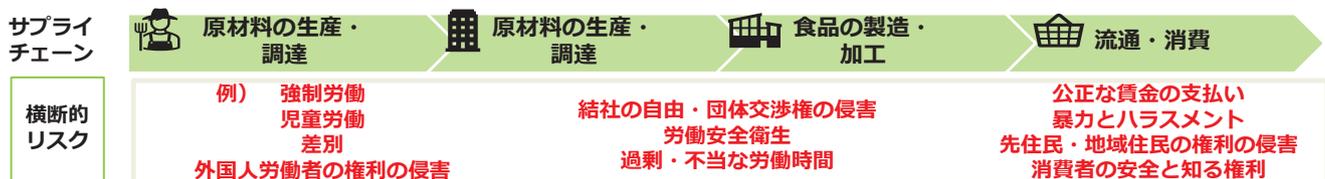
(出典) DOL, 2022 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor, p.29.

○ 国際機関により強制労働や児童労働が指摘されている製品の例

	児童労働が指摘されている製品の例	強制労働が指摘されている製品の例
農産物	カカオ、珈琲、紅茶、ヒマワリ、花、パーム油、スパイス（クローブ、バニラ）、小麦、米、とうもろこし、バナナ、メロン、柑橘系フルーツ、ブルーベリー、葡萄、キャッサバ、ジャガイモ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、ブラジルナッツ、粟、豆、オリーブ、サトウキビ、嗜好品（タバコ、ケシ、カート）、キャベツ、きゅうり、タマネギ、トマト、ニンニク、ブロッコリー、レタス	珈琲、紅茶、パーム油、バナナ、イチゴ、柑橘系フルーツ）、ブラジルナッツ、サトウキビ、タバコ、トマト、米、とうもろこし、胡椒)
畜産物・魚介	エビ、魚、牛、豚、鶏、羊、山羊	エビ、魚、貝、牛、羊、山羊

(出典) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料（別添1）参考資料」66頁等をもとに作成。

○ 食品産業のサプライチェーンや生産品目等に関する主な人権に関するリスク（例）



(出典) OECD・FAO「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス（仮訳）」2016年20頁

3-3. 栄養

- 栄養不良の二重負荷※が世界的な課題。
- 特に過栄養に関しては、各国で健康な食事に寄与しない食品に対する規制が導入されつつあり、また、ESG投資の観点から、栄養・健康の取組に関する企業評価を重要視する投資家が増加。

※低栄養と過栄養が個人内・世帯内・集団内で同時に見られたり、一生涯の中で低栄養と過栄養の時期がそれぞれ存在したりするなど、低栄養と過栄養が併存する状態

○ 世界の栄養課題



○ 健康的な食事に寄与しない食品

以下のどれか／両方に該当し、高度に加工され、摂取すると健康に悪影響を及ぼす食品。

- ・飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、遊離糖、塩分のどれか／複数を多く含む
- ・砂糖代替品を含む

(出典) WHOガイドライン「健康的な食事を推進するための財政政策」(2024年)

○ 各国の包装前面栄養表示制度（例）



○ 食品企業評価（例）

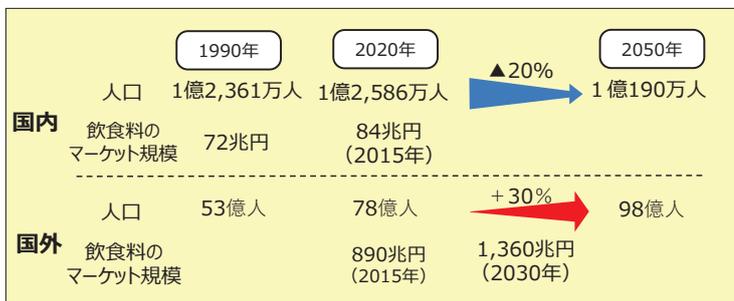
順位	企業名	点数
1	ネスレ	6.7
2	ユニリーバ	6.3
4	ダノン	5.8
7	ペプシコ	4.5
11	コカ・コーラ	3.4
12	明治	3.1
14	味の素	3.0
21	サントリー	1.1

(出典) ATNI Global Index 2021を基に作成

3-4. 海外展開・輸出拡大

- 国内の食市場は、人口減少や高齢化に伴い、縮小する一方、**世界の食市場**は、人口増加等に伴い、**拡大**する見込み。
- このため食品企業においては、**世界の食市場を獲得していく必要がある**が、添加物、表示、包材等における**各国の規制対応や消費者ニーズの把握**など、対応すべき課題が多く存在。

○ 国内外の食市場等の規模



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
 農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食料のフローを含む）」
 国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

○ 国内法人数に対する現地日系法人数の比率 (2020年)

	国内法人数 (a)	現地日系法人数		比率	
		世界 (b)	アジア (c)	(b/a)	(c/a)
食品製造業	26,789	640	413	2.4%	1.5%
その他製造業	155,088	11,936	8,484	7.7%	5.5%

出所：国内法人数は、経済産業省「工業統計調査 2020年産業別 統計表（概要版）」を基に農水省作成
 現地日系法人数は、東洋経済新報社「海外進出企業総2020」を基に農水省作成

○ 加工食品の輸出に際し、国によっては必要となる対応の例

- 施設認定・登録**
施設基準や衛生基準 (HACCP)への対応
- 混合食品の証明**
特定の原料が基準を満たしていることの証明
- 食品添加物の規制**
未認可の食品添加物への対応
- 表示**
栄養成分等の表示の直接印字等への対応
- 容器・包材**
リサイクル容器についての制限などへの対応
- ハラール、コーシャ**
宗教等の文化的側面への対応 (原材料、加工方法、包装、物流等)

3-5. フードテック

- 諸外国ではフードテックの国家戦略を掲げている国もある一方で、**日本ではフードテックを推進する目的や優先すべき分野等の明確な戦略がない状況**。
- 海外ではグローバル展開するスタートアップが現れているのに対して、**日本では世界で戦えるフードテック企業が誕生していないところ**。
- 国内では、**新食品や新技術に対する消費者の理解や意識が追いついていない状況**。

< 海外のフードテック関連戦略 (例) >

- **シンガポール – 30 by 30 –**
2030年までに栄養需要の30%を持続的に生産
- **オランダ – 国家タンパク質戦略 –**
動物性タンパク質と植物性タンパク質の摂取比率を 50/50 に
- **スペイン – Foodtech in Spain –**
フードバリューチェーン全体でのチャレンジ

< 世界進出する海外企業 (例) >

- **Beyond Meat (植物性食品)**
 - 2009年設立
 - 2019年に代替肉企業で初めて米国株式市場に上場、欧州や中国でも販売
 - 2022年には日本市場にも参入
- **PUDU Robotics (配膳ロボット)**
 - 2016年中国深センで創業
 - ロボットの開発、製造、販売を行い、世界60か国以上に展開
 - 日本も、すかいらーくグループが導入



< フードテック食材の消費者ニーズ調査 >

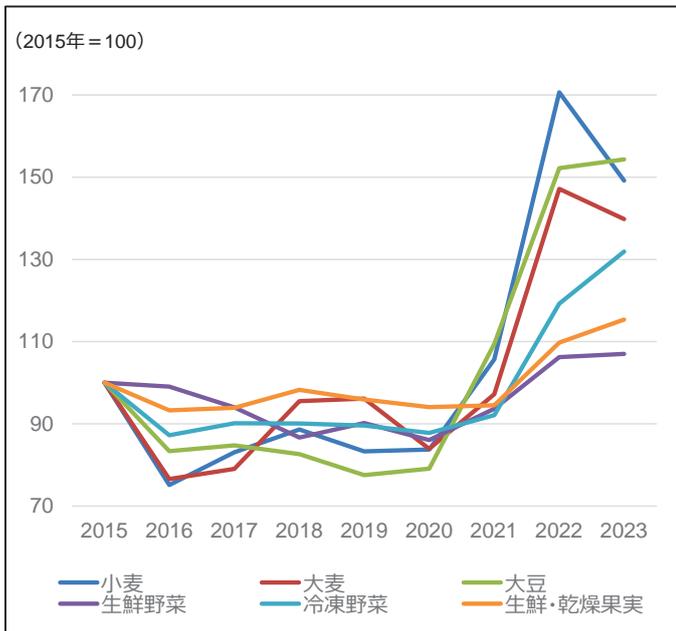


(出典：農水省令和2年度フードテック振興に係る調査委託事業)

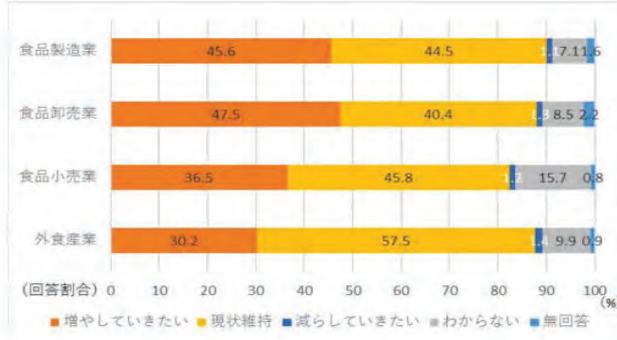
3-6. 原材料の安定調達

- 新型コロナウイルスの世界的な拡大やロシアのウクライナ侵攻の影響等により、世界の食料価格や海上運賃等が高騰したことから、我が国の輸入農産物の価格は、2021年以降高騰し、現在でも以前と比較して高い水準。
- こうした中、例えば、国産野菜の利用を増やしていきたい実需者が約3～5割存在するなど、原材料を輸入から国産に切り換えるニーズも高まっており、農業と食品産業の連携により、原材料の安定調達を図る取組も見られるところ。

○ 輸入農産物の価格推移



○ 加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査



○ 農業と食品産業の事例

食品企業が、ロケット等に適した高品質なじゃがいもの調達のため、鮮度保持が可能な貯蔵法の構築、農薬の使用を抑えた農法に適した農業機械の寄贈等を実施。



契約農家と構築した保管方法により鮮度の高い状態でじゃがいもを管理



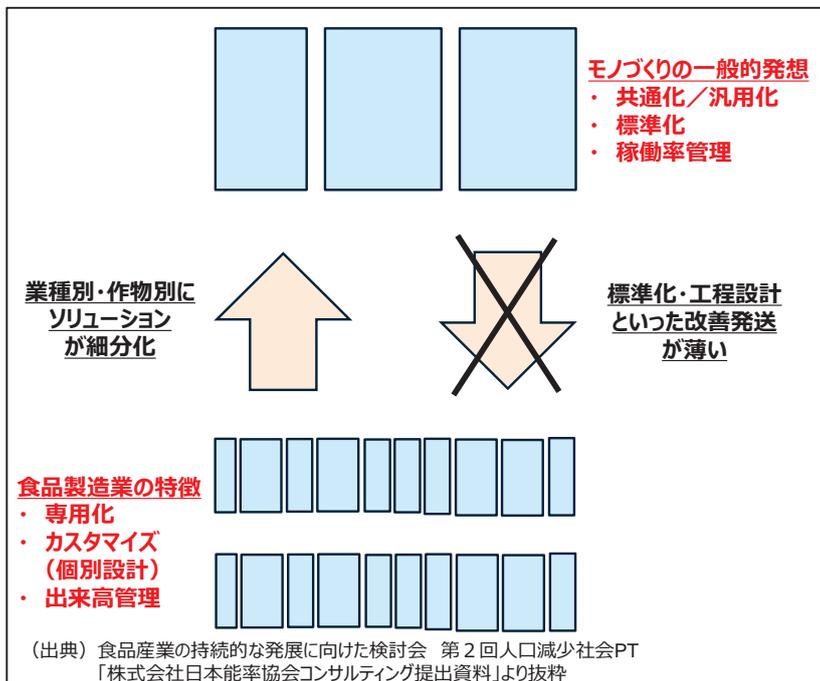
農薬を抑えた収穫方法を導入するため必要な農業機械を産地へ寄贈

26

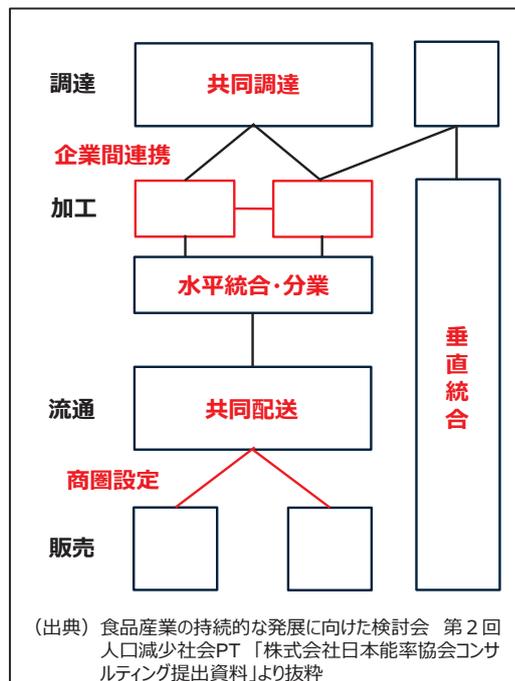
3-7. 生産性・付加価値の向上

- 一般的なモノづくりは、人的労働力への依存を脱却し、設備化・自動化を進めるために標準化、共通化、汎用化を業界単位で推進しているが、食品製造業では人の確保による生産出来高の確保が最優先であり、こうした環境整備が進んでこなかった状況。
- 食品業界は個社対応が進む傾向があるため、業界横断的な課題については、垂直・水平統合の考え方で対応策を検討、実証していくことが重要。

○ 食品製造業の特徴



○ 垂直・水平統合の考え方



27

3-8. 事業継続

- 企業の事業承継やM&Aについては、経営者の高齢化・後継者の不在、海外展開等のための積極的な事業拡大等を背景に、近年、急速に拡大しており、食品産業分野でも10年程度で20%程度増加。
- 日本政策金融公庫の調査によると、中小企業のうち後継者が決定している企業は10.5%であり、また、人口の減少・高齢化により、国内の食市場が縮小していくと見込まれることから、今後、食品産業分野においても事業承継やM&Aが更に進展する見込み。

○ 事業承継・M&Aの件数推移



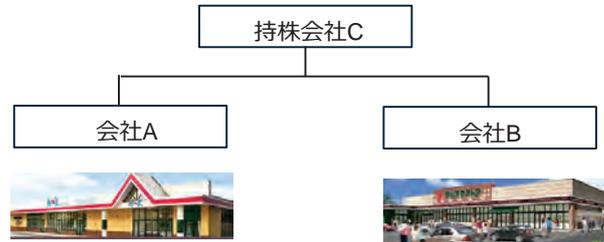
(出典) 経済産業省「企業活動基本調査」

○ 中小企業の事業承継に関するインターネット調査 (日本政策金融公庫：2023年)

中小企業の事業承継の見通しをみると、後継者が決まっておらず後継者本人も承諾している「決定企業」は10.5%にとどまり、後継者が決まっていない「未定企業」が20.0%、「廃業予定企業」が57.4%、「時期尚早企業」が12.0%。

○ 食品産業分野におけるM&Aの事例 (産業競争力強化法)

スーパーA社とスーパーB社は、人口の減少と高齢化社会の進行に加え、異業種との競争が厳しさを増していくことが想定される中で、地域社会に不可欠なスーパーマーケットを目指し、株式交換・吸収分割を併用することにより、持株会社C社の下で経営統合を実施。



28

3-9. 労働力確保

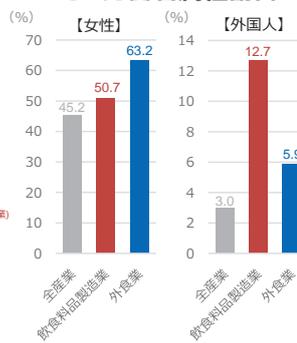
- 食品産業は、他産業と同様に、深刻な人材不足。他産業と比較して、女性、外国人材の労働者数割合が高い。
- 女性の年齢階級別労働力率は台形化（余剰労働力が減少）し、外国人材は日本国内に限らず、国際的な人材獲得競争が激化。
- 食品業界が一体となったイメージアップの推進とともに、人材の確保及び定着を促進するための取組が急務。

○ 欠員率



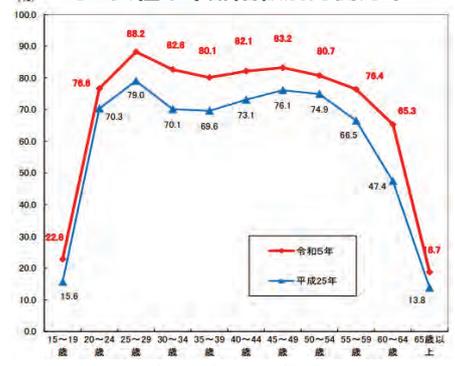
(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」をもとに農林水産省で作成

○ 労働者属性割合



(出所) 【女性】総務省「労働力調査」(2023年) をもとに農林水産省で作成
【外国人】厚生労働省「外国人雇用状況」(2023年10月末時点) をもとに農林水産省で作成

○ 女性の年齢階級別労働力率



(出所) 総務省「労働力調査」(2023年)

○ 海外に移動する労働者数 (フロー、割合)

送出国	時点 (年)	主要な移動先 (国・地域) と日本				
		1	2	3	4	5
ベトナム	2018	日本 48.1%	台湾 42.3%	韓国 4.5%	-	-
	2022	台湾 41.5%	日本 39.3%	韓国 6.6%	-	-
インドネシア	2018	マレーシア 31.9%	香港 26.0%	台湾 25.5%	シンガポール 6.4%	韓国 2.4%
	2022	香港 29.9%	台湾 26.6%	マレーシア 21.5%	韓国 5.8%	日本 2.9%
中国	2018	マカオ 14.9%	日本 8.0%	香港 7.2%	シンガポール 6.4%	アルジェリア 4.6%
	2021	マカオ 17.6%	香港 15.2%	シンガポール 9.0%	インドネシア 4.8%	パキスタン 3.7%

(出所) 出入国在留管理庁資料

○ 育成就労制度の創設 (キャリアアップの道筋を明確化、労働者として適切に権利保護 (転籍等))



29

3-10. 物流

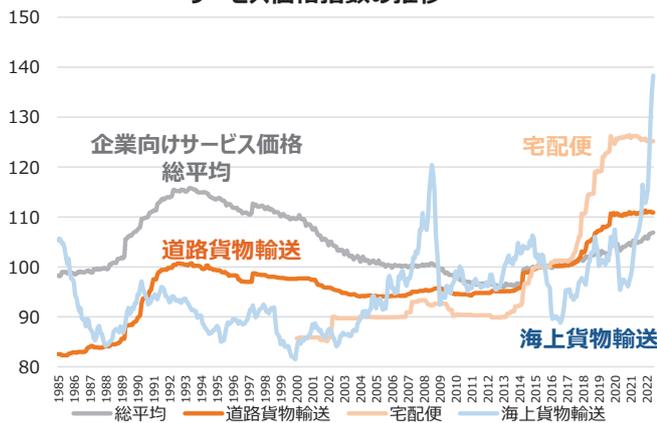
- ドライバー不足や労働時間規制により、我が国全体で輸送力不足が懸念されているほか、物流コストも上昇傾向。
- 農水産品は、長距離輸送が多い、手荷役作業が多いなどの特徴があり、物流事業者の負担が多い品目。

○ 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算

不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）
2024年 14.2%（4.0億トン）
2030年 34.1%（9.4億トン）

出典：NX総合研究所調べ

○ 道路貨物輸送・海上貨物輸送のサービス価格指数の推移



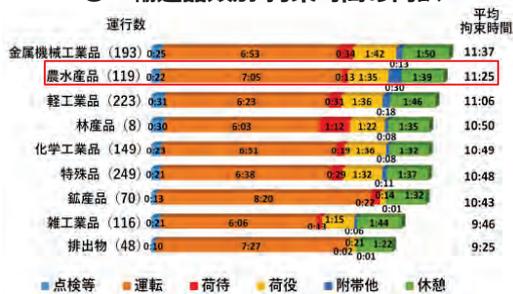
（出典）日本銀行「企業向けサービス価格指数（2015年基準）」より経済産業省作成

○ 各地から東京までの距離とトラック輸送時間



出典：農林水産省調べ

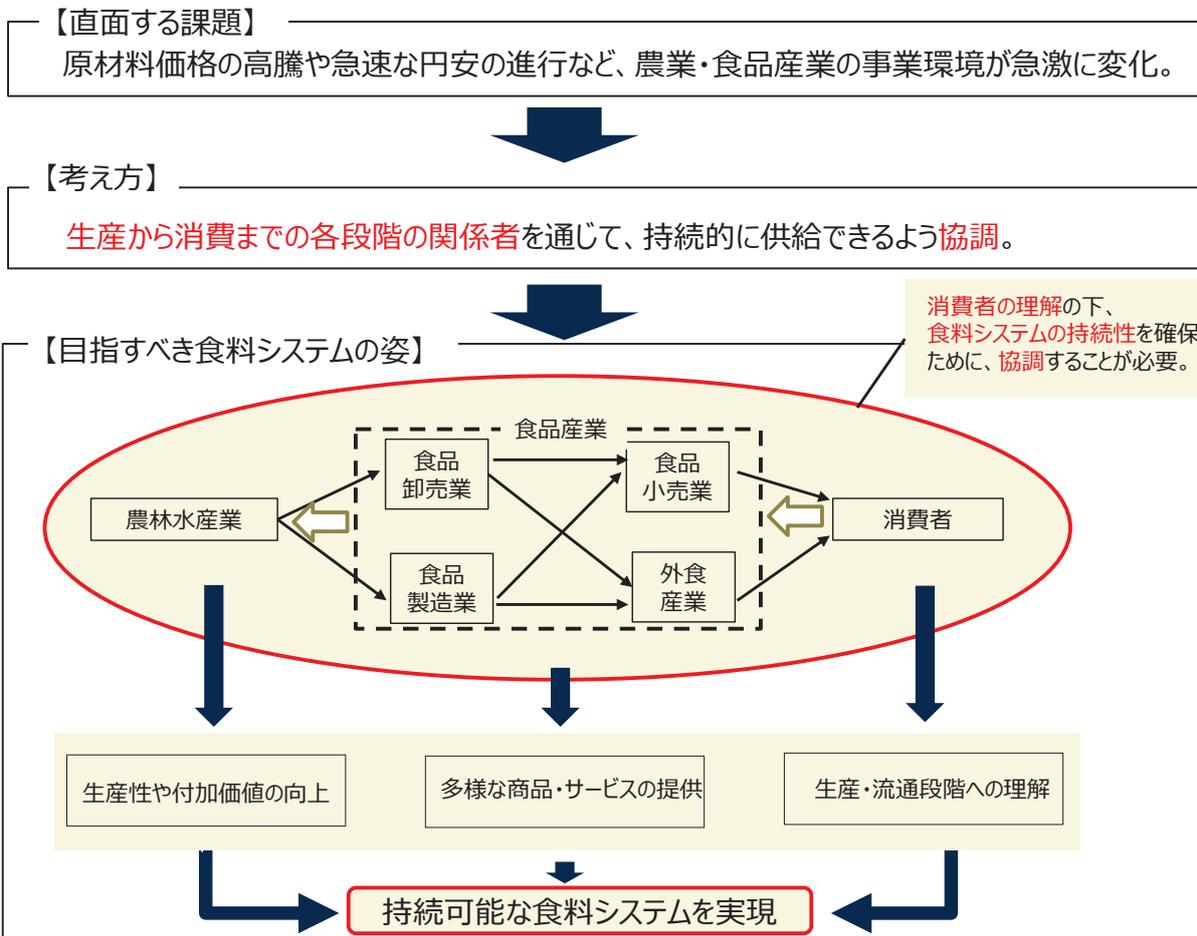
○ 輸送品別拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

30

3-11-1. 第5回適正な価格形成に関する協議会（食料システムを通じた食料の持続的な供給①）



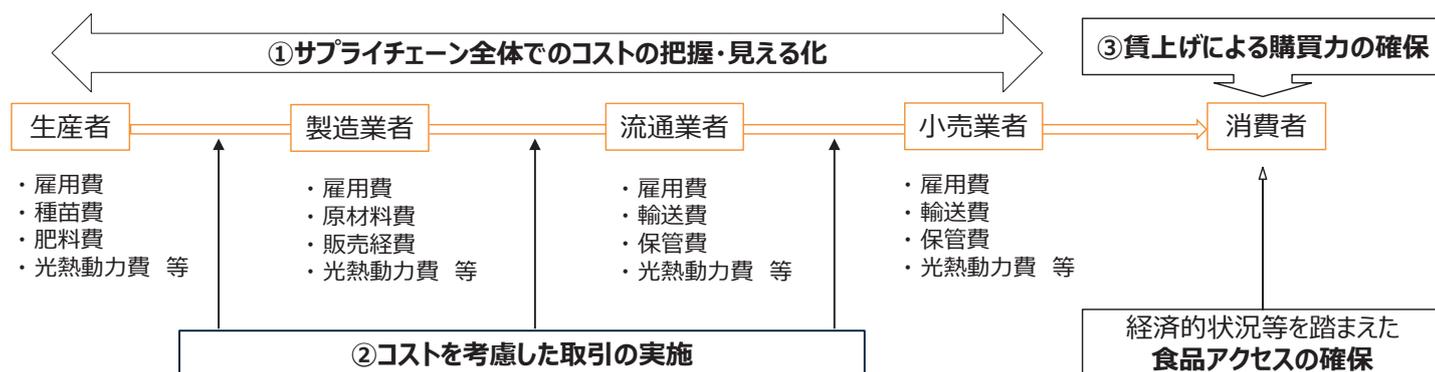
31

3-11-2. 第5回適正な価格形成に関する協議会（食料システムを通じた食料の持続的な供給②）

- 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、
①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

- 生産者・製造業者
 - ・ 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。
 - ・ 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**
- 流通・小売・消費者
 - ・ 資材費上昇等の事情は理解。**コストを指標化・見える化**することが必要。
 - ・ コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。
 - ・ **所得が増加しないと、消費行動の変容は困難**。



3-11-3. 第5回適正な価格形成に関する協議会（コスト構造の実態調査①）

調査目的
 ○ 食料システムの**各段階**での**取引価格**、生産・製造・流通等に要する**費用**等を調査。**品目ごとのコスト構造**等の実態を明確化。（令和6年3月から開始）
 ○ 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。

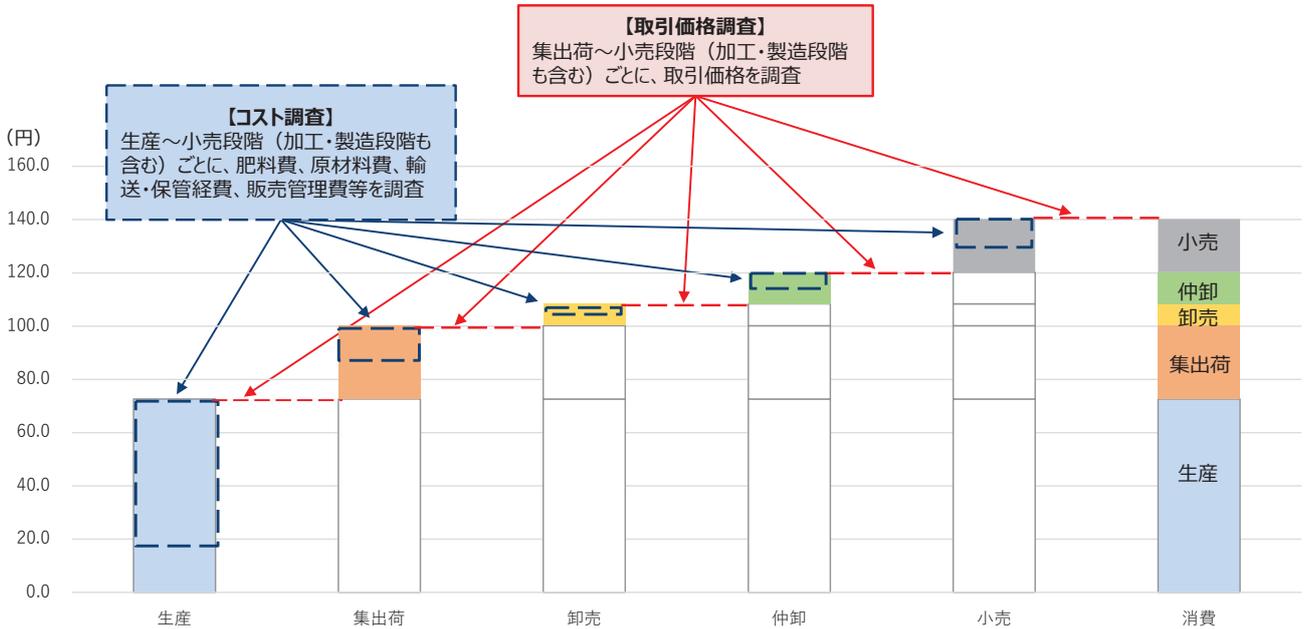
対象品目
 ○ **米**、大豆、小麦
 ○ **野菜**（ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等）
 ○ **果実**（みかん、りんご等）
 ○ **茶**
 ○ **飲用牛乳**、**鶏卵**、食肉（**牛肉**、豚肉、鶏肉）
 ○ **加工食品**（**豆腐・納豆**、こんにゃく等）

主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地7道県の主要品種	- 〔生産費統計を活用〕	-	集出荷団体や米卸を主に調査	
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査 〔キャベツ・たまねぎ〕	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	首都圏の食品スーパーを主に調査
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	- 〔生産費統計を活用〕	乳業者へのヒアリング・アンケートにより調査	指定生乳生産者団体や食品卸を主に調査	〔飲用牛乳、豆腐・納豆はドラッグストアも調査〕 ・対象品目の販売コストを調査
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	主産地の養鶏農家等へのヒアリング・アンケートにより調査	-	荷受業者を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	- 〔生産費統計を活用〕	食肉センター等へのヒアリング・アンケートにより調査	食肉卸を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	-	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	食品卸を主に調査	

注) 産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

3-11-4. 第5回適正な価格形成に関する協議会（コスト構造の実態調査②）

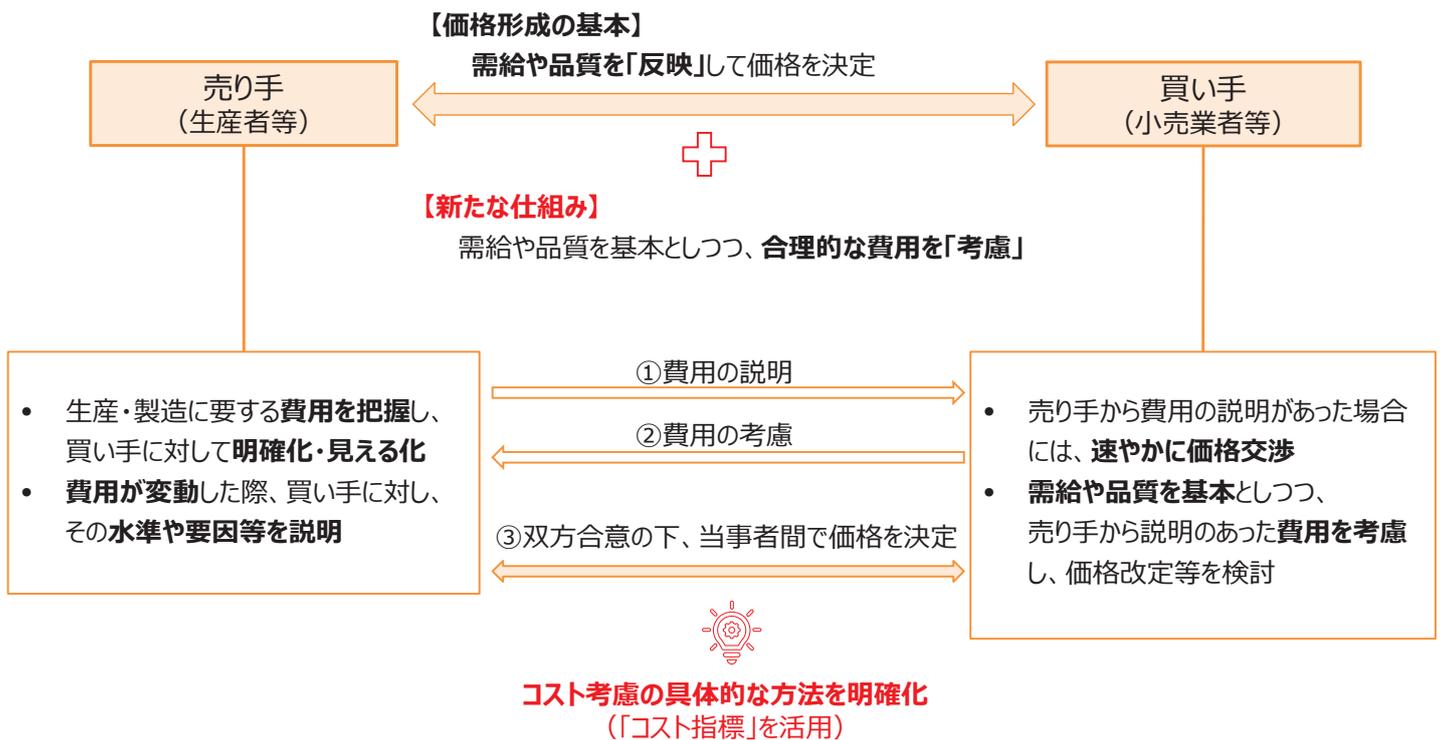
- 生産から小売の各段階ごとのコストを調査。
- さらに、各段階ごとの取引価格を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。



※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ1玉当たり（1kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成

3-11-5. 第5回適正な価格形成に関する協議会（コストを考慮した取引の実施（考え方））

- 売り手はコストを把握し、買い手に説明。買い手は説明を受けたコストを考慮。その上で、最終的な取引価格は当事者間で決定。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、コスト考慮の具体的な方法（コスト指標の活用方法等）を明確化。





コストをめぐる事情

- 個人・個社のコスト内容は**企業秘密**。また、各当事者が**詳細にコスト内容を開示するのは大きな負担**。
 - ⇒ データの秘匿性に配慮し、例えば**産地単位**でまとめて**把握・収集**。
 - ⇒ 「**コスト指標**」をもって、**多くの当事者が活用**。

- 特に流通段階では**品目ごとのコスト管理は行っていないのが実情**。
 - ⇒ 全体のコストから**品目ごとのコストを推計**。

- **公的データ**には、公表までの時間差が大きい等の**制約**。
 - ⇒ **公的データ、民間データ等を組み合わせ**て活用。

コスト指標

1 作成目的

- 価格形成において**考慮されるべき費用**として、「**コスト指標**」を作成。
- 「**コスト指標**」の**変動に応じて**、関係者間での**価格交渉等**を促進。

2 作成方法

- 公的統計、コスト調査の結果等の**公的データ**、**業界の独自調査等**を活用して調整の上で作成。
- **関係者の合意**の下、関係団体が作成。

※ コスト構造の実態調査等を踏まえ、今後、一層具体化。

持続可能な食料システムの実現に向けた法制度等について (案)



新事業・食品産業部
2025年1月21日

目次

1. 食品産業をめぐる状況	2
2. 持続可能な食料システムの実現に向けた法制度等	5
3. その他参考	27

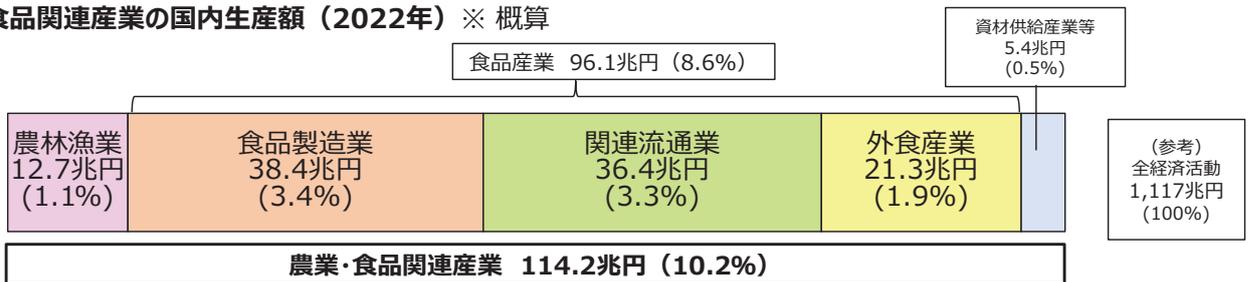
1. 食品産業をめぐる状況



1-1. 国内産業及び食料システムにおける農業・食品産業の位置付け

- 2022年の農業・食品関連産業の国内生産額は114.2兆円であり、全経済活動の国内生産額の約10%。
- 改正食料・農業・農村基本法において、農業・食品関連産業が食料システムの関係者として明確に位置付けられ、食品産業はその健全な発展を図ることとされたところ。

○ 農業・食品関連産業の国内生産額（2022年）※ 概算



○ 食料システムにおける農業・食品関連産業の位置づけ

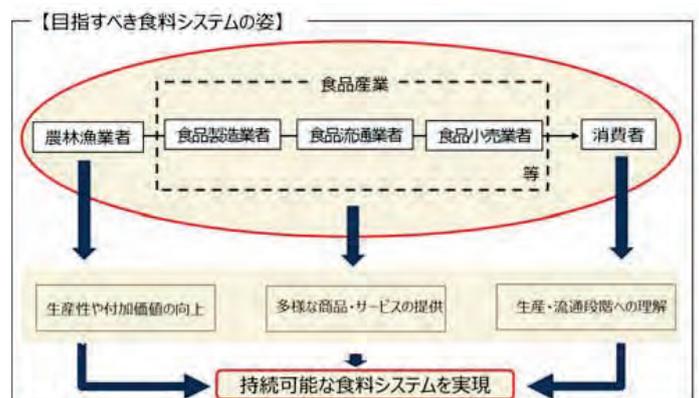
改正食料・農業・農村基本法（抜粋）

（食料安全保障の確保）
 第二条
 (略)
 4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保**されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、**国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展**を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、**農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

(略)

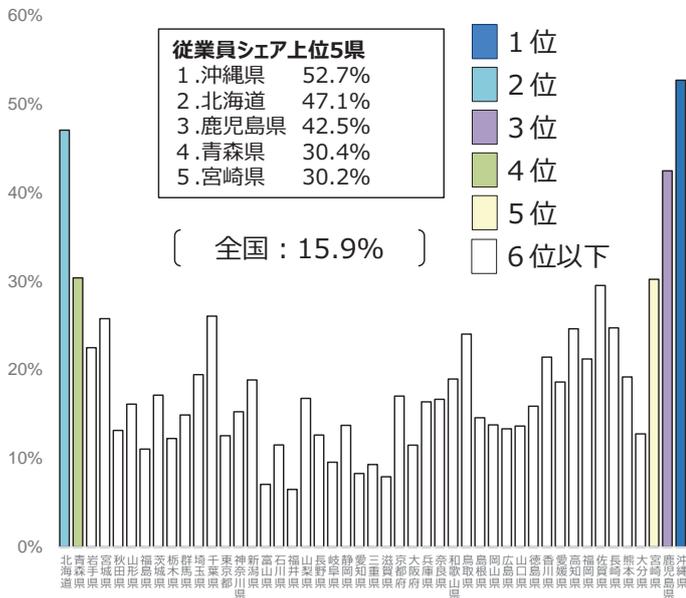
（食品産業の健全な発展）
 第二十条 国は、**食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の**持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。



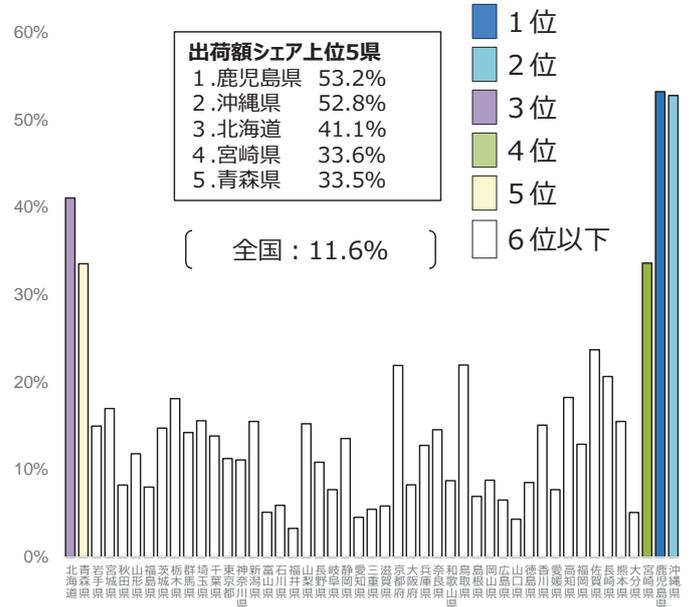
1 - 2. 地域の雇用と経済に占める食品産業の地位

○ 食品製造業の従業員数及び出荷額は、特に、北海道や九州・沖縄など1次産業が盛んな地域において高いシェアを占めているなど、**食品産業は地域経済を牽引する重要な産業。**

○各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア



○各都道府県の全製造業における食品製造業の出荷額のシェア



資料：経済産業省「2023年経済構造実態調査製造業事業所調査」
 注1：食品製造業は、飲料・たばこ・飼料製造業を含む。
 注2：出荷額は調査結果上、製造品出荷額等とされているもの。

2. 持続可能な食料システムの実現に向けた法制度等



2-1. 合理的な費用を考慮した食品の価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

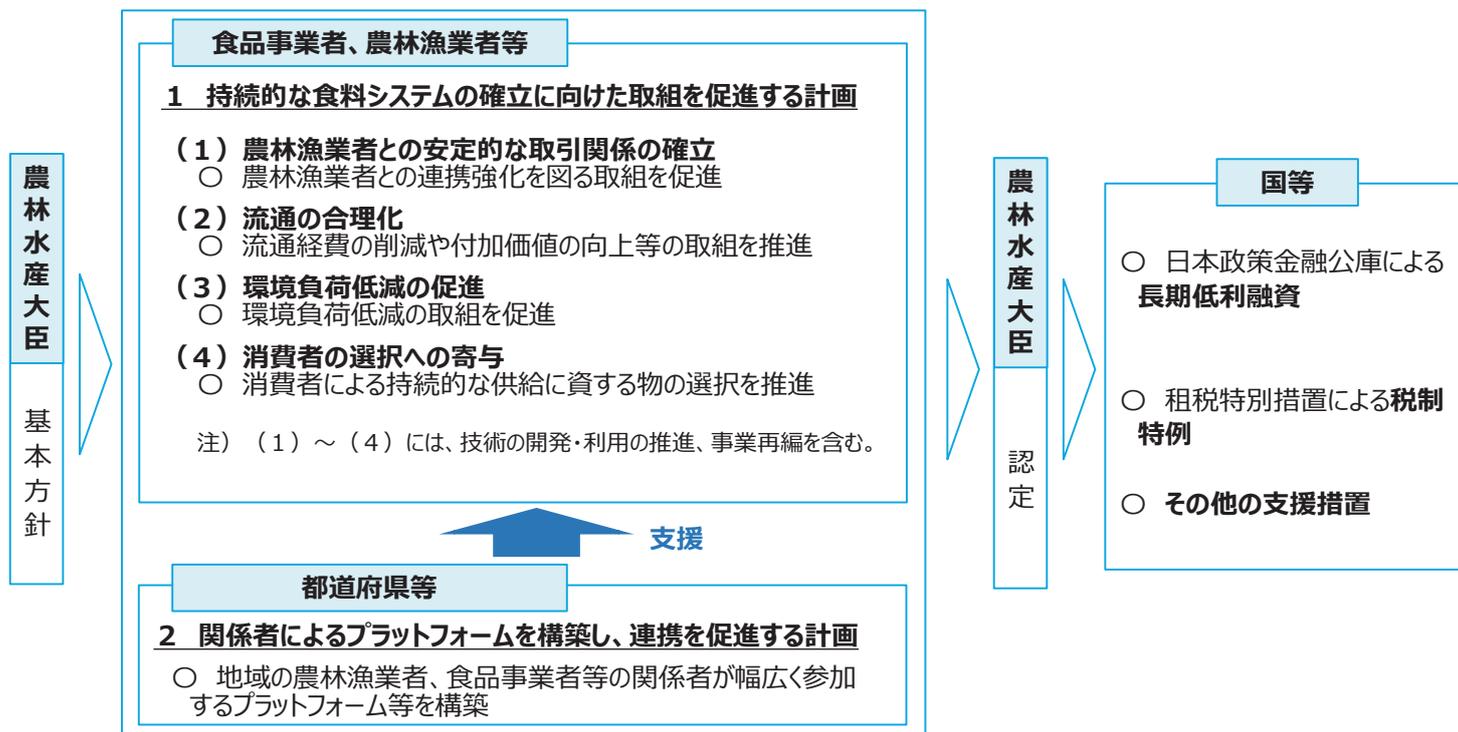
- コストを考慮した食品の価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**コストを考慮した食品の価格形成**の検討と、**食品産業の持続的な発展**に向けた検討を**表裏一体**の取組として検討。



6

2-2. 食品産業の持続的な発展に向けた新たな計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、コストを考慮した価格形成の法制化と併せて、次の施策を**法制化**。
- ① **基本方針を策定**。
- ② 基本方針に即し、**食品事業者等が計画を策定**し、これに基づき**農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組**を実施。
- ③ 国等は、こうした取組に対し、**金融支援・税制特例等を総合的に措置**。



国等

- 日本政策金融公庫による**長期低利融資**
- 租税特別措置による**税制特例**
- **その他の支援措置**

認定

7

2-3. 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 世界の食料市場における日本の地位は、近年低下しており、また、国内の基幹的農業従事者数及び農地面積は、この20年間で大幅に減少するなど、**食料の輸入環境の悪化と国内の生産基盤の脆弱化が進展しており、原材料調達不安定化が課題。**
- **食品等事業者が、農林漁業者との安定的な取引関係の確立**に取り組むことで、**原材料の安定調達**を図ることが必要。

支援対象となる取組

農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 農林漁業者との取引機会の拡大
- 農林漁業者との継続的な取引の実施 等

具体的な取組のイメージ①

○ 生産者との連携強化に向けた加工施設等の導入

製造事業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立**するとともに、**地域のJAを経由して農業者と契約取引**を拡大。国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備し**、国産原材料の安定調達を実現。



具体的な取組のイメージ②

○ 輸入小麦粉から国産米粉への切替

製粉事業者は、**自社の加工食品に米粉を有効活用**したいという考えがあったところ、地域のパン屋からの相談もあり、主に**地域内にて米粉の取引を開始**。自社で製造している**パスタ**においても、従来輸入小麦粉を使用していたが、主原料を**国産かつ栄養価の高い玄米粉に切替**。**地元のJAや、グループ会社の農業法人と連携**することにより**玄米を安定的に調達し**、自社にて製粉、パスタを製造。



8

2-4. 流通の合理化

- 国内の食市場は、縮小する一方、**海外の食市場は、拡大する見込み**であり、また、**食品産業の労働生産性は、他産業と比べて低い状況**であるなど、**国内外の食市場の変化と食品産業の低生産性に直面**しており、**需要の変化への対応と食品産業の生産性向上が課題。**
- **食品等事業者が、流通の合理化**に取り組むことで、**経費の削減、付加価値向上、新需要開拓**を図ることが必要。

支援対象となる取組

流通の合理化

- 流通の効率化など**流通経費の削減**
- 食品等の**付加価値向上、新たな需要の開拓**

具体的な取組のイメージ①

○ ドライセンターの新設

小売事業者は、**外部委託している野菜等の集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター（常温）を新設**。

これと併せて、ドライセンター内に商品棚でピッキングする商品**をランプ点灯ではなくプロジェクター投影で示すプロジェクションピッキングシステムを導入し**、これにより、**流通の効率化**を図る。



具体的な取組のイメージ②

○ 品質管理の高度化

卸売事業者において、**低温帯管理にかかる新技術を採用し**、**冷蔵・冷凍能力が30%以上向上**することで、**より一定の温度かつ均一な低温帯管理が可能**な**青果物流拠点**を新たに整備。

品質管理の高度化により、品質を維持しながら野菜を取引先に供給し、**付加価値の向上**が可能。



9

2-5. 環境負荷低減の促進

- 企業の非財務情報（サステナビリティ情報）の開示義務化等が国内外で急速に進展する中、環境問題への対応が企業の評価や資金調達に大きく影響する状況となっていることから、日本企業の環境対応への国際的な評価の向上が課題。
- 食品等事業者が、環境負荷低減の促進に取り組むことで、持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を図ることが必要。

支援対象となる取組

環境負荷低減の促進

- 温室効果ガスの排出量の削減など環境への負荷の低減
- 食品廃棄物の発生抑制など資源の有効利用

具体的な取組のイメージ①

○ 温室効果ガス・食品ロスの削減

製造工場では、プロセスの熱源の多くが化石燃料の燃焼によるものであり、温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減という目標の実現に向けて、非化石エネルギーの導入拡大が課題。

製造事業者において、上記の実現に向け、フライヤーをガス式からIH式に変更するとともに酸化防止装置を導入することで、温室効果ガス排出削減に貢献しつつ、揚げ油の劣化を抑制することで、油の使用量を削減。



具体的な取組のイメージ②

○ 資源循環対応型の食品容器包装への切替

プラスチック食品容器包装の資源循環を進めるためには、プラスチック製品の減量化、リサイクルしやすいプラスチック容器包装への転換（単一素材化等）が課題。

製造事業者において、資源循環に対応型のプラスチック食品容器包装に対応した生産ラインを導入し、プラスチックの削減、リサイクル率を向上。



10

2-6. 消費者の選択への寄与

- 食料の持続的な供給の実現に向けては、食品等事業者が消費者の理解を得ながら、環境・人権等への配慮や適正な価格転嫁に取り組むことが必要であることから、環境・人権問題や生産現場の状況等についての消費者への正確な情報提供が課題。
- 食品等事業者が、消費者の選択への寄与に取り組むことで、環境負荷低減、人権対応、合理的な費用を考慮した価格形成等への消費者理解の促進を図ることが必要。

支援対象となる取組

消費者の選択への寄与

- 食品等の持続的な供給の実現に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する販売方式等の導入（持続可能性に配慮した調達に関する情報提供など）

具体的な取組のイメージ①

○ 持続可能性に配慮した原材料調達とラベリング

SDGs等の持続可能性への関心が高まる中、消費者に持続可能性に配慮した製品を選択してもらうためには、その情報を分かりやすく伝えることが必要。

製造事業者において、商品のパッケージに持続可能性に配慮した認証ラベルを表示し、どの商品がサステナブルな商品なのか分かりやすく伝える。



具体的な取組のイメージ②

○ サステナビリティに配慮した製品の情報表示

背景情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるために、消費者と直接接する小売事業者において、売り場やショッピングカート等にディスプレイや電子ポップを設置。

これにより、環境に配慮した食品等の背景にある生産者の取組や産地の情報、食品を利用したレシピなどを動画を通じて分かりやすく消費者にPR。



11

2-7. 技術の開発・利用の推進

- 安定的な原材料調達、食品産業の生産性向上、消費者への情報提供など、**食品等事業者が食をめぐる様々な課題に積極的に対応していくためには、新技術の開発と新たな事業の創出が課題。**
- **食品等事業者が、技術の開発・利用に取り組むことで、日本企業の技術力の向上とイノベーションの創出を図ることが必要。**

支援対象となる取組

技術の開発・利用の推進

- **農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への寄与のために行う技術の開発・利用の推進**

具体的な取組のイメージ①

- **未利用魚種・残渣の利活用**

製造事業者において、**未利用魚種・加工残渣から、うまみエキスやタンパク質原料等の高付加価値素材を完全分離させる技術**を確立。

これにより、**食品ロスを減少させつつ、分離させた素材により利益を上げ、環境負荷低減や水産業の活性化に貢献。**



具体的な取組のイメージ②

- **プラントベースフードの開発・実証・改良**

製造事業者において、**気候変動等により調達が困難になるおそれがある食品の代替や、多様化する消費者ニーズへの対応を含め、動物性たんぱく質に変わる植物性の原材料を活用したプラントベースフードなど、新たな食品の開発・実証・改良を行う。**これに伴い、**国産大豆等の利用を増加させるため、農業者との連携強化が促進される。**



黄えんどう豆の麺



植物性のスクランブルエッグ



植物性のかつお出汁

12

2-8. 事業再編

- 食品産業は**地域経済を牽引する重要な産業**であるが、国内市場の縮小や後継者難等が進展する中、その持続的な発展を図るためには、**中堅企業の創出や事業承継の推進が必要**であることから、**事業基盤の強化と事業継続の確保が課題。**
- **食品等事業者が、事業再編に取り組むことで、事業規模の拡大と後継者の確保を図ることが必要。**

支援対象となる取組

事業再編

- **農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷低減の促進、消費者の選択への寄与のために行う事業再編**

(※) 事業再編：合併、分割、出資の受入れ、会社の設立、清算など

具体的な取組のイメージ①

- **豆腐業界の事業再編**

豆腐業界では、原料価格の高騰等による採算性の悪化や後継者の不在などにより、**破綻や撤退をする企業が増加**。これに伴い、**地域ごとに根付く豆腐文化や農業の衰退とを危惧した豆腐製造業者が、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得し、M&Aにより子会社化することで農業との連携を強化しつつ地域の食と経済を維持。**



具体的な取組のイメージ②

- **地域のスーパーの事業継承**

地元の農林水産物の取扱いも多い、地域密着型の小売事業者において、経営者は高齢化のため引退を考えるが、後継者不在のままでは従業員の失業を招く上に、**地域住民の生活に密着したスーパーマーケットが撤退することで、住民の生活に影響が及ぶ可能性を憂慮し、取引先を中心に事業承継先を相談。**

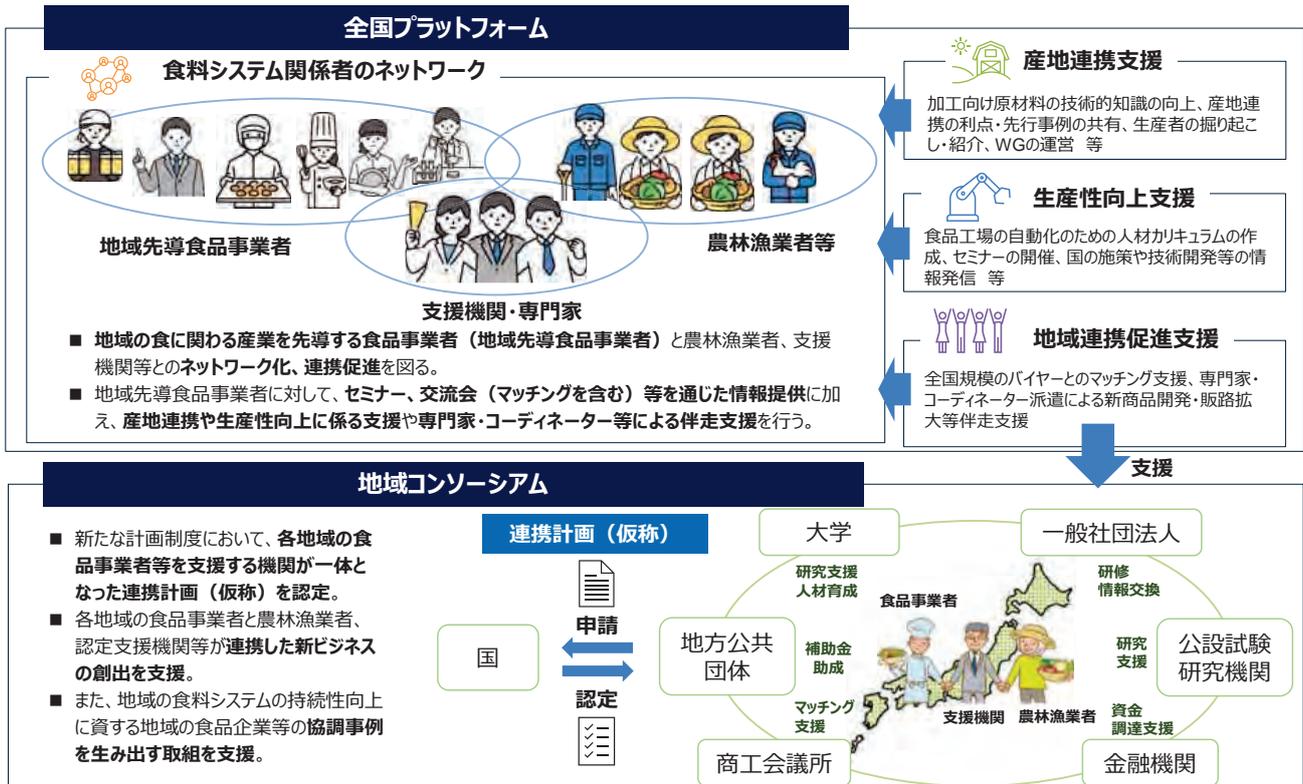
その結果、**経営基盤の拡大や経営の多角化を検討していた取引先の食品仲卸業者が事業承継を受諾。食品仲卸業者においては、販路を拡大し、地域の農林漁業者との取引も拡大。**



13

2-9. プラットフォームの構築

- 地域の食に関わる産業を先導する食品事業者（地域先導食品事業者）や地域の食品事業者と農林漁業者の連携（地域コンソーシアム）を支援するため、全国規模のプラットフォームを設立し、食料システムの関係者のネットワーク化や地域発の新たな食ビジネスの創出等を支援。



14

2-10. 計画上の取組と各支援・特例措置の関係一覧

	日本政策金融公庫による長期低利融資	租税特別措置による税制特例			その他の主な支援措置	
		中小企業経営強化税制	カーボンニュートラル投資促進税制	事業再編に係る登記の税率軽減	機構の債務保証	公的研究機関の施設等の供用
持続的な食料システムの確立に向けた取組の促進 (1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立 (2) 流通の合理化 (3) 環境負荷低減の促進 (4) 消費者の選択への寄与 技術の開発・利用の推進 事業再編	○	○	—	○	○	○
	○	○	—	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○	○	—	○	○	○
関係者によるプラットフォームの構築・連携の促進	—	—	—	—	○	—

15

2-11. 支援・特例措置一覧

			支援・特例の対象となる取組	支援・特例措置内容
公庫融資	食品供給持続性向上資金（仮称）	食農連携型施設（仮称）	農林漁業者との連携を強化しつつ、国産農林水産物の利用促進を図る設備投資等	貸付利率（12月18日時点）：1.55%（償還期間20年の場合） 貸付限度額（融資率）：負担額の80% 償還期限：25年以内（10年超に限る） 据置期間：3年以内
		食品産業持続性向上型施設（仮称）	国産農林水産物の利用促進を図る設備投資等	貸付利率（12月18日時点）：2.05%（償還期間20年の場合） 貸付限度額（融資率）：負担額の80% 償還期限：25年以内（10年超に限る） 据置期間：3年以内
税制特例	中小企業経営強化税制		経営力の向上に著しく資する設備投資	機械装置等： 税額控除（7～10%）or 即時償却
			売上高100億円超を目指す企業による経営規模の拡大に著しく資する設備投資	機械装置等： 税額控除（7～10%）or 即時償却 建物及びその付属設備： 税額控除（1～2%）or 特別償却（15～25%）
	カーボンニュートラル投資促進税制	脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資	税額控除（5～14%）or 特別償却（50%）	
	事業再編に係る登記の税率軽減	合併や会社分割、出資の受入れ等の事業再編	登録免許税の特例（0.1～2.3%）	
その他の主な支援措置	機構の債務保証		民間金融機関からの資金調達	債務保証（保証割合：90%）
	公的研究機関の施設等の供用		食品等事業者等による研究開発	公的研究機関が保有する研究施設や設備等の供用 ※食品等事業者と連携する関連事業者も利用可。

16

2-12. 日本政策金融公庫の長期低利融資（食品供給持続性向上資金（仮称）による支援）

- 食品等の持続的な供給を図るため、現行の食品流通改善資金を改め、新たに食品供給持続性向上資金（仮称）を創設。経済社会情勢の変化に対応するための設備投資等に必要な資金を融通。
- 食品等事業者と農林漁業者との連携強化とともに、国産農林水産物の利用促進を図る「食農連携型施設（仮称）」を措置。加えて、「食品産業持続性向上型施設（仮称）」を併せて措置。

<日本政策金融公庫による長期低利融資>

食品供給持続性向上資金（仮称）（※1・2）	貸付対象者	貸付用途	貸付条件
食農連携型施設（仮称）	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通（※3）、販売の事業を行う者）	1. 農林漁業者等と共同して利用する施設の改良、造成又は取得 2. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 3. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資（※4） 4. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（※5）	貸付利率：中小特利③-1 1.55%（償還期間20年の場合、12月18日時点） 貸付限度額（融資率）：負担額の80% 償還期限：25年以内（10年超に限る） 据置期間：3年以内
食品産業持続性向上型施設（仮称）	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通（※3）、販売の事業を行う者）	1. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 2. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資（※6） 3. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（※5）	貸付利率：中小特利① 2.05%（償還期間20年の場合、12月18日時点） 貸付限度額（融資率）：負担額の80% 償還期限：25年以内（10年超に限る） 据置期間：3年以内

（※1）食農連携型施設（仮称）、食品産業持続性向上型施設（仮称）の貸付要件は現在検討中。

（※2）卸売市場近代化施設、卸売市場機能高度化型施設については、現行の内容のまま移設。

（※3）流通の事業を行う者は、食品卸売業者、食品仲卸業者を指し、物流業者は除く。

（※4）他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限る。

（※5）食農連携型施設（仮称）は、1、2、3に関連して必要となる費用の支出に限る。また、食品産業持続性向上型施設（仮称）は、1、2に関連して必要となる費用の支出に限る。

（※6）他の事業者は食品等事業者に限る。

17

2-13-1. 食品産業の持続的な発展に向けた新たな税制上の措置

食品等の持続的な供給を図るため、計画（※）の認定を受けた**食品等事業者向けに、新たに以下の3つの税制の適用を措置。**

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組について、設備投資を行う場合、**中小企業経営強化税制**の適用を措置。
- ② 環境負荷低減の取組について、**カーボンニュートラル投資促進税制**の適用を措置。
- ③ 事業再編の取組について、**登記の税率軽減**の適用を措置。（※） 中小企業等経営強化法（①の税制）、産業競争力強化法（②、③の税制）の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

（1）中小企業経営強化税制

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画に従って経営力の向上に著しく資する設備への投資を行う場合、以下の措置を受けることが可能。

対象設備	措置内容
機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物附属設備	税額控除(7~10%) or 即時償却

- ② 「100億企業」(※1)を目指す食品等事業者が、経営規模の拡大に著しく資する設備への投資を行う場合、以下の措置を受けることが可能(令和7年度から施行)。

対象設備	措置内容
機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア	税額控除(7~10%) or 即時償却
建物及びその附属設備(※2)	税額控除(1~2%) or 特別償却(15~25%)

(※1) 売上100億円超の中小企業。高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上(イノベーション)を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する企業。
 (※2) 生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る。

（2）カーボンニュートラル投資促進税制

環境負荷低減に取り組む食品等事業者が、計画に従って生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、以下の措置を受けることが可能。

対象設備	措置内容
機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具(一定の鉄道用車両に限る。) ※ 照明設備及び対人空調設備は除く。	税額控除(5~14%) or 特別償却(50%)

（3）事業再編に係る登記の税率軽減

農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画に従って事業再編を行う場合、以下の措置を受けることが可能。

対象	措置内容
合併、会社分割、出資の受入れ等	登録免許税の特例(0.1%~2.3%)

18

2-13-2. 中小企業経営強化税制

農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を行う食品等事業者が、計画（※）に基づいて**経営力の向上に著しく資する設備投資を行う際に、税額控除又は即時償却・特別償却**を措置。

(※) 中小企業等経営強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

制度等の概要

- A、B、D類型について、各要件を満たした場合、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物附属設備について、税額控除(※1)または即時償却を措置。
- また、B類型の拡充については、100億企業を目指す事業者に限り、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェアについて、税額控除(※1)または即時償却が措置されるとともに、生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備について、税額控除または特別償却(※2)を措置。

(※1) 資本金3,000万円以下: 10%、資本金3,000万円超: 7%
 (※2) 【税額控除】 賃上げ5%以上: 2%、賃上げ2.5%以上5%未満: 1%
 【特別償却】 賃上げ5%以上: 25%、賃上げ2.5%以上5%未満: 15%

類型	要件	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	ソフトウェア(70万円以上) (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制・少額減価償却資産の特例の適用不可。	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 建物及びその附属設備(1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

19

2-13-3. カーボンニュートラル投資促進税制

環境負荷低減に取り組む食品等事業者が、計画（※）に基づいて生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、税額控除又は特別償却を措置。

（※） 産業競争力強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

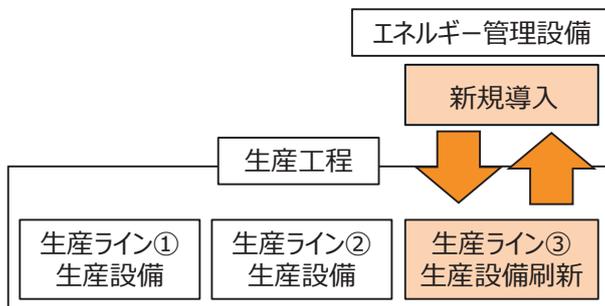
制度等の概要

<要件>

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させること。
- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備であること。
（対象設備）
機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）
※ 照明設備及び対人空調設備は除く。

<炭素生産性の相当程度の向上と税制の措置内容>

事業者の規模	炭素生産性（※1）の向上率	税制措置
中小企業者等（※2）	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は特別償却50%



$$(\ast 1) \text{ 炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額} (= \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

（※2） 中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者のこと。

20

2-13-4. 事業再編に係る登記の税率軽減

事業再編に取り組む食品等事業者が、計画（※）に基づいて合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に、登録免許税の特例税率を適用。

（※） 産業競争力強化法の規定に基づき認定が可能な計画に限る。

制度等の概要

<要件>

- 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。
 - ① 修正ROIC 2%ポイント向上
 - ② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）5%向上
 - ③ 従業員1人当たり付加価値額9%向上
- 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。
 - ① 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 1.0倍
 - ② 経常収入 > 経常支出

等

<税制の措置内容>

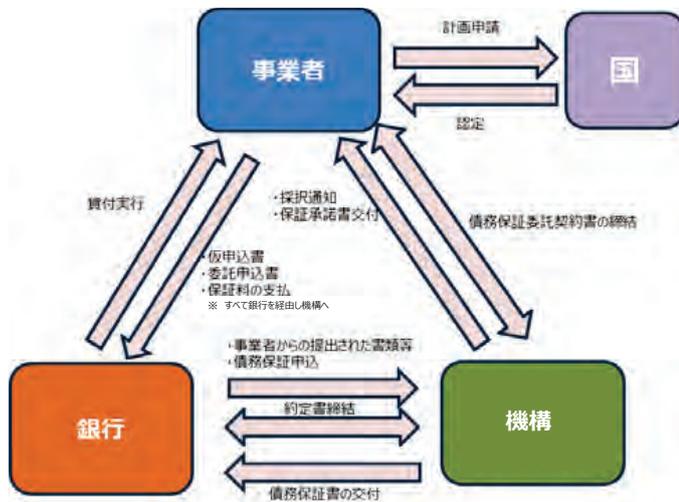
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常税率	特例税率	軽減率	
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	▲50.0%	
2号	合併	0.15%	0.1%	▲33.3%	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	▲50.0%	
3号	分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%	
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	▲20.0%
		建物	2.0%	1.6%	▲20.0%
	船舶の所有権の取得	船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	▲50.0%
		船舶	0.4%	0.3%	▲25.0%
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	▲80.0%
		船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%

21

2-14. その他の主な支援措置

- **機構の債務保証** : 認定事業者の事業の実施に必要な資金について調達が円滑に行えるよう、民間金融機関から資金を借り入れる場合に債務保証を実施。
- **公的研究機関の施設等の供用** : 農業・食品産業分野に知見を有する公的研究機関の保有する研究施設、設備等を認定事業者の利用に供し、民間による高度な技術開発・実証をサポート。

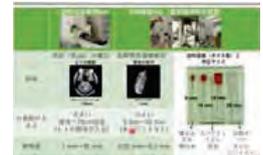
① 機構の債務保証



出典：機構の情報を参考に農水省作成

② 公的研究機関の施設等の供用

- 食品等に係る技術の開発には、損傷が生じないように精緻かつ繊細な作業が求められることなどから、必要な技術の難度が高く、食品産業のみによる研究開発等の対応が困難な状況。
- このため、農業・食品産業分野に知見を有する公的研究機関が保有する研究施設や設備等の事業者利用を可能とする。



22

(参考1) 食品産業に対する主な予算措置 ①

農林漁業者との安定的な取引関係の確立

持続的な食料システム確立緊急対策事業

- 1. 産地連携推進緊急対策事業** 【R6補正】4,321百万円
産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組を支援。
- 2. 新技術導入緊急対策事業** 【R6補正】300百万円
原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援。



流通の合理化

持続可能な食品等物流総合対策

- 1. 持続可能な食品等物流対策事業** 【R7当初】120百万円
物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要となる設備・機器等の導入を支援。
- 2. 持続可能な食品等物流緊急対策事業**
 - ① 物流生産性向上推進事業** 【R6補正】973百万円
物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要となる設備・機器等の導入等を支援。
 - ② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業** 【R6補正】2,000百万円
中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援。



23

(参考2) 食品産業に対する主な予算措置 ②

環境負荷低減の促進

新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

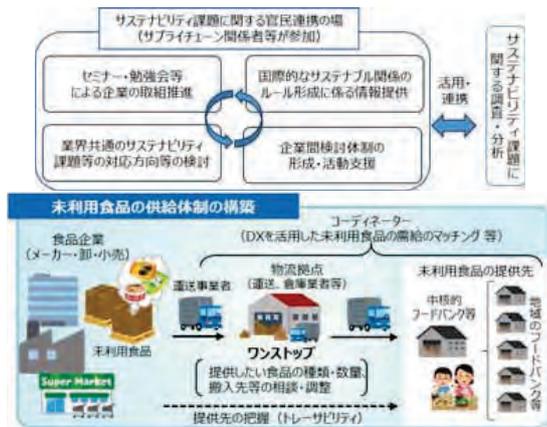
1. サステナビリティ課題解決支援事業 【R7当初】51百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、官民が連携して個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、以下の活動を行う。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②企業の取組状況等に関する調査

2. 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 【R6補正】290百万円 【R7当初】65百万円

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援。



消費者の選択への寄与

合理的な価格の形成

消費者等の理解醸成のための広報 【R6補正】600百万円の内数

円滑な価格転嫁に向けて、食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信し、消費者や事業者の理解醸成を図る。

消費者等の理解醸成のための広報



24

(参考3) 食品産業に対する主な予算措置 ③

技術の開発・利用の推進

フードテック支援対策

1. フードテック支援事業 【R6補正】181百万円 【R7当初】46百万円

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する官民協議会の運営等により、フードテック等の新技術について、協調領域での課題解決や企業間連携・協業を促進し、また、食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証や、実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

2. 日本発フードテックの海外展開支援事業 【R6補正】20百万円

フードテックに取り組む国内スタートアップ企業等に対し、海外フードテックイベントへの出展支援の他、新規ビジネスモデルを探している海外企業や投資家、協業先とのマッチングの機会を設ける取組を支援。

国内においても、海外企業や投資家、フードテックの潮流に詳しい専門家等をイベントに招へいし、地方のフードテックを活用する中小企業の技術の掘り起こしを行い、日本発フードテックの海外展開に繋がる機運を高めるための取組を支援。



25

関係者によるプラットフォームの構築・連携の促進

持続的な食料システムの確立

【R6補正】 100百万円
【R7当初】 122百万円

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築

地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援。

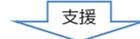
2. 地域型食品企業等連携促進事業

- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業や農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援。
- ② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。

1. 地域連携推進支援プラットフォーム



- ◆ 地域先導食品事業者、各地域のコンソーシアムのネットワーク化
- ◆ 全国規模のバイヤーとのマッチング支援
- ◆ 専門家・コーディネーター派遣による新商品開発・販路拡大等伴走支援



2. 地域連携推進支援コンソーシアム



- ◆ 各地域の食品事業者と農林漁業者等が連携した新ビジネスの創出
- ◆ 各地域の支援機関が一体となった連携支援体制の構築

3. その他参考

3-1. 賃上げの取組

○ 政府では、**政労使による意見交換等**を通じて賃上げの取組を推進。

○ **2024年11月26日 政労使の意見交換での総理発言(抜粋)**

デフレ脱却と成長型経済の実現を確実なものとし、地方経済と日本経済をともに成長させ、生活が豊かになったことを一人一人の国民に実感していただきますよう、**賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現**することを目指します。

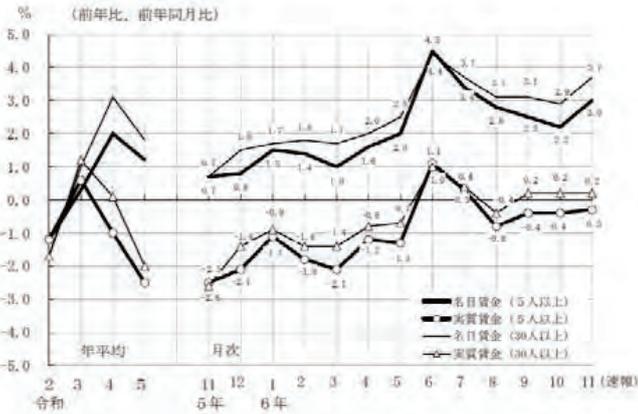
これを、物価が持続的・安定的に上昇する新たな経済ステージにおいて実現するため、来年の春季労使交渉におきましては、労働者の賃金水準を引き上げるベースアップを念頭に、33年ぶりの高水準の賃上げとなった今年の勢いで、**大幅な賃上げへの御協力**をお願いいたします。

値上げには勇気がある。勇気を持って値上げすると、『取引業者、お宅だけじゃありませんよ』みたいなこと言われてですね、これ勇気を持って値上げしても、それがちっとも実現に向けて意味がなかったみたいなことになると、結局皆やらないみたいなことになってしまう。
賃上げできる環境を作るっていうのは、そういうのをどうして排除していくかということなんだろうと思っております。



(出典) 首相官邸HP (2024.11.26) 「政労使の意見交換会」

○ **実質賃金の動向 (労働者全体)**



(出典) 厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和6年11月分結果速報

3-2. スキル評価制度の構築

○ 政府では、スキルの向上の支援と向上したスキルを正当に評価する**スキル評価制度の構築のための関係省庁連絡会議**を開催し、食品産業を含む、**人手不足分野の労働移動や賃上げの促進**を推進。

現場人材のスキル評価の推進を通じた「スキル向上を処遇に結び付けていく仕組み」の整備

○ 就業人口の約6割を占める「現場人材」(※)の「持続的な賃上げ」を実現するため、**スキルの向上の支援と向上したスキルを正当に評価する仕組みが必要**。現場人材のスキル評価に当たっては、特に、知識だけでなく**身につけた技能を客観的に評価する仕組み作りが必要**

(※) 生産工程、販売、建設・探掘、輸送・機械運転、運搬・清掃・包装等、調理、接客・給仕、生活衛生、保健医療、介護、保安などの職業

○ 現在スキルを公証する仕組みが十分に整っておらず、キャリアラダーが見えにくい産業・職種において、**業所管省庁や業界団体等の協力を得て、スキルの評価制度を整え、「スキル向上を処遇に結び付けていく仕組み」を整備していく。**

○ 具体的には、「技能検定」に加え、**厚生労働大臣が認定する「団体等検定」制度(令和6年3月1日創設)を活用。**
(技能検定は、建設・製造関係職種が全体の約8割)

○ 各業界は、技能検定や団体等検定制度を用いて、**スキルの評価制度を整備するとともに、それらを採用や昇任・昇給の目安として活用し、実際の処遇に反映することにより、人材の確保や定着を図る。**

※団体等検定に係るスキルの習得講座を教育訓練給付制度の対象に追加

〈参考〉建設キャリアアップシステムのレベル別年収 (例) 左官工

レベル	キャリア像	資格
レベル4	高度マネジメントレベル ・勤続10年、職長経験3年 ・年収：676万円～825万円	卓越した技能者等 (現代の名工)
レベル3	職長レベル ・勤続5年、職長経験1年 ・年収：463万円～772万円	1級左官技能士等
レベル2	中堅技能者・1人前 ・勤続3年 ・年収：417万円～685万円	2級左官技能士等
レベル1	初級技能者 ・年収：357万円～601万円	

出典：国土交通省「建設キャリアアップシステム 能力評価基準【左官】」
レベル別年収については、同「建設キャリアアップシステム (CCUS) に
おけるレベル別年収の公表(令和5年6月16日)」

3-3. 省力化投資促進

- 政府では、**省力化投資促進プラン策定のための関係省庁連絡会議**を開催し、食品産業を含む、地域社会を支えながらも、人手不足が深刻な業種や最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種において、**省力化投資**を推進。

省力化投資促進プランの策定と実行のための関係省庁連絡会議の開催について (抜粋)

- 1 中小・小規模企業の生産性向上を図る上で、A I、ロボットなどの自動化技術の利用・活用が不可欠であり、こうした**自動化技術は省力化に資することから、人手不足対策として有効**である。
地域社会を支える一方で人手不足が深刻な業種において、A I、ロボットなどの導入やD Xを始めとする**省力化投資を推進**するために、**各事業所管府省において、業種ごとに課題を抽出し、これを踏まえて省力化投資を促進するための具体的プランを策定し、着実に実行していく必要がある。**
 政府を挙げて省力化投資を促進するための具体的プランを策定し実行するため、**省力化投資促進プランの策定と実行のための関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）**を開催する。

(略)

省力化投資促進プラン策定の対象業種

飲食業
宿泊業
小売業
生活関連サービス
運輸業
建設業
医療
介護・福祉
保育
製造業
農林水産業
サービス業（他に分類されないもの）（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

30

3-4. 女性の職業生活における活躍推進

- 政府では、**女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム**を開催し、女性の職業生活に関し、**男女間賃金格差や非正規雇用労働者の問題の実態把握・課題の整理等**を推進。

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム 中間取りまとめ「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」（概要） (抜粋)

(略)

2 各業界における実態・課題の分析・対応策の整理

（男女間賃金格差が比較的大きい5産業について所管省庁において分析し、P Tで議論）

(略)

②食品製造業

【課題】労働者全体に占める女性割合が高い（55.4%、産業計47.6%）一方で、管理職に占める女性割合が低い（7.4%、産業計11.2%）

【要因】育児等に加え近年は配偶者転勤による女性の離職、昇進への不安等

【対応策】柔軟な働き方の促進（配偶者同行休業含む）、成果で評価する社風や制度づくり等

③小売業

【課題】店舗におけるパートタイム雇用など、労働者全体に占める非正規雇用労働者の割合が高く（71%）、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高い（女性77%） エリア総合職・一般職の従業員が、本社管理職を希望しない場合あり

【要因】本社の勤務形態（転勤、融通性の少ない労働時間）を敬遠する、年収の壁等

【対応策】非正規雇用労働者の待遇改善、店舗リーダー等上位職へのキャリアアップとともに、地域限定正社員や短時間勤務制度など正社員としての多様な働き方の実現等

(略)

3 （1）各業界における男女間賃金格差の解消に向けたアクションプラン策定

(略)

まずは、今回分析した5産業について、課題の整理を引き続き深めつつ、**男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、令和6年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することを要請する。**

(略)

31

参考資料 (食品産業に対する予算措置)



持続的な食料システム確立緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,721百万円】

<対策のポイント>

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**や**新技術の導入による食品製造業の生産性向上、付加価値の向上を図る取組**を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

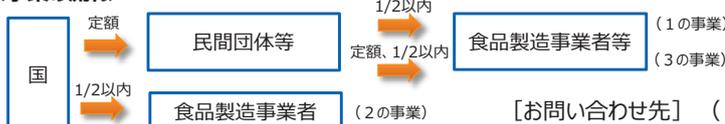
<事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

- 産地連携推進緊急対策事業** 4,321百万円
産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取引量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組**を支援します。
- 新技術導入緊急対策事業** 300百万円
原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。
- 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業** 100百万円
食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、**多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用**し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加する**コンソーシアム**において、**国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた新しい食品ビジネスを創出する取組等**を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

<事業イメージ>



(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2089)
 (2の事業) 食品製造課 (03-6738-6166)
 (3の事業) 企画グループ (03-6744-2063) 1

持続可能な食品等流通緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 2,973百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、農産物等の物流革新を加速化し、将来にわたって持続可能な食品流通網を構築します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

1. 物流生産性向上推進事業

973百万円

- 物流生産性向上実装事業
物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶等による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。
- 物流生産性向上設備・機器等導入事業
物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。
- 推進事業
関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（2の事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）₂

<事業イメージ>



補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備



新たな食品流通網の構築



輸出物流構築緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 450百万円】

<対策のポイント>

日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るためには、輸出先国の実情に応じた輸出サプライチェーンの確立が必要となっているところ、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出物流構築に向けたモデル実証

- 基幹的な輸出物流ルートの強化
基幹的な輸出物流ルートにおける国内各地の輸出産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築等を支援します。
- 地方港湾等活用のための輸出会社・物流事業者の育成
輸出産地近郊に立地する地方港湾・空港等を活用した輸出物流構築のための輸出会社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等を支援します。

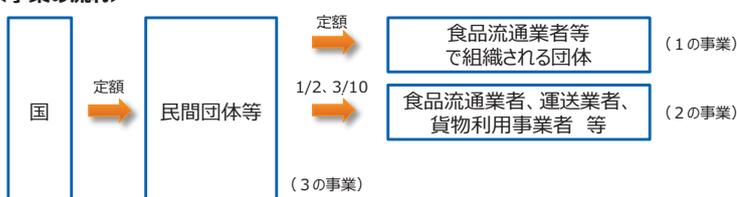
2. 輸出物流構築に必要な設備・機器導入、施設利用

形成されたネットワークにおいて、効率的な輸出物流を実現するために必要となるデジタル化や自動化・省人化のために必要な設備・機器の導入等を支援します。

3. 推進事業

関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案、協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



生産と需要をつなぐ輸出物流における課題解決を支援

1. 輸出物流構築に向けたモデル実証



2. 輸出物流構築に必要な設備・機器導入、施設利用



【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）₃

食品産業の国際競争力強化緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 128百万円】

<対策のポイント>

加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及により輸出先国の規制・ニーズへの対応を強化し、加工食品等の輸出拡大を図るため、食品産業の課題解決の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 加工食品国際標準化緊急対策 55百万円

輸出先国で認められている食品添加物の代替利用を促す**早見表の作成等**、**賞味期限延長・輸出先国の規制対応等**のための勉強会や包材等の切替・機械導入等の国際標準化に向けた取組を支援することで、加工食品の輸出を促進します。

2. JAS・食品安全マネジメントの普及対策 73百万円

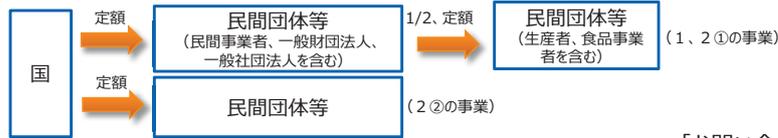
① 有機JAS普及対策事業

有機JASの運用改善（リモート調査の導入や使用可能資材リストの公表等）による負担軽減に向けて、**有機JAS認証取得や有機JAS資材リストへの登録をモデル的に支援**するとともに、認証件数の増加に資する、登録認証機関の**検査員の拡充やスキル向上に向けた取組**を支援します。

② 食品安全マネジメントの導入推進支援

食品事業者における食品安全マネジメント（FSM）の理解を促進し、合わせて輸出食品の製造事業者として心得ておくべき安全・品質管理に係る各種取組（フードディフェンス等）の理解を深めるための**研修の実施**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<加工食品国際標準化緊急対策>

国際標準化に向けた取組を支援

賞味期限延長や輸出先国における規制等への対応が必要



- ① 早見表の作成
- ② 勉強会の開催
- ③ 包材等の切替・機械導入等

<有機JASの普及対策>

認証取得支援

資材リスト登録支援

検査員研修・リモート調査導入支援



<食品安全マネジメントの導入推進支援>

FSM導入・向上等に向けた支援



世界標準のFSMを導入し、販路の拡大につなげる

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-7180）⁴

農産物等輸出拡大施設整備事業

【令和6年度補正予算額 5,500百万円】

<対策のポイント>

国産農産物等の輸出の拡大に必要な**集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出対応型施設の整備

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農産物の輸出促進の取組に必要な**輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備**を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場等の整備

生鮮食料品等の輸出促進を図るため、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する**施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設（CA貯蔵[※]施設等）



長期間品質を維持することで、輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

※ 貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法

コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保

【お問い合わせ先】 (1の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
加工食品クラスター輸出緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 401百万円】

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、輸出人材の確保や販路開拓等単独での輸出の取組を行うことが困難です。このため、多様な商品について地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等を支援します。

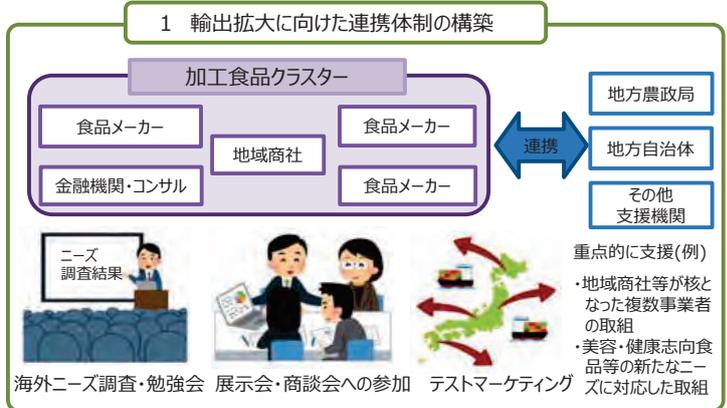
2. 輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等

輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用を支援します。

3. 加工食品クラスター組成・育成・輸出事業計画の策定支援等

1、2による取り組みの管理や遂行のサポート、輸出事業計画の策定支援等を行います。

<事業イメージ>

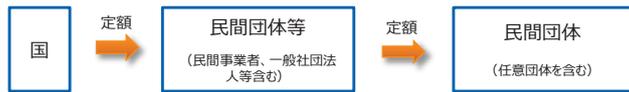


2. 現地ニーズに対応するための機械の導入等



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2068)

<事業の流れ>



グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
JAS等の国際標準化支援・商標登録応答等業務

【令和6年度補正予算額 52百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出力強化に向け、日本の事業者が世界で活躍しやすい環境を作るために、JAS等の国際標準化を加速するための活動を支援します。また、海外におけるJASの信頼性維持のため、JASマークの商標登録等を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

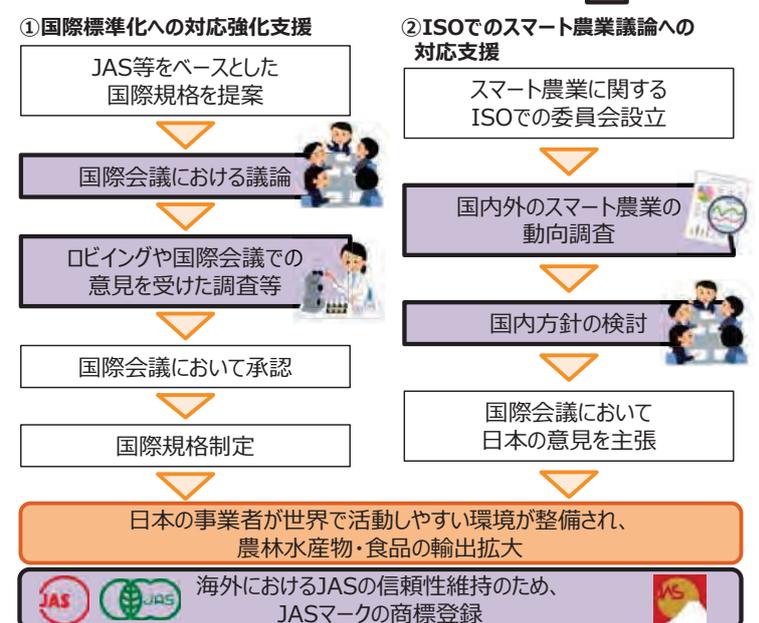
1. JAS等の国際標準化に対する支援 42百万円

- 国際標準化への対応強化支援
これまでのJAS等の国際標準化に向けた支援の成果を活かしつつ、国際標準化を加速化させるため、国際規格への提案に至ったJAS等が、着実に国際標準となるよう、ロビイング活動や国際会議での他国からの意見を受けて回答・反論していくための新たなデータ収集等の活動を支援します。
- ISOでのスマート農業に関する議論への対応支援
国際標準化機構（ISO）に設置されたスマート農業に関する委員会での議論に先手を打った対応を実施していくため、国外も含めたスマート農業に関連する規格化・標準化の動向やその中の日本の強みを調査・把握し、対応方針を検討します。

2. JAS商標登録応答等業務 10百万円

海外におけるJASの信頼性維持のため、JASマークの商標登録出願を行った国・地域において、知財当局の拒絶理由通知に速やかに対応し、JASマークの商標登録を実現するとともに、登録が完了した国・地域において登録維持に必要な相手国知財当局への手続等を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 (03-6744-2096)

卸売市場施設の防災・減災対策

【令和6年度補正予算額 229百万円】

<対策のポイント>

災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、**防災・減災対応を行うための施設整備を支援**します。

<事業目標>

災害時に各都道府県の主要な卸売市場が業務を停止し、食料の安定供給ができなくなるリスクを回避

<事業の内容>

都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対応を行うための以下の施設整備を支援します。

1. 災害発生リスクがある地域からの移転

大雨や高潮等による浸水想定地区から高台等への移転再整備を支援します。

2. 施設の耐震化、耐水化、耐風化対策

施設の耐震補強、風水害を回避するための高上げ、補強等の整備を支援します。

3. 非常用電源施設、非常用燃料ストック施設 等

非常用発電機、発電機用燃料タンク等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(卸売市場の被災)



大雨による浸水被害(荷捌場)



台風による浸水被害(売場内部)



地震による施設被害

(防災・減災対策)



浸水のおそれのある現在地から移転



耐水化、耐風化



耐震化

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059) 8

経済的に困窮している者、買物困難者の食品アクセスの確保

【令和6年度補正予算額 1,473百万円の内数】

<対策のポイント>

経済的に困窮している者や買物困難者への多様な食料の提供に向けて、**地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・子ども食堂等の取組、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援**します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加 等

<事業の内容>

1. 食品アクセス確保緊急支援事業

500百万円

① **円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援**
円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援**します。

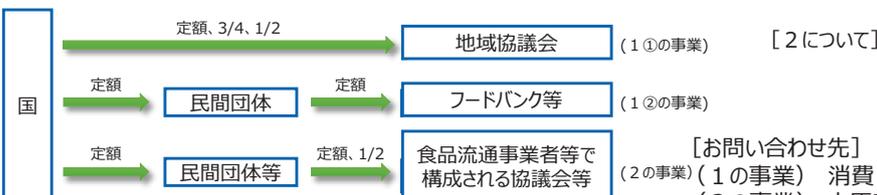
② **フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた支援**
地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンクや子ども食堂等の立上げを支援**するとともに、**それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります**。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業

973百万円の内数

食品流通事業者等の関係者が取り組む買物困難者の**食品アクセスの確保につながる取組**のほか、ラストワンマイル配送等に**必要な設備・機器等の導入等を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

[1①について]



[1②について]



【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2389) 9

食品ロス削減緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 290百万円】

<対策のポイント>

事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品企業による未利用食品の寄附促進を図るための物流事業者等との連携や、DX推進のほか、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証等を支援します。

<事業目標>

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

1. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

130百万円

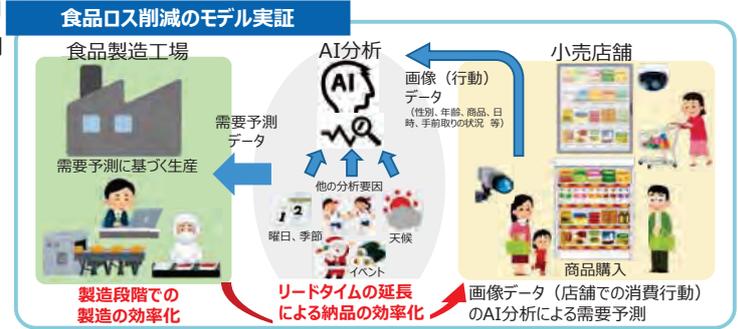
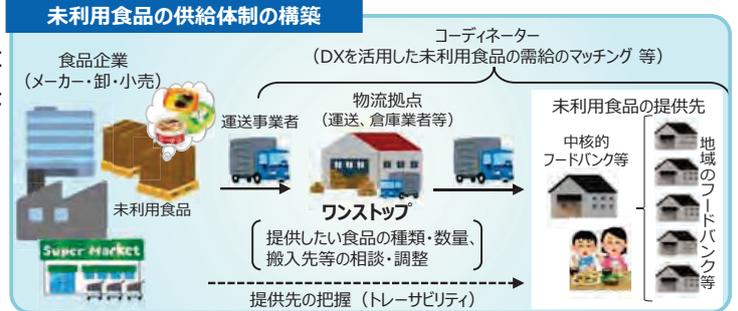
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

2. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

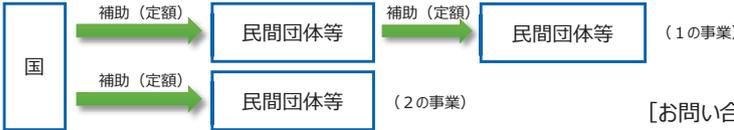
160百万円

食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証に対する支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2051）

円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策事業

【令和6年度補正予算額 600百万円】

<対策のポイント>

原材料価格やエネルギーコストの上昇等による食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等に向けて、合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築や消費者への理解醸成を図る関係者の取組を後押しします。

<事業目標>

消費者等の理解醸成を図り、関係者が価格転嫁を進めやすい環境を整備

<事業の内容>

1. 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査

- ① 食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築に向け、コスト指標の作成や消費者の理解醸成を促進するため、農産物や食品を対象に、食料システムの各段階のコスト構造や取引価格の調査等を行います。
- ② コストの上昇分の価格転嫁の状況、価格交渉や契約における課題等について、食料システムの関係者を対象に、取引実態調査等を行います。

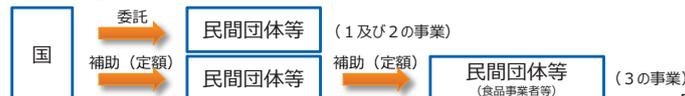
2. 消費者等の理解醸成のための広報

円滑な価格転嫁に向けて、食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信し、消費者や事業者の理解醸成を図ります。

3. コスト指標の活用等に関する実証

- ① コスト指標の活用に関する実証
コスト指標を活用した取引を定着させるため、コスト指標の作成やその活用方法等の検討・実証を支援します。
- ② 食品事業者等による消費者の理解増進に関する実証
コスト上昇の背景等への消費者の理解促進のために、食品事業者等が行う情報発信による購買行動の変化の検証等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ（03-3502-5742）

農林水産物・食品の輸出促進のうち
フードテック支援対策

【令和6年度補正予算額 181百万円】

<対策のポイント>

環境保護等を見据えた持続可能な食料供給体制の必要性や、食に求めるニーズの多様化などを背景に、世界的にフードテックビジネスが拡大する中、日本においても、新技術を活用した事業を創出し、国内外への展開を加速化していく必要があるため、**フードテックを活用したビジネスモデルの実証に対する支援**を実施します。

<事業目標>

フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

1. ビジネスモデル実証事業の支援

国内の食品事業者等による社会課題の解決につながるフードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組を支援します。

2. 横展開に向けた情報発信等

1. の取組により実証された内容の横展開及び消費者への普及促進を図るため、実証成果をとりまとめたウェブページ等の成果物の作成、セミナーの開催のほか、大阪・関西万博の機会を活用した情報発信等の取組を支援します。

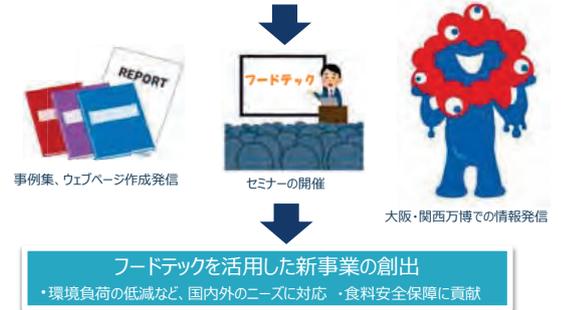
<事業イメージ>

ビジネス実証



事業戦略検討、試作品製造、マーケティングリサーチ、商品デザイン、テストマーケティング、販路確保、原材料確保

情報発信



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ (03-6744-7181)12

新市場開拓プロジェクト事業のうち
日本発フードテックの海外展開支援事業

【令和6年度補正予算額 20百万円】

<対策のポイント>

世界でフードテックビジネスが拡大する中、日本発フードテックを活用した商品・サービスのビジネスモデルの海外展開の加速化を図るため、**フードテックに取り組み国内スタートアップ・中小企業等と新規ビジネスモデルを求める海外企業や投資家等とのマッチングを促進**し、新たな海外市場の創出及びビジネス展開に繋がる取組を支援します。

<事業目標>

○ フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

● 日本発フードテックの海外展開支援事業

20百万円

フードテックに取り組む国内スタートアップ企業等に対し、海外フードテックイベントへの出展支援の他、新規ビジネスモデルを探している海外企業や投資家、協業先とのマッチングの機会を設ける取組を支援します。

国内においても、海外企業や投資家、フードテックの潮流に詳しい専門家等をイベントに招へいし、地方のフードテックを活用する中小企業の技術の掘り起こしを行い、日本発フードテックの海外展開に繋がる機運を高めるための取組を支援します。

<事業イメージ>

(日本発フードテックの例)



規格外や生産余剰、残渣として捨てられている農作物をパウダー化して再生し、新たな食品原料として活用する技術

未利用バイオマスを酵素で分解し、糖や酵母、乳酸菌などの微生物を活用し、機能的に期待されるターゲット成分を主成分として含む食品素材を開発

主原料に薄粉粉やにがりを使用、発酵技術を活用してコクを表現した美味しいプラントベース食品を実現する植物性卵原料

環境負荷の少ない陸上養殖・海面栽培で生産した海藻の新しい食べ方の提案



海外フードテックイベントを活用した日本発フードテックの積極的な発信

<事業の流れ>



展示会・イベントを活用し、現地ニーズにあった日本発フードテックの積極的な発信

国内フードテック企業と海外企業や投資家とのマッチングの促進
 新たな海外市場の創出及びビジネス展開

国内中小企業等の技術の掘り起こしと海外展開に繋がる取組への支援

【お問い合わせ先】新事業・食品産業部新事業・国際グループ (03-6744-2352)

<対策のポイント>

外食産業における、人手不足や低い労働生産性、カスタマー・ハラスメント対策、高齢者や障害者等も手軽に飲食店を利用できるノーマライゼーション化といった課題に対し、外食産業が将来にわたり持続的に発展していくための取組を進めるため、業界行動計画やガイドライン等を策定します。

<事業目標>

外食産業における持続的な発展

<事業の内容>

1. 外食産業における人手不足対策

外食産業における人手不足や低い労働生産性を改善するため、自動化技術や業務効率化システム等の利用拡大に向けた外食産業の業界行動計画を策定します。

2. 飲食店における迷惑行為対策

飲食店におけるカスタマー・ハラスメント対策ガイドラインの策定や周知・説明会を開催します。

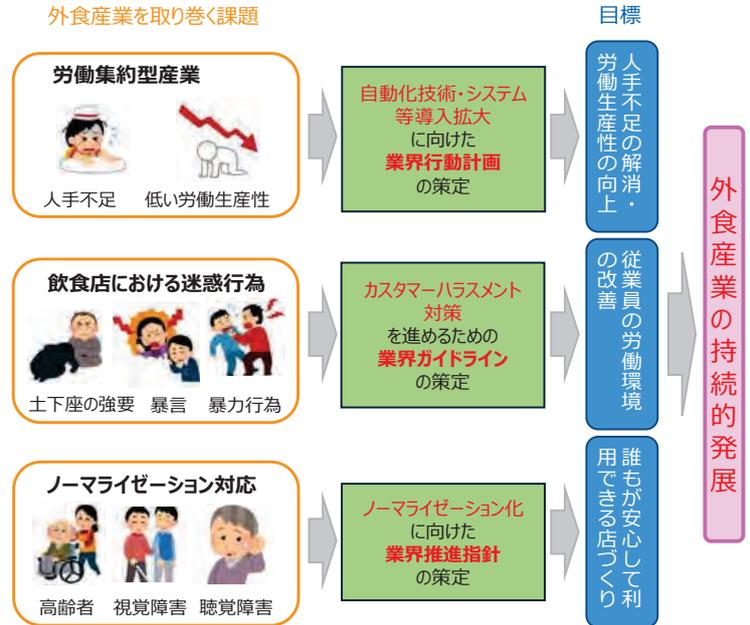
3. 外食産業ノーマライゼーション化の推進

外食産業における高齢者や障害者等に配慮した環境づくりを進めるための外食産業の業界推進指針を策定します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2053) 14

持続的な食料システムの確立

<対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。また、食品企業による産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数 (94件 [令和11年度まで])
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数 (9件 [令和9年度まで])

<事業の内容>

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 56 (-) 百万円
【令和6年度補正予算額】55百万円

地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援します。

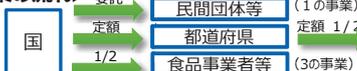
2. 地域型食品企業等連携促進事業 66 (-) 百万円
【令和6年度補正予算額】45百万円

- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業や農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援します。
- ② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。

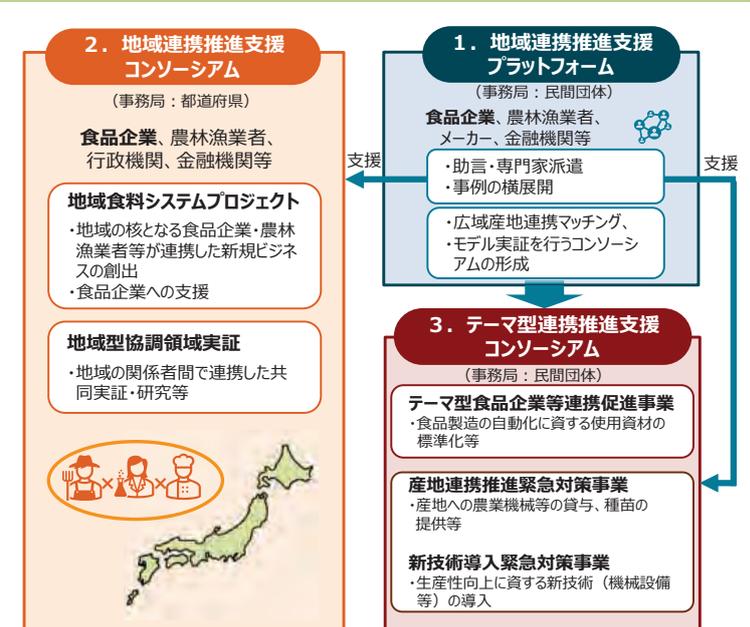
3. テーマ型連携推進支援 23 (-) 百万円
【令和6年度補正予算額】4,621百万円

- ① テーマ型食品企業等連携促進事業
自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。
- ② 産地連携推進緊急対策事業
産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取引量増加に伴う機械設備等の導入等を支援します。
- ③ 新技術導入緊急対策事業
産地と連携した食品企業の生産性向上に資する新技術の導入を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】(1, 2の事業)新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063) (1, 3の事業) 食品製造課 (03-6744-2089) 15

持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120（150）百万円】
（令和6年度補正予算額 2,973百万円）

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

1. 持続可能な食品等流通対策事業 120（150）百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要となる設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業 973百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要となる設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2の①事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（2の②事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）16

<事業イメージ>



食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年度まで]） 等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
 - ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
 - ③ デジタル化・データ連携の強化
 - ④ 品質・衛生管理の高度化
 - ⑤ 分荷機能の強化
 - ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
 - ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化
- 等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドック Shelter



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置

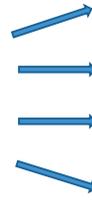
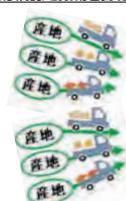


加工処理施設



非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）17

新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援

【令和7年度予算概算決定額 104 (60) 百万円】

<対策のポイント>

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決やフードテック等の新技術の活用による新事業の創出に向け、官民連携の場や協議会の運営による課題解決策の検討及び知見の共有、実態把握の調査や実証の取組の支援を行います。

<政策目標>

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100% [2030年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

1. サステナビリティ課題解決支援事業 51 (一) 百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、官民が連携して個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、以下の活動を行います。

- ① 関係者が参画する官民連携の場の構築
- ② 企業の取組状況等に関する調査

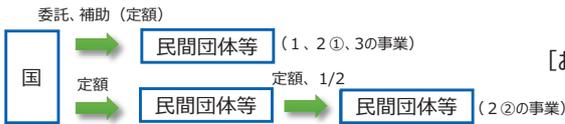
2. フードテック支援事業 46 (50) 百万円

- ① フードテック官民協議会の運営
フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する官民協議会の運営等により、フードテック等の新技術について、協調領域での課題解決や企業間連携・協業の促進等を行います。
- ② フードテックビジネス実証事業
食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証や、実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援します。

3. 加工食品の国際標準化事業 7 (9) 百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

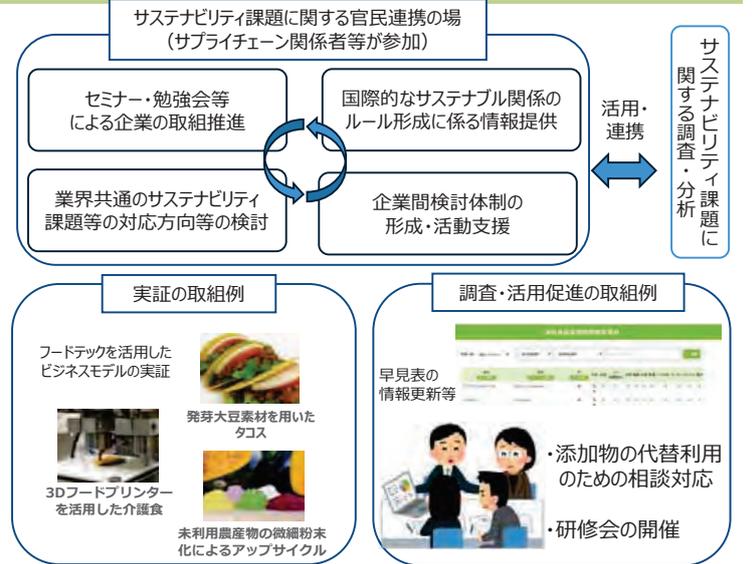
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)	新事業・食品産業部企画グループ	(03-6744-2065)
(2の事業)	新事業・国際グループ	(03-6744-7181)
(3の事業)	食品製造課	(03-6744-2068)18

<事業イメージ>



食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

【令和7年度予算概算決定額 65 (76) 百万円】

【令和6年度補正予算額 290百万円】

<対策のポイント>

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン [2030年度まで]）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減 [2040年まで]

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業 43 (52) 百万円

- ① 食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。
- ② 企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容を公表する仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. 食品ロス削減緊急対策事業 【令和6年度補正予算額】290百万円

- ① 食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。
- ② 食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。

3. 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 22 (25) 百万円

食品産業における業界設計ガイドライン策定及び3R+Renewableの取組等や、消費者の環境に配慮した行動を促進する取組、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

<事業イメージ>



大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2051)19

<対策のポイント>

原材料価格やエネルギーコストの上昇等による**食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁**等に向けて、**合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築や消費者への理解醸成**を図る関係者の取組を後押しします。

<事業目標>

消費者等の理解醸成を図り、関係者が価格転嫁を進めやすい環境を整備

<事業の内容>

1. 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査

- ① 食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築に向け、コスト指標の作成や消費者の理解醸成を促進するため、農産物や食品を対象に、**食料システムの各段階のコスト構造や取引価格の調査等**を行います。
- ② コストの上昇分の**価格転嫁の状況、価格交渉や契約における課題等**について、食料システムの関係者を対象に、**取引実態調査等**を行います。

2. 消費者等の理解醸成のための広報

円滑な価格転嫁に向けて、**食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等について情報発信**し、消費者や事業者の理解醸成を図ります。

3. コスト指標の活用等に関する実証

- ① コスト指標の活用に関する実証
 コスト指標を活用した取引を定着させるため、**コスト指標の作成やその活用方法等の検討・実証**を支援します。
- ② 食品事業者等による消費者の理解増進に関する実証
 コスト上昇の背景等への消費者の理解促進のために、**食品事業者等が行う情報発信による購買行動の変化の検証等**を支援します。

<事業イメージ>

1 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査



- ① コスト構造や取引価格の調査等
- ② 価格転嫁状況等の取引実態調査等

2 消費者等の理解醸成のための広報



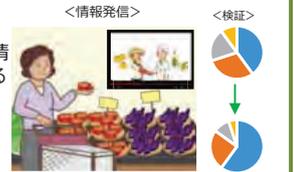
食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造及びその背景事情等の情報発信

3 コスト指標の活用等に関する実証

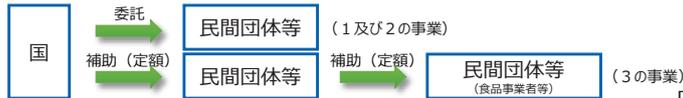
- ① コスト指標の作成やその活用方法等の検討・検証



- ② 食品事業者等が行う情報発信による購買行動の変化の検証等



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-3502-5742)